

中国制度情報調査報告書

2006 年 3 月

財団法人 日中経済協会

森・濱田松本法律事務所北京事務所

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

目 次

<u>I 制度情報</u>	3
<u>制度情報（2005年4～5月）</u>	4
<u>制度情報（2005年6～7月）</u>	16
<u>制度情報（2005年8～9月）</u>	29
<u>制度情報（2005年10月～11月）</u>	44
<u>制度情報（2005年12月～2006年1月）</u>	60
<u>制度情報（2006年2月～3月）</u>	69
<u>II 法令和訳</u>	84
<u>公務員法</u>	85
<u>会社法</u>	105
<u>個人所得稅法</u>	150
<u>建築法（改正意見募集稿）</u>	155
<u>税収徵收管理規則（試行）</u>	180
<u>保税区及び保税物流園区の貿易管理に関する問題についての通知</u>	196
<u>東北地区旧工業基地の対外開放のさらなる拡大促進に関する実施意見</u>	198
<u>国務院による節約型社会建設を適切に行うための直近の重点活動に関する通知</u>	204
<u>国務院による「産業構造調整促進暫定規定」の公布・実施に関する決定</u>	213
<u>産業構造調整促進暫定規定</u>	214
<u>産業構造調整指導目録（2005年版）</u>	223

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

I 制度情報

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

制度情報（2005年4～5月）

一 全人代レベル

1 公務員法

(全国人民代表大会常務委員会 2005年4月27日公布、2006年1月1日施行)

本法第2条によると、本法にいう公務員とは、「法に基づき公職を履行し、国家行政編制に編入され、国家財政が給与福利を負担する業務職員を指す。また、第3条1項によると、公務員の義務、権利及び管理につき、本法が適用される。

本法は、公務員の条件及び権利義務、職務及び級別、採用・審査、任免、昇格及び降格、賞罰、訓練、人事異動及び回避、給与及び厚生福利、辞・退職、定年、不服申立、契約公務員、罰則等の事項を定める。(全18章107条)

2 「香港特別行政区基本法」第53条第2項に関する解釈

(全国人民代表大会常務委員会 2005年4月27日公布、同日施行)

香港特別行政区行政長官が就任してから満5年の任期を迎える前に行政長官のポストが空席となったことについて、新しい行政長官の任期はもとの行政長官の残余任期とする。2007年以降に「香港特別行政区行政長官の選出方法」が改正された場合は、その時点で行政長官のポストが空席となった場合は、新しい行政長官の任期は改正後の行政長官の具体的な選出方法に基づき確定する。

二 国務院レベル

1 商業詐欺取締特別運動の展開に関する通知

(国务院弁公庁 2005年3月30日公布、同日施行)

国务院は約1年間かけて商業詐欺取締特別運動を展開すると通知した。取締の重点は、虚偽・違法広告、違法医療行為及び商業貿易活動における詐欺行為を取り締まることである。

2 国務院による2005年の経済体制改革を深化させることに関する意見

(国务院 2005年4月4日公布、同日施行)

本意見は、国务院が10の方面から中国経済体制改革を深化させることを規定する。このうち、対外経済体制改革の面における内容には次のようなものがある。税関の管理体制を改革し、港湾・空港の通関業務効率向上をめざすプロジェクト「大通関」の確立を加速させる。管理方式の刷新を急ぎ、対外貿易経営権の開放後の対応規則を整備し、外商投資管理体制を改善する。さらに「外商投資産業指導目録」及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」をさらに改善する。海外進出の管理体制を改善する。「国外投資管理条例」を公布する。WTO加盟後の過渡期に対応できるメカニズムの確立を急ぐ。

3 建設部等の部門による住宅価格を安定化させる業務に関する意見を転送することについての通知

(国务院弁公庁 2005年5月9日公布、同日施行)

本通知は、各地区、各部門に対して、不動産投資規模の過大化、価格上昇幅の急騰等の問題を解決し、マクロコントロール強化の重要な任務とするよう要求する。また需要供給バランスを整え、不動産投機を抑制し、不動産投資を管理し、一般商品住宅及び経済適用住宅の建設を奨励し、住宅消費を適切に導き、住宅価格の安定化と不動産産業の健全な発展を促すよう求める。

三 中央行政部門レベル

1 薬品登録管理規則

(国家食品薬品監督管理局 2005年2月28日公布、2005年5月1日施行)

本規則は、中国国内における薬物臨床試験の実施、薬品の生産又は輸入、関連の薬品登録検査及び監督管理に対して全面的な規定を設ける。本規則に定める薬品登録とは、当該管理局が薬品登録申請者の申請に基づき、法定手続に従い、市場販売を予定する薬品の安全性、有効性及び品質コントロール等について系統立てて評価し、かつその申請に同意するか否かを決定する認可過程を指す。これに伴い「薬品登録管理規則（試行）」は廃止する。

（全16章211条）

2 「映画企業経営資格参入暫定規定」の補充規定

(商務部、国家ラジオ映画テレビ総局 2005年3月7日公布、2005年5月8日施行)

本補充規定は、CEPAの規定に基づき、香港及びマカオのサービス提供者が大陸の主管部門の認可を経た後に、大陸において試験的に独資会社を設立して国産映画フィルムを配給することを許可する。配給会社の登録資本は、100万人民元を下回ってはならない。

3 「外商投資映画館暫定規定」の補充規定

(商務部、文化部 2005年4月8日公布、2005年5月8日施行)

本補充規定は、CEPAの規定に基づき、香港及びマカオのサービス提供者が大陸に合弁、合作又は独資形態により映画館を建設、改造及び経営することを許可する。

4 商務部によるフランチャイズ管理活動を強化することに関する通知

(商務部 2005年3月10日公布、同日施行)

本通知は、2005年2月1日より施行された「商業フランチャイズ管理規則」の執行を徹底することを要求するもので、分類指導を堅持し、フランチャイズ活動に対する監督管理を強化し、フランチャイズ展示会を規律し、展示会を利用した商業詐欺を防止し、業種別

協会の機能を十分に發揮できるようにし、業種別の自律を強化する。

5 外商持分、外商独資旅行社設立暫定規定（2005年改正）

（国家旅行局、商務部 2005年3月17日公布、同日施行）

本規定において、WTOの約束に基づき、外商投資旅行会社の登録資本金を250万人民元に引下げ、かつ外商持分、外商独資旅行会社の設立地における規制を撤廃する。

6 技術輸入企業所得税減免認可手続に関する通知

（国家稅務總局、商務部 2005年3月17日公布、同日施行）

本通知は、中国の企業（内資企業、外商投資企業）に技術提供を行う外国企業に対する減免税に関する規定である。本通知では、技術輸入にかかるロイヤルティーの企業所得税の減免税は、国家稅務總局に申告し、認可を得なければならないと定める。また、技術輸入契約において次の事由がある場合、いずれも税法に定める「条件優遇」とはみなさず、原則として減免税の適用を勧めない。①制限類技術を輸入する場合。②契約の条項に著しい制限性条項等が「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の内容に違反する場合。③ランニングロイヤルティーの料率が5%を超える場合。

本通知は技術輸入企業所得税減免の適用条件及び手続等を明確にしたという点において、外国企業及び（技術受領者・ロイヤルティー支払者ないし源泉徴収義務者としての）外商投資企業に対して一定の指針を示した通知といえる。特に、減免税の条件として、「技術輸出入管理条例」の規定遵守のほか、ロイヤルティー料率の上限を設定した点は、実務上注意が必要と思われる。

7 外商投資企業の出資及び清算の具体的応用問題に関する國務院法制弁公室の回答書

（國務院法制弁公室（商務部の転送による公布） 2005年3月18日公布、同日施行）

本回答書は、外商投資企業の出資及び清算に関する5つの法律条文適用問題について回答する。即ち、①中外合弁企業各出資者が自己名義でローン等の形式で調達した資金が「自身が所有する現金」にあたるか否か、②出資金払込み義務違反の認定方法、③企業意思決定権の意味、④法に定められた清算期間を超えて提出された清算報告の法的効力、⑤清算期間中における経営活動の範囲である本回答書は、商務部の解釈伺い書に対する解釈意見であるが、残念ながら③と⑤については明確な見解を示さなかったため、これらの問題は依然としてあいまいなまま残っている。

中国では、外商投資企業に関連する法令に内容が不明確で、実務における運用が問題になる規定がまだ数多く存在していると言わざるを得ない。かかる問題について、今回のような方法をもって、積極的且つ迅速に解決していくことが期待されるのであろう。

8 國家級經濟技術開発区がさらに発展レベルを高めることを促進することに関する若干

意見

(商務部、国土資源部、建設部 2005年3月21日公布、同日施行)

国家級経済技術開発区の過去十数年間における発展業績を評価すると同時に、さらなる発展の指導的思想及び目標を提示し、かつ組織的な指導業務を強化するよう要求する。

9 商務部による外商投資非商業企業の販売経営の範囲追加にかかる関連問題に関する通知

(商務部 2005年4月2日公布、同日施行)

本通知は、外商投資非商業企業が販売経営範囲を追加する場合、各企業投資者は法に基づき企業の契約、定款を修正し、申請表に記入し、企業の経営範囲拡大に関する関連法定手続に従い申請し、かつ外商投資企業の認可証書を交換、受領しなければならない。申請の際、具体的な販売方式（卸売、小売、コミッション代理）を明確にし、かつ取扱商品目録リストを届出なければならないと定める。また、代理経営範囲の追加を申請し、かつ小売店舗を開設する場合、又は新たに設立する外商投資企業の経営範囲に非自社製品の販売業務を含む場合は、いずれも「外商投資商業分野管理規則」の関連規定に基づき審査しなければならない。フランチャイズ経営に従事する場合は、「商業フランチャイズ管理規則」に基づき審査しなければならない。本通知は、非生産性企業が販売経営範囲を追加する場合の申請及び手続、並びに販売経営範囲の記載方法を明確にすると同時に、販売の収入が30%を超える企業は生産性企業とみなさないと明確に規定した点で、実務的に重要な意義を有すると言える。

10 電子認証サービス暗号管理規則

(国家密碼管理局 2005年4月1日公布、同日施行)

本規則は、「電子署名法」及び「商用暗号管理条例」に基づき、電子認証サービス提供者の暗号使用行為を規律するために制定する。電子認証サービス提供者が暗号技術を採用し、社会公衆に第三者電子認証サービスのシステムを提供し、商用暗号を使用させ、かつ法に基づき「電子認証サービスの暗号使用許可証」を申請しなければならない。また、具体的な申請条件、手續及び関連の監督管理について規定する。

11 税關輸出加工区貨物出区再加工結転管理規則

(税關總署 2005年3月21日公布、2005年5月1日施行)

輸出加工区貨物出区再加工結転とは、区内の加工企業が「税關の輸出加工区監督管理に対する暫定規則」の関連規定に基づき通関手続を行い、当該企業が加工生産する製品を直接に又は保税倉庫企業を通してその他の輸出加工区、保税区等の税關特種管轄区域内及び区外の加工貿易企業に転入し、さらに加工した後に再度輸出する経営活動を指す。本規則では、区内の加工企業が実質的な加工をしない保税部品は、区を移して（中国語は「出区」）

再加工結転を行ってはならないと規定する。さらに、輸出加工区貨物出区再加工結転の条件、関連手続及び具体的な監督管理等の問題について全面的に規定する。

12 輸入自動車部品による完成車の特徴構成についての審査規則

(税関総署 2005年3月28日公布、2005年4月1日施行)

「自動車産業発展政策」及び「完成車の特徴を構成する自動車部品輸入管理規則」に基づき、完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理指導班弁公室を設立する。本規則の制定により、審査規則及び審査基準を明確にし、審査業務を配置し、調和し、指導する。完成車特徴国家専門審査センターは税関総署の委託を受け、本規則に基づき、輸入自動車部品の完成車特徴の審査を具体的に実施の責任を負う。

13 税関による通関単位の登録登記管理規定

(税関総署 2005年3月31日公布、2005年6月1日施行)

本規定にいう通関単位とは、本規定に基づき税関に登録登記する通関企業と輸出入貨物の荷受人又は荷送人を指す(第8条)。また、通関企業とは、本規定に基づき税関に登録登記が認められ、輸出入貨物の荷受人又は荷送人の委託を受け、輸出入貨物の荷受人又は荷送人の名義又は自己の名義にて、税關おいて通関業務を代理で行い、通關サービスに從事する中国国内の企業法人を指す(第8条2項)。

本規定は、通關企業の登録登記の審査認可条件及び手続、通關企業の税關区域を跨る支店等の登録登記手續、通關企業登録登記の変更、更新及び取消、並びに通關単位の登録登記手續、変更及び取消、通關単位の職責及び義務、罰則等を定める。(全7章57条)

14 証券先物業情報安全保障管理暫定規則

(証券監督管理委員会 2005年4月8日公布、同日施行)

本規則は、証券先物情報安全管理制度及び運用メカニズムを確立、健全化し、投資者の合法的権益を保護するために制定する。本規則は、安全職責の区分、安全目標及び基本原則、安全保障の要求等の面から、証券先物業情報安全保障管理制度について具体的な規定を設ける。

15 管理者への企業国有財産権の譲渡に関する暫定規定

(国务院国有資産監督管理委員会 2005年4月11日公布、同日施行)

本規定にいう管理者とは、譲渡の対象企業及び対象企業の国有財産権を直接又は間接に保有する企業の担当責任者及び他の管理グループメンバーを指す。「管理者への企業国有財産権の譲渡」(以下「当該譲渡」という)とは、管理者又は管理者が直接又は間接に出資する企業に譲渡する行為を指す。

本規定は、当該譲渡の条件及び手続、当該譲渡を行ってはならない管理者及び国有企業、主管部門による監督管理及び罰則等の事項を定める。(全 16 項)

16 國際道路運輸管理規定

(交通部 2005 年 4 月 13 日公布、2005 年 6 月 1 日施行)

本規定における国際道路運輸には、国際道路旅客運輸及び国際道路貨物運輸が含まれる。本規定は、国際道路運輸の営業許可、運営管理又は通行許可証の管理等の面から、企業の国際道路運輸の営業活動について具体的に定めるほか、関係する監督検査及び法律責任についても明確に定める。

17 教育行政許可の実施に関する若干規定

(教育部 2005 年 4 月 21 日公布、2005 年 6 月 1 日施行)

本規定は、教育行政部门が制定する規則及び規範文書において行政許可を設定してはならないことを定めるほか、教育行政部门が法定行政許可項目の担当機関、連絡先電話番号等を公開しなければならず、教育行政部门の行政許可手續が規定に従って告知義務を履行しなければならないと要求する。また、本規定は、教育行政許可の監督検査制度についても具体的に定める。

18 在中国外資銀行の保険会社株券資産受託管理業務従事の市場参入許可手續に関する公告

(中国銀行業監督管理委員会 2005 年 3 月 14 日公布、同日施行)

この公告は、保険会社の株券資産受託管理業務の従事を申請する銀行が、関連規定に基づいて、その所在地にある銀監会派出機関に記録を申請することができることを定める。記録の際の提出書類は、次のとおりである。①外資銀行の本部が授権する契約担当者の署名のある申請書。②開設業務試案の詳細な紹介。また、この公告は、銀監会派出機関が申請資料を受領した日から 5 日以内に一度、申請者に対して補正すべき内容を全て告知し、かつ全て揃った申請資料を受領した日から 3 か月以内に記録を認可するか否かを決定し、申請人に書面で回答し、同時にその写しを銀監会に提出することを定める。

19 貸付資産証券化試行管理規則

(中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会 2005 年 4 月 21 日公布、同日施行)

中国国内において、銀行業金融機関が発起機関（オリジネーター）として、貸付資産を受託機関に信託し、受託機関が資産担保証券（ABS）の形式によって投資機関に受益証券を発行し、当該資産により発生する現金を以て資産担保証券の収益を支払うという仕組みの融資活動につき、本規則が適用される（第 2 条 1 項）。受託機関は、本規則及び信託契約の約定に基づき、貸付サービス機関（サービサー）、資金保管機関、証券登録委託管理機関

及びその他の証券化に対しサービスを提供する機関に相応する職責を履行するようそれぞれ委託しなければならない（第2項2項）。また、資産担保証券は、特別目的信託受託機関により発行され、特別目的信託の信託受益持分を表章するが（第3条1項）、その発行と取引は、全国銀行間債券市場において行われるものとされる（第3条2項）。本規則は、貸付資産証券化発起機関と受託機関との信託契約、特別目的信託受託機関の資格及び職責、貸付サービス機関の職責及びサービス契約、資金保管機関の職責及び資金保管契約、資産担保証券の発行及び取引、情報開示、資産担保証券所持者の権利及びその行使等を定める。

（全9章61条）

20 銀行カード産業の発展の促進に関する若干意見

（中国人民銀行、発展改革委員会、公安部、財政部、情報産業部、商務部、税務総局、銀監会、外貨局 2005年4月24日公布、施行）

この意見は、当該9つの部及び委員会が、中国の銀行カード産業の発展及び拡大を推進することを定め、共同で公布する。この意見は、次の8方面から銀行カード産業の発展戦略を提案する。①法律の体系を整え、良い制度環境を作る。②需要に応じて、銀行カードの種類及び機能を整える。③市場の迅速かつ健全な発展を促進し、受理範囲を拡大する。④市場化競争を奨励し、サービス意識を向上させる。⑤インターネット常時接続の範囲を拡大し、ネットワークの実行効率を向上させる。⑥銀行カードのリスクマネジメントを強化し、リスクヘッジシステムを建設する。⑦産業を激励する政策を制定し、産業支持力を拡大する。⑧銀行カードの宣传教育を強化する。

21 全国銀行間債券市場金融債発行管理規則

（中国人民銀行 2005年4月27日公布、2005年6月1日施行）

本規則にいう金融債とは、法に基づいて中国国内に設立する金融機関法人（政策性銀行、商業銀行、企業集団財務会社及びその他の金融機関を含む）が、全国銀行間債券市場で発行する、約定に基づいて元本を返し利息を支払う有価証券を指す。この規則は、中国人民銀行の審査認可を受けなければ、いかなる金融機関であっても勝手に金融債を発行できないことを定める。また、本規則は、申請及び審査認可、金融債の発行、登録、受託管理及び現金化、並びに関連情報の開示等について、詳細に定める。

22 コマーシャルペーパー（原文は「短期融資券」）管理規則

（中国人民銀行 2005年5月23日公布、同日施行）

本規則は、中国国内の法人格を有する非金融企業が、国内において発行するコマーシャルペーパーに適用される（第2条）。「コマーシャルペーパー」とは、銀行間債券市場で発行し取引され、且つ一定の期限内での元利返済を約束した有価証券を指す（第3条）。

本規則は、コマーシャルペーパーの発行、登記、委託管理（第二章）、取引、決算、支払（第三章）、情報開示（第四章）、監督管理（第五章）について詳細に定める。（全6章41条）

23 環境保護法規制定手続規則

（国家環境保護総局 2005年4月25日公布、同日施行）

本規則にいう「環境保護法規」とは、国家環境保護総局が制定する以下の規範文書を指す。

- ① 全国人民代表大会の関係機関が委託に基づいて起草する、環境保護法律の草案。
- ② 国務院に送り、その審査に付す環境保護法律又は行政法規の草案。
- ③ 環境保護部門の規則。

本規則は、その発案、起草、審査、及び国務院の審査、決定、公布、報告・記録、解釈等の各プロセスについて、環境保護法規の制定手続を定めるものであり、かつその他の部門法規が募集する意見書の処理に関しても明確に定めるものである。

24 インターネット著作権行政保護規則

（国家版権局、情報産業部 2005年4月30日公布、2005年5月30日施行）

本規則は、インターネット情報サービス活動においてインターネットコンテンツ提供者（以下「コンテンツ提供者」という）の指示に従い、インターネットを通じて自動的に作品、録音・録画製品等のコンテンツのアップロード、保存、リンク又は検索等の機能を提供し、かつ保存又は受送信されるコンテンツについていかなる編集、修正又は選択も行わない行為に適用される（第2条）。本規則は、インターネット情報サービス活動における各当事者の権利・義務、著作権行政管理部門による監督管理及び罰則等について定める。（全19条）

25 マネーマーケットファンド（原文は「貨幣市場基金」）の投資等の関連問題に関する通知

（証監会 2005年3月25日公布、施行）

この通知は、マネーマーケットファンドの投資を規範化し、ファンド持分保有者の合法権益を保護するためのものであり、マネーマーケットファンド投資における技術的な問題に関して、詳細に定めている。

26 企業所得税管理強化の若干問題に関する意見

（国家税務総局 2005年3月29日公布、同日施行）

この意見の中で、税務総局は、企業所得税徵収管理における問題について、各地の税務

機関に、税収制度の根拠を確認させ、納税を確保させ、評価を強化させ、分類して管理させ、収入を管理させ、協力体制を強化させるという 6 方面から、企業所得税の徴収管理業務を適切に強化することを定める。

27 保税区を通じた輸出貨物の輸出還付（免）税の関連問題に関する回答

(国家税務総局 2005 年 3 月 29 日公布、同日施行)

この回答文書は、「国家税務総局による輸出還付税の若干問題に関する通知」の第 1 条に規定する、保税区外の企業が保税区を通じて外国企業に販売する輸出貨物について、輸出企業は最終ロットの輸出貨物の届出リストに税関が明記した輸出期日を基準として税の還付（免除）を申請することができる。

28 国家税務総局による土地払下金が免除された国有土地使用権の払下に対する契税の徴収に関する回答

(国家税務総局 2005 年 5 月 11 日公布、同日施行)

本回答によると、国有土地使用権の払下に際して支払うべき土地払下金に対して契税を課すものとされ、土地払下金の免除、減額によって、契税を免除或いは減額してはならない。（全 1 項）

29 国家税務総局による北京における外国商会の営業税の徴収及び免除に関する回答

(国家税務総局 2005 年 4 月 19 日公布、同日施行)

この回答文書では、「財政部及び国家税務総局による社会団体が受取る会費収入に対して営業税を徴収しないことに関する通知」第 1 条の規定に基づいて、北京において外国商会が財政部門又は民政部門において規定する標準的に受取る会費に対して、営業税を徴収しないことを定める。

30 国家外貨管理局による 2005 年国内外資銀行の短期外債指標の下達に関する通知

(国家外貨管理局 2005 年 4 月 1 日公布、同日施行)

国家外貨管理局が認定した 2005 年国内外資銀行の短期外債指標の合計は 348 億米ドルで、今年の国内外資銀行の短期外債の統計規格は、登録済み短期外債であり、国外から借り入れた保有約定期間が 1 年以内の短期債務資金である。本通知は、各外貨分局及び管理部が、総局の査定する指標総額の範囲内で弾力的に調整し、国内外資銀行も当該銀行の国内の各支店間で適切に調整し指標を使用することについて定める。

31 国家外貨管理局による外貨担保項目下の人民元貸付金の関連問題に関する補充通知

(国家外貨管理局 2005 年 4 月 15 日公布、同日施行)

本補充通知は、外貨管理局の「2005 年国内外資銀行の短期外債指標の認定に関する通知」

(以下「通知」という)における外貨担保人民元の関連規定を正確に理解し、執行するために定められたものである。通知及び本補充通知によると、今年4月1日以降、国内の外商投資企業は、中国国内銀行又は外国銀行の中国支店から人民元ローンを借り入れ、当該人民元ローンについて国外機構(外国金融機構、外国企業、外国籍個人を含む)から担保又は保証の提供を受ける場合、当該担保又は保証について、偶発債務の登記手続きを外貨管理局にて行う必要がある。また、債務者である外商投資企業の外債の合計額(短期外債残高+中長期外債の累計発生額+上記のような担保又は保証に関わる人民元ローンの残高)が、その投資総額と登録資本金との差額を超えた場合、上記の偶発債務の登記は認められない。このほか、通知にある国外機構、人民元貸付金及び保証という言葉の理解、通知施行前の外貨担保項目下の人民元貸付金の処理原則、通知施行後の外貨担保項目下の人民元貸付金延期の処理、執行期日及び国外機構保証項目下の外貨貸し付け等の問題を明確に定める。

32 国内居住民個人の国外投資登録及び外資 M&A の外貨登録の関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2005年4月8日公布、同日施行)

この通知は、外貨局の登録を経ずに、国内居住民個人が国外投資及びその他の外貨業務をすることをできないと定める。また、この通知は外国投資家の外資 M&A の外貨登録の5種類の具体的な状況について定める。このほか、外商投資企業を新設し外貨登録をするときに、その所在地の外貨局に登録申請書を提出しなければならないこと、企業は申請書に外国投資家の最終支配者及び主要な業績について詳細に説明しなければならないことを定める。虚偽や誤認を招く陳述をする等して外資外貨登録を取得した外商投資企業が発見された場合は、その登録の日に遡ってその違法利潤及びその他の責任を追及する。

33 建設プロジェクトの分割建設の関連法律の適用問題に関する回答

(国家環境保護総局 2005年4月19日公布、同日施行)

この回答は、「建設プロジェクト環境保護条例」第21条の規定に基づき、建設プロジェクトが建設過程において分割建設を実施し、かつ生産又は使用を分割投入する場合は、相応の環境保護施設を分割して検査のうえ引取らなければならないことについて定める。

34 中国証券監督管理委員会による上場会社株式流通(原文は、「分置」)改革テストの関連問題に関する通知

(中国証監会 2005年4月29日公布、施行)

本通知第5項によると、テスト上場会社の非流通株の株主は、証券取引場において流通権を獲得した株式を売り出すことができる(但し、一定の期限及び割合の制限を受ける)。証券監督管理委員会は、上場会社株主の改革意向及び保証推薦機関の推薦に基づき、協議によりテスト会社を決定する(第1項)。テスト上場会社の株主は自ら株式流

通問題の解決案を決定する（同上）。

本通知は、テスト上場会社の情報開示義務、株式流通改革の手続、非流通株主が流通権を獲得した株式を売り出す場合の制限、保証推薦機関、証券取引所及び証券登録決済機関の関連職責、証券監督管理委員会による監督管理等の事項を定める。

本通知の意義は、非流通株の上場流通を実験的に拡大することにより、国有株の減少という政策目的実現の第一歩とした点にある。（全 11 項）

35 商務部弁公庁による外商不良資産処理企業に対する審査認可管理の強化に関する通知

（商務部 2005 年 4 月 29 日公布、同日施行）

2001 年公布された「金融資産管理会社による外資の導入による資産再建及び処理の暫定規定」によると、金融資産管理会社は、外国企業にその所有する株式、債権等の不良資産を外国企業に譲渡することができるほか、債務再建または債務求償等の不良資産の処理活動に従事する外商投資企業を設立することもできる。本通知によると、かかる上記外商投資企業の設立については、商務部による審査認可を受けなければならず、地方の商務部門や国家級の経済技術開発区はこれを認可してはならない（第 1 項）。また、外商投資の債権回収企業又は変型的な債権回収企業の設立を認可してはならない（第 2 項）。（全 5 項）

四 司法解釈

1 最高人民法院による民事裁判及び執行業務における法に基づく金融債権保護が国有资产流失を防止する問題に関する通知

（最高人民法院 2005 年 3 月 16 日公布、同日施行）

この通知は、各レベル人民法院が、関連事件の審理過程において金融不良債権及び関連財産につき評価及び監査をする場合、法律の規定に基づき、相応の資質及び信用のある仲介機関に委託をして、評価、監査手続及び結果について厳格に審査することを定める。このほか、被執行者の財産に対して時価換算する場合は、できる限り競売機関により公開競売の方式を採用し、最大限に債権を回収することを要求する。

2 経済的に著しく困難な当事者への司法救済提供に関する規定（改正）

（最高人民法院 2005 年 4 月 5 日公布、同日実施）

この規定は、2000 年 7 月に最高人民法院が公布した「経済的に著しく困難な当事者への司法救済提供に関する規定」に重要な改正を加えたもので、司法救済の範囲を拡大している。このほか、司法救済の審査認可手続を簡便化し、当事者に対する訴訟費用の請求の緩和は、裁判官又は合議廷の長の審査認可を受ければ可能であると定める。また、その減免の審査認可手続も簡易化されなければならないと定める。

3 証券監督管理機構による人民法院に対する資金口座、証券口座の凍結申立に関する若干の規定

(最高人民法院 2005 年 4 月 29 日公布、2005 年 5 月 1 日施行)

本規定では、中国証監会及びその下の証監局は、申立人として、証券及び先物を監督し管理するという職責の履行にあたり、被申立人が違法資金、証券又はその他の財産を移転し又は隠匿する兆候があることを証拠を挙げて証明し、法に従い人民法院に資金口座及び証券口座の凍結を申立てる場合は、人民法院は受理しなければならないことにつき定める。このほか、資金口座及び証券口座の凍結申立が違法又は不当であり、被申立人の合法権益に損失を与える場合は、申立人は法に基づき行政賠償責任を負う。

4 賭博刑事事件を処理する際の具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈

法釈 [2005] 3 号

(最高人民法院、最高人民検察院 2005 年 5 月 11 日公布、2005 年 5 月 13 日施行)

本解釈は、刑法第 303 条の規定について詳細に定めたものであり、賭博罪を構成するか否かの法律上の線引きを明確にし、国家公務員（民間企業に派遣されている人員も含む）の賭博犯罪に対して重い刑を科すよう強調した。本解釈は、さらに、罪と罪でないものの境界線を厳密に区別し、営利を目的とせず、少量の財物を持って勝ち負けを決める娯楽活動を行うこと、及び囲碁、将棋、麻雀部屋等の娯楽場所を提供し、正常な場所代及びサービス料を徴収する経営行為等は、賭博行為とはみなさないと明確に規定した。

五 地方レベル

1 北京市国有建設用地供給規則（試行）

(北京市人民政府 2005 年 4 月 11 日公布、2005 年 5 月 1 日施行)

本規則は北京市区域内の国有建設用地の供給に適用する。本規則における「国有建設用地の供給」とは、北京市人民政府が年度土地供給計画に基づき、払下又は割当等の方式を通じて国有建設用地の使用権を提供することを指す。

本規則は、国有建設用地の供給の監督管理機関、国有建設用地の供給基準、国有土地使用権の払下・割当又は回収手続、国有土地使用権の譲渡、国有土地使用権の利用、罰則等の事項を定める。（全 32 条）

制度情報（2005年6～7月）

一 全人代レベル

(該当なし)

二 国務院レベル

1 国務院による非公有資本導入文化産業に関する若干の決定

(国務院 2005年4月13日公布、同日施行)

国は、非公有資本の導入による文化芸術公演、映画テレビ製作・配給、アニメ・ネットゲーム等の文化産業分野、並びに非公有資本による文化作品及び文化サービス輸出業務を奨励及び支持する。出版物の印刷、発行、新聞出版社の広告、発行、ラジオ局及びテレビ局による音楽、科学技術、スポーツ、娯楽関連の番組制作、映画の製作・配給・放映等の分野の国有文化企業は、非公有資本による株式参入を50%以下まで認める。

2 国務院による「中華人民共和国民族区域自治法」実施の若干規定

(国務院 2005年5月11日公布、2005年5月31日施行)

本規定は、「民族区域自治法」に基づき、少数民族の合法的権益を保護し、民族団結に影響する問題を適切に処理し、各民族の共存繁栄を促進することを目的とする。国は、西部大開発戦略を実行し、民族自治地方の発展を促進させる。西部大開発の範囲からはずれる自治県については、その所在の省級人民政府が職權の範囲において西部大開発の関連政策にならって支援する（第6条）。国は、外国と国境を接する民族自治地方が法に従い周辺国家と地域経済技術協力及び辺境貿易を展開することを奨励する。また、外国と国境を接する民族自治地方の辺境地区は、国務院の認可を得たうえで辺境貿易区を設置することができる（第13条）。（全35条）

3 営利性上演管理条例

(国務院 2005年7月7日公布、2005年9月1日施行)

本条例は、営利性上演経営主体の設立、営利性上演の規範、国による監督管理及び関連の法律責任等について具体的に規定したものである。本条例にいう営利性上演とは、営利を目的とし、公衆のために主催する文芸活動のライブパフォーマンスを指す（第2条）。外国投資者は、中国投資者と法に従い合弁、合作により上演ブローカー企業、上演場所経営企業を設立することができる。このうち合弁経営については、中国合弁側の投資比率は51%を下回ってはならない。合作経営の上演ブローカー企業、上演場所経営企業については、中国合作者がマジョリティを持たなければならない。外資独資による上演ブローカー企業及び上演場所経営企業の経営、並びに合弁、合作及び外資独資による文芸上演団体の設立

は禁じる。合弁、合作上演ブローカー企業、上演場所経営企業を設立する場合は、省級文化主管部門を通じて文化部に申請を提出しなければならない。認可を取得した場合は、営利性上演許可証の交付を受け、その後、関連規定に従い外商投資企業の審査認可手続きを行う（第11条）。香港、マカオの投資者は、さらに優遇投資条件を享受できる（第12条）。

（全6章57条）

4 工業製品生産許可証管理条例

（国务院 2005年7月24日公布、2005年9月1日施行）

本条例は、許可証の申請及び受理、許可証申請の審査及び決定、許可証及びマークの使用管理、監督管理及び法律責任等の面において、重要工業製品生産許可証の管理制度について規定したものであり、関連する製造業企業等にとっては要注意の法令と言える。本条例によると、国は、重要工業製品の生産企業に対して生産許可証制度を実施すると規定した。これには、人体の健康に直接関わる加工食品、人身及び財産の安全を脅かす可能性のある製品、金融の安全及び通信の品質安全に関する製品、労働の安全を保障する製品、生産の安全及び公共の安全に影響する製品が含まれる（第2条）。生産許可制度を実施する工業製品目録は、国务院の関連部門が制定し、消費者協会及び関連製品の業種協会の意見を聴取し、かつ国务院の認可を受けた後、対外的に公布する（第3条）。企業は、その製品又は包装、説明書に生産許可証マーク及び番号を表示しなければならない（第33条）。（全7章70条）

三 中央行政部門レベル

1 人民元為替レート形成メカニズム整備改革に関する公告

（中国人民銀行 2005年7月21日公布、同日施行）

2005年7月21日より、市場需給を基礎に、通貨バスケット制によって調整、管理フロー制が開始された。銀行間外貨市場における米ドルの対人民元為替レートは上記の中間値の上下0.3%の変動幅内で変動することになる。また、通貨バスケット制の採用により、米ドルにのみ連動していた従来と比べてより弾力的な為替相場メカニズムになったといえる。また、米ドルの対人民元為替レートは、当初時点で1米ドル=8.11元に調整され、実質的には人民元を約2%切り上げた形となった。

2 商務部、税関総署による保税区及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知

（商務部并公庁、税関総署并公庁 2005年7月13日公布、同日施行）

本通知によると、保税区内及び保税物流園区内の企業及び個人は、「对外貿易法」、「外商投資商業分野管理規則」等の関連法令に基づき、对外貿易権を取得し、国内卸販売権を申請することができる。販売権を取得した外商投資企業は法に基づき、国内において販売業務を行うことができる（第1項）。本通知は、懸案とされてきた保税区貿易会社（特に上海

外高橋保税区の貿易会社) の国内販売権について基本的な方向性を示す規定であり、実務上非常に注目される。今後の具体的な運用を注視したい。(全 4 項)

3 資産評価機構審査認可管理規則

(財政部 2005 年 5 月 11 日公布、2005 年 6 月 1 日施行)

本規則にいう資産評価機構とは、法に従い設立し、資産評価資格を取得し、資産評価業務活動に従事する社会仲介機構を指す(第 2 条)。資産評価機構の組織形態はパートナーシップ制又は有限責任会社制とし(第 8 条)、その首席となるパートナー又は法定代表者は、当該機構の資産評価士証書を有するパートナー又は株主が就任しなければならない(第 14 条)。また、資産評価機構の設立条件、審査認可手続、届出登記、支店等の設立、並びに資産評価機構及びその支店等の変更・終了等について具体的に規定した。(全 5 章 47 条)

4 国家外貨管理局による海外投資に対する外貨管理改革のテストケースの拡大の関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2005 年 5 月 19 日公布、同日施行)

本通知により、海外投資に対する外貨管理改革のテスト地域範囲は従来の 24 省、自治区、直轄市から全国範囲に拡大され(第 1 項)、海外投資の外貨使用枠は従来の 33 億米ドルから 50 億米ドルに引き上げられた(第 2 項)。更に、テスト地域の地方外貨管理部門の審査権限が従来の 300 万米ドルから 1000 万米ドルに引き上げられた(第 3 項)。(全 7 項)

5 国家税務総局による企業高級管理職員のストックオプション権の行使による取得に関する個人所得税の徴収問題に対する回答

(国家税務総局 2005 年 5 月 19 日公布、同日施行)

本回答によると、企業高級管理職員がストックオプション権を行使する場合、実際購入価格と購入当日の市場価格の差額は、「賃金、給料」に属し、それによって課税される。ストックオプション権を譲渡する場合の所得は「賃金、給料」として課税され、ストックオプション権を行使して、購入した株券を譲渡することによる所得は、「財産譲渡所得」として課税される。(全 3 項)

6 外商投資企業及び外国企業が国産設備を購入して、企業所得税を控除することに関する若干問題の通知

(国家税務総局 2005 年 5 月 20 日公布、同日施行)

企業が購入する生産ライン及びプラント設備が、輸入設備と国産設備等により構成される場合は、そのうち国内製造で、かつ購入時に単体資産としてすでに固定資産基準に合致していると判断される部分についてのみ企業所得税を控除することができる。企業の購入した設備が、輸入部品・付属品の組立てにより構成される場合は、企業所得税を免除する

ことはできない。企業が二免三減¹を享受する追加投資プロジェクトにより購入した国産設備は、同時期にものとの投資プロジェクトが購入した国産設備と合算させ、統一して企業を単位とし、企業の当年度の新たに増加した企業所得税から控除する。このほか、合併、分割企業の国産設備の企業所得税控除問題について、具体的な規定を設けた。

7 納税担保試行規則

(国家税務総局 2005年5月24日公布、2005年7月1日施行)

本規則は納税担保の適用条件及び範囲、納税担保の3つの方法である納税保証・納税抵当・納税質のそれぞれの具体的な手続、罰則等を定めるものである。本規則にいう「納税担保」とは、税務当局の同意又は確認を得て納税者又はその他の自然人、法人、経済組織が保証、抵当権又は質権設定等の方式により、納税者が納税すべき税金及び滞納金に対して担保を提供する行為を指す(第2条1項)。(全6章36条)

8 税充当財物の競売換金試行規則

(国家税務総局 2005年5月24日公布、2005年7月1日施行)

本規則は、税充当財物の競売、換金、並びに税金の実現及び費用支払等の問題について、具体的に規定する。本規則にいう税充当財物とは、税務機関により法に基づき税収強制執行されて差押、封印された、又は規定により強制執行されるべき、すでに納税担保物権を設置された商品、貨物、その他財産もしくは財産権利を指す(第2条第4項)。税務機関が税充当財物を競売、換金し、競売、換金による所得を以って税金、滞納金を相殺する行為に、本規則を適用する(第2条第1項)。税務機関は、競売優先の原則に従い、税充当財物の競売、換金後の弁済順序を確定する(第5条)。(全6章39条)

9 銀行債務充当資産管理規則

(財政部 2005年5月27日公布、同日施行)

本規則は、債務充当資産の受取り、債務充当資産の保管、債務充当資産の処置、財務処理及び監督検査等の面から、銀行債務充当資産の管理等について具体的に規定している。本規則にいう銀行債務充当資産とは、銀行が法に基づき債権又は担保物権を行使して債務者、担保提供者又は第三者の現物資産又は財産権利により賠償を受けることを指す。本規則は、銀行の期限到来債権、債務者の現物資産又は財産権利による債務充当行為について、主に協議による債務充当、又は人民法院、仲裁機構の裁決による債務充当のいずれかの方法により行う。(全7章33条)

10 株式流通（原文は「分置」）テスト改革に関する税収政策問題に関する通知

¹ 外資企業に対して、最初に黒字となった事業年度から企業所得税を2年間免税、その後3年間半減するというもの。

(財政部、国家税務総局 2005年6月13日公布、同日施行)

本通知によると、株式流通改革の過程において非流通株主が流通株主に対価を支払うための株式譲渡に関して、印紙税が免除される（第1項）ほか、非流通株主が対価方式により流通株主に支払う株式、現金等の収入については、企業所得税及び個人所得税も免除される（第2項）。（全3項）

11 配当金の個人所得税に関する政策についての通知

(財政部、国家税務総局 2005年6月13日公布、同日施行)

本通知によると、個人投資家が上場会社より取得した配当金所得は、臨時的に50%まで減少され、納税すべき所得金額として計上される（第1項）。（全2項）

12 労働関係成立に関連する事項についての通知

(社会労働保障部 2005年5月25日公布、同日施行)

本通知により、雇用主が労働者と書面の労働契約を締結していなくても、一定の条件下で労働関係が成立することが認められることが確認された。本通知では、上記条件の内容、参考にする証憑、労働者の権利等を定めている。（全5項）

13 「『自動車ブランド販売管理実施規則』項目の申請届出資料」を印刷発行することに関する通知

(商務部 2005年5月30日公布、同日施行)

本通知は、外国投資家が自動車総販売店を設立（合併買収、経営範囲の変更を含む）する際に申請すべき資料、外国投資家が自動車ブランド販売店を設立（合併買収、経営範囲の変更を含む）する際に申請すべき資料、及び自動車サプライヤー、ブランド販売店が届出るべき資料について、「自動車ブランド販売管理実施規則」に基づき、プロジェクト申請届出に提出すべき資料を規定した。

14 商品バーコード管理規則

(国家品質監督検査検疫総局 2005年5月30日公布、2005年10月1日施行)

本規則は、商品バーコードの登録、作成、設計、印刷、使用、管理、更新、変更、取消及び罰則等を定める。本規則の施行により、1998年7月に公布された同規則が廃止される。（全7章45条）

15 定量包装商品計量監督管理規則

(国家品質監督検査検疫総局 2005年5月30日公布、2006年1月1日施行)

本規則にいう定量包装商品とは、販売を目的とし、一定量の範囲内で、統一した質量、体積、長さ、面積、計量単位等の表示内容を有する予め包装された商品を指す（第2条）。

定量包装商品の生産者、販売者は、その商品包装の目立つ位置に正確かつはっきりと定量包装商品の正味重量を表示しなければならない（第5条）。本規則は、様々な状況における定量包装商品の表示方法、計量基準及び監督管理について規定した。また、1995年12月に公布された「定量包装商品計量監督規定」は同時に廃止する。（全24条）

16 輸出入商品再検査規則

（国家品質監督検査検疫総局 2005年6月1日公布、2005年10月1日施行）

本規則によると、商品を輸出入する検査申込者（以下「申込者」という）は、輸出入検査機関が判定した検査結果について、異議がある場合、法に従い再検査を申立てなければならない（第2条）。本規則は、かかる再検査申立の申請及び受理、再検査の実施等の事項を定める。（全4章21条）

17 地理表示製品保護規定

（国家品質監督検査検疫総局 2005年6月7日公布、2005年7月15日施行）

本規定にいう地理表示製品とは、特定の地域で生産され、その製品の有する品質、信用又はその他の特徴が本質的に当該産地の自然的要素及び人文的要素により決定され、審査認可を経て地理名称を名付けられた製品を指す。地理表示製品には、①当該地区で栽培、養殖された製品、②原材料の全てが当該地区又は一部がその他の地区のものであり、かつ当該地区において特定の工程により生産及び加工された製品が含まれる（第2条）。本規定は、地理表示製品保護の申請及び受理、審査及び認可、保護基準の制定及び専用マークの使用、並びに監督保護等について規定した。（全6章28条）

18 ファンド管理会社が固有資金を運用し、ファンド投資を行うことに関する事項についての通知

（証券監督管理委員会 2005年6月8日公布、同日施行）

本通知は、ファンド管理会社が、固有資金（自己資金）をファンド投資というかたちで運用することに関する諸問題を具体的に定めたものである。例えば、ファンド管理会社の純資産が5000万元以上の場合、固有資金を運用してファンド投資を行うことができ、かつその保有するファンドの占める総額は、当該会社の純資産の60%を超えてはならないとされている。

19 上場会社による社会公衆株式買戻し管理規則（試行）

（証券監督管理委員会 2005年6月16日公布、同日施行）

本規則にいう「社会公衆株式買戻し」とは、上場会社が登録資本を減少させるために、自社の社会公衆株式を購入し、且つこれを法に従い消却することを指す（第2条）。本規則

は、社会公衆株式買戻しの条件、方法、手続、情報開示、監督管理及び罰則等の事項を定める。(全 7 章 38 条)

20 上場会社持分支配株主の株式流通改革後の社会公衆株保有増加に関する問題についての通知

(証券監督管理委員会 2005 年 6 月 16 日公布、同日施行)

本通知は、上場会社持分支配株主が、株主総会において株式流通改革案が採択されてから 2 か月以内に社会公衆株保有を増加し、公開買付義務が発生する場合は、公開買付義務の履行を免除することができると定めた。このほか、株式保有の増加率が上場会社の株式総額に対して 5% 増加するごとに、当該事実の発生日から 2 日以内に公告を行わなければならない。さらに公告の前に当該会社の株券を購入してはならず、購入後 6 か月間は売却してはならないと規定した。(全 4 項)

21 上場会社のインベスター・リレーションズ業務についての手引

(証券監督管理委員会 2005 年 7 月 11 日公布、同日施行)

本手引にいうインベスター・リレーションズ業務（以下「IR 業務」という）とは、会社が情報開示及び交流により、投資者及び潜在投資者との意思疎通を強化し、投資者の会社に対する理解及び認識を深め、コーポレートガバナンスを向上させることを指し、これにより会社全体の利益最大化及び投資者の合法的権益保護を実現する重要な業務である。本手引では、上場会社の IR 業務の目的、基本原則、内容及び方法、並びに組織及び実施について具体的に規定した。(全 4 章 29 条)

22 一部外商投資企業登記管轄範囲の調整に関する通知

(国家工商行政管理総局 2005 年 6 月 30 日公布、同日施行)

本通知において、これまで国家工商行政管理総局が登記管轄していた登録資本が 600 万米ドルを下回る制限類外商投資企業について、今後は、企業の所在地の、授権を受けた管理局が登記管轄することに変更した。このうち、外商投資株式会社については、企業の所在地の省級登記機関が管轄する。

23 価格評価機構資格認定管理規則

(国家発展改革委員会 2005 年 6 月 22 日公布、2005 年 7 月 1 日)

本規則は、各種有形財産、無形資産及び有償サービスの評価業務に従事する価格評価機構の資格認定と管理に適用する。価格評価機構は、工商局に登録登記する前に価格評価機構の資格認定に合格しなければならない（第 2 条）。価格評価機構の資格について等級制を実施し、価格評価機構の備える条件及びサービス範囲により、甲級、乙級、丙級に分ける

(第3条)。さらに、等級条件、手続及び資格管理について規定した。(全34条)

24 價格鑑定士登録管理規則

(国家発展改革委員会 2005年6月22日公布、2005年7月1日施行)

本規則は、価格鑑定士の登録及び管理業務について規定し、価格鑑定士の登録条件及び登録手続について具体的な規定を設けた。価格鑑定士の登録申請者が価格鑑定士登録機関の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害すると判断する場合、法に基づき行政不服審査を申立て、又は人民法院に行政訴訟を提起することができる。(全19条)

25 價格評価人員執務資格認定管理規則

(国家発展改革委員会 2005年6月24日公布、2005年7月1日施行)

本規則は、国の利益、公衆の利益にかかわる様々な有形財産、無形資産及びサービス項目の評価業務に従事する価格評価人員の執務資格認定及び管理に適用する(第2条)。また、価格評価人員の執務資格の認定条件、認定手続、認定機構、並びに然るべき懲戒措置及び罰則を規定した。(全29条)

26 鉄鋼産業発展政策

(国家発展改革委員会 2005年7月20日公布、同日施行)

本政策は、鉄鋼産業の政策目標、産業発展計画、産業分布調整、産業技術政策、企業組織構成の調整、投資管理、原材料政策、鋼材の節約使用等の面から、中国鉄鋼産業の発展政策を全面的に規定した。外国投資家が中国鉄鋼業界に投資する場合、原則的に外国投資家による持分支配は許可しない。外国の鉄鋼会社が中国の鉄鋼業に投資する場合、その外国の鉄鋼会社は自身の知的財産権技術を具備し、前年の普通鋼の年平均生産量が1000万トン以上又は高合金特殊鋼の生産量が100万トンに達していなければならない。中国鉄鋼業に投資する国外の非鉄鋼企業は、豊富な資金力及び高い信望を有し、銀行、会計士事務所の作成した出資検査及び企業の業績証明を提供しなければならない。国外企業が国内の鉄鋼業に投資する場合は、国内の現有の鉄鋼企業を改良又は移転させるようにし、新たに拠点を作つてはならない。(全9章40条)

27 保税物流センター（A型）の暫定管理規則

(税関総署 2005年6月23日公布、2005年7月1日施行)

本規則は、物流センターの設立手續、経営管理、税関の物流センター及び物流センターからの出荷貨物の監督管理措置等について規定している。本規則にいう保税物流センター（A型）とは、税関により認可を受け、中国国内企業法人が経営し、保税倉庫物流業に専門に従事する税關監督管理場所を指し、サービスの範囲により公用型物流センターと自社用型物流センターに分かれる。物流センターを転貸し、又は他人に転貸して経営させること

はできず、支部センターを設けることも禁止する。物流センターの貨物が国内に入ることは、輸入とみなす。物流センターと保税区、輸出加工区、保税物流园区、物流センター（A型、B型）、保税仓库及び輸出監督管理仓库等税関の特種管轄区域又は税関保税管轄場所との間の貨物の入出は、関連規定に従い処理する。（全7章37条）

28 保税物流センター（B型）の暫定管理規則

（税関総署 2005年6月23日公布、2005年7月1日施行）

本規則にいう保税物流センター（B型）とは、税関による認可を受け、中国国内の企業法人が経営し、多くの企業が入り、かつ保税仓库物流業務に従事する税関集中監督管理場所を指す。物流センターを転貸し、又は他人に転貸して経営させることはできず、支部センターを設けることも禁止する。物流センター内の貨物は、センター内において譲渡、移転し、関連の税関手続を行うことができる。センター内の企業は、税関の認可を受けずに無断で保管貨物を抵当、質権設定、留置、他用し、又はその他の処置をとってはならない。本規則は物流センター及びセンター内企業の設立手続、経営管理、その各自の業務範囲について規定している。さらに税関の物流センター及びセンター内の企業、及び物流センターから出荷される貨物の監督管理措置を規定している。（全7章42条）

29 道路貨物輸送及びターミナル管理規定

（交通部 2005年6月16日公布、2005年8月1日施行）

本規定において道路貨物輸送経営とは、営利目的により社会に対し公共サービスを提供する道路貨物輸送活動をいう。道路貨物輸送ターミナルとは、場所施設の名目で、社会に対し有償サービスを提供する、倉庫保管、保管、積載、情報サービス、積み卸し又は検数等の機能を備える総合貨物輸送ターミナル、バラ積み貨物集配ターミナル、コンテナ中継ターミナル又は物流センター等の経営拠点をいう。本規定では、運転手が運転車両に適した運転免許証を取得することのほか、その年齢は原則として満60歳までとすること、関連の従事資格を備えなければならないことを明確に規定した。道路貨物輸送経営者と貨物輸送受託者は道路貨物輸送契約を締結しなければならず、また、貨物輸送ターミナルはターミナル内において制限超過、超過積載車両を発見した場合には、これを通過させてはならない。（全8章78条）

30 自動車補修管理規定

（交通部 2005年6月24日公布、2005年8月1日施行）

本規定は、経営許可、補修経営、品質管理、監督検査及び法律責任等の角度から自動車補修経営活動について全面的に規定したものである。本規定において自動車補修経営とは、自動車の技術状態及び正常機能のメンテナンス又は修復により、自動車の使用寿命を延ばすことを業務内容とする、メンテナンス、修理及び補修措置等の関連の経営活動をいう（第

2 条)。自動車補修経営は、補修車両の種類、サービス能力及び経営項目に従い分類許可を実施する(第 7 条)。(全 7 章 57 条)

31 道路危険貨物輸送管理規定

(交通部 2005 年 7 月 12 日公布、2005 年 8 月 1 日施行)

本規定において危険貨物とは、爆発、可燃、有毒・有害、腐蝕、放射性等の特性を有し、輸送、積み卸し及び保存過程において、容易に人身傷害、財産毀損及び環境汚染をもたらすため、特別な防護が必要とされる貨物をいう。本規定において道路危険貨物輸送とは、専用車両を使用して危険貨物を道路輸送する業務の全過程をいう。本規定では、危険貨物輸送許可、専用車両及び専用設備の管理、危険貨物輸送管理、監督検査並びに法律責任等の面から、道路危険貨物輸送の管理につき全面的に規定した。(全 7 章 59 条)

32 道路旅客運輸及び旅客運輸ターミナル管理規定

(交通部 2005 年 7 月 13 日公布、2005 年 8 月 1 日施行)

本規定において道路旅客運輸経営とは、営利目的により、社会に対し旅客車両を利用した旅客輸送サービスを提供する道路旅客運輸活動(定期(増便)旅客運輸、チャーター旅客運輸、ツアーリンク運輸を含む)をいう。本規定において旅客運輸ターミナル経営とは、場所施設の名目で、道路旅客運輸経営者及び旅客に対し輸送サービスを提供する経営活動をいう。本規定は、道路旅客運輸経営及び旅客運輸ターミナル経営に対して経営許可証管理を実施すること、中外合弁、中外合作、外商独資の形式により道路旅客運輸及び旅客運輸ターミナル経営に投資する場合には、「外商投資道路運輸業管理規定」を遵守しなければならないこと等を定めた。また、旅客運輸車両管理、旅客運輸経営管理、旅客運輸ターミナル経営管理等の角度から、道路旅客運輸及び旅客運輸ターミナルの経営管理について詳細に規定した。(全 8 章 100 条)

33 医療機関製剤登録管理規則(試行)

(国家食品薬品監督管理局 2005 年 6 月 22 日公布、2005 年 8 月 1 日施行)

本規則は、医療機関製剤の申請及び審査認可、再登録及び補充申請等について定め、また、医療機関製剤として申請してはならない場合について詳細に規定したものである。本規則において医療機関製剤とは、医療機関が当該機関の臨床のニーズに応じて、認可を得て調合する、自社用の所定処方製剤をいう。本規則において医療機関製剤の申請者とは、「医療機関執務許可証」を有し、かつ「医療機関製剤許可証」を取得した医療機関を指す。本規則は、製剤を調剤使用に用いてはならないが、特別な状況において調剤使用する場合は、関連部門の認可を得なければならないと定めた。(全 6 章 46 条)

34 「薬品登録管理規則」実施に関する事項についての通知

(国家食品薬品監督管理局 2005年6月22日公布、同日施行)

本通知は、国家食品薬品監督管理局が省級の各薬品監督管理部門に国産薬品の受理を委任すると定めた。本通知の公布日より、国内の薬品登録申請者の申請は、省級薬品監督管理部門によって正式に受理される。また、本通知は、新薬申請管理に基づく登録申請、臨床試験、新薬監視測定期間、新薬保護期間及び過渡期、新薬補充申請並びに業務期間等の問題について詳細に規定した。

35 水事業行政許可実施規則

(水利部 2005年7月8日公布、同日施行)

本規則において水事業行政許可とは、水事業行政許可実施機関が公民、法人又はその他の組織の申請に基づき、法による審査を経て、これらの者が特定の水事業活動に従事することを許可する行為をいう（第2条）。本規則は、水事業行政許可、水事業行政許可の申請及び受理、水事業行政許可の審査、決定、変更及び更新、水事業行政許可の費用並びに水事業行政許可の監督管理等の内容について全面的かつ具体的に規定したものである。（全9章62条）

36 デジタル映画配給放映管理規則（試行）

(ラジオ映画テレビ総局 2005年7月19日公布、同日施行)

本規則においてデジタル映画配給放映とは、デジタル技術を応用して撮影した、又はフィルムのデジタル転換方式により作成されたデジタル映画製品を、衛星、光ケーブル、映画フィルムデータ入力ディスク、ハードディスク等の伝達方式を利用して、デジタル映画館（ルーム）又は映画放映場において配給放映する業務をいう（第1条）。本規則により、国内外企業等は様々な形式によりデジタル映画館に投資することができるようになったが、国外企業がデジタル映画館に投資する場合は、「外商投資映画館暫定規定」に従わなければならず（第4条）、また、国外企業はデジタルシネマライン会社を設立することはできない（第5条）。このほか、デジタル映画の輸入は、「映画管理条例」の映画フィルムの輸入に関する管理規定に合致しなければならず、デジタル映画フィルムの輸入及び全国配給業務はラジオ映画テレビ総局の認可を受けた企業の独占経営とされている（第9条）。（全10条）

四 司法解釈

1 新疆生産建設兵团人民法院案件の管轄権問題に関する若干の規定

(最高人民法院 2005年5月24日公布、2005年6月6日施行)

本解釈は、新疆生産建設兵团の基層人民法院、中級人民法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院の生産建設兵团分院の刑事、民事、行政及び涉外案件の管轄権について定める。

本解釈は、合意管轄及び専属管轄については民事訴訟法の関連規定に従い確定すること、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院が管轄した第一審案件の上訴人民法院は最高人民法院とすることを定めた。また、管轄権関連紛争の解決等についても定めた。

(全 9 条)

2 国有土地使用権に関する契約紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈

(最高人民法院 2005 年 6 月 18 日公布、2005 年 8 月 1 日施行)

本解釈は、土地使用権拝下契約紛争、土地使用権譲渡契約紛争及び不動産共同開発契約紛争という 3 つの国有土地使用権の契約紛争類型について、契約の効力要件、権利義務の認定基準等の事項を定める。(全 28 条)

3 刑事賠償義務機関の確定問題に関する通知

(最高人民法院、最高人民検察院 2005 年 7 月 5 日公布、同日施行)

検察院が逮捕を許可し、かつ公訴を提起した後、第一審判決により無罪とされ、又は検察院の訴えが退けられた場合において、逮捕許可と公訴提起の検察院が同一の検察院でないときは、逮捕を許可した検察院が賠償義務機関となる。検察院が逮捕を許可し、かつ公訴を提起し、第一審判決により有罪となるも、第二審手続において無罪とされ、又は検察院の訴えが退けられ、不起訴決定もしくは棄却決定がなされた場合は、第一審人民法院と逮捕を許可した検察院が共同賠償義務機関となる。逮捕許可と公訴提起の検察院が同一の検察院でない場合は、公訴を提起した検察院が共同賠償義務機関となる。(全 3 条)

五 地方レベル

1 北京市特許保護及び促進条例

(北京市人民代表大会常務委員会 2005 年 5 月 20 日公布、2005 年 10 月 1 日施行)

北京市における特許紛争の行政処理及び調停、特許違法行為の取締、特許申請及び実施等の保護及び促進業務について、本条例が適用される(第 3 条)。(全 5 章 38 条)

2 上海市企業名称登記管理規定

(上海市人民代表大会常務委員会 2005 年 6 月 16 日公布、2005 年 9 月 1 日施行)

本規定は、上海市行政区域内の企業名称の登録登記及びそれに関連する管理活動に適用される(第 2 条)。本規定は、企業名称の登記要件、申請手続、第三者による異議申立等の事項を定める。(全 18 条)

3 上海市人民政府業務規則

(上海市人民政府 2005 年 6 月 25 日公布、同日施行)

本規則は、経済調整、市場監督管理、社会管理及び公共サービス等の政府の 4 つの基本

機能について原則的な要求を提起し、かつ市政府の職員及びその職責、決定制度、法による行政と行政監督、会議制度、公文書審査認可及び風紀規律等について定めた。(全 10 章 60 条)

4 天津市企業国有資産監督管理暫定規則

(天津市人民政府 2005 年 5 月 9 日公布、2005 年 6 月 9 日施行)

本規則は、天津市における国有及び国有支配企業、国が資本参加する企業における国有資産、企業化管理を実施する事業単位における国有資産の監督管理並びに金融機関における国有資産の監督管理に適用される(第 2 条)。本規則は、国有資産譲渡の手続及び天津市国有資産監督管理機関による監督管理等の事項について定める。本規則によると、企業国有資産の譲渡は、合法的に設立された財産権取引機構において公開で行わなければならぬが、法律、行政法規に別途規定がある場合、当該規定に従うものとする(同条 1 項)。(全 27 条)

5 天津市建物権利帰属登記条例

(天津市人民代表大会常務委員会 2005 年 5 月 25 日公布、2005 年 9 月 1 日施行)

本条例は、天津市行政区域内の建物所有権登記について規定する。具体的には、登記当事者、登記申請、登記事項、登記の修正、建物所有権証書の管理、及び新規登記、移転登記、変更登記、取消登記、予告登記その他の登記の手続、並びに罰則等を定める。(全 7 章 62 条)

六 その他

(該当なし)

制度情報（2005年8～9月）

一 全人代レベル

1 公証法

（全国人民代表大会常務委員会 2005年8月28日公布、2006年3月1日施行）

中国における公証制度の基本原則を明確にし、且つ国際基準に合致させるべく制定された。従来の公証制度においては、公証人自身のレベルの問題、違法・不真実な公証の多発問題、公証の効力が不明確であるとの問題等があり、利用価値に疑問を呈するむきもあつた。この「公証法」においては、公証人の資格要件の厳格化、公証手続き及び公証効果の明確化、公証人の管理監督制度等が規定されており、従来の問題点が解消されることが期待される。今後中国の公証制度改善にむけて重要な意義を有する制定である。（全7章47条）

2 治安管理処罰法

（全国人民代表大会常務委員会 2005年8月28日公布、2006年3月1日施行）

本法は、治安管理処罰の種類及び適用基準、治安管理に違反する行為及びその処罰、治安管理処罰の手続（調査、決定、執行）、公安機関に対する監督等の事項を定める。本法によると、公共の秩序を攪乱し、公共の安全を妨害し、人身権利及び財産権利を侵害し、社会管理を妨害し、社会的危険性を有する行為につき、「刑法」に違反する場合、刑事責任が追及されるが、刑事処罰に該当しない場合は、公安機関により本法に基づき、治安管理処罰が科される（第2条）。本規則の施行により、1994年5月に修正された「治安管理処罰条例」が廃止される。（全6章119条）

3 婦人権益保障法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会 2005年8月28日公布、2005年12月1日施行）

今回の改正において、女性に対するセクシャル・ハラスメント行為が禁止され、被害女性が単位及び関連機関を提訴する権利が追加された。これにより、中国の法律において初めてセクシャル・ハラスメント行為が明確に否定された。学校が学生を募集する際、特殊な専門分野を除き、性別により女性の採用を拒否する又は女性の採用基準を引き上げることを禁止し、各単位が国の退職制度を実施する際に女性であることを理由に差別することを禁じた。女性に対してみだらな演技をさせる、強迫する、又は勧誘することを禁止した。また、女性に対するドメスティック・バイオレンス行為の禁止等の内容が規定された。（全9章61条）

二 国務院レベル

1 直販管理条例

(国務院 2005年8月23日公布、2005年12月1日施行)

本条例にいう直販（ダイレクト・セールス）とは、直販企業が直販員（ディストリビューター）を募集し、直販員が固定の経営場所以外で直接、最終消費者に製品を販売する販売方式を指す（第3条）。中国国内で設立した企業は、条例の規定に従い、直販方式で当該企業が生産した製品、及びその親会社、持株会社が生産した製品の直販企業となることを申請でき、かつ法に従い貿易権及び販売権を取得できる（第4条）。直販の参入条件として、投資者に申請前の5年間において重大な違法経営記録がないこと、企業の登録資本が8,000万人民元を下回らないこと、保証金を全額納付すること等の厳格な規定を設け、かつ情報の届出及び情報開示制度を確立した。外国投資家の場合は、これらの条件のほか、さらに中国国外において3年以上直販活動に従事していかなければならない（第7条）。商務部は、直販活動従事の審査認可機関であり、認可を取得した企業に対して、「直販経営許可証」を交付する（第9条）。このほか、直販企業の支店等の設立、直販員の募集・研修、直販活動の展開、保証金納付等について規定し、かつ現場検査等の厳しい監督管理措置及び相応する法律責任を設けた。（全8章55条）

2 無限連鎖講（原文は「传销」）禁止条例

(国務院 2005年8月23日公布、2005年11月1日施行)

本条令にいう無限連鎖講とは、組織者又は経営者が加入者を増やし、先順位者がその直接又は間接に加入させた加入者数又は販売業績に応じて報酬を得る、又は後順位者に一定の金銭の支払を条件に加入資格を取得させる等の方法により違法利益を貪り、経済秩序を混乱させ、社会の安定を脅かす行為を指す（第2条）。無限連鎖講行為を明確に分類し（第7条）、工商行政管理部門が無限連鎖講行為の取締に責任を負う（第8条）。公安機関、電信管理機関等の部門は、同部門の無限連鎖講取締に協力しなければならない。無限連鎖講行為の取締措置及び取締手続を規定し、相応する法律責任を明確にした。無限連鎖講を画策・組織した場合は、違法財物及び違法所得を没収するほか、さらに50万元以上200万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。（全5章30条）

3 中央と地方の輸出還付税負担メカニズムを改善することに関する通知

(国務院 2005年8月1日公布、2005年1月1日施行)

本通知において、国務院が認可審査した各地の輸出還付税負担の基準額は変更しないが、基準額を超過した部分については、中央と地方が92.5:7.5の比率で共に負担すると規定した。各省（区、市）は、実状にあわせて省以下の輸出還付税負担規則を独自に制定する。地方政府は、自己の還付税負担を軽減する目的で、外販製品輸出制限及び輸出型外資プロジェクト導入制限等の対外貿易の正常な発展を妨げる措置を講じてはならない。輸出還付税は、中央が統一して国庫から還付するものとし、中央が地方の輸出還付税基準額に対する

る還付を廃止し、地方負担分は年度末に上納する。(全 3 条)

4 麻酔薬品及び精神薬品管理条例

(国務院 2005 年 8 月 3 日公布、2005 年 11 月 1 日施行)

本条令にいう麻酔薬品及び精神薬品とは、麻酔薬品リスト、精神薬品リストに該当する薬品及びその他の物質を指す。当該リストは、薬品監督管理局が、公安部及び衛生部と共に制定、調整し公布する(第 3 条)。国は、麻酔薬品の薬用原料植物及び麻酔薬品及び精神薬品について統制を実施する(第 4 条)。本条令は、麻酔薬品の薬用原料植物の栽培、麻酔薬品及び精神薬品の実験研究、生産、販売、使用、保存、運搬等について明確に規定した。また、審査認可手続、監督管理方法及び相応の法律責任を規定した。

本条令の公布により、1987 年 11 月公布の「麻酔薬品管理条例規則」及び 1988 年 12 月公布の「精神薬品管理条例規則」は、同時に廃止する。(全 9 章 89 条)

5 麻薬前駆化学品²管理条例

(国務院 2005 年 8 月 26 日公布、2005 年 11 月 1 日施行)

本条例にいう麻薬前駆化学品とは、麻薬の製造に用いられる化学品を指し、これには麻薬の製造に用いることができる主要原料(第 1 類麻薬前駆化学品)、及び麻薬製造に用いることができる化学調合剤(第 2 類、第 3 類麻薬前駆化学品)が含まれる(第 2 条第 2 項)。国は、麻薬前駆化学品の生産、販売、購入、運搬及び輸入、輸出について分類管理及び許可制度を実施する(第 2 条第 1 項)。これにより、麻薬前駆化学品の生産、販売、購入、運搬及び輸出入について章を分けて規定し、かつ法律責任を明確化した。(全 8 章 45 条)

6 輸出入商品検査法実施条例

(国務院 2005 年 8 月 10 日公布、2005 年 12 月 1 日施行)

本実施条例は、2002 年に改正された「輸出入商品検査法」に基づき制定された。旧実施条例と比較して、代理検査申請管理、検証管理、リスク防止制度、検査内容、検査方法及び不合格輸出入商品の処理、ハイリスク商品に対する検査管理、検査鑑定業務に従事する検査機構の監督管理及び法律責任等の規定が追加された。本実施条例の施行に伴い、1992 年 10 月 23 日に公布された同条例は廃止される。(全 6 章 63 条)

三 中央行政部門レベル

1 外商投資産業指導目録の関連税収問題に関する回答

(国家税务总局 2005 年 7 月 23 日公布、同日施行)

国家西部大開発及びその他の税収優遇政策において言及している新・旧「優勢産業目録」の整合について、「国家税务总局による新「外商投資産業指導目録」執行の関連税収問題に

² 原文は「易制毒化学品」。

についての通知」(国税発〔2002〕63号)に定める「新しい企業には新目録を適用し、既存の企業には旧目録を適用する」原則及び具体的規則に従い統一して執行しなければならない。2004年9月1日以前に認可された外商投資プロジェクトについて、旧「優勢産業目録」の範囲に該当しないが、新「優勢産業目録」の範囲に該当する場合は、旧規定の原則に従い執行しなければならず、新目録に基づき関連税収の優遇政策を享有してはならないと定めた。

2 個人債権及び顧客証券取引決算資金買取実施規則

(中国証券監督管理委員会 2005年7月26日公布、同日施行)

本規則は、「個人債権及び顧客証券取引決算資金買取意見」を徹底的に実施し、個人債権及び顧客証券取引決算資金の買取業務を規律するため、「証券法」、「信託法」等の関連法律法規に基づき制定した。本規則は、個人債権の認定基準、顧客証券取引決算資金の認定及びその他事項の認定、処理について明確な規定を設けた。また、個人債権の買取手続及び責任について規定した。

3 国内機構の経常項目外貨収入の保留限度額の拡大に係わる関連問題の通知

(国家外貨管理局 2005年8月2日公布、同日施行)

本通知により、前年度経常項目外貨支出の経常項目外貨収入に占める比率が80%未満の企業については、保留可能な経常項目外貨口座の限度額が前年度経常項目外貨収入の30%から50%まで引き上げられた(第1項)。前年度経常項目外貨支出の経常項目外貨収入に占める比率が80%以上の企業については、保留可能な経常項目外貨口座の限度額が前年度経常項目外貨収入の50%から80%まで引き上げられた(第2項)。(全7項)

4 税収減免管理規則(試行)

(国家税務総局 2005年8月3日、同日施行)

本規則は、審査認可による減免税の申請・審査手続、届出による減免税の届出手続、減免税を受けた納税者に対する監督管理等の事項を定める。本規則にいう「減免税」とは、税収法律・法規及び国家の税収関連規定に基づき、納税者に対し減税又は免税を行うことを指す(第2条)。減免税には、審査認可による減免税と届出による減免税の2種類がある(第4条)。(全5章31条)

5 外貨市場の発展加速に関する問題についての通知

(中国人民銀行 2005年8月8日公布、同日施行)

本通知は、主に次の内容について規定した。①直物為替のインターバンク市場の取引主体範囲を拡大し、条件に合致するノンバンク金融機関及びノンバンク企業が実際の需要に

基づくという原則に従い、インターバンク為替市場に参入することを許可する。②インターバンク市場の取引モデルを増やし、インターバンク為替市場にオファー取引方式（原文は「詢価交易方式」）を導入し、インターバンク為替市場の参与主体が既存の集中与信、集中競争価格取引方式を通じて、双方が与信し、双方が清算するオファー取引方式を自ら選択し、まず先物取引において採用する。③インターバンク為替市場の取引商品の種類を増やし、条件に合致するインターバンク為替市場の参入主体がインターバンク先物為替取引を行うことを許可し、かつ先物取引の届出資格を取得してから 6 か月以上経った市場会員が、インターバンクの直物及び先物、先物及び先物を組み合わせた人民元対外貨スワップ取引を行うことを許可する。

6 企業財産損失所得税控除管理規則

（国家税務総局 2005 年 8 月 9 日公布、2005 年 9 月 1 日施行）

本規則は、企業の財産損失に基づく税引き前の控除の審査認可、財産損失を認定する証拠、貨幣資産及び非貨幣資産損失の認定方法、資産の永久又は実質損害の認定方法、資産評価損失の認定方法、その他特殊資産の認定方法及び税務機関の職責等を定める。（全 10 章 53 条）

7 自動車貿易政策

（商務部 2005 年 8 月 10 日公布、同日施行）

本政策は、その実施により、自動車製品のブランド別販売及びアフターサービスを実現し、自動車及び中古車の販売及びアフターサービスの健全化を図り、良好な自動車販売市場の秩序を形成することを目標として掲げている（第 8 条）。具体的には、自動車販売、中古車および自動車部品の流通、自動車廃棄及び廃車の回収、自動車貿易等に関する政策規定を定めている。（全 8 章 49 条）

8 「对外労務合作経営資格管理規則」補充規定

（商務部、国家工商行政管理総局 2005 年 8 月 15 日公布、2005 年 9 月 15 日施行）

本補充規定によると、对外労務合作経営資格の企業が、その他の企業と合弁し又は分割した後に、もとの企業経営範囲内で对外労務合作業務に引き続き従事することについて具体的な規定を設けた。また、年間海外派遣人員数が 300 人を下回る西部地区の省・区については、補充規定の施行前にすでに経営資格を取得している企業を除き、企業が経営資格を申請することを特別に許可し、「对外労務合作経営資格管理規則」第 5 条第 8 号に定める業績基準の制限を受けないことが規定された。

9 株式流通（原文は「分置」）改革において証券投資ファンドがワラントに投資する関連問題に関する通知

(中国証券業監督管理委員会 2005年8月15日公布、同日施行)

本通知により、はじめてワラントをファンドとして投資商品の一つとすることができます、ファンドが自主的にワラントに投資することが許可された。同時に、ファンドの投資リスクを抑制するため、ファンドのワラント投資の投資範囲、投資手続及び投資比率の範囲について明確な規定を設けた。

10 国内銀行による海外投資企業への融資的対外担保の管理方式の調整に関する通知

(国家外貨管理局 2005年8月16日公布、2005年9月1日施行)

本通知は、外貨指定銀行による対外担保残高の申請手続、海外投資企業が対外担保を受ける条件、対外担保に関する外貨管理局への登記・届出手続等を定める。本通知により、外貨指定銀行が中国国内機構の海外に登録された 100%附属企業及び資本参加企業（以下「海外投資企業」という）に融資的対外担保（以下「対外担保」という）を提供する手續が簡略化された。即ち、外貨指定銀行は、外貨管理局に事前に認可された残高範囲において、自ら対外担保を提供することを決定することができ、案件ごとに外貨管理局の審査認可を得る必要はない（第1項）。

（全13項）

11 未納税追徴期間の関連問題に関する回答

(国家税務総局 2005年8月16日公布、同日施行)

本回答により、税収徵集管理法第52条の関連追徴期間の規定とは、税務機関又は納税者の責任により未納又は納税不足が一定期間内に発覚しなかった場合は、この期間を超えて改めて追徴することはできないと明確に規定された。納税者がすでに申告している又は税務機関の調査により判明している未納税金については、税務機関は当該条の追徴期間の規定による制限を受けないものとし、法に従い無期限で税金を追徴しなければならない。税務機関の未納税追徴機関には、時間的制限はない。

12 対外貿易事業者法律法規違反行為公告規則

(商務部 2005年8月23日、2005年9月1日施行)

本規則にいう対外貿易事業者とは、法により工商登記又はその他の執務手続を行い、「対外貿易法」及びその他の関連法律法規に従い、対外貿易活動に従事する法人、その他の組織及び個人を指す。企業が対外貿易の発展の過程において、輸出入国が明文により輸出入を禁止している貨物又は技術を輸出入した場合、知的財産権侵害物を輸出入した場合、不正競争行為があった場合等12種類の違法行為を列挙し、これらについて商務部が対外的に公告し、関連部門が処罰を与えると規定した。（全11条）

13 企業国有资产評価管理暫定規則

(国有資産監督管理委員会 2005年8月25日公布、2005年9月1日施行)

本規則によると、企業国有資産評価項目には、審査確認制及び届出制を実行し（第4条）、國務院国有資産監督管理機構が、指導及び監督を行う（第3条）。企業が資産評価を行う場合、審査確認又は届出を経た資産評価結果を以って価格確定の参考根拠としなければならない。取引価格が評価結果の90%を下回る場合は、一時的に取引を停止しなければならず、もとの経済行為の認可機構から同意を得てはじめて取引を継続することができる（第22条）。規則において、企業は関連の国有資産について評価を行う13種類の行為（第6条）、さらに企業に次のいずれかの行為がある場合、関連国有資産に対して評価を行わなくてよい。
①各級人民政府又はその国有資産監督管理機構の認可を受け、企業の全部又は一部の資産に対して無償割当を実施する場合。②国有独資企業とその傘下の独資企業（事業単位）との間で、又はその傘下の独資企業（事業単位）間で合併、資産（財産権）の置換及び無償割当を行う場合（第7条）。（全6章35条）

14 企業国有財産権無償割当管理暫定規則

(国有資産監督管理委員会 2005年8月29日公布、同日施行)

本規則にいう企業国有財産権無償割当とは、企業国有財産権が政府機関、事業単位、国有独資企業、国有独資会社との間で無償で移転されることを指す（第2条）。割当される企業国有財産権の権利帰属は明確でなければならず、権利帰属関係が不明確又は権利帰属に紛争のある企業国有財産権は無償割当を行ってはならない。担保物権を設定されている企業国有財産権の無償割当については、「担保法」の関連規定に合致しなければならない。有限責任会社の国有持分の割当については、さらに「会社法」の関連規定に合致しなければならない（第5条）。本規則は、企業国有財産権無償割当の手続及び監督管理部門の認可権限について規定した。

15 中古車流通管理規則

(商務部、公安部、国家工商行政管理総局、国家税務総局 2005年8月29日公布、2005年10月1日施行)

本規則にいう中古車とは、登録登記手続が完了してから国の強制廃棄処分基準に至る前の段階で取引が行われ、かつ所有権が変わる自動車（三輪自動車、低速貨物積載車等の農業用運搬車を含む）、トレーラー、オートバイを指す（第3条）。中古車事業主体とは、工商行政管理部門が法に従い登記し、中古車販売、競売、ブローカー、評価鑑定業務に従事している企業を指す（第4条）。本規則は、中古車経営主体の設立条件及び手続について、経営活動に従事する行為規範及びその監督管理等の面において、詳細な規定を設けた。さらに、外商投資が中古車取引市場、取次販売企業、ブローカー機構、評価鑑定機構を設立する場合は、本規則及び「外商投資商業分野管理規則」等の関連規定に基づき、省級商務部門に申請を提出し、商務部が国家工商行政管理局とともに審査認可を行うと定めた。

本規則の実施により、1998年3月9日に公布施行した「旧機動車取引管理規則」等の3つの法規は同時に廃止する。

(全5章37条)

16 営利性上演管理条例実施細則

(文化部 2005年8月30日公布、同日施行)

本細則は、「営利性上演管理条例」(以下「条例」)にいう上演の範囲には、音楽、芝居、舞踏、雜技、マジック、サーカス、人形劇、影絵芝居、朗読、民間文芸及びその他の形式のライブパフォーマンス活動が含まれる(第2条)。「条例」にいう営利性上演とは、営利を目的とし、チケット販売、報酬の支払、贊助又は寄付等の形式により、公衆に向けて行う上演活動を指す(第3条)。細則は、「条例」に定める文芸パフォーマンス団体、上映ブローカー機構、上演場所経営単位、個人の上演者、個人の上演ブローカー等の営利性上演経営主体について明確な定義を設けた。細則では、上演者が上演の過程で、事前に録音した歌曲、楽曲等を利用してライブでの歌唱、演奏に替える行為は、「リップシンク、偽演奏」行為にあたるものとし、営利性上演におけるリップシンク、偽演奏等により観客を欺く行為を明確に禁止する(第28条)。このほか上演管理、上演証管理及び関連の処罰等について明確に規定した。(全6章57条)

17 保険外貨資金海外運用管理暫定規則実施細則

(保険監督管理委員会 2005年9月1日公布、同日施行)

本実施細則によると、保険外貨資金の国外投資(以下「国外投資」という)は、保険会社の董事会が決定し、国内の保険資産管理会社又は国外の投資専門管理機構に管理を委託することができる(第2条)。国外投資のプロジェクトの申告、投資の種類、委託管理協議、投資リスクマネジメント等について詳細に規定し、相応する監督管理措置についても規定した。また、中国企業が国外に指定する6か所の証券取引所に上場している株式に投資することを許可した。中国企業の国外発行株式に対する国外投資総額は、原価価格に基づき計算し、最高で国家外貨管理局が審査確認した投資支払限度額の10%を上限として許可する。一銘柄の株式に対する上限は、発行済み株式総数の5%に限られる。このほか、仕組み預金、モーゲージ証券、MMF(原文は「貨幣市場基金」)等の成熟投資商品を国外投資範囲とした。(全7章56条)

18 特定国家(地域)向け麻薬前駆化学品輸出暫定管理規定

(商務部、公安部、税関総署、国家安全生産監督管理総局、国家食品薬品監督管理局 2005年8月1日公布、2005年9月1日施行)

本規定は、麻薬前駆化学品が特定国(地域)に流入し、麻薬製造に用いられる 것을阻止するため、麻薬前駆化学品の輸出行為を規律するために制定した。本規定にいう麻薬前

駆化学品とは、本規定付属文書1「特定国家（地域）向け麻薬前駆化学品輸出管理目録」にいう化学品を指し（第1条）、特定国家（地域）とは、本規定付属文書2「特定国家（地域）目録にいう国家（地域）を指す（第2条）。本規定に基づき、国は麻薬前駆化学品に特定国家（地域）への輸出に対して許可証管理（第4条）及び国際審査制度（第6条）を実施する。麻薬前駆化学品の輸出管理関連部門は、情報交換及び電子データネットワーク審査制度を確立しなければならない（第12条）。このほか、麻薬前駆化学品を特定国家（地域）に輸出する際の申請受理手続及び関連の法律責任を明確にした。（全17条）

19 貨幣ブローカー会社テスト管理規則

（銀行業監督管理委員会 2005年8月8日公布、2005年9月1日施行）

本規則は、貨幣ブローカー会社及びその支店の設立、変更及び終了手続、貨幣ブローカー会社の業務範囲、貨幣ブローカー会社に対する監督管理、罰則等を定める。本規則にいう「貨幣ブローカー会社（インターディーラー・ブローカー）」とは、電子技術又はその他の方法により、金融機関間の資金融資及び外国為替取引等を促進するブローカーサービスを専門的に行い、手数料を獲得するノンバンク金融機関である（第2条）。なお、本規則第7条及び第8条は、中国に外資独資又は中国企業との合弁による外商投資貨幣ブローカー会社を設立する場合の出資者の条件を定めた。

（全6章65条）

20 保険機関投資家債券投資管理暫定規則

（保険監督管理委員会 2005年8月17日公布、同日施行）

本規則は保険機関投資家による政府債券、金融債券、企業債券等の債券への投資規則、及び債券投資のリスクコントロール、監督管理等の事項について定める。本規則にいう「保険機構投資者」とは、中国保険監督管理委員会の認可に基づき設立され、法に従い登記し、債券投資に従事する保険会社と保険資産管理会社を指す。保険グループ会社と保険ホールディング会社による債券投資には本規則が適用される（第2条）。（全7章68条）

21 上場会社株式流通改革の指導意見

（証券監督管理委員会、国有資産監督管理委員会、財務部、中国人民銀行、商務部 2005年8月23日公布、同日施行）

本意見は、株式流通改革は、非流通株の上場取引を可能にするための制度づくりであり、資本市場を通じて国有株式の持分を減少させることを目的としたものではなく、現在、国は国内資本市場を通じて上場会社の国有株式の持分を減少させることにより資金調達を行う考えもないことを強調した。本意見において、特殊類型会社の株式流通改革の方針を明確にし、株式流通改革はA株市場の関連株主間における利益不均衡を解決するものであると指摘した。外商投資企業認可証書及び外資株式を保有する銀行類A株上場会社について

は、その株式流通改革案において関連株主会議の議決が可決された後に、国務院の関連部門が法律法規に従い審査認可手続を行うものとし、株式流通改革案における外資株式比率の変化は、原則として当該上場会社の既得の関連優遇政策には影響しないと規定した。さらに、株式流通改革が完成した上場会社は優先的に再融資を行わせるようにし、改革の市場化傾向を堅持するとした。(全 5 項 22 条)

21 土地違法行為立件調査標準

(国土資源部 2005 年 8 月 31 日公布、同日施行)

本基準において、「土地管理法」、「都市不動産管理法」等土地管理の法律、法規及び規則に違反し、法に従い行政処罰を与えなければならない場合は、速やかに各種違法行為として立件しなければならないと規定した。また、これらの土地違法行為を具体的に違法土地譲渡類、違法土地占拠類、耕地破壊類、違法土地認可類及びその他の類型の土地違法行為等の 6 つに分類した。同時に立件基準も規定され、違法行為が軽微でありかつ速やかに是正し、危険な結果に至らなかった場合、又は法律、法規及び規則に法律責任が規定されていない場合は、立件しないと規定した。

22 工事建設工法管理規則

(建設部 2005 年 8 月 31 日公布、同日施行)

本規則にいう工法とは、工事を対象とし、工事技術に重点を置き、システムエンジニアリングの原理を運用し、先進技術と科学的管理を組み合わせ、一定の工事の実践を経て形成されたトータル的な施工方法を指す。工法は、家屋建築工事、土木工事、工業据付工事の 3 つに分類される(第 3 条)。工法は国家級、省(部)級及び企業級に分類され、かつ級ごとに審査決定及び公布する責任部門を規定する(第 5 条)。このほか工事建設工法の開発、申請、評価審査及び成果管理等様々な角度から、工事建設工法の管理活動について全面的な規定を設けた。(全 20 条)

23 上場会社株式流通改革管理規則

(証券監督管理委員会 2005 年 9 月 4 日公布、同日施行)

本規則は、上場会社株式流通改革は非流通株株主と流通株株主との間の利益均衡を図る協議制度を通じて、A 株市場の株式譲渡制度上の格差をなくす過程であるとの基本の方針のもと(第 2 条)、上場会社株式流通改革の操作手続、改革案、改革後の会社が、原非流通株式の販売、情報開示、仲介機関(原文は「中介機構」)及び監督管理措置及び法律責任について規定したものである。

本規則は、非流通株株主が承諾した義務に違反し、及び推薦機関が関連監督責任を履行しなかった場合の法律責任を明確にした。証券取引所は当該者に対して公開譴責を行い、中国証監会が是正を命じかつ関連の行政監督管理措置を講じる。その他の株主の合法的権

益を損ねた場合は、法に従い関連の法律責委任を追わせる（第 50 条）。情状の重大な推薦機構については、さらに除名処分を与える可能性もある（第 51 条）。但し、上場会社株主が、自身の状況に基づきその他の専門機構を招聘して推薦業務以外の顧問サービスを提供した場合等の問題については、禁止規定を設けていない。（全 8 章 55 条）

24 人民元図案使用管理規則

（中国人民銀行 2005 年 9 月 5 日公布、2005 年 10 月 10 日施行）

本規則は、人民元図案を使用する際の原則、条件及び申請認可について規定した。人民元図案とは、中国人民銀行が発行した貨幣（貴金属記念貨幣を除く）の完全な図案又は主要背景の図案を指す（第 2 条）。規則にいう人民元図案の使用とは、各種の手段により宣伝品、出版物、インターネット又はその他の商品に拡大、縮小及び同サイズの人民元図案を使用する行為を指す（第 3 条）。本規定は、人民元事案の使用は、都度認可制を実行する。中国人民銀行は、人民元図案使用の審査認可機関であり、中国人民銀行の各支店等は、人民元事案使用申請の受理機構である（第 4 条）。（全 12 条）

25 流通人民元取扱、装丁管理規則

（中国人民銀行 2005 年 9 月 5 日公布、2005 年 10 月 10 日施行）

本規則は、中国国内で流通人民元の取扱、装丁活動に従事する申請条件、審査認可権限、審査認可手続及び監督管理制度について規定した。流通人民元とは、中国人民銀行が発行し、現在中華人民共和国内で流通している貨幣を指す（第 3 条）。流通人民元の取扱とは、営利を目的とし、流通人民元を売買する行為を指す。流通人民元の装丁とは、流通人民元に外部包装を施す又はその他の方式により装飾する行為を指す（第 4 条）。流通人民元の取扱については許可証管理制度を実施し、中国人民銀行の各支店、営業管理部、省都（首府）の都市の中心支店、深圳市中心支店が流通人民元取扱の審査認可機関となる（第 5 条）。流通人民元の装丁は、1 回ごとに審査認可する制度を実施し、中国人民銀行が流通人民元装丁の審査認可機関となる（第 6 条）。（全 19 条）

26 納税企業本社機構の関連費用合算（統括）の税引き前控除標準に関する通知

（国家税務総局 2005 年 9 月 12 日公布、2005 年 1 月 1 日施行）

本通知は、国家税務総局の認可を経て企業所得税の納税の合算（統括）を行う企業の本社がまとめて支払う広告費、宣伝費及び公益救済関連の寄付金の税引き前控除の基準について、明確に規定した。

27 人民法院が被執行人の財産を強制執行する場合の関連税収問題についての回答

（国家税務総局 2005 年 9 月 12 日公布、同日施行）

本回答において、人民法院の強制執行行為は司法行為に属し、経営的性質はなく、納税

行為には属さないと明確に規定した。但し、納税の強制執行中に競売、換価した全ての財産収入については、法に従い税金納付の申請をしなければならない。また、「税収徴収管理法」第45条の税収優先権の規定に基づき、人民法院は、同法第5条の規定に従い、納税者が強制執行により財産を競売、換価したことにより取得した収入の中から、税務機関が優先的に税金を徴収することに協力しなければならないと規定した。

28 一部の資本項目外貨業務の審査認可権限を下部機関へ移管する関連問題についての通知

(国家外貨管理局 2005年8月25日公布、同日施行)

本通知において、国外機構による対外担保の提供を除き、その他全ての対外担保の審査認可を所在地の支局に移管すると定めた。国外上場外資株会社が自社の国外上場株式を買戻す場合、外貨購入・支払額が2,500万米ドルを下回るときは、所在地の支局が審査認可する。外国投資者の外貨専門口座（費用類）の限度額を従来の10万米ドルから10万米ドル又は投資主管部門の認可を得た投資総額の5%までに変更し、口座の有効期間を3か月から6か月に延長した。また、証券、信託、財務、ファイナンスリース会社の外貨資金の人民元転及び外貨購入・支払の審査認可、国外上場会社が国有株持分減少により外貨で社会保険基金を上納することについての審査確認、個人財産対外移転の審査認可方法の簡略化等についても規定した。

29 貿易輸入外貨支払及び照合消込手続をさらに簡略化することについての関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2005年9月15日公布、2005年10月1日施行)

本通知により、貿易輸入外貨支払の審査証書の簡略化、「対外外貨支払輸入単位名簿」管理の簡略化、輸入貨物通関申告書取扱いと外貨支払単位が違う場合の輸入支払届出管理の取消、関連の輸入外貨支払及び照合消込手続の簡略化、異なる地域での輸入外貨支払届出管理の緩和等が決定された。但し、保税区等の特殊経済区域には適用されない。保税区等の税關封鎖監督管理区域内で対外貿易経営権を取得した企業が規定に従い貿易輸入外貨支払及び照合消込手続を行う場合は、本通知を適用する。（全6条）

30 銀行人民元転・外貨転用資金管理規則の調整に関する通知

(国家外貨管理局 2005年9月22日公布、同日施行)

本通知によると、現行の人民元転・外貨転の回転資金範囲を、外貨指定銀行の保有する人民元と外貨との取引により形成される外貨資金にまで拡大し、かつ人民元転・外貨転総合資金管理を実施する。当該資金には、銀行が処理する外貨管理規定に合致する対顧客人民元転・外貨転業務、銀行自身の人民元転・外貨転業務及びインターバンク為替市場への参入により形成された外貨資金が含まれる。中国資本銀行及び人民元業務の取扱を開始して

いる外資銀行は、1か月以内に人民元転・外貨転総合資金の上限額を外貨管理局に申請する。新規上限額の認可前は、これまで認可された資金上限額を引き継ぎ有効とする。人民元業務をまだ取扱っていない銀行は、人民元転・外貨転用の人民元専用口座の残高管理を従来どおり実行する。

「外貨指定銀行の人民元転・外貨転外貨回転上限額管理を強化することについての通知」、「銀行の人民元転・外貨転回転資金報告表等の調整の関連問題についての通知」等の3つの法規が、本通知の施行と同時に廃止された。

31 インターネットニュース情報サービス管理規定

(国務院新聞弁公室、情報産業部 2005年9月25日公布、同日施行)

本規定は、インターネットニュース情報サービス企業の設立条件・手続、インターネットニュース情報サービスに関する規制、関連部門による監督管理、罰則等を定める。本規定第9条によると、如何なる組織も中外合弁経営、中外合作経営及び外資独資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立してはならない。また、インターネットニュース情報サービス企業は、外商投資企業又は外国企業とインターネットニュース情報サービス業務に関連して提携する場合、国務院新聞弁公室に報告し、安全評価を受けなければならない(同条2項)。(全6章33条)

32 株式制商業銀行における董事会の果たすべき役割についての手引

(中国銀行業監督管理委員会 2005年9月12日公布、同日施行)

本手引は、株式制商業銀行の董事会の運営を規律し、董事会の意思決定及び監督能力を有効に發揮するため、董事会の職責、董事会会議の規則及び手順、董事会専門委員会、董事に対する各種要求、董事会の職務遂行に対する監督等の面から、株式制商業銀行董事会の果たす役割、職能を履行し、コーポレートガバナンスの整備について、明確に規定した。(全7章68条)

33 中央投資プロジェクト入札募集代理機構資格認定管理規則

(国家発展・改革委員会 2005年9月19日公布、2005年11月1日施行)

本規則にいう中央投資プロジェクトとは、中央予算の投資資金(国債を含む)、特別建設基金、国家主権外債資金及びその他の中央財政関連の投資資金を全部又は一部使用する固定資産投資プロジェクトを指す(第3条)。商務部が公布した機械電気製品国際入札募集機構の資格を取得した入札募集代理機構は、中央投資プロジェクトの機械電気製品国際入札募集代理業務に従事することができる(第6条)。資格は、甲級と乙級に分かれ、それぞれの申請条件及び手続きが規定され、監督管理及び法律責任が明確化された。(全5章33条)

四 司法解釈

1 農村土地請負に関する紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈

(最高人民法院 2005年7月29日公布、2005年9月1日施行)

本解釈は、訴訟の受理と訴訟主体、家庭請負紛争案件の処理、その他の方による請負紛争の処理、並びに土地徴収補償費用分配及び土地請負経営権承継紛争の処理等の面から、農村土地請負紛争案件に対する具体的な法律適用の関連問題について司法解釈を与えたものである。

本解釈によると、発注者が請負地を違法に回収し、調整する場合に、請負者が請負地の返還を要求するときは、人民法院は基本的にこれを認めることや（第6条）、請負者がその土地請負経営権をもって抵当を設定し、又は債務を相殺する場合は、無効と認定すること（第15条）、の土地が多重に請負われている場合の処理の原則は、すでに登記している者が経営権を取得し、いずれも登記をしていない場合は、すでに発効している契約の請負者が経営権を取得すること（第20条）などが規定されている。（全5章27条）

2 国有持分支配、持分参入有限会社における国有会社、企業の人員をいかに認定するかについての解釈

(最高人民法院 2005年8月1日公布、2005年8月11日施行)

刑法分則第3章第3節の国有会社、企業人員についての司法解釈である。国有会社及び企業が国有持分支配、持分参入会社に派遣して公務に従事する人員は、国有会社、企業の人員として扱うことが確認された。

3 当事者が財産保全申立の誤りにより第三者に損失をもたらした場合において賠償責任を負うべきか否かという問題についての解釈

(最高人民法院 2005年8月15日公布、2005年8月24日施行)

「民法通則」第106条、「民事訴訟法」第96条等の法律規定に基づき、当事者は財産保全誤申立の誤りにより第三者に損失をもたらした場合は、法に従い賠償責任を負わなければならないことが確認された。

五 地方レベル

1 北京市集団契約条例

(北京市人民代表大会常務委員会 2005年7月22日公布、2005年11月1日施行)

本条例にいう「集団契約」とは、日本の労使協定に類似した概念であり、従業員側と雇用者企業が、代表を選出し集団協議を行い、労働報酬、作業時間、休憩休暇、労働安全衛生、職業訓練、保険福利等の事項について締結する書面合意を指す（第3条）。本条例は、集団協議の代表者、集団協議の内容、集団契約の締結、集団契約の履行、集団契約に対する監督管理及び罰則等を定める。（全8章58条）

2 浙江省企業投資プロジェクト審査確認及び届出暫定規則

(浙江省人民政府 2005年9月8日公布、同日施行)

本規則では、浙江省の各級企業投資プロジェクト主管部門が企業投資プロジェクト審査確認及び企業投資プロジェクト届出を行う際の具体的手続、権限、内容について規定を設け、かつ罰則を明確にした。外商投資プロジェクト及び国外投資プロジェクトについては審査確認制（原文は「核準制」）を実施する。このほか、各級企業投資プロジェクト主管部門は、国の法規及び「浙江省企業投資プロジェクト審査確認目録」の規定に基づき、国内企業投資プロジェクトについては審査確認制又は届出制を実施する（第5条）。規則の附属文書における「浙江省企業投資プロジェクト審査確認目録」の規定では、「外商投資産業指導目録」における投資総額（増資を含む）が5,000万米ドル以上1億米ドル未満の奨励類、許可類プロジェクトについて、省級企業投資プロジェクト主管部門が審査確認し、その他のプロジェクトは省以下の企業投資プロジェクト主管部門又は国家级開発区管理委員会が審査確認する。投資総額（増資を含む）が5,000万米ドル以下の制限類プロジェクトについては、省級企業投資プロジェクト主管部門が審査確認する。（全5章35条）

制度情報（2005年10月～11月）

一 全人代レベル

1 会社法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会 2005年10月27日公布、2006年1月1日施行）

現行法の全面改正である。主な改正点は以下の通りである。

①設立規制の緩和。資本金の払込時期を緩和し、有限会社と株式会社の最低資本金を引き下げた（第26条、第81条）。現物出資について、出資可能な財産の範囲と出資総額に対する現物出資の割合を拡大した（第26条）。一人会社の設立も認められた（第2章第3節）。

②コーポレート・ガバナンスの強化。董事や総経理の義務を明確に規定した（148条～151条）。また、監事会の機能が強化され（第54条、第4章第4節）、上場会社の独立董事の設置も義務づけられた（第123条）。

③支配株主の責任。支配株主がその地位を利用して会社に損害を与えることを明確に禁止した（第21条）。

④法人格否認の導入。株主が株主有限責任を濫用した場合の責任を定め、会社の法人格否認に関する制度を導入した（第20条）。

⑤少数株主の保護。株主の帳簿閲覧権（第34条）、役員等の責任を追及するための株主代表訴訟の規定（152～153条）を設けた。董事、監事の選任における株主総会の累積投票制度（第106条）を設けた。

⑥組織再編及び清算規定の充実。

⑦労働者権利保護の強化。

（全13章219条）

2 証券法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会 2005年10月27日公布、2006年1月1日施行）

現行法の全面改正である。改正後の証券法は、証券の公開発行取引・上場・登録決済、上場会社の買収、情報開示等の要件、基準及び手続に関する規定を充実させ、各関係者（発行会社及びその高級管理人員、証券取引所、証券会社、証券登録決済機構、弁護士・公認会計士事務所等の専門機構、証券監督管理当局等を含む）の権利義務、禁止行為を明確にし、証券取引に関する諸制度の完備を図った。

（全12章240条）

3 「中華人民共和国個人所得税法」の修正に関する決定

（全国人民代表大会常務委員会 2005年10月27日公布、2006年1月1日施行）

本決定によると、2006年1月1日より現行の個人所得税法で規定されている給与報酬

所得の控除基準が月額 800 元から 1600 元まで引き上げられる（第 1 項）。（全 2 項）

4 外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法

（全国人民代表大会常務委員会 2005 年 10 月 25 日公布、同日施行）

本法は、相互主義を前提に、外国中央銀行の資産について資産保全・強制執行の司法的強制措置を免除することを確認したものである。ただし、外国政府またはその中央銀行が書面により免除権を放棄したり、資産保全・強制執行の対象とする資産を指定したりした場合は、この限りではない（第 1 条）。

（全 4 条）

5 「マカオ特別行政区基本法」付属文書 3 に全国的な法律を追加することに関する決定

（全国人民代表大会常務委員会 2005 年 10 月 27 日公布、同日施行）

本決定において、「マカオ特別行政区基本法」付属文書 3 に全国的な法律「外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法」が追加されたことにより、当該法律の効力範囲がマカオ特別行政区にも及ぶこととなった。

6 「香港特別行政区基本法」付属文書 3 に全国的な法律を追加することに関する決定

（全国人民代表大会常務委員会 2005 年 10 月 27 日公布、同日施行）

本決定において、「香港特別行政区基本法」付属文書 3 に全国的な法律「外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法」が追加されたことにより、当該法律の効力範囲が香港特別行政区にも及ぶこととなった。

二 国務院レベル

1 重大動物疫病発生状況緊急対策条例

（国务院 2005 年 11 月 18 日公布、同日施行）

本条例における重大動物疫病の発生状況とは、高病原性鳥インフルエンザ等の発病率又は死亡率の高い動物疫病が突然発生し、瞬時に蔓延し、畜産業の生産の安全性に深刻な脅威、危害をもたらす状況、並びに特別重大動物疫病発生状況を含む、人々の身体の健康及び生命の安全に危害をもたらす状況をいう（第 2 条）。本条例において、重大動物疫病発生状況の緊急対策準備制度が確立された。これには、緊急事前対応策制度の制定、物資備蓄制度の確立、緊急対策予備隊制度の確立が含まれる。また、各級人民政府に対し平時から十分な資金、物資を備蓄し、人員と技術面での緊急対策準備を万全に行うよう要求している。さらに、重大動物疫病発生状況の監視測定、報告及び公布制度を確立し、県级以上の地方人民政府に対して重大動物疫病発生状況の監督測定ネットワーク及び予防コントロ

ールシステムを確立するよう要求し、関連の単位及び個人は、動物に病気が集団発生し又は動物が集団死した場合、直ちに所在地の県（市）動物疫病予防監督機構に報告しなければならない。

（全 6 章 49 条）

三 中央行政部門レベル

1 国が奨励する集積回路企業認定管理奨励規則（試行）

（発展改革委員会、情報産業部、税務総局、税關總署 2005 年 10 月 21 日公布、同日施行）

本規則にいう集積回路企業とは、中国国内（香港、マカオ、台湾を含めない）において集積回路チップの製造、梱包、テスト及び 6 インチ以上のシリコン単結晶原料の生産に従事する独立法人の資格を有する合法的組織であり、集積回路を設計する企業は含まれない（第 2 条）。また、中国半導体産業協会とは、集積回路企業の認定機構であり（第 4 条）、その認定を受けた企業は、国務院による「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を奨励する若干の政策」の優遇政策を受けることができる（第 1 条）。本規則は、認定条件、認定手続及びその他の関連問題を明確に規定する。

（全 16 条）

2 外債管理の改善の関連問題に関する通知

（国家外貨管理局 2005 年 10 月 21 日公布、2005 年 12 月 1 日施行）

本通知は、国内機構の輸入契約における未払い金額が 20 万米ドル以上に相当し、かつ約定された支払期限又は実際の支払期限が 180 日以上延ばされる場合、外債登記手続を必要としている。また、①外国投資者の出資比率が 25 パーセントを下回る外商投資企業の外債借入は中国資本企業の外債借入の関連規定を適用すること、②投資総額が登録資本と同額、又は投資総額が明確にされていない外商投資企業は、審査認可機関から投資総額及び登録資本の再査定を受けた後に、投資総額と登録資本との差額の範囲内で外債の借入れを行うこと、③外商投資性会社の外債借入の限度額はその払込済みの登録資本の 4 倍又は 6 倍（登録資本 1 億米ドル以上）を超えないこと、④外商投資リース会社のリスク資産はその純資産総額の 10 倍を超えないこと、⑤多国籍企業が吸収した国外関連会社の資金を中国国内で使用する場合、当該資金を外債管理の対象に取り入れること、といった 5 つの特殊な外商投資企業の外債借入ルールを定めている。さらに、中国国内の金融機関が外商投資企業に対して人民元又は外貨の貸付を行うときに、国外の機関又は個人から担保を受ける場合について、①従来の債務者（借り手の外商投資企業）による個別登記から債権者（貸し手の国内金融機関）による定期登記に変更すること、②外債管理の対象が契約金額から履行金額に変更すること、③本通知の施行前に契約され、かつ一定の条件を満たした国外担保付貸付について、債務者が担保実行後に外債登記を行うこと、という 3 つの国外

担保管理ルールを規定している。

(全 7 項)

3 商標評議審査規則（改正）

（国家工商行政管理総局 2005 年 9 月 26 日公布、2005 年 10 月 26 日施行）

今回の主な改正点は以下の通りである。

- ①当事者による和解及び商標評議審査委員会による調停の制度が導入された（第 8 条）。
- ②改正後の第 25 条 2 項によると、商標評議審査の決定、裁定が下された後の当事者又は利害関係者の除斥申請について、評議審査決定、裁定の有効性には影響しないが、除斥事由の存在が確かである場合、商標評議審査委員会が法に従って対応しなければならない。
- ③改正後の第 35 条によると、商標評議審査委員会が下した決定又は裁定に当事者が不服を有し、人民法院に提訴する場合は、人民法院に訴状を提出すると同時又は 15 日以内に商標評議審査委員会に当該訴状の副本を発送し、又は別途書面により通知しなければならない（同条 1 項）。また、商標評議審査委員会がその下した決定又は裁定の発送日から 60 日以内に人民法院又は当事者から当該決定、裁定に関する起訴の情報を受け取らない場合は、関係の当事者が裁判所に提訴しなかったものとみなし、当該決定、裁定を商標局に移送し執行させるものとする（同条 2 項）。
- ④公開評議審査に関する旧法の第 4 章が全部削除されたが、公開評議審査に関する具体的な手続については、商標評議審査委員会が別途規定することを定めた（第 39 条）。
- ⑤中国の国外及び台湾、香港、マカオにおいて形成された証拠について、相手側当事者がその真実性に疑義を持ち、且つ然るべき証拠が提出された場合及び商標評議審査委員会が必要と認める場合を除き、旧法で一律に必要とされていた公証手続は要求されないことになった（第 43 条）。

(全 6 章 62 条)

4 外商投資企業内部の処分資産についての所得税の処理問題に関する通知

（国家税務総局 2005 年 10 月 14 日公布、同日施行）

本通知によると、外商投資企業並びに中国国内に置かれた外国企業の機構及び場所（以下「企業」という）の内部処分資産（自ら作った資産、及び外から購入した各種の資産を含む）は、これらの資産を国外に移転した場合を除き、収入と認定されない（第 1 項）。上記「内部処分資産」とは、「資産の所有権について形式的及び実質的な変化が生じない処分行為」が行われた資産を指す（第 2 項）。

(全 3 項)

5 外国投資家の再投資による税金還付の関連問題に関する回答

(国家税務総局 2005年10月20日公布、同日施行)

本回答によると、外国投資家がその投資した外商投資企業の利益を以って再投資する場合、当該再投資の利益が実現されたものであれば、一括投資か分割投資かを問わず、再投資による税金還付を受けることができる（第1項）。しかし、将来得られる予定の利益による再投資を約束することについては、関連税法に定められている「登録資本の増加、又は資本金としてその他の外商投資企業への投資」に該当せず、再投資による税金還付を受けることはできない（第2項）。

（全2項）

6 外国投資者による再投資の企業所得税還付に関する問題についての通知

(国家税務総局 2005年11月17日公布、同日施行)

本通知によると、譲受方式により外商投資企業の株式（原文は「股權」）を取得した外国投資者が、株式を譲受した後に、当該外商投資企業が分配した株式譲渡を受ける前に実現した利潤を以って中国国内で再投資を行う場合、かかる再投資に用いる利益は「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第80条に定める直接再投資に用いる利益に該当しないものとし、関連の利益再投資還付の優遇を享受してはならない（第1条）。但し、外国投資者が直接もしくは間接的に保有する、又は同一者により100%の支配関係を受ける外国投資者又は投資性会社から株式の譲渡を受ける場合で、かつかかる関連譲渡者の株式の購入原価に従い取引を行うときは、その再投資に用いる利益は再投資還付税の優遇を享受することができる（第2条）。

（全3条）

7 ベンチャー投資企業管理暫定規則

(国家発展及び改革委員会、科学技術部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家税務総局、国家工商行政管理総局、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局 2005年11月15日公布、2006年3月1日施行)

本規則にいうベンチャー（原文は「創業」）企業とは、中国国内で設立登記される建設中又は再建中の成長企業を指し、既に上場した企業は含まれない。ベンチャー投資とは、ベンチャー企業に株式投資し、その企業の成長後に株式を譲渡することで主な収益を得る投資方式を指す。そしてベンチャー投資企業とは、中国国内で設立登記され、主にベンチャーアイデア投資を行う企業グループを指す（第2条）。本規則は、資本の私募、委託管理、出資引受け制度、特別株式投資制度、業績奨励制度及びリスク制限制度等9つの分野について、ベンチャー投資企業に特別の法律保護を与える。政策的ベンチャー投資ファンドの設立によるベンチャー投資企業の設立・発展の後押し、税制面での支援及びベンチャー投資終了メカニズムの整備等の3つの側面から、ベンチャー投資企業に対する支持政策を明確にした。

この他に、外商投資ベンチャー投資企業が「外商投資ベンチャー投資企業管理規定」に従うことも明確にし、その投資運営が関連する条件に適合すれば、本規則に基づき政策による支持を受けることができる（第5条）。

（全6章32条）

8 認証研修機構管理規則

（国家品質検査総局 2005年9月29日公布、2005年11月1日施行）

本規則における認証研修機構とは、認証評価審査、審査、検査及びその他認証行為と関わる人員に対して基本的な研修活動を行う組織をいう（第2条）。認証研修機構の設立には、①登録資本が20万人民元を下回ってはならない。②4名以上の登録研修教員の資格を有する専門教員を有すること。③各課程の専門教員は2名を下回ってはならない等の条件がある。外商投資による認証研修機構の設立については、これらの条件に合致するほか、さらに外国側投資者がその所在国又は地域の法律に定める認証研修従事資格及び認証研修の授権を取得しなければならず、かつ認証研修授権に相応する教員資格を有する人員を有していかなければならない（第7条）。認証研修機構を設立する者は、国家認証認可監督管理委員会に設立申請を提出し、審査を受け承認された後に「認証研修機構認可書」を取得できるものとし、認可書の有効期限は4年である（第9条）。国外認証研修機構が中国国内に設立する常駐代表機構は、認可監督管理委員会に対して書面による届出を行った後に、関連業務の連絡、マーケティングリサーチ、技術交流等の宣伝普及活動に従事することができる。但し、認証研修に関する経営活動を行ってはならない（第10条）。本規則は、認証研修機構の審査認可設立、行為規範、監督検査及び罰則等について明確な規定を設けた。

（全6章44条）

9 認証コンサルティング機構管理規則

（国家品質検査総局 2005年9月29日公布、同日施行）

本規則における認証コンサルティング機構とは、製品、サービス及び管理システム関連認証基準及び技術規範を合致させるために技術的指導及びサービスを提供する組織をいう（第2条）。認証コンサルティング機構の設立には、①登録資本が10万人民元を下回ってはならない。②4名以上の登録した専門の認証コンサルタントを有し、そのうち少なくとも1名は高級コンサルタントでなければならない等の条件がある。外商投資による認証コンサルティング機構の設立については、これらの条件に合致するほか、さらに外国側投資者がその所在国又は地域の法律に定める認証コンサルティング従業資格を取得しなければならない（第7条）。認証コンサルティング機構を設立する者は、国家認証認可監督管理委員会に設立申請を提出し、審査を受け承認された後に「認証コンサルティング機構認可書」を取得できるものとし、認可書の有効期限は4年である（第9条）。国外認証コンサ

ルティング機構が中国国内に設立する常駐代表機構は、認可監督管理委員会に対して書面による届出を行った後に、関連業務の連絡、マーケティングリサーチ、技術交流等の宣伝普及活動に従事することができる。但し、認証コンサルティングに関する経営活動を行ってはならない（第12条）。本規則は、認証コンサルティング機構の審査認可設立、行為規範、監督検査及び罰則等について明確な規定を設けた。

（全6章39条）

10 不動産評価機構管理規則

（建設部 2005年10月12日公布、2005年12月1日施行）

本規則にいう不動産評価機構とは、法に従い設立され、かつ不動産評価機構の資格を取得し、不動産評価業務に従事する仲介サービス機構を指す（第2条）。また、本規則にいう不動産評価業務には、土地、建物（建築中のものも含める）及び不動産を主体とした企業総資産、企業総資産における各種不動産の価格評価並びに譲渡、抵当、都市家屋の取壟し、司法鑑定、課税、会社上場、企業再編、企業清算、資産再建、資産処理等に必要な不動産評価が含まれる（第3条）。本規則に定める不動産評価業務に従事する機構は、法に従い不動産評価機構の資格を取得し、かつその資格等級で許可された範囲内において評価業務に従事しなければならない（第24条）。資格の等級は3種類あり、その有効期間は15年とされる（第15条）。本規則は、当該資格の取得条件、申請手続き、評価機構の設立、変更、監督管理等につき規定している。

（全4章36条）

11 建設工事品質検査測定管理規則

（建設部 2005年9月28日公布、2005年11月1日施行）

本規則にいう建設工事品質検査測定とは、工事の品質検査測定機構が受託した、国の関連法規並びに建設工事の強制基準に基づいて行われる建築物、構築物構造の安全性及び工事現場での建築材料、部品のサンプリングテストを指す。建築物、構築物の構造安全性テスト及び関連建材テストを行う工事品質検査測定機構の資格申請を受け、同機構の検査測定を監督管理し、同機構は本規則を遵守しなければならない（第2条）。本規則は建設工事品質検査測定機構の設立条件、審査認可手続、「検査機構品質証書」の取得及び管理並びにかかる罰則について規定している。（全36条）

12 貨幣ブローカー会社テスト管理規則実施細則

（銀行業監督管理委員会 2005年11月18日公布、同日施行）

本規則は、「貨幣ブローカー会社テスト管理規則」の実施過程において具体的な手続の問題に対して規定した。規則は、貨幣ブローカー会社の申請手続き及び必要な資料について明確な規定を行い、さらに貨幣ブローカー会社の董事及び高級管理職の就任資格について、

並びにリスク管理及び監督管理等について規定した。

(全 5 章 40 条)

13 中国人民銀行自動質権設定融資業務管理暫定規則

(中国人民銀行 2005 年 11 月 3 日公布、2005 年 12 月 8 日施行)

本規則は、自動質権設定融資業務の申請受理手続き及び関連の法律責任について、明確な規定を設けた。本規則にいう自動質権設定融資とは、加入銀行が短期資金不足になった場合に、自動質権設定融資システムを通じて人民銀行に対し保有債券の質権設定を行うことにより資金の貸し付けを受け、資金が返済された後に債券の質権が自動的に解除されるしくみをいう（第 2 条）。本規則における自動質権設定融資業務システムとは、中国現代化支払システム、中国人民銀行公開市場業務システム、中央銀行会計集中計算システム、及び中央国債登記結算有限責任公司の簿記システムに依拠して、債券の自動質権設定、融資、返済、質権設定解除を実現する応用システムをいう（第 4 条）。本規則にいう債券の質権設定とは、政府、中央銀行、政策性銀行等の部門及び単位により発行された、中央国債登記結算有限責任公司で保管振替される政府債権、中央銀行債権、政策性金融債券、並びに人民銀行の認可により質権設定が許されるその他の有価証券をいう（第 5 条）。

(全 32 条)

14 中国現代化支払システム運営管理規則（試行）

(中国人民銀行 2005 年 11 月 5 日公布、同日施行)

本規則は、中国現代化支払システム（CNAPS : China National Advanced Payment System）の職場管理、操作管理、メンテナンス管理、安全管理、機械室管理、設備管理、ファイル管理、故障処理及び規律、責任について明確に規定した。本規則における中国現代化支払システムには、大口決済システム（HVPS、原文は「大額支払系統」）と小口決済システム（BEPS、原文は「小額支払系統」）が含まれる（第 2 条）。本規則は、支払システムの運営、メンテナンス及び管理を担当する中国人民銀行清算総センター、清算センター（決済センターを含む）及び直接参与者（特別許可参与者を含む）の運営メンテナンス部門に対して適用する（第 3 条）。

15 小口決済システム業務処理規則（試行）

(中国人民銀行 2005 年 11 月 5 日公布、同日施行)

本規則は、小口決済システムの支払業務、正味借方記入限度額管理、差額決済（ネットティング）及び資金の清算、日切り及び年度末処理、規律、責任について規定を設けた。本規則は、中国人民銀行による認可を受け、中国国内で小口決済システムを通じて支払業務を行うシステム参与者及びシステム運営者に対して適用する（第 3 条）。本規則の規定に

よると、小口決済システム参与者は、直接参与者、間接参与者及び特別許可参与者に分かれる。直接参与者とは、支払システムの都市処理センターと直接インターフェースで繋がっており、かつ中国人民銀行に清算口座を開設している金融機関、及び中国人民銀行の市級以上の中心支店をいう。間接参与者とは、中国人民銀行に清算口座を開設しておらず、直接参与者に資金清算処理を委託する金融機構、及び中国人民銀行の県級の支店をいう。特別許可参与者とは、中国人民銀行による認可を受け、小口決済システムにより特定の支払業務を行う機構をいう（第4条）。また、中国人民銀行が小口決済システムに対して統一管理を実施し、小口決済システムの運営及びその参与者に対して管理及び監督を行うことが明確に規定された（第18条）。

（全7章81条）

16 電力業務認可証管理規定

（国家電力監督管理委員会 2005年10月13日公布、2005年12月1日施行）

本規定にいう電力業務とは、発電、送電及び電力供給業務を指す。この中で、電力供給業務には、配電及び電力販売業務が含まれる（第4条第2項）。中国国内で電力業務を行う場合には、本規定に基づき電力業務認可証を取得しなければならない。同認可証の発行及び管理は国家電力監督管理委員会が行う。そして同委員会の定める特定の場合を除き、いかなる単位又は個人も電力業務認可証を未取得のうちに電力業務を行ってはならない（第4条第1項）。本規定は電力業務認可証の申請、受理、審査、決定、変更、更新及び監督管理等について明確に規定する。

（全8章48条）

17 電力市場監督管理規則

（国家電力監督管理委員会 2005年11月7日公布、2005年12月1日施行）

本規則の監督管理対象には、電力市場主体及び電力調整取引機構が含まれる。電力市場主体には、かかる規定に基づき電力業務認可証を取得した発電企業、送電企業、電力供給企業（独立配電・電力販売企業を含める）及び電力監督管理機構の審査認可を経た消費者が含まれる。電力調整取引機構には、区域電力調整取引センター（区域電力調整センター、区域電力取引センターを含める）及び省、自治区、直轄市の電力調整機構が含まれる（第7条）。本規則は主に電力市場における独占行為の監督管理について定め、電力市場の運営規則、登録管理、関与及び中止、紛争処理、情報公開及び開示、並びにかかる法律責任について明確に規定する。

（全9章40条）

18 電力市場運営基本規則

（国家電力監督管理委員会 2005年11月7日公布、2005年12月1日施行）

本規則は、区域電力市場に対して適用され（第2条）、国家電力監督管理委員会及びその出先機関（以下「電力監督管理機構」という）が区域電力市場運営の監督管理を行う（第3条）ことを定める。電力市場の主体にはかかる規定に基づき電力業務認可証を取得した発電企業、送電企業、電力供給企業（独立配電・電力販売企業を含める）及び電力監督管理機構の審査認可を経た消費者が含まれる。発電企業、送電企業及び電力供給企業は、かかる電力業務認可証を取得した後、区域電力市場参加を申請し、その市場取引をすることができる。また、消費者は、電力監督管理機構の審査認可を経て、区域電力市場取引に参加することができる。本規則は、電力市場の主体及び取引機構、取引類型及び方法、電力取引、送電サービス、補助サービス、電力計量及び清算、システムセキュリティ、リスクマネジメント並びに情報開示等について規定する。

（全11章45条）

19 再保険業務管理規定

（中国保険監督管理委員会 2005年10月14日公布、2005年12月1日施行）

本規定にいう再保険とは、ある保険会社の行う保険業務を部分的に他の保険会社の業務に移転する行為を指す（第2条）。また、元受保険会社とは、保険契約者に保険証書を発行し、保険責任を直接負担する保険会社を指す。再保険会社とは、再保険業務を専門に取り扱い、保険契約者に保険証書を発行しない保険会社を指す。（第3条）本規定は、再保険業務の分類、定義、再保険業務及び再保険ブローカー業務に関する規制、中国保険監督管理委員会による再保険業務の監督管理、罰則等を定める。

この他、中国保険監督管理委員会が認可する場合を除き、外資保険会社がその関連企業と共に再保険業務に従事してはならないことを定めている（第22条）。外国再保険会社支店の支払余力は、その本社の支払余力に基づき判断される。また、外国再保険会社支店の自社保留保険料は、本社から授権された金額を限度とする（第25条）。

（全6章35条）

20 損害保険会社保険約款及び保険料率管理規則

（保険監督管理委員会 2005年11月10日公布、2006年1月1日施行）

本規則によると、損害保険会社及びその支店（以下「保険会社」という）の保険約款及び保険料率は、中国保険監督管理委員会もしくはその出先機関の審査認可を受けるか、又は届け出なければならない（第4条）。保険会社は、法で強制加入とされる種類の保険、保険監督管理委員会から公共の利益にかかると認められた保険約款及び保険料率を実行する場合には、中国保険監督委員会の審査認可を経なければならない（第8条）。また、その他の保険約款及び保険料率については、使用後10業務日以内に中国保険監督管理委員会又は出張機関に届け出なければならない（第14条）。本規則は特に、外国損害保険会社支店の保険約款及び保険料率の管理は、本規則の損害保険会社本社に対する規定を適用す

ると定める（第41条）。この他、セット型保険の約款及び保険料率の管理及び法律上の責任者及びアクチュアリー責任者等について明確に規定している。

（全8章44条）

21 直販企業情報届出、開示管理規則

（商務部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行）

本規則は、「直販管理条例」第28条に基づき、直販企業の情報届出及び開示方法並びにその内容について規定する。直販企業は、自ら運営する中国語ウェブサイトを通じて情報を開示し、商務部及び国家工商行政管理総局は直販産業管理ウェブサイトを通じてかかる情報を開示する（第3条、第4条）。直販企業は、毎月商務部、工商総局に届出をし、かつ毎年4月に企業年報を作成してかかる内容を交付する。

（全11条）

22 直販企業保証金預入れ、使用管理規則

（商務部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行）

本規則によると、企業がダイレクトセールスを申請するとき、指定銀行に保証金専用口座を開設し、2000万人民元を現金で預入れなければならない（第2条）。直販企業は、直販経営業務の開始から3か月後に、前月の直販収入の15パーセントを基準として保証金額を調整し、かつ商務部及び工商総局に届け出なければならない。商務部及び工商総局は、状況に応じて、保証金の使用を共同で決定することができる（第5条）。

（全13条）

23 直販員業務研修管理規則

（商務部、公安部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行）

本規則にいう直販員の業務研修（以下「直販研修」という）とは、直販企業が、国の規定に基づき、その雇用予定及び雇用する直販員に対して直販の基礎知識等の各種研修を行う活動を指す。また、直販員試験とは、直販企業が、雇用予定者に対して行う試験を指す（第3条）。直販企業は、本規則で定める方法、内容、場所等に従い直販員業務研修及び試験を実施し、かつ毎年1月末までに前年度に行ったかかる研修及び試験の状況を企業所在地の省級商務、工商主管部門を通じて商務部、国家工商行政管理総局に届け出なければならない。

（全18条）

24 自動車製品外部標識管理規則

（国家発展及び改革委員会 2005年11月3日公布、2006年2月1日施行）

本規則にいう自動車製品外部標識とは、登録商標、メーカー名、生産地、モデル名及び

型番、エンジン排気量、トランスミッション形式、駆動形式及び車両の特徴を反映したその他の標識を指す（第2条）。本規則は、中国国内で生産される国内市场販売用の自動車に適用され、海外向けに国内で生産される自動車及び輸入自動車には適用されない（第3条）。また、国産車は車体前方の目立つ場所に1個以上の長期間の使用に耐える標識を取り付けなければならない（第4条）。自動車の標識表示方法、標識管理等を規定し、その規定に適合しない場合には「道路機動車両生産企業及び製品広告」に登録されない（第16条）。

（全4章18条）

25 インターネット薬品取引サービス審査認可暫定規定

（国家食品药品监督管理局 2005年9月29日公布、2005年12月1日施行）

本規定は、当該証書の申請条件、審査認可手続、検査監督等を明確に規定する。本規定にいうインターネット薬品取引サービスとは、インターネットを通じて薬品（医療器械、直接薬品に触れる梱包材及び容器を含める）取引サービスを提供する電子商取引業務を指す（第2条）。同取引サービスには、薬品の生産企業、販売企業及び医療機関の間で行うインターネット薬品取引のために提供するサービス、薬品の生産企業、卸売企業が自らのウェブサイトを通じて他企業と行うインターネット薬品取引、並びに個人消費者向けに提供するインターネット薬品取引サービスが含まれる（第3条）。また、インターネット薬品取引サービスに従事する企業は、審査、検査を通じてインターネット薬品取引サービス機構の資格証書を取得しなければならない（第4条）。

（全38条）

26 酒類流通管理規則

（商务部 2005年11月7日公布、2006年1月1日施行）

本規則にいう酒類とは、酒精度0.5パーセント以上（体積分数）のアルコール分を含む飲料で、醸造酒、蒸留酒、飲用アルコール及びその他のアルコールを含む飲料を含めるが、国の関連行政管理部門が法に従い生産を認可した薬用酒、保健食品の酒類は含まれない。また、酒類の流通には、酒類の卸売、小売、貯蔵・輸送等が含まれる（第2条）。本規則は、酒類流通の届出登記、経営規則、監督管理の内容及び方式、並びに法律責任について規定する。（全6章38条）

27 公安機関行政許可業務規定

（公安部 2005年9月17日公布、2005年12月1日施行）

公安機関が実施する行政許可及びその監督管理には、本規定が適用される（第2条1項）。本規定は、公安機関による行政許可の申請及び受理、審査及び決定、監督検査、上級公安機関による監督管理等の事項を定める。（全6章43条）

28 国内居住者の国外特定目的会社を通じた融資及び迂回投資の外貨管理に関する問題についての通知

(国家外貨管理局 2005年10月21日公布、2005年11月1日施行)

本通知にいう「特定目的会社」とは、国内居住者の法人又は自然人がその所有する国内資産又は権益を以って国外において持分融資（転換社債融資を含む）を行うために直接又は間接的に設立する国外会社を指す（第1項1号）。「迂回投資」とは、「国内居住者が特定目的会社を通じて国内向けに行う直接投資活動」を指す（第1項2号）。

本通知は、特定目的会社を設立する際の対外投資外貨登記手続及びその変更手続、特定目的会社を通じて得られた資金及び利益の利用規則を定める。

（全13項）

29 商業銀行個人財務管理業務暫定規則

（中国銀行業監督管理委員会 2005年9月24日公布、2005年11月1日施行）

本規則にいう「個人財務管理業務」とは、商業銀行が個人の顧客に提供する財務分析、財務計画、投資コンサルタント、資産管理等の専門化サービス業務をいう（第2条）。本規則第50条2項によると、外資独資銀行、合弁銀行、外国銀行の支店が、認可の必要がある個人財務管理業務を行う場合、外資銀行業務の審査認可手続に関する規定に基づき、中国銀行業監督管理委員会に審査認可を申請しなければならない。

本規則は、個人財務管理業務の分類及び定義、個人財務管理業務の業務管理及びリスク管理、個人財務管理業務に対する監督管理、罰則等の事項を定める。

（全7章69条）

30 商業銀行個人財務管理業務リスク管理指針

（中国銀行業監督管理委員会 2005年9月24日公布、2005年11月1日施行）

本指針は、個人財務管理コンサルタントサービスのリスク管理、財務管理総合サービスのリスク管理、個人財務管理業務商品のリスク管理等を定める。

（全5章64条）

31 税関立法業務管理規定

（税関総署 2005年10月24日公布、2006年1月1日施行）

本規定にいう規則とは、税関総署が「規則制定手続条例」及び本規定に基づき制定及び公布する規則を指す。また、他の規範性文書とは、税関総署及び各直属の税関により制定され、かつ税関総署の公告又は直属税関の公告という形式で公表される、行政管理対象者の権利、義務にかかる普遍的で法的拘束力を持つ文書を指す（第3条）。また、本規定では、税関総署、直属の税関が職権の範囲内で、法に従い規定された手続に基づいて、

規則及びその他の規範性文書について立案、ドラフト、審査、制定、公布、届出、解釈、改正及び廃止等の立法業務を行うときに守るべき原則及び手続が明確に規定されている。

この他、税関総署及び国務院の関連部門が連名で制定、公布した規則及び公告の形式で公布されたその他の規範性文書も本規定を適用する（第2条）。2002年10月28日に公布された「税関による規範性文書制定管理規則」は、同時に廃止する（第80条）。

（全4章80条）

32 納税サービス業務規範（試行）

（国家税务总局 2005年10月16日公布、2005年11月1日施行）

本規範にいう「納税サービス」とは、税務機関が税収法律、行政法規の規定に従い、税金の徴収・管理・検査及び税収に関する法的救済の実施に際して納税者に提供するサービス事項及び措置を指す（第2条1項）。

本規範は、納税サービスの内容、納税サービス機関、「12366納税サービスホットライン」及び税務サイト、税務サービスの考查及び監督等を定める。

（全6章45条）

33 税務代理保管資金口座管理規則

（国家税务总局、财政部、中国人民銀行 2005年11月9日公布、同日施行）

本規則は、税務代理保管資金の管理を整備するために制定された。税務機関が銀行に開設する税務代理保管資金口座の専用預金口座に関する開設、変更、取消、当該口座の使用、税務機関の口座管理、監督、会計計算及び法律責任等について明確に規定した。

（全7章37条）

34 司法鑑定機構登記管理規則

（司法部 2005年9月29日公布、同日施行）

本規則にいう司法鑑定機構とは、「全国人民代表大会常務委員会による司法鑑定管理問題に関する決定」第2条に規定する司法鑑定業務を行う法人又はその他の組織を指す。司法鑑定機構は、司法鑑定人が運営し、本規則に定める条件を満たさなければならず、省級司法行政機関の審査認可、登記を経て、「司法鑑定認可証」を取得しなければならず、登記の司法鑑定業務範囲内において、司法鑑定業務を展開する（第3条）。司法鑑定管理は、行政管理と産業管理を併せて行う。司法行政機関は、司法鑑定機構及びその司法鑑定業務に対して、法に従い指導、管理及び監督、検査を行い、司法鑑定産業協会は法に従い自律的管理を行う（第4条）。全国で一元的な司法鑑定機構及び司法鑑定人の審査認可登記、名簿作成及び名簿公告制度が実施される（第5条）。本規則は、司法鑑定機構の設立申請条件、主管機構の審査認可手続、登記の変更、延長及び取消、名簿の作成及び公告等を明確に規定する。

(全 9 章 45 条)

35 司法鑑定人登記管理規則

(司法部 2005 年 9 月 29 日公布、同日施行)

本規則にいう司法鑑定人とは、科学技術又は専門知識を用いて訴訟にかかる専門的な問題を鑑定及び判断し、かつ鑑定意見を提出する者をさす。司法鑑定人は、本規則で規定する条件を満たし、省級司法行政機関の審査認可登記を経て、「司法鑑定人執務証」を取得し、登記上の司法鑑定執務類別に従い、司法鑑定業務に従事する。司法鑑定人は、司法鑑定機構で業務を行わなければならない（第 3 条）。司法行政機関は、司法鑑定人及びその業務について指導、管理及び監督、検査を行い、司法鑑定産業協会は法に従い自律的管理を行う（第 4 条）。司法鑑定機構及び司法鑑定人の審査認可登記は、名簿作成及び名簿公告制度を全国で一元的に実施する（第 5 条）。本規則は、司法鑑定人の執務登記、権利義務、監督管理及びその法律責任等につき明確に規定する。

(全 7 章 35 条)

36 民用空港使用許可規定

(民用航空総局 2005 年 10 月 7 日公布、2005 年 11 月 7 日施行)

本規定は、民用空港使用許可、民用空港の名称管理、国際空港の設立及び法律責任等を明確に規定する。民用空港（軍民共用空港の民用部分を含む）の使用許可管理及びその関連業務に適用されるが、臨時空港は対象外である（第 2 条）。中国民用航空総局（以下「民航総局」という）は、民用空港の使用許可及びその他関連業務の一元的管理及び監督検査に責任を負う（第 3 条）。中国民用航空地区管理局（以下「民航地区管理局」という）は、管轄区域内の民用空港使用許可につき監督管理の実施に責任を負う（第 4 条）。民用空港の使用許可制度を実施する。民用空港が使用許可証を取得すれば使用に供することができる（第 5 条）。民用空港の名称は、民航総局又は民航地区管理局審査認可後に使用することができます（第 6 条）。国際空港の建設は、民航総局の審査認可及び国务院の認可を経なければならない。国务院が対外開放につき未認可の運輸空港では、国際、香港、マカオ、台湾の航空便業務を開放することはできない（第 7 条）。

(全 6 章 71 条)

四 地方性法規

(該当なし)

五 司法解釈

1 著作権侵害の刑事事件における録音録画製品取扱いの関連問題に関する回答

(最高人民法院、最高人民検察院 2005年10月13日公布、2005年10月18日施行)

本回答によると、営利目的により、録音録画製作者の許諾なく、それが製作した録音録画製品を複製する行為は、複製品の数量の合計が1000枚以上になった場合は、「数量が大きい」ものと認定する。5000枚以上の場合は、「数量が膨大である」と認定し、その基準に従い執行する。録音録画製作者の許諾を得ずに、インターネットを使ってそれが製作した録音録画製品を伝播する行為は、刑法第217条第3項に定める「複製発行」する行為とみなされ、情状に従い「著作権侵害罪」に確定し、処罰する。



制度情報（2005年12月～2006年1月）

一 全人代レベル

1 牧畜法

(全国人民代表大会常務委員会 2005年12月29日公布、2006年7月1日施行)

本法は、牧畜業の生産經營を標準化し、家畜・家禽製品の安全性を保障し、家畜・家禽の遺伝子資源を保護及び合理的に利用し、牧畜業生産經營者の合法的権益を維持保護し、牧畜業の持続的かつ健全な発展の促進を目的として制定された。本法は、農業、農村經濟の發展及び農民の收入增加における牧畜業の地位を強調し、家畜・家禽遺伝資源の保護制度、種畜・種禽の生産經營許可制度を確立した。特に種畜・種禽の品種における品質監督の規定をさらに具体化した。

(全8章 74条)

二 国務院レベル

1 「会社登記管理条例」の修正に関する決定

(国務院 2005年12月18日公布、2006年1月1日施行)

今般の「会社法」改正に伴い、1994年制定・施行された「会社登記管理条例」が全面改正された。具体的には、会社登記機関の事務管轄、登記内容、出資方法、登記提出書類、会社登記機関の登記審査基準、名称仮登記手続、年度検査時期及び罰則等の事項が整理・改正された。

(全41項)

2 「産業構造調整促進暫定規定」の公布、実施に関する決定

(国務院 2005年12月2日公布、同日施行)

本決定は、現在及び今後一定期間の産業構造調整の目標、原則、方向性及び重点を明確にしたものである。特に産業構造調整指導目録について明確な規定を設けた。「産業構造調整指導目録」は原則として中国国内の各種企業に適用され、外商投資企業は「外商投資産業指導目録」に従い執行されるが、「産業構造調整指導目録」は「外商投資産業指導目録」改正の主要根拠のひとつであり、「産業構造調整指導目録」淘汰類は、外商投資産業にも適用される。「産業構造調整指導目録」と「外商投資産業指導目録」との間の政策上の整合問題については、発展改革委員会が商務部と検討、協議する。

(全4章 21条)

3 科学的発展観を定着させ、環境保護を強化することに関する決定

(国務院 2005年12月3日公布、同日施行)

本決定の主な内容は次の6点である。①環境保護業務を適切に行うことの重要性を十分

に認識させる。②科学的発展観により環境保護業務を統括的に指導する。③経済社会の発展は、環境保護と相互協調を図らなければならない。④特に深刻となっている環境問題を適切に解決する。⑤環境保護の長期的効果メカニズムを確立し整備する。⑥環境保護業務に対する指導を強化する。

(全 6 章 32 条)

4 企業従業員基本養老保険制度の整備に関する決定

(国务院 2005 年 12 月 3 日公布、同日施行)

本決定は、企業従業員基本養老保険制度の指導思想改善、基本養老保険の適用範囲拡大、個人口座管理の逐次充実、基本養老金計算支給方法の改革、基本養老金調整制度の確立、及び企業年金の発展等について規定を設けた。また、2006 年 1 月 1 日から、個人口座の規模について、本人の給与から徴収する率を 11% から 8% に調整し、全て個人納付額により構成するものとし、企業が納付した費用は今後個人口座に振り込まないこととした。

5 「個人所得税法実施条例」の修正に関する決定

(国务院 2005 年 12 月 19 日公布、2006 年 1 月 1 日施行)

本決定によると、総収入から控除すべき必要経費の金額は、従来の毎月 800 人民元から 1,600 人民元まで引き上げられた（第 2 項）。また、企業及び個人が負担する納税義務者の養老保険料、医療保険料、失業保険料、住宅積立金は、納税義務者の課税所得額から控除される（第 3 項）。更に、①納税義務者の年間所得が 12 万人民元を超えた場合、②中国国内に 2 か所以上から給料、報酬を得ている場合、③中国国外から所得がある場合、④納税所得があるが、源泉徴収義務者がいない場合、⑤国务院が規定するその他の場合のいずれかに該当する場合は、主管税務機関に納税申告をしなければならないとされている（第 5 項）

(全 6 項)

三 中央行政部門レベル

1 外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則

(商務部、証券監督管理委員会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局

2005 年 12 月 31 日公布、2006 年 1 月 31 日施行)

本規則は、外国投資家が株式流通改革を完了した上場会社及び株式流通改革を完了し新たに上場した会社に対し、一定の規模を有する中長期の戦略的な買収・合併投資（以下「戦略投資」という）を通じて、当該上場会社の A 株式を取得する行為に適用される（第 2 条）。本規則によると、商務部の認可を得た場合、外国投資家が本規則に基づき上場会社に対して戦略投資をすることができる（第 3 条）。そして、戦略投資の条件（外国投資家の資格条件等）、戦略投資の方法・手続、審査認可手続、工商登記手続等の事項が定められている。

本規則は、外国資本による中国上場会社への中長期的投資（戦略投資）の場合について、近時の一連の上場会社の株式流通改革（非流通株の流動化等）を踏まえつつ、外資には本来認められていないA株式の取得を一定の実体的・手続的要件のもとに認めるというものであり、中国優良上場企業に対する投資・M&Aを考える外国資本にとって重要な意義をもつ規定であると言える。

（全 28 条）

2 地方部門に外商投資商業企業の審査を委譲することに関する通知

（商務部 2005 年 12 月 9 日公布、2006 年 3 月 1 日施行）

本通知により、商務部が省級商務主管部門及び國家級經濟技術開發区管理委員会等の地方部門に、販売及び小売等の業務に従事する外商投資商業企業の一部の審査認可事項が委譲された。

本通知は、従来、中央の商務部が一元的に管轄していた外商投資商業企業の審査認可を、一定の範囲で地方に委譲するというものであり、外商投資商業企業の審査認可の機動化・迅速化が期待される。

（全 11 項）

3 輸出貨物税金還付（免除）に関連する証憑の届出管理制度（暫定）の実行に関する通知

（国家稅務總局 2005 年 12 月 13 日公布、2006 年 1 月 1 日施行）

本通知は、輸出企業が增值税又は消費税の還付（免除）に該当する貨物の輸出を自社経営又は委託する場合の関連輸出貨物証憑の届出手續及び輸出企業による届出証憑の保管管理制度の確立等について定める。

（全 7 項）

4 保税倉庫及び輸出監督管理倉庫から取出す材料・部品に関する税収処理規則についての回答

（国家稅務總局 2005 年 12 月 7 日公布、同日施行）

本回答によると、保税倉庫における輸入材料・部品保管及び輸出監督管理倉庫における輸出貨物保管の実状に鑑み、企業が国外の外国企業から購入し、税関保税倉庫から取出す場合で、かつ税關で進料加工マニュアルを行った材料・部品については、進料加工貿易免税証明を交付するものとし、企業が税關輸出監督管理倉庫から取出す材料・部品については、進料加工貿易免税証明を交付しないものとする。

（全 1 項）

5 適格外国機関投資家の営業税政策に関する通知

(財政部、国家税务总局 2005年12月1日公布、同日施行)

本通知は、適格外国機関投資家（QFII）が国内会社に委託して、中国国内において証券取引業務に従事することにより取得した差金収入に対して、営業税を免除すると定める。

(全1項)

6 外商投資国際貨物運輸代理企業管理規則

(商务部 2005年12月1日公布、2005年12月11日施行)

本規則にいう「外商投資国際貨物運輸代理企業」とは、外国投資家が中外合弁、中外合作及び外商独資の形式により設立した輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受け、委託者の名義又は自己名義で、委託者のために国際貨物運輸及び関連業務を取り扱い、かつ報酬を受け取る外商投資企業を指す（第2条）。本規則は、外商投資国際貨物運輸代理企業の設立条件及び手続、審査・認可及び管理機関、業務範囲等の事項について定める。なお、本規則の施行に伴い、2002年公布の旧「外商投資国際貨物運輸代理企業管理規則」及び2003年公布の旧「『外商投資国際貨物運輸代理企業管理規則』補充規定」は廃止される。

(全19条)

7 増增值税に関する若干政策についての通知

(财政部、国家税务总局 2005年11月28日公布、同日施行)

本通知は、①自社製品を販売し、増增值税の課税労務を提供し、かつ同時に建築業の労務を提供して増增值税を徴収する場合に納税義務発生時間の確定、②企業が貨物の代理販売を委託する過程において代理販売リストがない場合に納税義務発生時間の確定、③個別貨物の輸入環節と国内環節及び国内地域との間における増增值税税率の実施が一致しない場合の仕入税額の控除、④増增值税の仕入税額の相殺禁止計算範囲及び⑤増增值税の一般納税者が小規模納税者となる場合の関連問題等について定める。

(全13項)

8 広告サービス価格明示規定

(国家発展改革委員会、国家工商行政管理总局 2005年11月28日公布、2006年1月1日施行)

本規定によると、中華人民共和国国内において広告サービスを提供する広告経営単位の価格（費用徴収）行為に対して、本規定を適用する（第2条）。本規定は、広告経営単位によるサービス価格の設定、価格の開示・表示、及びこれらに対する監督管理等の事項を定める。

(全17条)

9 保税物流園区に対する管理規則

(税関総署 2005年11月22日公布、同日施行)

本規則にいう保税物流園区（以下「園区」という）とは、国務院の認可を受け、保税区の計画範囲内又は隣接する保税区の特定港湾区内に設立され、現代国際物流業の発展に特化した税関の特殊監督管理区域をいう（第2条）。本規則は、園区企業に対する管理、園区貨物の搬出・搬入の監督管理、園区と国外を出入りする輸送車輛及び人員の携帯貨物、物品の監督管理等について明確な規定を設けた。さらに、園区と国外とを出入りする貨物に対して届出制管理を実行すると規定した。但し、園区で自ら用いる免税輸入貨物、国際中継貨物又は法律、行政法規に別途規定のある貨物は例外とする。国外の貨物が港湾に到着した後、園区企業（又はその代理人）は、まずB/Lに基づき直接園区まで輸送することができ、その後入国貨物届出リストに基づき園区の主管税關にて通関手続を行うことができる（第17条）。園区から国外へ輸出する貨物は、園区の主管税關に申請しなければならない（第18条）。園区から国外へ輸送する貨物については、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、輸出関税を免税とする（第20条）。

（全5章58条）

10 輸出監督管理倉庫及び保管貨物に対する管理規則

(税関総署 2005年11月28日公布、2006年1月1日施行)

本規則にいう輸出監督管理倉庫とは、税關の認可を受け設立され、すでに税關輸出手続が完了している貨物を保管し、保税物流配達し、及びこれに流通性付加価値サービスを提供する税關専用監督管理倉庫をいう（第2条）。輸出監督管理倉庫は、輸出配達型倉庫と国内結転³型倉庫に分かれる。輸出配達型倉庫とは、実際に国外に輸出することを目的とする貨物を保管する倉庫で、国内結転型倉庫とは、国内結転用の輸出貨物を保管する倉庫をいう（第4条）。輸出監督管理倉庫の設立は、輸出監督管理倉庫所在地の主管税關が受理し、直属の税關に届出て審査認可を受ける（第6条）。本規則は、輸出監督管理倉庫の設立、輸出監督管理倉庫の管理、輸出監督管理倉庫貨物の管理等について規定を設けた。

（全6章38条）

11 免税店及び免税品に対する監督管理規則

(税関総署 2005年11月28日公布、2006年1月1日施行)

本規則は、免税商店の設立、免税品輸入、入出庫及び調達、免税品の販売、免税品損失報告及び照合消し込み、並びに法律責任について明確に規定した。経営単位が免税店を設立する場合、税關総署に書面申請を提出し、かつ規定の条件に合致しなければならない（第

³ 結転：輸出加工区内の企業が生産する半製品、製品を保税のまま区外（中国国内）の別の加工貿易企業に搬出し、再加工してから輸出すること。

7条)。認可を受けて設立した免税店は、経営業務開始の1か月前に主管税関に検収申請を提出しなければならず、主管税関の検収に合格した後、主管税関に届出手続きをを行う(第11条)。経営単位又は免税店が免税品を規定範囲外の対象に販売した場合、税関が審査確認した種類又は規定した数量制限、価格制限を超えて免税品を販売した場合、規定された区域で免税品を販売しない等の違法行為に対しては、最高で経営資格取消しの処罰を与えると規定した(第28条)。

(全7章32条)

12 行政許可公聴会規則

(税関総署 2005年12月15日公布、2006年2月1日施行)

本規則によると、法律、行政法規及び税関総署規則において税関が行政許可を実施する際に公聴会を行わなければならないと規定されている場合は、税関は公聴会を実施しなければならない。また、税関は、公聴会の前に社会に対してこれを公告しなければならず、公告期間は一般に30日とする。税関は公聴会公告期間満了の日から20日以内に公聴会を開催しなければならない。税関は、公聴会を開催する7日前までに税関行政許可申請者、利害関係者又は公聴会参加者に通知しなければならない。税関行政許可申請者、利害関係者が公聴会を要求した場合は、「公聴会告知書」を受領した日から5日以内に「税関行政許可公聴会申請書」を税関に提出しなければならず、期限を超過しても公聴会の要求を提出しなかった場合は、公聴会の権利を放棄したものとみなす。

(全5章42条)

13 税関による人身拘留実施規定

(税関総署 2006年1月13日公布、2006年3月1日施行)

本規定にいう人身拘留(以下「拘留」という)とは、税関が税関法第6条第4号の規定に基づき、税関法及びその他の関連法律、行政法規に違反した密輸容疑者に対して、法により行う人身の自由を制限する行政強制措置をいう(第2条)。本規則は、人身拘留の適用対象及び時間制限、審査認可手続及び執行、拘留室の設置及び管理等について規定し、税関が人身拘留を実施する行政強制措置について厳格な法律上の定義を設けた。

(全6章32条)

14 対外経済技術合作専用資金管理規則

(財政部、商務部 2005年12月26日公布、同日施行)

本規則にいう対外経済技術合作業務の範囲には、国外投資、国外農業・林業及び漁業の合作、対外請負工事、対外労務合作、国外研究開発センターの設立、対外設計コンサルタント等が含まれる(第3条)。専用資金が対外経済合作を支援する方法には、①運営前の費

用支援②中・長期貸付利息の割引③運営費用の支援がある（第4条）。さらに、専用資金の申請条件、手続、優遇、監督管理等について規定した。

（全20条）

15 輸出加工区加工貿易管理暫定規則

（商務部 2005年11月22日公布、2006年1月1日施行）

輸出加工区の加工貿易とは、輸出加工区内企業が国外又は国内から原材料、部品、ユニット、包装材料等を調達し、加工、組立後に完成品を再び国外へ輸送される生産経営活動をいう（第3条）。輸出加工区内企業とは、国の産業発展要求に合致し、国の関連法律、法規又は規則規定に従い、輸出加工区内に法により設立された、独立法人格を有する企業をいう。このうち外商投資企業は、国の外商投資管理に関する法律法規に従い関連手続を行わなければならない（第4条）。輸出加工区管理委員会は、輸出加工区加工貿易業務の管理業務に責任を負う（第5条）。本規則は、輸出加工区加工貿易業務管理、貨物の加工区出入り管理、貨物の加工区外再加工結轉管理等の内容について規定した。

（全24条）

16 展示会知的財産権保護規則

（商務部、国家工商總局、国家版權局、国家知的財産権局 2006年1月10日公布、2006年3月1日施行）

本規則は、中国国内で開催される各種の経済技術貿易展覧会、展示即売会、博覧会、交易会、展示会等の活動における特許、商標、著作権の保護に適用する（第2条）。本規則は、クレーム処理、及び展示会期間における特許保護、商標保護及び著作権保護に分けて知的財産権保護に関する具体的な規定を設けた。

（全35条）

17 輸出インボイス低額発行行為処罰暫定規則

（商務部 2006年1月10日公布、2006年4月10日施行）

本規則によると、輸出インボイスは、監製輸出インボイス（原文は「監制出口發票」）と自製輸出インボイス（原文は「自制出口發票」）に分かれる。監製輸出インボイスとは、各地の税務部門が統一して印刷作成し及び監督管理を行う輸出インボイスである。これに対し自製輸出インボイスとは、対外貿易事業者が自身で作成する輸出インボイスをいう（第2条）。

そのうえで、本規則は、輸出インボイス低額発行（原文は「低開出口發票」）、即ち、対外貿易事業者が対外貿易において輸入企業に提供する自製輸出インボイスの価格を輸出通関時に提出したインボイスの価格より下げて表示する行為（第3条）に対する規制を明確

化し、輸出インボイス低額発行行為の調査開始条件、調査手順、処罰方法及び関連の監督管理等について規定した。

(全 15 条)

18 個人所得税全員全額源泉徴収申告管理暫定規則

(国家税務総局 2005 年 12 月 23 日公布、2006 年 1 月 1 日施行)

本規則にいう個人所得税全員全額源泉徴収申告とは、源泉徴収義務者が個人に対して課税所得を支払う場合、本単位の人員であるかないか、支払う課税所得が納税基準に達しているかいないかにかかわらず、源泉徴収義務者は税金を差引いた翌月中に、主管税務機関にそれが支払う課税所得個人の基本情報、支払所得項目及び金額、源泉徴収税金金額及びその他税に関連する情報を報告しなければならないことを指す(第 3 条)。本規則は、申告の範囲、申告手続、秘密保持及び違法ケースの処理等について規定した。

(全 25 条)

19 輸出貨物税金還付(免税)清算の取消しに関する通知

(国家税務総局 2005 年 12 月 9 日公布、2006 年 1 月 1 日施行)

本通知によると、2006 年 1 月 1 日より、輸出企業の前年度の輸出貨物税還付(免税)について、その輸出貨物税還付(免税)を主管する国家税務局は、今後、輸出貨物税金払戻(免税)清算を行わない(第 1 条)。また、輸出貨物税還付(免税)清算取消後の問題及び処理方法について明確に規定した。

(全 4 条)

20 「企業所得税精算管理規則」

(国家税務総局 2005 年 12 月 15 日公布、同日施行)

本規則において、精算(原文は「匯算清繳」)の主体は納税者であると明確に規定した。本規則は、精算に参加する対象を帳簿調査徴集及び課税所得税率の審査確定の企業所得税納税者と規定した。損益情況の如何、減税・免税期間内であるかにかかわらず、全て規定に従い精算を行わなければならない。本規定は、年度終了後の 4 か月以内に、税務機関に「企業所得税年度納税申請表」を提出し、税金納付手続を行い、適切に年度納税申請期間を延長する(第 6 条)。このほか、規則では税務管理行為を規範化し、サービスを向上させる規定を追加した。

四 最高人民法院レベル

1 抵当権が設定された建物の人民法院による執行に関する規定

(最高人民法院 2005 年 12 月 14 日公布、2005 年 12 月 21 日施行)

本規定によると、被執行者の所有する、すでに法により抵当権が設定された建物につい

て、人民法院は封鎖することができ、かつ抵当権設定者の申立に基づき、法に従い競売、換金する又は債務弁済に充てることができる（第1条）。但し、競売、換金又は債務弁済の裁判を下した後、家屋を空けさせるために被執行者に対して6か月の執行猶予期間を与えなければならない（第2条）。期間満了後、被執行者が立ち退かない場合は、人民法院は強制立退きの裁定を下すことができる（第3条）。本規定は、強制立退きの善後策についても規定を設けた。

（全7条）

五 地方法規レベル

1 上海港湾条例

（上海市人民代表大会常務委員会 2006年1月16日公布、2006年3月1日施行）

本条例によると、主に上海市の港湾の計画、建設及び湾岸線の使用、港湾運営管理並びに港湾の安全及びメンテナンスについて規定した。本条は、特に外国籍船舶及び規定に従い水先案内申請をしなければならない中国籍船舶が港湾を運行又は停泊、離岸、移動する場合、港湾水先案内機構に水先案内申請をしなければならない。港湾水先案内機構は、船舶の水先案内申請を受領した後、速やかに有効な証書を有する水先案内人を手配し、かつ水先案内計画を申請者に通知しなければならない。

（全6章42条）

六 その他

（該当なし）

制度情報（2006年2月～3月）

I 全人代レベル

1 「中華人民共和国監査法」の修正に関する決定

(全国人民代表大会常務委員会 2006年2月28日公布、2006年6月1日施行)

今回の監査法改正における主な点は次の3点である。①政府が全人代常務委員会に提出する監査業務報告は予算執行状況の監査結果を重点的に報告しなければならず、監査の過程で発覚した問題に対して、政府は改善情況を適時全人代常務委員会に報告しなければならない（第4条）。②指導幹部及び企業責任者の任期における経済監査責任の規定を追加し、経済責任追及制度を厳格化した（第44条）。③監査の決定に不服な場合、被監査単位は法に従い行政不服審査の申し立て、行政訴訟の提起又は当該級政府の裁決を仰ぐことができる（第48条）。また、監査機構、監査員、監査機構の職責、権限及び監査手続等について改正された。

（全7章54条）

II 国務院レベル

1 娯楽施設（原文は「娯楽場所」）管理条例

（国務院 2006年1月29日公布、2006年3月1日施行）

本条例にいう娯楽施設とは、営利を目的とし、かつ公衆に公開し、消費者が自ら音楽・踊り、ゲーム等を楽しむ場所を指す（第2条）。

外国投資者は、法に基づいて中国投資者と中外合弁経営、中外合作経営の娯楽施設を設立することができるが、外商独資経営の娯楽施設は設立することができない（第6条）。本条例実施日より、1999年3月26日公布の同名称の条例は廃止される（第58条）。

本条例は、娯楽施設の設立、経営、監督管理、法律責任等について規定している。

（全6章58条）

2 エイズ予防治療条例

（国務院 2006年1月29日公布、2006年3月1日施行）

本条例はエイズ患者の合法的権益を法的に保護するために制定された。患者及び家族は婚姻、就業、受診、入学等の権利を有する（第3条）。患者の同意を得ずに情報を公開してはならない。違反者に対し、その機関又は責任者の就業許可証書を取消す（第56条）。このほか、エイズに対する啓蒙教育、予防、治療、保障措置、法律責任等の関連事項について規定している。

1987年12月26日に国務院が認可し、1988年1月14日衛生部等の関係部門・委員会公布的「エイズ監視測定管理の若干規定」は同時に廃止する（第64条）。

（全7章64条）

3 科学技術計画要綱の実施についての若干の関連政策

(国務院 2006年2月7日公布、同日施行)

本通知は科学技術の導入、税収面における優遇政策、金融支援、政府調達、技術を導入・消化・吸収した上でイノベーション、知的財産権の創造及び保護、人材の養成、教育と科学の普及、科学技術革新基地及びプラットフォーム、統一協力の強化の計10分野の政策に対して言及している。

税制面における具体的な政策には次のようなものがある。企業が、当年度に実際に発生した技術開発費用の150%につき、当年度の納税所得額から控除することを許可する。実際に発生した技術開発費用が当年の控除分に不足する場合は、税法規定に基づき5年間は控除を繰り越すことができる。企業が積み立てた従業員教育経費が課税賃金総額の2.5%以内である場合は、企業所得税の税引前に控除することができる。产学研連合促進の税収政策を検討、制定する。企業が研究開発計器設備の減価償却を加速することを許可する。ハイテク企業の発展を促進する税収政策を整備する。ハイテク企業に対する増增值税転換改革⁴を推進する。国家ハイテク産業開発区内に創設するハイテク企業は厳正な認定を受けたうえで、利益発生年度から2年以内は所得税を免除する。2年後は企業所得税徵收税率を15%に低減する等。

4 取水許可及び水資源費徵收管理条例

(国務院 2006年2月21日公布、2006年4月15日施行)

本条例にいう取水とは、取水工事又は施設を利用し、河川、湖沼又は地下水から水資源を取水することを指す。水資源を取水する単位又は個人は、本条例第4条に定める事由を除き、全て取水許可証の取得申請を行い、かつ水資源費を納付しなければならない。本条例にいう取水工事又は施設とは、水門、ダム、用水路、人口河道、サイフォン、汲水ポンプ、井戸及び水力発電所等を指す(第2条)。取水単位又は個人は、認可を受けた年度取水計画に従い取水しなければならない。計画を超えて又は規定の金額を超えて取水する場合は、計画超過又は定額超過部分について取水資源費を累進して徵收しなければならない(第28条)。

本条例は、取水許可及び水資源費徵收管理の一般原則、取水の申請及び受理、取水許可の審査及び決定、水資源費の徵收及び使用管理等6つの事項について規定している。

(全7章58条)

III 中央行政部門レベル

1 外商投資プロジェクトの「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」に関する問題処理についての通知

⁴ 訳注：生産型付加価値税から消費型付加価値税への転換に関する改革。

(国家発展改革委員会 2006年2月22日公布、2006年3月1日施行)

周知のとおり、「外商投資産業指導目録」における奨励類及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」に合致し、かつ技術移転を行う外商投資プロジェクトについて、投資総額の範囲内で輸入した自社用設備及び契約に従い設備に付随して輸入した技術、付属部品、予備部品は基本的に関税及び輸入環節増値税が免除される扱いがなされる。本通知は、奨励類に属する外商投資プロジェクト（増資の場合は基本的に当該増資プロジェクト）の投資総額が3000万米ドル以上であるか未満であるかに分けて、前者であれば国家発展改革委員会がプロジェクト確認書を発行し、後者であれば省級の発展改革委員会（経済委員会）がプロジェクト確認書を発行することを明記した。

その上で、本通知は投資総額3000万米ドル以上のプロジェクトに対する国家発展改革委員会のプロジェクト確認書の発行、処理、変更等について、手続や提出書類等の詳細を定めている。また、3000万米ドル未満のプロジェクトについては、省レベルの発展改革委員会等や出資当事者に対する管理監督の強化が定められている（例えば、故意ないし恣意的なプロジェクトの分割や段階的増資の禁止、奨励類該当プロジェクト範囲の勝手な拡大解釈の禁止など）。

本通知は、このほかにも、一つのプロジェクトが奨励類とそれ以外の類の両方にわたる場合の処理等についても言及している。

2 外資持株会社、外資独資旅行会社の設立に関する暫定規定」に関する補充規定

(国家旅行局、商務部 2006年1月1日、同日施行)

本補充規定により、香港及びマカオの業者が中国本土の旅行関連業務に進出する条件が緩められた。即ち、中国本土に外資独資の旅行会社を設立する香港及びマカオの企業の年間旅行売上総額は2500万米ドル（従来は5億米ドル）を下回ってはならず、合弁旅行社を設立する同企業の年間旅行売上総額は1200万米ドル（従来は5000万米ドル）を下回ってはならない。

3 外資金融機構行政認可事項実施規則

(銀行業監督管理委員会 2006年1月12日公布、2006年2月1日施行)

本規則の適用対象である外資金融機構は、「外資金融機構管理条例」及び「外資金融機構中国駐在代表機構管理規則」に定める外資独資銀行、合弁銀行、外資独資ファイナンスカンパニー、合弁ファイナンスカンパニー、外資銀行支店及び外資金融機構の中国駐在代表事務所を含む（第2条）。外資金融機構の設立、変更、終了、業務範囲の変更、業務種類の増加及び高級管理職員の就任資格等は、銀行業監督管理委員会及びその派出機関による行政認可を得なければならない（第4条）。本規則は、これらの行政許可の具体的な手続を定める。

（全7章158条）

4 外商投資販売方式転換（原文は「転型」）企業に関する規定の廃止についての公告

（商務部、国家工商行政管理総局 2005年12月31日公布、2006年12月1日施行）

本公告によると、2006年12月1日より、法に従った直販許可を得ずに店舗販売に加え、販売員（企業の正社員ではなく、当企業に製品を販売することにより労働報酬を得る者を指す）を雇用し、経営活動に従事させることについては、「直販管理条例」第39条の無許可で直販に従事することに関する規定に基づき処罰するものとされる。なお、同日より、その他の関連法令に規定される外商投資販売方式転換企業の関連規定が廃止される。

5 上場会社株式インセンティブ管理規則（試行）

（証券監督管理委員会 2005年12月31日公布、2006年1月1日施行）

本規則にいう株式インセンティブとは、上場会社が自社の株式を目的物として、その董事、監事、高級管理職及び他の従業員に対し長期的なインセンティブとして与えることを指す（第2条1項）。

本規則は、株式インセンティブの要件・対象、制限株式及びストック・オプション、実施手続及び情報開示、監督管理、処罰等の事項について定めている。

（全7章53条）

6 凍結・差押実施規則

（証券監督管理委員会 2005年12月30日公布、2006年1月1日施行）

本規則によると、中国証券監督管理委員会及びその派出機構は係争当事者の違法資金、証券等の関連財産又は重要な証拠に対し法に従い凍結・差押をする権利がある（第2条）。本規則は中国証券監督管理委員会による凍結・差押の実施条件、手続、方法等を定める。

（全27条）

8 税関輸出入貨物検査管理規則

（国家税関総署 2005年12月28日公布、2006年2月1日施行）

本規則における輸出入貨物検査とは、税関が、輸出入貨物の荷送人と荷受人により税関に申告された内容が輸出入貨物の実際情況と一致するか否かを確認するため、或いは商品の種類、価格、原産地等を確定するために、法に従い輸出入貨物に対し実施する審査確認のことを指す（第2条）。本規則は税関による輸出入貨物検査の実施方法、手續、違法行為に対する処分等について定めている。

（全20条）

8 会社登録資本の登記管理規定

(国家工商行政管理総局 2005年12月27日公布、2006年1月1日施行)

本規定は、新会社法の施行にともない、2004年7月1日に施行された同規定を改正したものである。本規定は、会社の最低登録資本金額、登録資本金の払込方式等の事項について改正を加えた。

(全29条)

9 食品衛生許可証管理規則

(衛生部 2005年12月25日公布、2006年6月1日施行)

本規則によると、いかなる機構及び個人も食品生産経営活動に従事する場合において、衛生行政部門に申告し、規定に従い衛生許可証申請手続きを行わなければならない。また、衛生行政部門の審査認可を得なければ食品の生産経営活動に従事できず、且つ食品生産経営の食品衛生責任を負うものとされる（第2条）。

本規則は、食品衛生許可証の申請手続、食品衛生許可証の発行審査、食品衛生許可証の管理、監督検査等について定めている。

(全6章46条)

10 上場会社対外担保行為の規範化に関する通知

(証券監督管理委員会、銀行業監督管理委員会 2005年12月23日公布、2006年1月1日施行)

本通知は上場会社の対外担保行為の規範化、対外担保リスクの引下げを目的とする。本通知は主に、上場会社の重大な対外担保に対する株主総会、董事会の議決等会社内部管理、上場会社より担保した貸付に対する銀行の審査確認、監督管理部門の相互協力及び管理強化等の面において、上場会社対外担保行為に対する制限規定を設け、上場会社による対外担保の規範化を図っている。

(全5項)

11 対外貿易輸出経営秩序のさらなる規範化及び輸出貨物の税金還付（ないし免除）管理の確実な強化に関する通知

(国家税務総局、商務部 2006年2月13日公布、2006年3月1日施行)

本通知は、輸出貨物の税金還付（ないし免除）に対する厳格な管理と輸出還付税の騙取の取締を目的とする。本通知は、輸出企業の内部管理制度の樹立及び完備、並びに輸出企業が税関に輸出貨物の税金還付（ないし免除）を申請できない情況等について規定している。

(全5項)

12 中外合作による学校運営に係る若干の問題に関する意見

(教育部 2006年2月7日公布、2同日施行)

本意見は中外合作による学校運営における現時点での重要な問題について規定している。本意見は、中外合作による学校運営の公益性原則の堅持、法に則った学校運営と規範化された管理の実行、質の良い教育資源の導入、中外合作による学校運営に対する品質管理の強化等の問題について意見を提出した。

(全6項)

13 税関行政処罰公聴規則

(税関総署 2006年1月26日公布、2006年3月1日施行)

本規則によると、税関は関連業務の一時停止、通関業務の一時停止、税関登録登記の取消し、通関業務従事資格の取消し、個人に対する1万円以上の過料、関連貨物・物品・密輸輸送手段等の没収などの行政処罰を決定する前に、当事者に公聴会の開催を申請する権利があることを告知しなければならず、当事者が公聴会の開催を申請する場合、税関は公聴会を招集しなければならない(第3条)。本規則の実施日より、1996年11月12日に公布された「税関行政処罰公聴暫定規則」は廃止される(第36条)。

本規則は公聴会の招集機関・人員、公聴会参加者及びその他の関係者の権利・義務、公聴会の申請と決定、公聴会の実施等について規定している。

(全6章36条)

14 保険仲介機構による外貨資本金口座の開設の関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2006年1月25日公布、同日施行)

本通知は、外国資本参入の保険仲介会社による外貨資本金口座の開設に関する外貨管理問題について規定している。本通知は外国資本参入の保険仲介会社が外国投資者の資本払込検査のため、会社設立・資本変更・株式変更等の手続を行う際、保監会の審査認可を取得する前に、外貨指定銀行に外貨資本金口座開設を申請することができる旨を規定し、当該口座の開設に関する手続等の事項について定めている。

(全4項)

15 自動車製品回収利用技術政策

(国家発展改革委員会、科学技術部、国家環境保護総局 2006年2月6日公布、同日施行)

本政策の適用範囲は中国国内において販売、登録される新車種の設計、製造、使用されている自動車のメンテナンス、補修、廃棄・分解及び再利用等の各段階を含む(第3条)。本政策は自動車の設計及び製造、自動車の装飾、メンテナンス及び補修、廃棄・中古自動車及びその部品の輸入、自動車の回収及び再生利用、促進措置等について規定している。

(全6章40条)

16 電子銀行業務管理規則

(銀行業監督管理委員会 2006年1月26日公布、2006年3月1日施行)

本規則にいう電子銀行業務とは、商業銀行等の銀行業金融機構が社会公衆に対して公開する通信ルート又はオープン型公衆インターネット、並びに銀行が特定のセルフサービス施設又は顧客のために作成した専用のインターネットを利用して、顧客に対して銀行業務サービスを提供することを指す。電子銀行業務にはコンピューター及びインターネットを利用して取り扱う銀行業務（インターネット銀行業務）、電話等の通信設備及び電信ネットワークを利用して取り扱う銀行業務（電話銀行業務）、携帯電話及びワイヤレス・ネットワークを利用して取り扱う銀行業務（携帯電話銀行業務）、及びその他の電子サービス設備及びネットワークを利用して、顧客がセルフサービスの方式により金融取引を完了させる銀行業務が含まれる（第2条）。

本規則は電子銀行業務について、申請及び変更、リスク管理、データ交換及び移転管理、業務外部発注の管理、国際業務活動管理、監督管理、法律責任等について規定している。

（全9章99条）

17 電子銀行安全評価手引き

(銀行業監督管理委員会 2006年1月26日公布、2006年3月1日施行)

電子銀行の安全評価とは、金融機構が電子銀行業務を取り扱う過程において、電子銀行の安全策、内部管理制度、リスク管理、システム安全、顧客保護等の安全性及び管理に対する調査及び評価を指す（第2条）。

本手引きは安全評価機構、安全評価の実施、安全評価活動の管理等について規定している。

（全5章57条）

18 「外商投資商業分野管理規則」の補充規定

(商務部 2006年1月9日、同日施行)

本規定は、「外商投資商業分野管理規則」における香港及びマカオのサービス提供者が商業分野に投資することに関して補充したものである。主に次の2つの面において補充規定を設けた。①香港、マカオのサービス提供者が独資、合弁又は合作企業を設立し、化学肥料、製品油、原油のコミッショナ代理業務、並びに化学肥料の卸売及び小売業務を経営することを許可する（第1条）。②香港、マカオの同一のサービス提供者が大陸において累計で30店舗を超えて開設する場合、図書、新聞、雑誌、自動車（2006年12月11日より制限は撤廃される）、薬品、農薬、農業用プラスティックフィルム、化学肥料、穀物、植物油、砂糖及び綿花等の商品を含む商品を取り扱い、かつ上記商品のブランドが異なり、異なる供給者によって供給されているときは、香港及びマカオのサービス提供者の持株支配

を許可する。但し、出資比率は 51%を超えてはならない（第 2 条）。香港及びマカオのサービス提供者が内地で商業分野のその他の事項に投資する場合は、「外商投資商業分野管理規則」に基づくものとする（第 4 条）。

（全 5 条）

19 中国銀行業監督管理委員会行政許可実施手続規定

（中国銀行業監督管理委員会 2006 年 1 月 12 日公布、2006 年 2 月 1 日施行）

中国銀行業監督管理委員会（以下「銀監会」という）は、本規定の手続に従い、銀行業金融機関及び銀監会が監督管理するその他の金融機関に対して行政許可を実施する。中国銀行業監督管理委員会監管局（以下「銀監局」という）及び中国銀行業監督管理委員会監管分局（以下「銀監分局」という）は、銀監会の授權範囲内で、本規定の手續に従い行政許可を実施する（第 2 条）。銀監会の行政許可事項には、銀行業金融機関及び銀監会が監督管理するその他の金融機関の設立、変更及び終了許可事項、業務許可事項、董事及び高級管理職の就任資格許可事項、法律、行政法規の規定及び國務院決定のその他の許可事項が含まれる（第 5 条）。本規定の施行前に公布された関連規程及び規範文書と本規定が一致しない場合は、本規定に従い執行する（第 37 条）。本規定は、銀監会行政許可実施手続の一般規定、許可の申請及び受理、審査、許可の決定及び送達、公示について規定した。

（全 6 章 37 条）

20 「外商投資映画館暫定規定」補充規定 2

（国家ラジオ映画テレビ総局 2006 年 1 月 18 日公布、2006 年 2 月 20 日施行）

2006 年 1 月 1 日より、香港及びマカオのサービス提供者が大陸に設立した独資会社が、複数の地点で複数の映画館を新規に建設又は改装し、映画放映業務を経営することを許可する（第 1 条）。香港及びマカオのサービス提供者が大陸に映画館を投資設立する場合のその他の規定については「外商投資映画館暫定規定」及び「『外商投資映画館暫定規定』の補充規定」に従う（第 3 条）。本規定は香港、マカオのサービス提供者に対するものである。

（全 4 条）

21 環境影響評価公衆参与暫定規則

（国家環境保護総局 2006 年 2 月 14 日公布、2006 年 3 月 18 日施行）

本規則は、次の建設プロジェクトにおける環境影響評価の公衆の参与に適用する。①環境に重大な影響を及ぼす可能性があり、環境影響報告書を作成しなければならない建設プロジェクト。②環境影響報告書が認可を受けた後、プロジェクトの性質、規模、地点、採用する生産技術又は汚染防止、生態破壊防止、措置に重大な変更があり、建設単位が環境影響報告書の認可を再度求めなければならない建設プロジェクト。③環境影響報告書の認

可を受けた日より 5 年を経過してから建設が開始され、その環境影響報告書がもとの審査認可機関により再審査を受けなければならない建設プロジェクト（第 2 条）。

このほか、公衆参与の基本的要件、公衆意見の募集、公衆参与の組織形態、公聴会、公衆が環境影響評価の計画に参与する規定等について定めた。

（全 5 章 40 条）

22 環境保護違法・規則違反行為処分暫定規定

（国家環境保護総局 2006 年 2 月 20 日公布、同日施行）

企業の環境保護に対する違法・規則違反行為があった場合は、その直接責任を負う主管者及びその他直接責任者のうち国の行政機関が任命した人員に対し、任免機関又は監察機関が管理権限に基づき、法により規律処分を与える（第 3 条）。法に基づく環境影響評価文書の審査認可手続を履行しなかった場合等 8 項目の行為を定め、直接責任を負う主管者及びその他直接責任者のうち国の行政機関が任命した人員に対して降格処分を与えるものとし、情状が重大な場合は除名されると規定した（第 11 条）。

本規定は、国の行政機関及びその職員、企業の関連主管者、企業の中の国の行政機関が任命した人員等の環境保護違法・規則違反行為及び罰則について規定した。

（全 16 条）

23 インターネット電子メールサービス管理規則

（情報産業部 2006 年 2 月 21 日公布、2006 年 3 月 30 日施行）

中国国内におけるインターネット電子メールサービスの提供、並びにインターネット電子メールサービスのためのアクセスサービス提供及びインターネット電子メールの送信に対して、本規則を適用する（第 1 条）。インターネット電子メールサービスとは、インターネット電子メールサーバーを設置し、インターネットユーザーのために発信し、インターネット電子メールを受信する条件を提供する行為を指す（第 2 条）。受信者の同意を経ずに広告メールを送ってはならず、広告メールの件名には「広告」又は「AD」の文字を標記しなければならない（第 13 条）。規則に違反した場合は最高 3 万元の過料に処する（第 22、24 条）。このほか、秘密保持に関する規定、インターネットセキュリティ及び情報セキュリティを脅かす行為の禁止、通報及び罰則等について規定した。

（全 27 条）

24 公証機構業務執行管理規則

（司法部 2006 年 2 月 23 日公布、2006 年 3 月 1 日施行）

本規則によると、公証機構の設立には次の 5 つの要件を備えていなければならない。① 司法部が査定した公証機構設置案の基準に合致していること。② 自己の名称を有していること。③ 固定の場所を有していること。④ 2 名以上の公証員を擁していること。⑤ 公証業務

を行うための必要な資金があること（第 11 条）。さらに、公証機構について次の「6 つの禁止行為」を明確に規定した。①不実又は非合法な事項について公証書を作成すること。②公証書又は公証記録文書を毀損、改竄すること。③その他の公証機構、公証員を中傷し、又はリベート、コミッショナ等の不当な手段により公証業務を奪い合うこと。④業務執行活動において知りえた国家秘密、営業秘密又は個人のプライシーを漏洩すること。⑤規定の費用徴収基準に違反して公証費を徴収すること。⑥法律法規及び司法部が定めるその他の禁止行為（第 28 条）。また、公証機構の設立審査認可、業務執行監督検査、名称及び業務執行証書管理等について規定した。

（全 6 章 47 条）

25 企業年度検査規則（2006）

（国家工商行政管理総局 2006 年 2 月 24 日公布、2006 年 3 月 1 日施行）

企業年度検査（以下「年度検査」）は、法に従い企業登記機関が年度ごとに企業が提出した年度検査資料に基づき、企業登記事項と関連する情況について定期的に検査を行う監督管理制度である（第 3 条）。営業許可証を受領する有限責任会社、株式会社、非会社制企業法人、パートナーシップ企業、個人独資企業及びその支店等、中国にて経営活動に従事する外国（地域）企業、並びにその他の経営単位に適用する（第 2 条）。企業は毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に、年度検査の資料を企業登記機関に提出しなければならない。正当な理由がある場合は 6 月 30 日以前に延期申請を提出し、これが認められたときは提出を 30 日延期することができる。企業は、提出する年度検査資料の真実性に責任を負うものとする。その年に設立登記した企業は、その翌年から年度検査を受ける（第 4 条）。このほか年度検査の手続、提出資料及び審査の内容等について規定した。

これに伴い 1996 年 12 月 13 日公布、1998 年 12 月 3 日改正の「企業年度検査規則」は廃止する。

（全 24 条）

26 国家ハイテク産業発展プロジェクト管理暫定規則

（国家発展改革委員会 2006 年 2 月 28 日公布、2006 年 4 月 1 日施行）

本規則は、国家発展改革委員会（以下「国家発改委」）の認可を経て国家ハイテク産業発展プロジェクト計画に組み入れられ、かつ中央予算内の投資補助を受ける、又は貸付の利子補給を受ける国家ハイテク産業発展プロジェクトに適用する（第 2 条）。投資補助とは、国家発改委が条件に合致する企業投資プロジェクト及び地方政府投資プロジェクトに対して与える投資資金の補助をいう。貸付の利子補給とは、国家発改委が条件に合致し、中長期銀行貸付を利用した投資プロジェクトに与える貸付利息の補給をいう。投資補助及び貸付利子補給の資金は全て無償支給である（第 4 条）。このほか、プロジェクトの組織管理、

申請・審査、資金管理、プロジェクト管理及び実施等について規定した。
(全 7 章 43 条)

27 電子情報製品汚染抑制管理規則

(情報産業部 2006 年 2 月 28 日公布、2007 年 3 月 1 日施行)

中国国内で電子情報製品を生産し、販売し及び中国に輸入する過程において電子情報製品が環境にもたらす汚染及びその他の公害を管理及び軽減するため、本規則を適用する。但し、輸出製品の生産は対象外とする（第 2 条）。電子情報製品汚染とは、電子情報製品に有毒、有害物質又は元素が含まれており、又は電子情報製品に含まれる有毒、有害物質又は元素が国家基準又は業界基準を超え、環境、資源及び人民の健康及び財産の安全に対して破壊、損害、浪費又はその他の悪影響を及ぼすことをいう（第 3 条）。電子情報製品の設計者は、電子情報製品を設計する際、電子情報製品の有毒、有害物質又は元素の抑制に関する国家基準又は業界基準に合致させなければならず、技術基準を満たす前提のもとで、無毒、無害又は低毒、低害、分解・リサイクルの容易な方式を採用しなければならず（第 9 条）、資源利用効率が高く、回収処理が容易で、環境保護に適した材料、技術を採用しなければならない（第 10 条）。このほか、その他の汚染抑制及び罰則についても規定を設けた。

(全 4 章 27 条)

28 租税協定の利子条項を執行することに関する問題についての通知

(国家税務総局 2006 年 3 月 1 日公布、同日施行)

中国が対外的に締約した二重課税回避協定（以下「協定」）の利子条項において、締約相手国の中央銀行、政府の所有する金融機関又はその他の組織が中国から取得する利子について中国で徴税免除を受けると規定された場合、上記関連銀行（機関）は各貸付契約に署名した後、利子発生地の主管税務機関にて関連協定の待遇の享有を申請することができる。利子発生地の主管税務機関は、当該銀行（機構）のために利子所得税の免税手続を取扱うものとする。納税者が利子所得税の免税を申請する場合は、締約相手国の税務主管当局が作成した、納税者が政府の所有する銀行又は金融機関に属することの証明書及び関連の貸付契約の副本を添付して提出しなければならない（第 1 条）。協定に関する条文、議定書、会議紀要又は往復書簡等に、締約相手国が中国において利子所得税徴収の免除を受ける具体的な銀行、金融機関としてすでに列記されている場合は、納税者は本通知第 1 条の規定に従い利子所得税の免税手続を行うことができ、関連契約書の副本を添付するだけでよい（第 2 条）。これに伴い「租税協定の利子所得免税規定の執行の関連問題に関する通知」（国税發〔1996〕029 号）は廃止する（第 4 条）。

29 出入国港湾食品衛生監督管理規定

(国家品質監督検査検疫総局 2006年3月1日公布、2006年4月1日施行)

本規定は、出入国の港湾で食品生産経営に従事する単位及び出入国の交通機関に食品、飲料水サービスを提供する港湾食品生産経営単位（以下「食品生産経営単位」）の衛生監督管理に適用する（第2条）。本規定は、主に監督管理機関、食品生産経営単位の許可管理、従業員の衛生管理、食品の衛生監督管理、出入国港湾食品リスク分析及び階層管理等について規定した。

（全7章35条）

30 税関による公式価格設定輸入貨物の課税価格の査定に関する規定の公布についての公告

（税関総署 2006年3月6日公布、2006年4月1日）

本公告にいう公式価格設定とは、中国国内向販売貨物に対して締結した契約において、売主買主双方が具体的かつ明確な数値により貨物価格を約定しておらず、約定した価格設定公式により貨物の決済価格を決定する価格設定方式をいう。価格設定公式に従い確定した決済価格とは、買主が当該貨物を購入するために売主に支払う価格の総額をいう（第1条）。次の条件のいずれにも合致する輸入貨物については、税関は売主買主双方が約定した価格設定公式により確定した決済価格を基礎として課税価格を査定する。①貨物が中国国内に到着する前に売主買主双方がすでに書面により価格設定公式を約定していること。②決済価格が売主買主双方のいずれも制御できない客観的条件及び要素により決定されていること。③貨物の輸入申告日から6か月以内に価格設定公式に基づき決済価格を確定できること。④決済価格が「価格審査規則」における取引価格の関連規定に合致していること（第2条）。本規定と同時に「公式価格設定輸入貨物通常商品リスト」を規定し、かつ税関総署は実状にあわせて適宜「商品リスト」を調整し、対外的に公告するとした（第8条）。さらに、公式価格設定輸入貨物の課税価格に対する確定方法（第6条）等についても規定した。

（全9条）

31 「娯楽施設管理条例」を徹底することに関する通知

（文化部 2006年3月6日公布、同日施行）

文化行政部門が申請を受理する娯楽施設の範囲には営利性ディスコ、カラオケ店（量販式カラオケボックスを含む）、ナイトクラブ等の歌舞娯楽施設、電子ゲーム機を有する遊戯娯楽施設、営利性多機能総合娯楽施設、娯楽施設（原文は「項目」）を兼営している施設、例えばホテル、レストラン、バーでディスコ、カラオケ店を兼営しているもの等におけるその兼営部分に対して「条例」を適用する。その他営利性ディスコ、ゲーム等の施設が含まれる。旧条例により認可を受け設立されている娯楽施設について、県級又は省級文化行政部門は2006年9月1日までに娯楽経営許可証を交換しなければならない。このほか、申請受理の審査内容、審査手続等について規定した。

(全 4 項)

32 国家級経済技術開発区に外商投資商業企業及び国際貨物運輸代理企業の審査認可を委託することの関連問題についての通知

(商務部 2006 年 2 月 9 日公布、同日施行)

外商投資商業企業の設立及びその変更に対する審査認可等については、「地方部門に外商投資商業企業の審査を委譲することに関する通知」(商務部 2005 年 12 月 9 日公布、2006 年 3 月 1 日施行)により、省レベルの商務主管部門ないし国家レベルの経済技術開発区管理委員会等への委譲が定められているが、本通知はこれに関連して、かかる委譲に関する要件(主に開発区サイドの資格要件)や、当該商業企業が区外の商業企業ネットワークに及ぶ場合の処理(ネットワーク所在地の省級商務部門にてネットワーク計画に関する審査認可意見を求めなければならないこと等)などについて規定をしている。

また、国際貨物運輸代理企業について、国際速達(クーリエ)業務を經營する外商投資による国際貨物運輸代理企業に関しては商務部が審査認可及び管理を行い、その他業務を經營する外商投資による国際貨物運輸代理企業については、その設立及び変更等を国家級経済技術開発区監督管理委員会に委譲することや、(外商投資商業企業と同じく)開発区サイドの資格要件等を規定している。

33 インターネット情報センターによるドメインネーム紛争解決規則

(インターネット情報センター 2006 年 2 月 14 日公布、2006 年 3 月 17 日施行)

本規則は、インターネットドメインネームの登録又は使用により生じる紛争に適用される。ここにいうドメインネーム紛争は、中国のインターネット情報センターが管理責任を負う CN ドメインネーム及び中文ドメインネームに限定される。しかし、係争のドメインネームが 2 年間の登録期間を超過すれば、ドメインネーム紛争解決機構はこれを受理せず(第 2 条)、ドメインネーム紛争はインターネット情報センターが認可した紛争解決機構が受理し、解決する(第 3 条)。そして、いかなる機構又は個人も、他人の登録済みドメインネームと当該機構又は個人の合法的権益とが抵触すると認められるとき、紛争解決機構に申立てができる(第 5 条)。本規則は、さらに紛争解決機構が認めるべき申立要件、申立人及び被申立人の挙証責任、悪意のドメインネーム登録・使用行為を構成する要件、あるドメインネームにつき合法的権益を享受する状況、紛争解決手続及び方法、処理方法等の内容についても規定する。

2002 年 9 月 30 日施行の旧「インターネット情報センターのドメインネーム紛争解決規則」は同時に廃止する(第 21 条)。

(全 21 条)

34 二輪車製品の輸出秩序規範化に関する補充通知

(商務部、國家發展改革委員会、税關總署、質量監督檢驗檢疫總局、國家認証認可監督管理委員会 2006年2月15日公布、同日施行)

本補充通知は「二輪車製品の輸出秩序規範化に関する通知」の実行過程において生じた非公道用二輪車の輸出管理、「二輪車製品の輸出秩序規範化に関する通知」の公布以前に締結された輸出契約の履行、輸出用二輪車の生産資格を有するための要件の明確化、データ統計の基準、二輪車エンジン及びフレームの輸出管理等の問題に関するものである。本補充通知にいう非公道用二輪車とは、主にオフロード用二輪車、モトクロス用二輪車、ロードレース用二輪車、競技場レース用二輪車、ラリー用二輪車及びその変形車輛を含める。

(全5項)

35 中国銀行業監督管理委員会公告

(中国銀行業監督管理委員会 2006年3月13日公布、同日施行)

本公告は、中国銀行業監督管理委員会の認可を得ずに、いかなる外国の機関も中国国内において外国為替取引業務を宣伝し、推奨してはならず、又はインターネットを通じて中国国内の自然人に外国為替取引サービスを提供してはならないことを定めた。また、インターネットを通じ外国の機関の取引ネットワーク環境において外国為替取引を行う場合には、中国の法律の保護を受けないことも定めた。

IV 地方性法規

1 「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理規則」にかかる規定の執行に関する通知
(上海市国税局、上海市地方税務局 2006年2月28日公布、同日施行)

本通知は上海市の実情を鑑みたものであり、「外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理規則」の税務管理に関わる事項につき、「上場会社は、外商投資企業の営業許可証発行の日より30日以内に、税務、税關、外貨管理等の関連部門において関連手続を行わなければならない」ことを規定した。

2 北京市高級人民法院による商標民事紛争事件の審理における若干問題に関する解答

(北京市高級人民法院 2006年3月7日公布、同日施行)

本解答では、単に登録商標を譲渡するだけで、商標の持つ異なる商品の出所を区分する機能を利用してない行為は、商標使用行為に該当しないとしている(第4項)。また、商標標識の正当使用行為を構成するには、(1)善意の使用、(2)自己の商品のためでない商標の使用、(3)単に自己の商品を説明又は描写するための使用という要件を満たさなければならないと規定する。この解答は、商標民事紛争事件の処理において頻繁に問題となる点を説明するものであり、関連する訴訟手続についての説明も含んでいる。

本解答は3月7日より施行され、北京市高級人民法院が2004年2月18日に公布した「商標民事紛争事件の審理における若干問題に関する解答」はこれと同時に廃止され、本解答

施行前に北京市高級人民法院の公布した指導意見の中で本解答の内容と矛盾する部分は今後適用しないことを定めた。

(全 40 項)

V 司法解釈

(該当なし)

VI その他

(該当なし)

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

II 法令和訳

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

公務員法

[中华人民共和国公务员法]

(全国人民代表大会常務委員会 2005 年 4 月 27 日制定、同日公布、2006 年 1 月 1 日施行)

第 1 章 総則

第 1 条

公務員の管理を規律し、公務員の合法的権益を保障し、公務員に対する監督を強化し、優れた素養を備えた公務員集団を確立し、勤勉かつ廉潔な政治活動を促進し、及び作業効率を向上させるため、憲法に基づき、本法を制定する。

第 2 条

本法にいう公務員とは、法に従い公職を履行し、国の行政編制に組み入れられ、国家財政によって賃金、福利が負担される職員をいう。

第 3 条

公務員の義務、権利及び管理について、本法を適用する。

法律に、公務員のうち指導者の選出、任免、監督及び裁判官、検察官等の義務、権利及び管理に別途規定がある場合は、その規定に従う。

第 4 条

公務員制度は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要な思想を指導とすることを堅持し、社会主義の初級段階における基本路線を徹底的に実施し、中国共産党の幹部路線及び方針を徹底的に実施し、党が幹部を監督する原則を堅持する。

第 5 条

公務員の管理は、公開、平等、競争、優秀者の選抜の原則を堅持し、法定の権限、条件、基準及び手続に従い行う。

第 6 条

公務員の管理は、監督・拘束及び保障・奨励を同様に重んじる原則を堅持する。

第 7 条

公務員の任用は、優秀者のみの任用、才徳兼備の原則を堅持し、勤務成績を重視する。

第 8 条

国は、公務員に対して分類管理を実行し、管理の効率及び科学化の水準を高める。

第 9 条

公務員が法に基づき職務を履行する行為は、法律の保護を受ける。

第 10 条

中央公務員主管部門は、全国の公務員の総合管理業務について責任を負う。県级以上の地方各級公務員主管部門は、所管区内の公務員の総合管理業務について責任を負う。上級公務員主管部門は、下級公務員主管部門の公務員管理業務を指導する。各級公務員主管部門は、同級各機関の公務員管理業務を指導する。

第 2 章 公務員の条件、義務及び権利

第 11 条

公務員は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 中華人民共和国の国籍を有すること。
- (2) 年齢が18歳以上であること。
- (3) 中華人民共和国憲法を擁護すること。
- (4) 品行方正であること。
- (5) 職責を正常に履行できる身体条件を備えていること。
- (6) 職位の要求に合致する学歴及び業務能力を備えていること。
- (7) 法律に定めるその他の条件。

第 12 条

公務員は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 憲法及び法律を模範的に遵守すること。
- (2) 規定の権限及び手続に従い職責を真摯に履行し、業務効率の向上に勤めること。
- (3) 誠心誠意人民のために尽くし、人民による監督を受け入れること。
- (4) 国の安全、栄誉及び利益を擁護すること。
- (5) 職務を忠実に守り、職責を勤勉に果たし、上級部門の法に従いなされた決定及び命令に服従し、及び執行すること。
- (6) 国家機密及び業務秘密を保持すること。
- (7) 規律を遵守し、職業道徳を慎んで遵守し、社会道徳を模範的に遵守すること。
- (8) 清廉潔白、公明正大であること。
- (9) 法律に定めるその他の義務。

第 13 条

公務員は、次の各号に掲げる権利を享有する。

- (1) 職責の履行に備えているべき業務条件を獲得する。
- (2) 法定事由に因らず、かつ法定手続を経ずに、免職、降職、解雇又は処分を受けない。
- (3) 賃金報酬を受取り、福利、保険の待遇を享受する。
- (4) 研修に参加する。
- (5) 機関業務及び指導者に対して批判及び意見を提案する。
- (6) 不服申立及び告訴することができる。
- (7) 辞職を申請する。
- (8) 法律に定めるその他の権利。

第 3 章 職務及び等級

第 14 条

国は、公務員職位分類制度を実施する。

公務員の職位の分類は、公務員の職位の性質、特徴及び管理の必要性に基づき、総合管理類、専門技術類及び行政法律執行類等に分類する。国務院は、本法に基づき、職位の特殊性を備え、単独管理が必要な場合は、その他の職位分類を追加することができる。各職位分類の適用範囲は、国が別途規定する。

第 15 条

国は、公務員職位分類に基づき、公務員の職階を設ける。

第 16 条

公務員の職務は、指導的職務と非指導的職務に分かれる。

指導的職務の等級は、国家級長・次長、省部級長・次長、庁局級長・次長、県級長・次長、郷科級長・次長、に分かれる。

非指導的職務の等級は、庁局級以下に設ける。

第 17 条

総合管理類の指導的職務は、憲法、関連法律、職務等級及び機構の規格設定に基づき確定する。

総合管理類の非指導的職務は、巡視員、副巡視員、調査研究員、副調査研究員、主任科員、副主任科員、科員、及び事務員に分かれる。

総合管理類以外のその他の職位における公務員分類の職階は、本法に基づき、国が別途

規定する。

第 18 条

各機関は、確定した職能、規格、編制の限度、職位の定数及び構成比率に従い、当該機関の公務員の具体的な職位を設け、かつ各職位の業務職責及び就任資格条件を確定する。

第 19 条

公務員の職務は、相応の等級に対応しなければならない。公務員の職務と等級との対応関係については、国務院が規定する。

公務員の職務及び等級は、公務員の賃金及びその他の待遇を確定する根拠である。

公務員の等級は、担任する職務及び本人の示す道徳心・才能、勤務成績及び資格・経歴に基づき確定する。公務員は、同一の職務の中で、国の規定に従い等級を昇格することができる。

第 20 条

国は、人民警察及び税關、外国駐在外交機構公務員の業務の特質に基づき、その職務に相応する階級を設ける。

第 4 章 採用

第 21 条

主任科員以下の公務員及びその他相応の職務等級の非指導的職務の公務員採用については、公開試験、厳格な審査、公平な競争、優秀者の選抜方法を採用する。

民族自治地方は、前項の規定に従い公務員を採用する場合、法律及び関連規定に従い少数民族の受験者に対して適切な配慮を設ける。

第 22 条

中央機関及びその直属機構の公務員の採用については、中央公務員主管部門が責任を負う。地方各級機関公務員の採用については、省級公務員主管部門が責任を負うものとし、必要な場合は、省級公務員主管部門は、区を設ける市級公務員主管部門に授權して行わせることができる。

第 23 条

公務員試験の応募は、本法第 11 条に定める条件を備えていなければならないほか、さらに省級以上の公務員主管部門の定める就任予定職位に要求される資格条件を備えていなければならない。

第 24 条

次の各号に掲げる者は、公務員として採用してはならない。

- (1) 過去に犯罪により刑事処罰に処せられたことがある者。
- (2) 過去に公職を解かれた者。
- (3) 法律に定める、公務員として採用してはならないその他の事由がある者。

第 25 条

公務員の採用は、規定の編制の限度内で、かつ相応の職位が欠員でなければならない。

第 26 条

公務員の採用は、募集広告を公表しなければならない。募集広告には、募集する職位、募集人数、応募資格条件、応募に提出すべき申請資料及びその他応募の心得を明記しなければならない。

募集採用機関は、公民が応募しやすい措置を講じなければならない。

第 27 条

募集採用機関は、応募資格条件に基づき応募申請について審査を行う。応募者が提出する申請資料は、真実かつ正確なものでなければならない。

第 28 条

公務員採用試験は、筆記試験及び面接試験の方式を採用して行うものとし、試験内容は、公務員が備えているべき基本的能力及びそれぞれの職位分類に基づき分けて設定する。

第 29 条

募集採用機関は、試験成績に基づき合格者を確定し、かつ当該者に対して応募資格の再審査、考察及び身体検査を行う。

身体検査の項目及び基準は、職位の要求に従い確定する。具体的な規則は、中央公務員主管部門が国務院衛生行政部門と共同で定める。

第 30 条

募集採用機関は、試験成績、考察状況及び身体検査の結果に基づき、採用予定者名簿を提出し、かつこれを公示する。

公示期間が満了した後、中央一級募集採用機関は、採用予定者名簿を中央公務員主管部門に届出る。地方各級募集採用機関は、採用予定者名簿を省級又は区を設ける市級公務員主管部門に届出て審査認可を受ける。

第 31 条

特殊な職位の公務員の採用については、省級以上の公務員主管部門の認可を経て、手続を簡略化する、又はその他の評価方法を採用することができる。

第 32 条

新規採用する公務員の試用期間は 1 年とする。試用期間が満了し、合格した場合は、就任させる。不合格の場合は、採用を取消す。

第 5 章 考査

第 33 条

公務員の考査については、管理権限に従い、公務員の道徳心、能力、勤務態度、勤務成績、清廉さを全面的に考査するものとし、特に勤務成績に重点を置く。

第 34 条

公務員の考査は、平時考査と定期考査に分ける。定期考査は平時考査を基礎とする。

第 35 条

指導者でない公務員の定期考査は年度考査の方式を採用するものとし、まず個人が職位の職責及び関連の要求に基づき総括を行い、主管指導者が大衆の意見を聴取した後、考査等級の提案を提出し、当該機関の責任者又は授權した考査委員会が考査等級を確定する。

指導者の定期考査については、主管機関が関連規定に基づき行う。

第 36 条

定期考査の結果は、優秀、適合、基本的に適合、不適合の 4 等級に分かれる。

定期考査の結果は、書面形式により公務員本人に通知する。

第 37 条

定期考査の結果は、公務員の職務、等級及び賃金の調整、並びに公務員の奨励、研修及び解雇の根拠とする。

第 6 章 職務の任免

第 38 条

公務員の職務は、選任制及び委任制を実行する。

指導者の職務は、国の規定に従い任期制を実行する。

第 39 条

選任制公務員は、選挙結果の発効時点より選ばれた職務を担当する。任期満了後に再任しない、又は任期中に辞職する、又は罷免、役職剥奪された場合は、その担当する職務は直ちに終了する。

第 40 条

委任制公務員が、試用期間満了後に考査に合格し、職務に変更が生じ、公務員職務を担当しない、及びその他職務を任免する必要がある場合は、管理権限及び規定の手続に基づきその職務を任免しなければならない。

第 41 条

公務員の就任は、規定の編制の限度内及び職位の定数内で行わなければならず、かつ相応の職位が欠員でなければならない。

第 42 条

公務員が業務上の必要により機関以外の職務を兼任する必要がある場合は、関連機関の認可を受けなければならず、かつ兼任する職務の報酬を受取ってはならない。

第 7 章 職務の昇任及び降任

第 43 条

公務員の職務の昇任は、就任予定職務に必要な思想政治の素質、業務能力、学歴及び就任の経験等における条件及び資格を備えていなければならない。

公務員が職務を昇任する場合は、1等級ずつ昇任しなければならない。特に優秀である又は業務上特別に必要な場合は、規定に従い破格の昇任又は1級飛ばして昇任することができる。

第 44 条

公務員が指導的職務に昇任する場合は、次の手続に従い処理する。

- (1) 民主的な推薦により、考査対象を確定する。
- (2) 考査を行い、就任提案を検討・提出し、かつ必要に応じて一定の範囲内で事前検討を行う。
- (3) 管理権限に基づき決定を検討する。
- (4) 規定に従い就任手続を履行する。

公務員が非指導的職務に昇任する場合は、前項に定める手続を参照して処理する。

第 45 条

機関内部に設置された機構の庁局級庁長・局長以下の指導的職務に欠員が生じた場合は、

当該機関又は当該系列内で、競争昇任の方式により、就任候補者を選出することができる。

府局級府長・局長以下の指導的職務又は調査研究員補佐以上及びその他相応の職務等級の非指導的職務に欠員が生じた場合は、社会的に公開選抜を行い、就任候補者を選出することができる。

裁判官及び検察官に初めて就任する候補者の確定は、社会的に、国家統一司法試験に合格して資格を取得した者の中から公開選抜することができる。

第 46 条

公務員が指導的職務に昇任する場合は、関連規定に基づき就任前に公示制度及び就任試用期間制度を実行しなければならない。

第 47 条

公務員は、定期考査において職務不適と確定された場合は、規定の手続に従い、1級下の職務等級に降任する。

第 8 章 嘉勵

第 48 条

業務態度が著しく優秀で、顕著な成績及び貢献があり、又はその他特筆すべき事項のあった公務員もしくは公務員集団に対しては、奨励を与える。奨励は、精神的な奨励と物質的な奨励を組み合わせ、精神的奨励を主とすることを原則とする。

公務員集団の奨励については、編制序列に従い設置した機構又は専門任務を全うするために構成された業務集団に適用する。

第 49 条

公務員又は公務員集団に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、奨励を与える。

- (1) 職務に忠実で、積極的に業務を行い、成績が優秀な場合。
- (2) 規律を遵守し、清廉に社会に奉仕し、生活態度が真面目で、業務が公正で、模範的作用が非常に優れている場合。
- (3) 業務において発明創造し、又は合理化提案を提出し、著しい経済効果又は社会的効果を挙げた場合。
- (4) 民族団結の増進、社会安定の維持のために大きく貢献した場合。
- (5) 公共の財産を大切にし、国の資産、財産の節約に著しい功績があった場合。
- (6) 事故の防止又は除去に貢献し、国及び人民大衆の利益の損失を回避又は軽減した場合。

- (7) 危険事態における救護、災害救助等特殊な環境において身の危険を顧みずに行動し、貢献した場合。
- (8) 法律違反、規則違反行為の取締りに功績を挙げた場合。
- (9) 対外交流において国の栄誉及び利益を獲得した場合。
- (10) その他特筆すべき功績がある場合。

第 50 条

奨励は、褒賞、3 等功績、2 等功績及び 1 等功績の記録、並びに栄誉称号の授与に分ける。奨励を受ける公務員又は公務員集団を表彰し、かつ奨励金を一括で授与する又はその他の待遇を与える。

第 51 条

公務員又は公務員集団に与える奨励は、規定の権限及び手続に従い決定又は審査認可する。

第 52 条

公務員又は公務員集団に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、奨励を撤回する。

- (1) 虚偽を弄し、奨励を詐取した場合。
- (2) 奨励申告時に、重大な錯誤を隠蔽し、又は重大な規定手続に違反した場合。
- (3) 法律、法規に奨励を撤回すべき定めがあるその他の事由。

第 9 章 懲戒

第 53 条

公務員は、規律を遵守しなければならず、次の各号に掲げる行為があつてはならない。

- (1) 国の名誉を汚すような言論を流布し、国家に反対する趣旨の集会、パレード、デモ等の活動を組織し、又は参加すること。
- (2) 違法組織を組織し又はこれに参加し、ストライキを組織し又はこれに参加すること。
- (3) 職務を怠慢し、業務に誤りをきたすこと。
- (4) 法に基づきなされた上級機関の決定及び命令の執行を拒むこと。
- (5) 批判を抑圧し、報復攻撃をすること。
- (6) 虚偽を弄し、指導者及び公衆を誤導、欺瞞すること。
- (7) 汚職、贈収賄及び職務上の便宜を利用し、自己又は他人の私利を獲得しようとはかること。

- (8) 財政経済の規律に違反し、国の資産・財産を浪費すること。
- (9) 職権を濫用し、公民、法人又はその他の組織の合法的権益を侵害すること。
- (10) 国家機密又は業務秘密を漏洩すること。
- (11) 対外交流において国の栄誉及び利益に損害を与えること。
- (12) ポルノ、麻薬、賭博、迷信等の活動に参加する、又はこれを支持すること。
- (13) 職業道徳、社会道徳に違反すること。
- (14) 営利性活動に従事し又は参加し、企業又はその他の営利性組織の職務を兼任すること。
- (15) 無断欠勤し、又は出張、休暇期間の満了後、正当な理由なく期限を過ぎても戻らないこと。
- (16) 規律に違反するその他の行為。

第 54 条

公務員が公務を執行する場合、上級機関の決定又は命令に誤りがあると判断した場合は、上級機関に当該決定又は命令のは正又は取消すよう意見を提出することができる。上級機関が当該決定又は命令を変更しない、又は直ちに執行するよう命じた場合は、公務員は、当該決定又は命令を執行しなければならないが、執行の結果は、上級機関が責任を負うものとし、公務員は責任を負わない。但し、公務員が明らかに違法な決定又は命令を執行した場合は、法に従い然るべき責任を負わなければならない。

第 55 条

公務員が法律・規律違反により規律責任を負わなければならない場合は、本法に従い処分を与える。規律違反行為の情状が軽微で、批判教育を受けて是正された場合は、処分を免除することができる。

第 56 条

処分は、警告、過失記録、重過失記録、降格、役職剥奪、懲戒免職に分かれる。

第 57 条

公務員の処分については、事実を明確にし、証拠を確実にし、性質を正確に定め、適切に処理し、適法な手順を踏み、手続を完全にしなければならない。

公務員が規律違反した場合は、処分決定機関により公務員の規律違反状況についての調査を決定しなければならず、かつ調査認定の事実及び予定する処分の根拠を公務員本人に知らせなければならない。公務員は、陳述及び弁明する権利を有する。

処分決定機関が公務員に処分を与るべきと認定する場合は、規定の期間内に、管理権限及び規定の手続に従い処分の決定を行わなければならない。処分の決定は、書面形式に

より公務員本人に通知しなければならない。

第 58 条

公務員が処分を受けている期間は、職務及び等級を昇進させてはならず、このうち過失記録、重過失記録、降格、役職剥奪処分の場合は、賃金等級を上げてはならない。

処分を受ける期間は、警告：6か月、過失記録：12か月、重過失記録：18か月、降格・役職剥奪：24か月とする。

役職剥奪処分を受けた場合は、規定に従い等級を下げる。

第 59 条

公務員が懲戒免職以外の処分を受けた場合、処分を受ける期間中に反省の様子が見られ、かつ規律違反行為の再発がないときは、処分期間満了後、処分決定機関が処分を解除し、かつ書面形式により本人に通知する。

処分の解除後、賃金等級、等級及び職務についてはもとの処分の影響を受けない。但し、降格解除、役職剥奪処分の場合は、もとの等級、もとの職務の回復とはみなさない。

第 10 章 研修

第 60 条

機関は、公務員業務職責の要求及び公務員の素質向上の必要に基づき、公務員に対して分級分類研修を行う。

国は、専門の公務員研修機構を確立する。機関は、必要に応じてその他の研修機構に公務員研修任務を委託することができる。

第 61 条

機関は、新規採用者に対して試用期間内に初任研修を実施しなければならない。指導的職務に昇進した公務員に対しては、就任前又は就任後 1 年以内に就任研修を行わなければならない。専門業務に従事する公務員に対しては、専門業務研修を実施しなければならない。公務員全体に対して、知識の刷新、業務能率向上の在職研修を実施しなければならない。このうち専門技術職務を担当する公務員に対しては、専門技術者の継続教育の要求に従い、専門技術研修を行わなければならない。

国は、計画的に後任の指導者に対する研修を強化する。

第 62 条

公務員の研修は、登録管理を実施する。

公務員が研修に参加する時間は、公務員主管部門が本法第 61 条に定める基準に従い確定する。

公務員の研修状況、学習成績は、公務員考査の内容及び就任、昇進の根拠のひとつとする。

第 11 章 交流及び回避

第 63 条

国は、公務員交流制度を実行する。

公務員は、公務員集団内部で交流を行うことができ、国有企業事業単位、人民団体及び大衆団体の公務に従事する者と交流することもできる。

交流の方法には、外部異動、内部異動及び出向（原文は「掛職鍛錬」）等を含む。

第 64 条

国有企業事業単位、人民団体及び大衆団体のうち公務に従事する人員は、機関に異動して指導者職務を担当する又は調査研究員補佐以上及びその他の相応の職務クラスの非指導的職務を担当することができる。外部異動の人選は、本法第 11 条に定める条件及び就任予定職位に要求される資格条件を備えていなければならず、かつ本法第 24 条に定める事由があつてはならない。外部異動の機関は、上記規定に基づき、外部異動の人選について厳格な考査を行い、かつ管理権限に従い審査認可し、必要な場合は、外部異動する人選について試験を行うことができる。

第 65 条

公務員が異なる職位間を内部異動する場合は、就任予定職位に要求される資格条件を備えていなければならず、規定の編制枠内及び職位の定数内で行わなければならない。

省部級省長・部長以下の指導者は、計画的かつ重点を押さえて地区、部門を越えて内部異動するようにしなければならない。

機関内に設置した機構の指導的職務及び業務の性質が特殊な非指導的職務の公務員については、計画的に当該機関内で転任しなければならない。

第 66 条

公務員の研修訓練の必要に応じて、公務員を選出して下級機関又は上級機関、その他の地区の機関及び国有企業事業単位で出向させることができる。

公務員の出向期間中に、もとの機関との人事関係を変更してはならない。

第 67 条

公務員は、機関の交流決定に従わなければならない。

公務員本人が交流を申請する場合は、管理権限に従い審査認可する。

第 68 条

公務員の間に夫婦関係、直系の血縁関係、三代以内の傍系の血縁関係及び婚姻による近親関係がある場合は、同一機関において双方が直接同じ指導者に従属する職務又は直接の上下級指導関係となる職務に就いてはならず、またそのうちの一方が指導的職務を担当する機関において組織、人事、紀律検査、監察、会計監査及び財務業務に従事させてはならない。

地域又は業務性質の特殊性により、融通をきかせて就任回避を実行なければならない場合は、省級以上の公務員主管部門が規定する。

第 69 条

公務員が郷級機関、県級機関及びその関連部門の主要指導的職務を担当する場合は、地域回避を実行しなければならないものとするが、法律に別途規定がある場合を除く。

第 70 条

公務員が公務を執行する際に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、回避しなければならない。

- (1) 本人に利害関係が及ぶ場合。
- (2) 本人に本法第 68 条第 1 項に掲げる親族関係者との利害関係がある場合。
- (3) その他公正な公務執行に影響を及ぼす可能性のある場合。

第 71 条

公務員に回避すべき事由がある場合は、本人は回避を申請しなければならない。利害関係者は、公務員の回避を申請する権利を有する。他の人員は、機関に対して公務員回避の事由を申し出ることができる。

機関は、公務員本人又は利害関係者の申請に基づき、審査を経た後に回避するか否かの決定を行うものとし、また申請を受けずに回避の決定を直接行うこともできる。

第 72 条

法律に公務員の回避について別途規定がある場合は、その規定に従う。

第 12 章 賃金、福利、保険

第 73 条

公務員は、国の統一した職務及び等級と結びついた賃金制度を実行する。

公務員の賃金制度は、労働に応じた分配という原則を貫き、業務の職責、業務能力、勤務成績、資格・職歴等の要素を反映し、異なる職務、等級間で合理的な賃金格差を維持する。

国は、公務員賃金の正常な増額メカニズムを確立する。

第 74 条

公務員の賃金には、基本賃金、手当て、支給金及び賞与が含まれる。

公務員は、国の規定に従い地区付加手当て、困窮・辺境地区手当て、役職手当て等の手当てを享有する。

公務員は、国の規定に従い住居、医療等の支給金、補助を享有する。

公務員が定期試験中に優秀、適合の確定を受けた場合は、国の規定に従い年末賞与を享受する。

公務員の賃金は、期日に従い定められた金額を支払うものとする。

第 75 条

公務員の賃金水準は、国民の経済発展に歩調をあわせ、社会の進歩に適応したものでなければならない。国は、賃金調査制度を実施し、定期的に公務員及び企業の相当人員の賃金水準に対する調査比較を行い、かつ賃金調査比較結果を公務員賃金水準を調整する根拠とする。

第 76 条

公務員は、国の規定に従い福利待遇を享有する。国は、経済社会の発展水準に基づき公務員の福利待遇を引き上げる。

公務員は、国の規定する勤務時間制度を実施し、国の定める休暇を享受する。公務員が法定業務日のほかに時間外労働をした場合は、相応の補充休暇を与えなければならない。

第 77 条

国は、公務員保険制度を確立し、公務員の退職、病気、労災、育児、失業等の状況において補助及び補償を受けられることを保障する。

公務員は、公務により障害を負った場合は、国の定める障害者待遇を享受する。公務員が公務により犠牲となる、公務により死亡又は病死した場合は、その親族が国の定める補償及び優待を享受する。

第 78 条

いかなる機関も国の規定に違反して独自に公務員の賃金、福利、保険政策を変更してはならず、無断で公務員の賃金、福利、保険待遇の引上げ又は引下げを行ってはならない。いかなる機関も公務員の賃金を控除し又は支給を遅延させてはならない。

第 79 条

公務員の賃金、福利、保険、退職金及び採用、研修、奨励、解雇等に必要な経費について、財政予算に組み入れ、保障しなければならない。

第 13 章 辞職、解雇

第 80 条

公務員が公職を辞職する場合は、任免機関に書面による申請を提出しなければならない。任免機関は、申請を受取った日から 30 日以内に審査承認を行わなければならず、このうち指導者構成員が公職を辞職する場合の申請については、申請を受取った日から 90 日以内に審査承認しなければならない。

第 81 条

公務員に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、公職を辞職してはならない。

- (1) 国の定める最低役務年数に満たない場合。
- (2) 国家機密等にかかる特殊な職位に就任している又は上記職位から離職してから国 の定める秘密解除期限に満たない場合。
- (3) 重要な公務の処理が完了しておらず、かつ本人が引き継ぎ処理する必要がある場合。
- (4) 会計監査、規律審査を受けている最中である、又は犯罪の疑いがあり、司法手続がな お終了していない場合。
- (5) 法律、行政法規に定めるその他の公職を辞職してはならない場合。

第 82 条

指導的職務を担任する公務員は、業務の変更により法律の規定に従い現職の職務を辞職 しなければならなくなった場合は、辞職手続を履行しなければならない。

指導的職務を担当する公務員は、個人又はその他の原因により、自ら指導的職務の辞職 願を提出することができる。

指導者が業務上の重大な過失、職務上の過失により重大な損失又は悪質な社会的影響を もたらした場合、又は重大な事故について指導責任を負うべき場合は、指導的職務を引責 辞任しなければならない。

指導者が引責辞任しなければならない又はその他の原因により現職の指導的職務を担任 することが適切ではなくなった場合に、本人が辞職願を提出しない場合は、当該者に指導 的職務を引責辞任するよう命じなければならない。

第 83 条

公務員に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、解雇するものとする。

- (1) 年度試験において、連続 2 年職務不適合と確定された場合。
- (2) 現職の任務に耐えられず、又はその他の配置を受け入れない場合。

- (3) 所在機関の調整、抹消、合併又は編制の員数の削減により業務調整が必要な場合に、本人が合理的な配置を拒否した場合。
- (4) 公務員の義務を履行せず、公務員の規律を遵守せず、教育を受けてもなお改善がみられず、継続して機関の業務を行うことに適さず、又は懲戒免職処分をあたえるべきではない場合。
- (5) 無断欠勤し、又は出張、休暇期間の満了後、正当な理由なく期限を過ぎても戻らない日が連続して 15 日を超過し、或いは 1 年間の累計が 30 日を超過した場合。

第 84 条

次の各号に掲げる事由のいずれかがある公務員については、解雇してはならない。

- (1) 公務により障害者となり、業務能力の喪失又は部分的に喪失したことが確認された場合。
- (2) 罹患又は負傷し、規定の医療期間内である場合。
- (3) 女性公務員が妊娠期間、産休、授乳期間にある場合。
- (4) 法律、行政法規に定めるその他の解雇してはならない場合。

第 85 条

公務員を解雇する場合は、管理権限に基づき決定する。解雇の決定は、書面形式により解雇される公務員に通知しなければならない。

解雇される公務員は、解雇金を受取る又は国の関連規定に基づき失業保険を享受することができる。

第 86 条

公務員が辞職する又は解雇される場合は、離職前に公務の引継手続を行わなければならず、必要な場合は、規定に従い監査を受ける。

第 14 章 退職

第 87 条

公務員は、国の規定する退職年齢に達した場合又は完全に業務能力を喪失した場合は、退職しなければならない。

第 88 条

公務員が次の各号に掲げる条件のいずれかに合致する場合は、本人自らが申請を提出し、任免機関の承認を経て、線上退職することができる。

- (1) 勤続年数が満 30 年の場合。
- (2) 国の定める退職年齢に 5 年不足するが、勤続年数が満 20 年の場合。

(3) 国の定める繰上退職できるその他の事由に合致する場合。

第 89 条

公務員が退職した後、国の定める退職金及びその他の待遇を享受する。国は、その生活及び健康のために必要なサービス及び援助を提供する。個人の特技を活かして、社会の発展に参画することを奨励する。

第 15 章 不服申立、告訴

第 90 条

公務員は、自身に対する次の各号に掲げる人事の処理に不服がある場合は、かかる人事の処理を知り得た日から 30 日以内にもとの処理機関に再議を申立てることができる。再議の結果に不服がある場合は、再議の決定を受取った日から 15 日以内に、規定に従い同級公務員主管部門又は当該人事処理機関の 1 級上級の機関に不服申立を行うことができる。再議を経ずに、かかる人事処理を知り得た日から 30 日以内に直接不服申立を行うこともできる。

- (1) 処分
- (2) 辞職又は採用の取消
- (3) 降職
- (4) 定期試験による職務不適合の決定
- (5) 免職
- (6) 辞職、繰上退職の申請が承認されない場合。
- (7) 規定に従わずに賃金、福利、保険待遇を確定、又は控除すること。
- (8) 法律、法規に不服申立が許可されているその他の場合。

省級以下の機関が出した不服申立の処理決定に不服がある場合は、処理決定を出した機関の 1 級上の機関に改めて不服申立を行うことができる。

行政機関の公務員が処分に対して不服があり、行政監察機関に不服申立を申出る場合は、「中華人民共和国行政監察法」の規定に従い処理する。

第 91 条

もとの処理機関は、再議申請書を受取ってから 30 日以内に再議決定を出さなければならぬ。公務員の不服申立を受理した機関は、受理した日から 60 日以内に処理決定を出さなければならない。事件の内容が複雑な場合は、適切に延長することができるものとする。但し、不服申立の延長期間は 30 日を超えてはならない。

再議及び不服申立の期間中は、人事の処理の執行を停止しない。

第 92 条

公務員が不服申立を行った受理機関が、審査の結果、人事の処理に誤りがあると認定した場合は、もとの処理機関は速やかにこれを是正しなければならない。

第 93 条

公務員は、機関及びその指導者がその合法的な権益を侵害したと考える場合は、法に従い上級機関又は関連の専門機関に告訴することができる。告訴を受理した機関は、規定に従い速やかに処理しなければならない。

第 94 条

公務員は、不服申立、告訴する場合、事実を捏造し、他人を誣告し、陥れてはならない。

第 16 章 職位の招聘

第 95 条

機関は、業務の必要に応じて、省級以上の公務員主管部門の認可を経て、専門性の強い職位及び補助的職位について招聘制を実行することができる。

前項にいう職位が国家機密にかかる場合は、招聘制を実施しない。

第 96 条

機関の公務員の招聘は、公務員の試験採用の手続を参照し公開招聘することができ、又は条件に合致する者の中から招聘者を直接選出することもできる。

機関の公務員の招聘は、編制の枠内及び賃金経費の枠内で行わなければならない。

第 97 条

機関による公務員の招聘は、平等自主、協議一致の原則に従い、書面による招聘契約を締結し、機関と招聘を受ける公務員双方の権利、義務を確定しなければならない。招聘契約は、双方の合意を経て変更又は解除することができる。

招聘契約の締結、変更又は解除は、同級公務員主管部門に届出なければならない。

第 98 条

招聘契約は、契約期間、職位及びその職責の要求、賃金、福利、保険待遇、違約責任等の条項を設けなければならない。

招聘契約期間は 1 年から 5 年とする。招聘契約は、試用期間を約定することができ、試用期間は 1 か月から 6 か月までとする。

招聘制公務員は、国の規定に従い協議賃金制を実施するものとし、具体的な規則は、中央公務員主管部門が規定する。

第 99 条

機関は、本法及び招聘契約に基づき招聘する公務員について管理を行う。

第 100 条

国は、人事紛争の仲介制度を確立する。

人事紛争仲裁は、合法、公正、適時処理の原則に基づき、法に従い紛争の双方の合法的権益を保護しなければならない。

人事紛争仲裁委員会は、必要に応じて設立する。人事紛争仲裁委員会は、公務員主管部門の代表、招聘任用機関の代表、招聘制公務員の代表及び法律の専門家により構成する。

招聘制公務員と所在機関との間に招聘契約の履行に起因して紛争が生じた場合は、紛争の発生日から 60 日以内に人事紛争仲裁委員会に仲裁を申立てることができる。当事者は、仲裁の裁決に不服がある場合は、仲裁裁決書を受取った日から 15 日以内に人民法院に不服申立を行うことができる。仲裁の裁決が発効した後、一方当事者が履行しない場合は、他方当事者は人民法院に執行を申立てることができる。

第 17 章 法律責任

第 101 条

次の各号に掲げる本法の規定に違反する事由がある場合は、県級以上の指導機関又は公務員主管部門が管理権限に従い、それぞれの情況に応じて、個別に是正を命じ又は無効を宣言する。責任を負う指導者及び直接の責任者に対しては、情状が重い場合は、批判教育又は処分を与える。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

- (1) 編制枠、職位の定数又は就任資格条件に従わずに、公務員採用、外部異動、内部異動、招聘及び昇進させた場合。
- (2) 規定の条件に従わずに公務員に対して賞罰、回避及び退職手続を行った場合。
- (3) 規定の手続に従わずに公務員採用、外部異動、内部異動、招聘、昇進、競争昇任、公開選抜及び考查、賞罰を行った場合。
- (4) 国の規定に違反し、公務員賃金、福利、保険待遇の基準を変更した場合。
- (5) 採用、競争昇任、公開選抜において試験問題の漏洩、試験場の規律違反及びその他の公開、公正に重大な影響を及ぼした場合。
- (6) 規定に従い公務員の不服申立、告訴を受理しなかった場合
- (7) 本法の規定に違反するその他の場合。

第 102 条

公務員が公職を辞職し又は退職した場合、当該者が指導者の公務員であった場合は離職して 3 年以内、その他の公務員については離職して 2 年以内は、もとの業務と直接関係す

る企業又はその他の営利性組織に勤めてはならず、もとの業務と直接関係する営利性活動に従事してはならない。

公務員が公職を辞職し又は退職した後に前項の規定に違反する行為があった場合は、そのもとの所在機関の同級公務員主管部門が期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、県級以上の工商行政管理部門が当該人員の従事期間の違法所得を没収し、受入れ単位に当該人員を整理して退職させるよう命じ、かつ情状の輕重に応じて、受入れ単位に対して処罰を受けた人員の違法所得と同額以上5倍以下の過料に処する。

第 103 条

機関の錯誤による具体的な人事の処理が公務員の名誉に損害を与えた場合は、謝罪、名誉回復、影響の除去を行わなければならない。経済的損失をもたらした場合は、法に従い賠償しなければならない。

第 104 条

公務員主管部門の業務人員が本法の規定に違反した場合は、職権濫用、職務怠慢、私利による不法行為があり、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らない場合は、処分を与える。

第 18 章 附則

第 105 条

本法にいう指導者とは、機関の指導人員を指し、機関内部に設置された機構の指導的職務を担当する人員を含まない。

第 106 条

法律、法規により授権する公共事務管理職能を備えた事業単位の中で、雑用人員以外の労働者については、認可を経て本法を参照して管理を行う。

第 107 条

本法は、2006年1月1日より施行する。全国人民代表大会常務委員会が1957年10月23日に承認し、国务院が1957年10月26日に公布した「国务院による国家行政機関工作人員の賞罰に関する暫定規則」、1993年8月14日に国务院が公布した「国家公務員暫定条例」は、同時に廃止する。

会社法

[中华人民共和国公司法]

(全国人民代表大会常務委員會1993年12月29日制定、同日公布、1994年7月1日施行。全国人民代表大会常務委員會1999年12月25日第一次改正、同日公布、同日施行。全国人民代表大会常務委員會2004年8月28日第二次改正、同日公布、同日施行。全国人民代表大会常務委員會2005年10月27日改正、同日公布、2006年1月1日施行)

目 次

第1章 総則（第1条～第22条）

第2章 有限責任会社の設立及び組織機構

 第1節 設立（第23条～第36条）

 第2節 組織機構（第37条～第57条）

 第3節 一人有限責任会社に関する特別規定（第58条～第64条）

 第4節 国有独資会社に関する特別規定（第65条～第71条）

第3章 有限責任会社の持分譲渡（第72条～第76条）

第4章 株式会社の設立及び組織機構

 第1節 設立（第77条～第98条）

 第2節 株主総会（第99条～第108条）

 第3節 董事会、総経理（第109条～第117条）

 第4節 監事會（第118条～第120条）

 第5節 上場会社組織機構に関する特別規定（第121条～第125条）

第5章 株式会社の株式発行及び譲渡

 第1節 株式の発行（第126条～第137条）

 第2節 株式の譲渡（第138条～第146条）

第6章 会社の董事、監事及び高級管理職の資格及び義務（第147条～第153条）

第7章 社債（第154条～第163条）

第8章 会社の財務、会計（第164条～第172条）

第9章 会社の合併、分割、増資、減資（第173条～第180条）

第10章 会社の解散及び清算（第181条～第191条）

第11章 外国会社の支店等（第192条～第198条）

第12章 法律責任（第199条～第216条）

第13章 附則（第217条～第219条）

第1章 総則

第1条（目的）

会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主（原文は「股東」）^{※5}及び債権者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する。

第2条（定義）

本法において会社とは、本法により中国国内に設立される有限責任会社及び株式会社を指す。

第3条（法人性、有限責任）

会社は企業法人であり、独立の法人財産を有し、法人財産権を有する。会社はそのすべての財産をもって会社の債務について責任を負う。

有限責任会社の株主は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う。
株式会社の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。

第4条（株主の権利）

会社の株主は、法に従い資産の受益、重要な意思決定への参加及び管理者の選出等の権利を享有する。

第5条（経営活動の原則）

会社が経営活動を行うにあたっては、法律と行政法規を遵守し、社会公徳と商業道徳を遵守し、誠実に信用を守り、政府及び社会公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

会社の適法な権益は、法律の保護を受け、侵害されない。

第6条（設立の登記）

会社を設立する場合は、法に従い会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。本法に定める設立条件に合致する場合は、会社登記機関はそれぞれ有限責任会社又は株式会社として登記する。本法に定める設立条件に合致しない場合は、有限責任会社又は株式会社として登記してはならない。

法律、行政法規において会社設立について認可を求めなければならないと定めている場合は、会社の登記の前に法に従い認可手続を行わなければならない。

公衆は、会社登記機関に対し会社登記事項について閲覧を申請することができ、会社登記機関は、閲覧サービスを提供しなければならない。

⁵ 訳注：原文では有限責任会社及び株式会社の場合を通じて「股東」としているので訳語も「株主」に統一した。

第7条（営業許可証）

本法に従い設立された会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発行する。会社営業許可証の発行日を会社の成立日とする。

会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、実際に払い込まれた資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

会社営業許可証に記載されている事項に変更が生じた場合には、会社は法に従い変更登記手続を行い、会社登記機関が営業許可証を交換発行するものとする。

第8条（商号）

本法により設立された有限責任会社は、会社の名称に有限責任会社又は有限会社の文字を明示しなければならない。

本法により設立された株式会社は、会社の名称に株式有限会社又は株式会社の文字を明示しなければならない。

第9条（会社形態の変更）

有限責任会社を株式会社に変更する場合は、本法に定める株式会社の条件を満たさなければならない。株式会社を有限責任会社に変更する場合は、本法に定める有限責任会社の条件を満たさなければならない。

有限責任会社を株式会社に変更する場合、又は株式会社を有限責任会社に変更する場合は、会社の変更前の債権及び債務は変更後の会社が承継する。

第10条（住所）

会社は、その主たる事務機構の所在地を住所とする。

第11条（定款）

会社を設立する場合は、本法に従い会社定款を制定しなければならない。会社定款は、会社、株主、董事、監事、高級管理職に対して拘束力を有する。

第12条（経営範囲）

会社の経営範囲は会社定款に定め、かつ法により登記する。会社は会社定款を修正して、経営範囲を変更することができるが、変更登記を行わなければならない。

会社の経営範囲のうち、法律、行政法規が認可を受けるべきであると定める項目については、法により認可を得なければならない。

第13条（法定代表者）

会社の法定代表者は、会社定款の規定に従い、董事長、執行董事又は総經理^{※6}が就任し、かつ法に従い登記する。会社の法定代表者を変更する場合は、変更登記手続を行わなければならない。

第14条（支店及び子会社）

会社は支店を設立することができる。支店を設立する場合は、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支店は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。

会社は子会社を設立することができ、子会社は法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。

第15条（投資）

会社は、その他の企業に対し投資することができるが、法律に別段の規定がある場合を除き、投資先企業の債務につき連帶責任を負う出資者となってはならない。

第16条（投資又は担保提供についての決議）

会社がその他の企業に投資し、又は他人のために担保を提供する場合は、会社定款の規定に従い、董事会、株主会又は株主総会が決議する。会社定款が投資又は担保の総額及び個別の投資又は担保の金額について限度額を定めている場合は、その所定の限度額を超えてはならない。

会社が会社の株主又は実質支配者のために担保を提供する場合は、株主会又は株主総会の決議を経なければならない。

前項に定める株主又は前項に定める実質支配者の支配を受ける株主は、前項に定める事項に関する議決に参加してはならない。かかる議決は会議に出席する他の株主の保有する議決権の過半数によって採択する。

第17条（従業員に対する義務）

会社は、従業員の適法な権益を保護し、法に従い従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現させなければならない。

会社は、多様な形式を用いて、会社従業員の職業教育及び職務訓練を強化し、従業員の資質を向上させなければならない。

第18条（労働組合）

会社の従業員は、「中華人民共和国労働組合法」に従い労働組合を結成し、労働組合活動を行い、従業員の適法な権益を維持保護する。会社は、自社の労働組合に必要な活動条件

⁶ 訳注：原文は「經理」とあるが翻訳では総經理に統一した。

を提供しなければならない。会社の労働組合は、従業員を代表して、従業員の労働報酬、労働時間、福利、保険及び労働安全衛生等の事項について法により会社と集団契約を締結する。

会社は、憲法及び関連する法律の規定に基づき、従業員代表大会又はその他の形式を通じて、民主的な管理を実行する。

会社が再編及び経営に関する重大問題を検討して決定する場合、又は重要な規則制度を制定する場合は、会社の労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。

第19条（共産党の活動）

中国共産党規約の規定に基づき、会社内に中国共産党の組織を設立し、党の活動を行うものとする。会社は党组织の活動のために必要な条件を提供しなければならない。

第 20 条（株主の権利濫用の禁止）

会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法に従って株主の権利行使しなければならず、株主の権利を濫用して会社又はその他の株主の利益を損なってはならず、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して会社の債権者の利益を損なってはならない。

会社の株主が株主の権利を濫用して会社又はその他の株主に損害をもたらした場合は、法に従い賠償責任を負わなければならない。

会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。

第 21 条（支配株主等の地位濫用の禁止）

会社の支配株主、実質支配者、董事、監事、高級管理職はその関連関係の地位を利用して会社の利益を損なってはならない。

前項の規定に違反し、会社に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならぬ。

第 22 条（決議等の法律違反）

会社の株主会、株主総会又は董事会が決議した内容が法律又は行政法規に違反する場合は、これを無効とする。

株主会、株主総会又は董事会の会議招集手続又は議決方式が法律、行政法規又は会社定款に違反する場合、又は決議の内容が会社定款に違反する場合は、株主は決議が出された日から 60 日以内に人民法院に取消を請求することができる。

株主が前項の規定に従い訴訟を提起した場合は、人民法院は会社の請求に応じて株主に相当の担保を提供するよう要求することができる。

会社が株主会、株主総会又は董事会の決議に基づきすでに変更登記を行った場合は、人民法院がかかる決議の無効を宣告し、又はかかる決議を取消した後に、会社は会社登記機関に対し変更登記の取消を申請しなければならない。

第2章 有限責任会社の設立及び組織機構

第1節 設立

第23条（設立条件）

有限責任会社を設立する場合、下記の条件に合致しなければならない。

- (1) 株主が法定の員数を満たしていること
- (2) 株主の出資額が法定資本の最低限度額に達していること
- (3) 株主が共同で会社定款を制定していること
- (4) 会社の名称があり、有限責任会社の要求を満たす組織機構が確立されていること
- (5) 会社の住所を有すること

第24条（株主総数）

有限責任会社は、50以下の株主が出資して設立する。

第25条（定款必須記載事項）

有限責任会社の定款には下記の事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称及び住所
- (2) 会社の経営範囲
- (3) 会社の登録資本金
- (4) 株主の氏名又は名称
- (5) 株主の出資方式、出資額及び出資日
- (6) 会社の機構及びその設置方法、権限、議事規則
- (7) 会社の法定代表者
- (8) 株主会会議が記載する必要があると認めるその他の事項

株主は会社定款に署名、捺印しなければならない。

第26条（登録資本金最低限度額）

有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登記した全株主の引き受けた出資額とする。会社の全株主の初回出資額は、登録資本の20パーセントを下回ってはならず、また法に定める登録資本最低限度額を下回ってはならないものとし、その残りの部分は株主が会社成立日から2年以内に全額払い込まなければならない。投資会社は5年以内に全額を払

い込めばよい。

有限責任会社の登録資本の最低限度額は、3万人民元とする。法律、行政法規に有限責任会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。

第27条（出資）

株主は、金銭をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権等の金銭によって評価することができかつ法律に従い譲渡することのできる金銭以外の財産（原文は「非貨幣財産」）を価値評価して出資することもできる。但し、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産についてはこの限りでない。

出資される金銭以外の財産については価値評価を行い、財産を事実に基づいて審査しなければならず、高く或いは低く価値評価してはならない。法律、行政法規が価値評価について規定している場合は、その規定に従う。

全株主の金銭出資金額は有限責任会社の登録資本の100分の30を下回ってはならない。

第28条（出資払込義務）

株主は、期日どおりに会社定款に定める各自が払込を引き受けた出資額を全額払い込まなければならない。株主は、金銭をもって出資するときは、有限責任会社が銀行に開設する口座に金銭による出資の全額を払い込まなければならない。金銭以外の財産をもって出資するときは、法によりその財産権の移転手続を行わなければならない。

株主は、出資を前項の定めどおりに払い込まないときは、会社に対して出資の全額を払い込まなければならぬほか、さらにすでに期日どおりに出資の全額を払い込んだ株主に対して違約責任を負わなければならない。

第29条（出資検査）

株主は、出資を払い込んだ後、法により設立された出資検査機構による出資検査を受け、かつ出資検査証明書の交付を受けなければならない。

第30条（設立登記等）

株主の初回の出資について法により設立された出資検査機構による出資検査が済んだ後、全株主の指定する代表者又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に会社登記申請書、会社定款、出資検査証明書等の書類を提出し、設立登記を申請する。

第31条（現物出資の差額補填）

有限責任会社の成立後、会社設立の出資とする金銭以外の財産の実際の価額が会社定款に定める価額より著しく低いことが判明した場合、当該出資を行った株主が、その差額を

補充するものとし、会社設立時のその他の株主はこれについて連帶責任を負う。

第32条（出資証明書の発行）

有限責任会社は、成立後、株主に出資証明書を発給しなければならない。

出資証明書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)会社の名称
- (2)会社の成立日
- (3)会社の登録資本金
- (4)株主の氏名又は名称、払い込んだ出資額と出資日
- (5)出資証明書の番号と発給日

出資証明書には会社が捺印する。

第33条（株主名簿）

有限責任会社は、株主名簿を備え付け、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)株主の氏名又は名称及び住所
- (2)株主の出資額
- (3)出資証明書の番号

株主名簿に記載された株主は、株主名簿に従い株主の権利の行使を主張することができる。

会社は、株主の氏名又は名称及びその出資額を会社登記機関に登記しなければならない。登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合は、第三者に対抗することはできない。

第34条（定款等の閲覧権）

株主は、会社定款、株主会会議の議事録、董事会会議の決議、監事會会議の決議及び財務会計報告を閲覧及び複製する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。株主が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合は、会社に書面による請求を提出し、その目的を説明しなければならない。会社は、合理的な根拠に基づき株主による会計帳簿の閲覧が不当な目的によるものであり、これにより会社の適法な利益が損なわれるおそれがあると認める場合には、閲覧を拒否することができ、かつ株主が書面の請求を提出した日から 15 日以内に書面により株主に回答し、かつその理由を説明しなければならない。会社が閲覧請求を拒否した場合は、株主は会社に閲覧を認めさせるよう人民法院に請求することができる。

第35条（利益配当及び出資引受権）

株主は、実際に払い込んだ出資の比率に基づき配当金を受け取る。会社が新たに増資す

る場合、株主は、実際に払い込んだ出資の比率に従って優先的に出資の払込を引き受ける権利を有する。但し、全株主が出資比率によって配当金を受け取らないこと又は出資比率によって優先的に出資を引き受けないことを約定している場合はこの限りでない。

第36条（出資払戻の禁止）

株主は、会社成立以後、出資の払戻を受けてはならない。

第2節 組織機構

第37条（株主会）

有限責任会社の株主会は全株主によって構成される。株主会は会社の権力機構であり、本法により権限を行使する。

第38条（株主会の権限）

株主会は、次に掲げる権限を行使する。

- (1) 会社の経営方針及び投資計画を決定すること
- (2) 従業員代表を務めていない董事及び監事を選出及び更迭し、董事及び監事の報酬に関する事項を決定すること
- (3) 董事会の報告を審議し承認すること
- (4) 監事會又は監事の報告を審議し承認すること
- (5) 会社の年度財務予算案及び決算案を審議し承認すること
- (6) 会社の利益配当案又は欠損補填案を審議し承認すること
- (7) 会社の登録資本金の増加又は減少について決議を行うこと
- (8) 社債発行について決議を行うこと
- (9) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態の変更について決議を行うこと
- (10) 会社定款を修正すること
- (11) 会社定款に定めるその他の権限

前項の事項について株主が書面により全員一致で同意した場合は、株主会会議を招集せず、直接決定することができ、かつ全株主が決定文書に署名、捺印する。

第39条（第1回株主会の招集）

株主会の第1回会議は、最も多く出資した株主が招集及び主宰し、本法の定めにより権限を行使する。

第40条（株主会会議の招集権者）

株主会の会議は、定時会議と臨時会議とに分ける。

定時会議は、会社定款の定めにより期日どおりに招集しなければならない。10分の1以

上の議決権を有する株主、3分の1以上の董事、又は監事会もしくは監事会を設けない会社の監事が臨時会議の開催を提案した場合は、臨時会議を開催しなければならない。

第41条（株主会会議の招集及び主宰）

有限責任会社が董事会を設置している場合、株主会の会議は董事会が招集し、董事長が主宰するものとし、董事長が職務を履行できないとき、又は職務を履行しないときは、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できないとき、又は職務を履行しないときは、半数以上の董事が共同で推薦する1名の董事が主宰するものとする。

有限責任会社が董事会を設置していない場合、株主会の会議は執行董事が招集及び主宰するものとする。

董事会又は執行董事が株主会会議招集の職責を履行できないとき、又は履行しないときは、監事會又は監事會を設けない会社の監事が招集及び主宰する。監事會又は監事が招集及び主宰しないときは、10分の1以上の議決権を有する株主が自ら招集し、主宰することができる。

第42条（株主会会議の通知等）

株主会の会議を招集するときは、会議の15日前までに全株主に通知しなければならない。但し、会社定款に別途規定がある場合、又は全株主が別途約定する場合はこの限りでない。

株主会は、議事の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した株主は議事録に署名しなければならない。

第43条（議決権）

株主会会議においては、株主が出資比率に基づいて議決権を行使する。但し、会社定款に別途規定する場合はこの限りでない。

第44条（議事方式等）

株主会会議の議事方式と議決手続は、本法に定めがある場合を除いては、会社定款の定めによる。

株主会会議が会社定款の修正、会社の登録資本金の増加又は減少、並びに会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更について決議する場合は、3分の2以上の議決権を有する株主によって採択されなければならない。

第45条（董事会）

有限責任会社は董事会を設置し、その構成員は3名から13名とする。但し、本法第51条に別途規定する場合を除く。

2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社は、その董事会の構成員に会社の従業員代表をいれなければならない。その他の有限責任会社は、董事会の構成員に会社の従業員代表をいれることができる。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。

董事会には董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は会社定款により定める。

第46条（董事の任期）

董事の任期は会社定款の定めによるが、任期は1期3年を超えることはできない。董事の任期が満了し、連続して選出された場合は再任することができる。

董事の任期満了時にすみやかに改選しない場合、又は董事の在任期間中の辞任により董事会構成員が法定人数を下回った場合は、改選により選ばれた董事が就任するまでは、もとの董事はなおも法律、行政法規及び会社定款の規定に従い、董事の職務を履行しなければならない。

第47条（董事会の権限）

- 董事会は、株主会に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。
- (1) 株主会会議を招集し、かつ株主会で業務報告を行う。
 - (2) 株主会の決議を実行する。
 - (3) 会社の経営計画及び投資案を決定する。
 - (4) 会社の年度財務予算案及び決算案を作成する。
 - (5) 会社の利益配当案と欠損補填案を作成する。
 - (6) 会社の登録資本金の増加又は減少案及び社債発行案を作成する。
 - (7) 会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更案を立案する。
 - (8) 会社の内部管理機構の設置を決定する。
 - (9) 総経理の招聘又は解任及びその報酬事項を決定し、かつ総経理の指名に基づき会社の副総経理、財務責任者の招聘又は解任及びその報酬事項を決定する。
 - (10) 会社の基本的管理制度を定める。
 - (11) 会社定款に定めるその他の権限

第48条（董事会の招集）

董事会会議は董事長が招集及び主宰するが、董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、副董事長が招集及び主宰する。副董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の董事が共同で推薦する1名の董事が招集し、主宰する。

第49条（議事方式等）

董事会の議事方式と議決手続は、本法に定めのある場合を除き、会社定款の定めによる。

董事会は、議事の決定について議事録を作成し、会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。

董事会決議の議決は、1人1票により行う。

第50条（総経理の権限）

有限責任会社には、総経理を置くことができ、董事会が任命又は解任を決定する。総経理は、董事会に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。

- (1)会社の生産経営管理を主管し、董事会決議を実施する。
- (2)会社の年度経営計画と投資案を実施する。
- (3)会社の内部管理機構の設置案を立案する。
- (4)会社の基本的管理制度を立案する。
- (5)会社の具体的規則を定める。
- (6)会社の副総経理、財務責任者の任命又は解任を提案する。
- (7)董事会が任命又は解任を決定すべき者以外の管理責任者の任命又は解任を決定する。
- (8)董事会により与えられたその他の権限

会社定款に総経理の権限について別途規定がある場合はその規定に従う。

総経理は、董事会会議に列席する。

第51条（執行董事）

株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限責任会社は、執行董事を1名置き、董事会を設置しないことができる。執行董事は、会社の総経理を兼任することができる。

執行董事の権限は、会社定款により定める。

第52条（監事會）

有限責任会社は、監事會を設置するものとし、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限責任会社は、1名乃至2名の監事を置き、監事會を設置しないことができる。

監事會は、株主代表と適当な比率の会社従業員代表を含まなければならず、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならないものとし、具体的な比率は会社定款に定める。監事會の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。

監事会は主席 1 名を置き、全監事の過半数の選挙により選出する。監事會主席は監事會會議を招集し、主宰する。監事會主席が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する 1 名の監事が監事會會議を招集し、主宰する。董事及び高級管理職は、監事を兼任してはならない。

第53条（監事の任期）

監事の任期は 1 期 3 年とする。監事は、任期が満了し、連続して選出された場合は再任することができる。

監事の任期満了時にすみやかに改選しない場合、又は監事の在任期間中の辞任により監事會構成員が法定人数を下回った場合は、改選により選ばれた監事が就任するまでは、もとの監事はなおも法律、行政法規及び会社定款の規定に従い、監事の職務を履行しなければならない。

第54条（監事會、監事の権限）

監事會又は監事會を設けない会社の監事は、次に掲げる権限を行使する。

- (1)会社の財務の検査
- (2)董事、高級管理職の会社職務執行に対する監督、並びに法律、行政法規、会社定款又は株主会の決議に違反する董事、高級管理職に関する罷免の提案
- (3)董事及び高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合における、董事と高級管理職に対する是正の要求
- (4)臨時株主会議招集の提案、董事會が本法に定める株主会議の招集及び主宰の職責を履行しない場合の株主会議の招集及び主宰
- (5)株主会に対する意見の提出
- (6)本法第152条の規定に基づく、董事、高級管理職に対する訴訟の提起
- (7)会社定款に定めるその他の権限

第 55 条（監事の董事會列席権等）

監事は、董事會會議に列席し、董事會の決議事項に対し質問又は意見を提出することができる。

監事會及び監事會を設けない会社の監事は、会社の経営状況に異常を見つけた場合には、調査を行うことができる。必要な場合は、会計士事務所等を招聘してその作業の協力を仰ぐことができ、費用は会社が負担する。

第 56 条（監事會の招集等）

監事會會議は毎年少なくとも 1 回は招集するものとし、監事は臨時監事會會議の招集を提案することができる。

監事会の議事方式及び議決手続は、本法に定めがある場合を除き、会社定款の定めによる。

監事会決議は、半数以上の監事により採択されなければならない。

監事会は、議事の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した監事は、議事録に署名しなければならない。

第 57 条（監事費用）

監事会及び監事会を設けない会社の監事がその権限を行使するために必要とする費用は、会社が負担する。

第 3 節 一人有限責任会社に関する特別規定

第 58 条（適用及び定義）

一人有限責任会社の設立及び組織機構については、本節の規定を適用する。本節に規定がない場合は、本章第 1 節、第 2 節の規定を適用する。

本法において一人有限責任会社とは、株主が 1 人の自然人又は 1 社の法人のみである有限責任会社をいう。

第 59 条（登録資本最低限度額等）

一人有限責任会社の登録資本最低限度額は 10 万人民元とする。株主は、会社定款に定める出資額を一括で払い込まなければならない。

1 人の自然人は、一人有限責任会社を 1 社のみ投資設立することができる。当該一人有限責任会社は、新たに一人有限責任会社を投資設立することはできない。

第 60 条（一人有限責任会社の明記）

一人有限責任会社は、会社登記において自然人の独資か又は法人の独資かを明記し、かつ会社営業許可証にも明記しなければならない。

第 61 条（定款）

一人有限責任会社の定款は、株主が制定する。

第 62 条（株主会の不設置）

一人有限責任会社は、株主会を設けない。株主が本法第 38 条第 1 項に掲げる決定を行うときは、書面の形式によらなければならず、かつ株主が署名した後、会社に備えなければならない。

第 63 条（財務会計報告）

一人有限責任会社は、各会計年度が終了する時点で財務会計報告書を作成し、かつ会計士事務所の監査を受けなければならない。

第 64 条（株主の連帶責任）

一人有限責任会社の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合は、会社の債務について連帶して責任を負わなければならない。

第 4 節 国有独資会社に関する特別規定

第 65 条（適用及び定義）

国有独資会社の設立及び組織機構については、本節の規定を適用する。本節に規定がない場合は、本章第 1 節、第 2 節の規定を適用する。

本法において国有独資会社とは、国が単独で出資する、又は国务院もしくは地方政府が授權した同級の人民政府の国有資産監督管理機構が出資者としての職責を履行する有限公司をいう。

第 66 条（定款）

国有独資会社の定款は、国有資産監督管理機構が定めるか、又は董事会が立案して、国有資産監督管理機構の認可を得る。

第 67 条（株主会の不設置）

国有独資会社は株主会を設けず、国有資産監督管理機構が株主会の権限を行使する。国有資産監督管理機構は会社の董事会に授權して株主会の権限の一部を行使させ、会社の重大事項を決定させるものとする。但し、会社の合併、分割、解散、登録資本金の増加又は減少及び社債の発行については、国有資産監督管理機構が決定しなければならない。そのうち、重要な国有独資会社の合併、分割、解散、破産申請については、国有資産監督管理機構が審査した後、同級の人民政府に認可を求めなければならない。

前項にいう重要な国有独資会社は、国务院の規定に従い確定するものとする。

第 68 条（董事会）

国有独資会社は董事会を設け、本法第 47 条、第 67 条の定めにより権限を行使する。董事会の各期の任期は 3 年を超えてはならない。董事会の構成員には会社従業員の代表を含めなければならない。

董事会の構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣するが、董事会構成員の従業員代表は、会社従業員代表大会の選挙によって選出する。

董事会は董事長 1 名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機構が董事会の構成員の中から指名する。

第 69 条（総経理）

国有独資会社は総経理を置き、董事会が任命し、又は解任する。総経理は、本法第 50 条の定めにより権限を行使する。

国有資産監督管理機構の同意を経て、董事会構成員は、総経理を兼任することができる。

第 70 条（他組織における兼職の禁止）

国有独資会社の董事長、副董事長、董事、高級管理職は、国有資産監督管理機構の同意を得なければ、その他の有限責任会社、株式会社又はその他の経営組織において兼職してはならない。

第 71 条（监事会）

国有独資会社の监事会の構成員は、5 名を下回ってはならず、そのうち、従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならないものとし、具体的な比率は会社定款により定める。

监事会の構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣するが、监事会構成員の従業員代表は会社従業員代表大会の選挙によって選出する。监事会の主席は国有資産監督管理機構が监事会構成員の中から指名する。

监事会は、本法第 54 条第 1 項第(1)号から第(3)号に定める権限及び国務院の定めるその他の権限を行使する。

第 3 章 有限責任会社の持分譲渡

第 72 条（通常の持分譲渡）

有限責任会社の株主間においては、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。

株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。株主は、その持分譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めなければならず、その他の株主が書面通知の受領日から満 30 日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しなかつた場合は、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。

株主の同意を得た譲渡持分については、同等の条件において、その他の株主が優先買取権を有する。2 名以上の株主が優先買取権の行使を主張した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。

会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第 73 条（強制執行手続きによる持分譲渡）

人民法院が法律に定める強制執行手続に従い株主の持分を譲渡する場合は、会社及び全株主に通知しなければならず、その他の株主は同等の条件において優先買取権を有する。その他の株主が人民法院の通知日から満 20 日が経過しても優先買取権を行使しない場合は、優先買取権を放棄したものとみなす。

第 74 条（定款等の修正）

本法第 72 条、73 条に従い持分を譲渡した後、会社はもとの株主の出資証明書を取消し、新しい株主に出資証明書を発行し、かつ会社定款並びに株主名簿の株主及びその出資額に関する記載を修正しなければならない。会社定款のかかる修正は株主会の議決を経る必要はないものとする。

第 75 条（持分買取請求）

次の各号に掲げる状況のいずれかが生じた場合は、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は会社に適正な価格でその持分を買い取るよう請求することができる。

- (1)会社が 5 年連続で株主に対し利益分配を行わず、その連続 5 年間において会社に利益があり、かつ本法に定める利益分配条件を満たしている場合
- (2)会社を合併もしくは分割し、又は主要財産を譲渡する場合
- (3)会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生したにもかかわらず、株主会が定款修正の決議を採択し、会社を存続させた場合

株主会会議の決議が採択された日から 60 日以内に、株主と会社が持分買取協議について合意することができない場合は、株主は株主会会議の決議の採択日から 90 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第 76 条（相続）

自然人株主が死亡した場合、その適法な相続人は株主の資格を相続することができる。但し、会社定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第4章 株式会社の設立及び組織機構

第1節 設立

第77条（設立条件）

株式会社を設立する場合、次に掲げる条件に合致しなければならない。

- (1)発起人が法定の員数に合致すること
- (2)発起人が引受及び募集した資本が法定資本の最低限度額に達していること
- (3)株式の発行、設立準備事項が法律の定めに合致すること

- (4) 発起人が会社定款を作成しており、募集により設立する場合においては創立総会の決議を経ていること
- (5) 会社の名称があり、株式会社の要求に合致する組織機構が設置されていること
- (6) 会社の住所を有すること

第78条 (設立形態)

株式会社の設立は、発起設立又は募集設立の方式をとることができる。

発起設立とは、会社が発行すべき株式の全部を発起人が引き受けて会社を設立することをいう。

募集設立とは、会社が発行すべき株式の一部を発起人が引き受け、その他の部分を公開募集して又は特定の対象者に対し募集して会社を設立することをいう。

第79条 (発起人の員数)

株式会社を設立するときは、2名以上200名以下の発起人がいなければならず、そのうち半数以上の発起人が中国国内に住所を有していなければならない。

第80条 (発起人の責務)

株式会社の発起人は、会社の設立準備事務を引き受ける。

発起人は、発起人協議書を締結し、会社の設立過程における各自の権利及び義務を明確にしなければならない。

第81条 (登録資本金)

発起設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登記する全発起人が引き受けた資本総額とする。会社の全発起人の初回出資額は登録資本の20パーセントを下回ってはならず、その残りの部分は発起人が会社成立日より2年以内に全額払い込む。このうち、投資会社は5年以内に全額を払い込めばよい。全額を払い込むまで、第三者に対して株式を募集してはならない。

募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登記する実際に払い込まれた資本総額とする。

株式会社の登録資本の最低限度額は500万人民元とする。法律、行政法規に株式会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。

第82条 (定款の必須記載事項)

株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称及び住所
- (2) 会社の経営範囲

- (3)会社の設立方式
- (4)会社の株式総数、1株の金額及び登録資本金
- (5)発起人の氏名又は名称、引き受ける株式数、出資方式及び出資日
- (6)董事会の構成、権限及び議事規則
- (7)会社の法定代表者
- (8)監事會の構成、権限及び議事規則
- (9)会社の利益配当方法
- (10)会社の解散事由及び清算方法
- (11)会社の通知及び公告方法
- (12)株主総会が記載する必要があると認めるその他の事項

第83条（出資方法）

発起人の出資方式については、本法第27条の規定を適用する。

第84条（発起設立）

発起設立の方式により株式会社を設立する場合、発起人は会社定款に定められている自己の引受株式を書面により全額引き受けなければならない。一括納付する場合は、遅滞なく出資額を全額払い込まなければならない。分割納付する場合は、遅滞なく初回出資額を払い込まなければならない。金銭以外の財産をもって出資するときは、法によりその財産の移転手続を行わなければならない。

発起人が前項の規定に従い出資を払い込まない場合は、発起人協議に従い違約責任を負わなければならない。

発起人が初回出資を払い込んだ後、董事会及び監事會を選出しなければならず、董事会が会社登記機関に会社定款、法により設立された出資検査機構の発行した出資検査証明書及び法律、行政法規に定めるその他の文書を提出し、設立登記を申請するものとする。

第85条（募集設立）

募集設立の方式により株式会社を設立する場合、発起人の引き受ける株式は会社の株式総数の35パーセントを下回ってはならない。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第86条（株式引受書）

発起人は、株式の公開募集をするに当たって、目論見書を公告し、かつ株式引受書を作成しなければならない。株式引受書には第87条に掲げる事項を記載しなければならず、株式引受人がその引き受ける株式数、金額、住所を記入し、かつ署名捺印する。株式引受人は、引き受けた株式数により株式払込金を払い込む。

第87条（目論見書の記載事項）

目論見書は、発起人が作成した会社定款を添付し、かつ次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 発起人が引き受ける株式数
- (2) 各株式の券面額と発行価額
- (3) 無記名株券の発行総数
- (4) 募集資金の用途
- (5) 株式引受人の権利及び義務
- (6) 当該株式募集の開始及び終了の時期、並びに期間内に全部の引受が完了しない場合には株式引受人はすでに引き受けた株式の取消ができるとの説明

第88条（株式公募の委託）

発起人が株式を公開募集するときは、法により設立された証券会社による元引受としなければならず、元引受契約を締結する。

第89条（払込取扱銀行）

発起人が株式を公開募集するときは、銀行と株金払込取扱契約を締結しなければならない。

株金払込取扱銀行は、契約に従って株金の払込取扱及び保管を行い、株金を払い込んだ株式引受人に払込証明書を交付しなければならず、かつ関連部門に払込証明を提出する義務を負う。

第90条（創立総会）

発行株式の払込金が全額払い込まれた後、法により設立された出資検査機構による出資検査を受け、かつ出資検査証明書の交付を受けなければならない。発起人は、株式払込金が全額払い込まれた日から 30 日以内に会社の創立総会を招集及び主宰しなければならない。創立総会は発起人、株式引受人によって構成される。

発行株式が目論見書に定める締切期限を超えても全部が引き受けられない場合、又は発行株式の株式払込金が全額払い込まれた後、発起人が 30 日以内に創立総会を招集しない場合、株式引受人は、払い込んだ株式払込金に同一期間の銀行預金利息を加えて、発起人に返還を要求することができる。

第91条（創立総会の通知、権限等）

発起人は、創立総会を招集する 15 日前までに会議日程を各株式引受人に通知し、又は公告しなければならない。創立総会は、株式総数の過半数を代表する発起人、株式引受人の

出席により開催することができる。

創立総会は、次に掲げる権限を行使する。

- (1)発起人の会社設立準備状況に関する報告を審議する。
- (2)会社定款を採択する。
- (3)董事会構成員を選出する。
- (4)監事會構成員を選出する。
- (5)会社設立経費を審査する。
- (6)発起人が株式払込金に充当した財産の評価額を審査する。
- (7)不可抗力又は経営条件に重大な変化が発生して会社の設立に直接影響が生じる場合、会社を設立しない旨の決議をすることができる。

創立総会が前項に掲げる決議をするときは、会議に出席した株式引受人の保有する議決権の過半数によって採択しなければならない。

第92条（払い戻しの禁止）

発起人、株式引受人が株式払込金を払い込み、又は株式払込金に充当する出資を行った後は、期間内に全部の株式の引受けが完了しなかった場合、発起人が期限どおりに創立総会を招集しない場合又は創立総会が会社を設立しない旨の決議を採択した場合を除き、その資本を払い戻してはならない。

第93条（設立登記における提出文書）

董事会は、創立総会終了後 30 日以内に、会社登記機関に次に掲げる文書を提出し、設立登記を申請しなければならない。

- (1)会社登記申請書
- (2)創立総会の議事録
- (3)会社定款
- (4)出資検査証明書
- (5)法定代表者、董事、監事の就任文書及びその身分証明
- (6)発起人の法人資格証明又は自然人の身分証明
- (7)会社の住所証明

募集方式により設立する株式会社が株式を公開発行する場合は、さらに会社登記機関に対し国務院証券監督管理機構の審査確認（原文は「核準」）文書を提出しなければならない。

第 94 条（出資における発起人の連帶責任）

株式会社の成立後、発起人が会社定款の規定どおりにすべての出資を払い込まない場合は、これを補充納付しなければならず、その他の発起人は連帶責任を負わなければならぬ。

い。

株式会社の成立後、会社設立のために出資された金銭以外の財産の実際の価額が定款に定める価額を著しく下回ることが判明した場合、当該出資を払い込む発起人がその差額を補充しなければならず、その他の発起人は連帯責任を負う。

第95条（発起人の責任）

- 株式会社の発起人は、次に掲げる責任を負わなければならない。
- (1)会社が成立しなかった場合、設立行為により発生した債務及び費用について、連帯責任を負う。
 - (2)会社が成立しなかった場合、株式引受人がすでに払い込んだ株式払込金について、株式払込金に同一期間の銀行預金利息を加えて返還する連帯責任を負う。
 - (3)会社設立過程において発起人の過失により会社の利益に損害を与えた場合、会社に対して賠償責任を負わなければならない。

第96条（組織変更した会社の株式総額）

有限責任会社を株式会社に組織変更する場合、換算した実際に払い込まれた資本総額は会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任会社を株式会社に組織変更し、資本を増加するために株式を公開発行するときは、法に従い手続きを行わなければならない。

第97条（定款等の備え付け）

株式会社は、会社定款、株主名簿、社債原簿（原文は「公司債券存根」）、株主総会議事録、董事會議事録、監事會議事録及び財務会計報告書を本社に備え付けなければならない。

第98条（閲覧権）

株主は、会社定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、董事會議事録、監事會議事録及び財務会計報告書を閲覧し、会社の経営について提案又は質問を提出する権利を有する。

第2節 株主総会

第99条（株主総会）

株式会社の株主総会は全株主によって構成される。株主総会は会社の権力機関であり、本法により権限を行使する。

第100条（株主総会の権限）

本法第38条第1項の有限責任会社の株主会の権限に関する規定は、株式会社の株主総会に適用する。

第101条（定時総会、臨時総会）

株主総会は、毎年 1 回定時総会を招集しなければならない。次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、2 か月以内に臨時株主総会を招集しなければならない。

- (1) 董事の員数が本法に定める員数又は会社定款に定める員数の3分の2に満たなくなったとき
- (2) 会社の補填していない欠損金額が実際に払い込まれた資本総額の3分の1に達したとき
- (3) 単独又は合計で会社の株式の10パーセント以上を保有する株主が請求したとき
- (4) 董事会が必要であると認めるとき
- (5) 監事が招集を提案するとき
- (6) 会社定款に定めるその他の状況

第102条（株主総会の招集）

株主総会会議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の董事が共同で推薦する 1 名の董事が主宰する。

董事会が株主総会会議の招集の職責を履行できない場合、又は履行しない場合は、監事會はすみやかにこれを招集し、主宰しなければならない。監事會が招集、主宰しない場合、連続 90 日以上にわたり単独で、又は合計で会社の株式の 10 パーセント以上を保有する株主は自ら招集し、主宰することができる。

第 103 条（株主総会の招集通知等）

株主総会会議を開催するときは、会議の開催の時期、場所、審議事項を総会開催の 20 日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主総会の場合は、会議開催の 15 日前までに各株主に通知しなければならない。無記名株券を発行している場合、総会開催の 30 日前までに会議開催の時期、場所及び審議事項を公告しなければならない。

単独で、又は合計で会社の 3 パーセント以上の株式を保有する株主は、株主総会開催の 10 日前までに臨時の提案を提出し、かつ書面により董事会に提出することができる。董事会は、提案を受領してから 2 日以内にその他の株主に通知し、かつ当該臨時提案を株主総会の審議に回さなければならない。臨時提案の内容は、株主総会の権限範囲に該当し、かつ明確な議題及び具体的な決議事項がなければならない。

株主総会は、前 2 項の通知に明記していない事項について決議を行ってはならない。

無記名株券の保有者が株主総会会議に出席する場合、会議開催の 5 日前から株主総会閉会時まで株券を会社に預けなければならない。

第104条（議決権等）

株主は、株主総会に出席するとき、保有する1株につき1個の議決権を持つ。但し、会社が保有する自己株式には議決権はないものとする。

株主総会が決議を行うときは、総会に出席した株主が保有する議決権の過半数によって採択しなければならない。但し、株主総会が会社定款の修正、登録資本金の増加もしくは減少について決議を行うとき、並びに会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更について決議を行うときは、総会に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上で採択しなければならない。

第105条（重要事項の議決）

本法及び会社定款において、会社の重大な資産の譲渡もしくは譲受又は対外的な担保提供等の事項について株主総会の決議を経なければならないと定めている場合、董事会はすみやかに株主総会会議を招集し、株主総会に上記事項について議決させなければならない。

第106条（累積投票制）

株主総会が董事及び監事を選舉する場合、会社定款の規定又は株主総会の決議に基づき、累積投票制を実施することができる。

本法において累積投票制とは、会社の株主総会で董事又は監事を選舉する場合に、議決権のある株式1株につき、選出される董事又は監事の人数と同数の議決権があり、株主が保有する議決権を集中的に使用することができることを指す。

第107条（代理人による議決権の行使）

株主は、代理人に委任して株主総会会議に出席させることができ、代理人は、会社に株主の委任状を提出し、かつ授権範囲内で議決権を行使しなければならない。

第108条（議事録）

株主総会は、議事の決定について議事録を作成し、主宰者及び総会に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。議事録は、出席株主の署名簿及び代理出席の委任状とともに保存しなければならない。

第3節 董事会、総經理

第109条（董事会の構成及び権限）

株式会社は董事会を設け、その構成員は5名ないし19名とする。

董事会の構成員には、会社の従業員代表を入れることができる。董事会のうちの従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙

により選出する。

本法第46条の有限責任会社の董事の任期に関する規定は、株式会社の董事に適用する。

本法第47条の有限責任会社の董事会の権限に関する規定は、株式会社の董事会に適用する。

第110条（董事長及び副董事長）

董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長は、董事会で全董事の過半数によって選出される。

董事長は董事会会議を招集及び主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は董事長の職務を補佐し、董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、副董事長がその職務を代行する。副董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の董事が共同で推薦する1名の董事が職務を履行する。

第111条（董事会の招集）

董事会は、毎年度少なくとも2回は会議を招集し、毎回の会議は会議開催の10日前までに全董事及び監事に通知されなければならない。

10分の1以上の議決権を有する株主、3分の1以上の董事又は監事は、董事会臨時会議の開催を提案することができる。董事長は、提案を受けてから10日以内に董事会会議を招集し、主宰しなければならない。董事会の臨時会議招集については、董事会招集の通知方法及び通知期限を別途定めることができる。

第112条（定足数等）

董事会会議は過半数の董事の出席を得て開催しなければならない。董事会決議は、全董事の過半数により採択しなければならない。

董事会決議の議決は、1人1票により行う。

第113条（董事会への出席等）

董事会会議は、董事本人が出席しなければならない。董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の董事に委任して代理出席させることができるものとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。

董事会は、会議の議事の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。

董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会の決議が法律、行政法規又は会社定款、株主総会決議に違反し、会社に重大な損失を与えた場合、決議に参加した董事は、会社に対して賠償責任を負う。但し、議決に際して異議を表明し、かつ議

事録に記載されていることが証明されたときは、当該董事の責任は免除することができる。

第114条（総経理の権限）

株式会社は総経理を置き、董事会が任命又は解任する。

本法第50条の有限責任会社の総経理の権限に関する規定は、株式会社の総経理に適用する。

第115条（董事会構成員による総経理の兼任）

会社の董事会は、董事会の構成員による総経理の兼任を決定することができる。

第116条（董事等への貸付提供の禁止）

会社は、直接、又は子会社を通じて、董事、監事、高級管理職に貸付を提供してはならない。

第117条（報酬等の開示義務）

会社は、定期的に株主に対して董事、監事、高級管理職が会社から取得する報酬の状況を開示しなければならない。

第4節 監事会

第118条（監事會の構成）

株式会社は監事會を設け、その構成員は3名を下回ってはならない。

監事會は、株主代表及び適当な比率の会社の従業員代表を含まなければならず、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。具体的な比率は会社定款に定める。監事會の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。

監事會は主席1名を置き、副主席を置くことができる。監事會の主席及び副主席は、全監事の過半数の選挙により選出する。監事會主席は監事會會議を招集し、主宰する。監事會主席が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合、監事會副主席が監事會會議を招集し、主宰し、監事會副主席が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事會會議を招集し、主宰する。

董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。

本法第53条の有限責任会社の監事の任期に関する規定は、株式会社の監事に適用する。

第119条（監事會の権限）

本法第54条、第55条の有限責任会社の監事會の権限に関する規定は、株式会社の監事

会に適用する。

監事会の権限の行使に必要な費用は、会社が負担する。

第 120 条（監事會會議）

監事會は 6 か月ごとに少なくとも 1 回會議を開催する。監事は、臨時監事會會議の開催を提案することができる。

監事會の議事方式及び議決手続は、本法に定めがある場合を除き、会社定款に定める。

監事會決議は、半数以上の監事が採択しなければならない。

監事會は、議事の決定について議事録を作成しなければならず、會議に出席した監事は議事録に署名しなければならない。

第 5 節 上場会社組織機構に関する特別規定

第 121 条（上場会社の定義）

本法において上場会社とは、その株券を証券取引所において上場取引する株式会社を指す。

第 122 条（重大な資産の売買及び担保提供）

上場会社が上場後 1 年以内に売買した重大な資産又は担保の金額が会社の資産総額の 30 パーセントを超える場合には、株主総会の決議を要し、かつ會議に出席した株主の保有する議決権の 3 分の 2 以上により採択しなければならない。

第 123 条（独立董事）

上場会社は独立董事を置き、具体的規則は国務院が定める。

第 124 条（董事会秘書）

上場会社は董事会秘書を置き、会社の株主総会及び董事会會議の準備、文書保管及び会社株主資料の管理、並びに情報開示事務等を行わせる。

第 125 条（議決権行使の制限等）

上場会社の董事は、董事会會議の決議事項に関わる企業と関連関係を有する場合、当該決議事項について議決権を行使してはならず、またその他の董事の議決権の行使を代理することもできない。当該董事会會議は、過半数の関連関係のない董事が出席すれば開催することができ、董事会會議で行う決議は、関連関係のない董事の過半数により採択することを要する。董事会に出席した関連関係のない董事の人数が 3 人に満たない場合は、当該事項について上場会社の株主総会での審議を求めなければならない。

第5章 株式会社の株式発行及び譲渡

第1節 株式の発行

第126条 (株式及び株券)

株式会社の資本は株式に分け、1株当たりの金額は均一とする。

会社の株式は株券の形式をとる。株券は、株主の保有株式を証明するために会社が発行する証憑である。

第127条 (株式発行の原則)

株式の発行は、公平、公正の原則を実行し、同一種類の株式はいずれも同等の権利を有する。

同時に発行する同一種類の株券は、1株当たりの発行条件及び価額が均一でなければならない。いかなる単位又は個人が引き受けた株式も、1株につき払い込む価額が均一でなければならない。

第128条 (株式の発行価格)

株式の発行価額は、券面額によることも、券面額を超過することもできるが、券面額を下回ってはならない。

第129条 (株券の形式、記載事項)

株券は、紙面の形式又は国務院証券監督管理機構の定めるその他の形式を採用する。

株券には次に掲げる主な事項を記載しなければならない。

- (1)会社名称
- (2)会社の成立日
- (3)株券の種類、券面額及びその表章する株式数
- (4)株券の番号

株券は法定代表者が署名し、会社の印章を押す。

発起人の株券は、発起人株券である旨の文字を明記しなければならない。

第130条 (記名株券、無記名株券)

会社が発行する株券は、記名株券とすることも、無記名株券とすることもできる。

会社が発起人、法人に対して発行する株券は、記名株券でなければならず、かつ当該発起人、法人の名称又は氏名を記載しなければならず、他人の名義とし、又は代表者の氏名で記載してはならない。

第131条 (株主名簿の記載事項)

会社が記名株券を発行するときは、株主名簿を備え付け、次に掲げる事項を記載しなけ

ればならない。

- (1) 株主の氏名又は名称及び住所
- (2) 各株主が保有する株式数
- (3) 各株主が保有する株券の番号
- (4) 各株主が株式を取得した日付

無記名株券を発行するとき、会社はその株券の数量、番号及び発行日を記載しなければならない。

第132条（その他の株券）

國務院は、本法に定める以外の他の種類の株式を会社が発行することについて、別途定めることができる。

第133条（株券の交付時期）

株式会社は、成立後、直ちに株主に株券を正式に交付する。会社は、成立前に株主に株券を交付してはならない。

第134条（新株発行についての決議事項）

会社が新株を発行する場合、株主総会は次に掲げる事項について決議を行わなければならない。

- (1) 新株の種類及び額
- (2) 新株の発行価額
- (3) 新株発行の開始日及び終了日
- (4) 既存株主に割り当てる新株の種類及び額

第135条（新株発行の公告）

会社が國務院証券監督管理機構の審査確認を得て新株を公開発行するときは、新株の目論見書及び財務諸表を公告し、かつ株式引受書を作成しなければならない。

本法第88条及び第89条の規定は、会社の新株の公開発行に適用する。

第136条（新株発行価額）

会社が新株を発行するときは、会社の経営状況及び財務状況に基づき、その価額案を確定することができる。

第137条（新株の登記、公告）

会社は、新株を発行して株式払込金が全額払い込まれた後、会社登記機関で変更登記を行い、かつ公告しなければならない。

第2節 株式の譲渡

第138条 (株式の譲渡)

株主が保有する株式は法により譲渡することができる。

第139条 (株式の譲渡方法)

株主がその株式を譲渡するときは、法によって設立された証券取引所で行うか、又は国務院の定めるその他の方により行わなければならない。

第140条 (記名株券の譲渡)

記名株券は、株主が裏書方式又は法律、行政法規に定めるその他の方により譲渡する。譲渡後、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載する。

株主総会が開催される前の 20 日間又は会社が配当を決定する基準日の前の 5 日間は、前項に定める株主名簿の変更登録を行ってはならない。但し、法律において上場会社の株主名簿の変更登記について別途定められている場合は、その規定に従う。

第141条 (無記名株券の譲渡)

無記名株券の譲渡は、株主が当該株券を譲受人に交付した後、直ちに譲渡の効力が発生する。

第142条 (譲渡制限)

発起人の保有する当該会社の株式は、会社成立の日より 1 年間は譲渡してはならない。会社が株式を公開発行する前にすでに発行していた株式は、会社の株券の証券取引所における上場取引日から 1 年以内は譲渡してはならない。

会社の董事、監事、高級管理職は、その保有する自社の株式及びその変動状況を会社に申告しなければならず、在任期間に毎年譲渡する株式は、その保有する自社株式総数の 25 パーセントを超えてはならない。保有する自社株式は、会社の株式上場取引日から 1 年以内は譲渡してはならない。上記の者が離職してから半年以内は、その保有していた自社株式を譲渡してはならない。会社定款において、会社の董事、監事及び高級管理職がその保有する自社株式を譲渡することに対してその他の制限的規定をおくことができる。

第143条 (自己株式取得の禁止)

会社は自己株式を購入してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1)会社の登録資本を減少する場合
- (2)自社株式を保有するその他の会社と合併する場合

(3) 株式を褒賞として自社の従業員に給付するとき

(4) 株主が株主総会で行った会社合併又は分割の決議に異議を有し、会社にその株式の買取を求めるとき

会社は、前項第(1)号から第(3)号までの原因により自己株式を購入する場合、株主総会の決議を経なければならない。会社が前項の規定に従い自己株式を購入した場合で、第(1)号に該当するときは、購入から 10 日以内に消却しなければならない。第(2)号、第(4)号に該当するときは、6か月以内に譲渡又は消却しなければならない。

会社が第 1 項第(3)号の規定により購入する自己株式は、当該会社の発行済株式総額の 5 パーセントを超えてはならない。購入に用いる資金は、会社の税引き後利益から支出しなければならず、購入した株式は 1 年以内に従業員に譲渡しなければならない。

会社は、自己株式を質権の目的物として受け入れてはならない。

第144条（記名株券の盗難、紛失）

記名株券が盗難にあい、紛失し、又は滅失した場合、株主は、「中華人民共和国民事訴訟法」に規定する公示催告手続により、人民法院に当該株券の失効宣告を請求することができる。

人民法院が当該株券の失効を宣告した後、株主は、会社に株券の再発行を申請することができる。

第145条（上場株式の取引）

上場会社の株式は、関連法律、行政法規及び証券取引所取引規則により上場取引する。

第146条（財務報告の公開）

上場会社は、法律、行政法規の規定により、その財務状況、経営状況及び重大な訴訟について公開し、各会計年度内において半期毎に 1 回財務会計報告書を公表しなければならない。

第6章 会社の董事、監事、高級管理職の資格及び義務

第 147 条（欠格事由）

次に掲げる状況のいずれかに該当する者は、会社の董事、監事、高級管理職に就任することはできない。

(1) 民事行為能力の無い者又は民事行為能力を制限されている者

(2) 汚職、収賄、財産横領、財産流用又は社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰の判決を受け、執行期間満了後 5 年に満たない者、又は犯罪により政治的権利を剥奪され、執行期間満了後 5 年に満たない者

(3) 破産し清算を行った会社又は企業の董事又は工場長、総経理を務め、当該会社又は企業

の破産に個人として責任のある者で、その会社又は企業が破産し清算が完了した日より3年に満たない者

(4) 法律違反により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた会社又は企業の法定代表者を務め、かつ個人として責任のある者で、その会社又は企業が営業許可証を取り消された日から3年に満たない者

(5) 個人として負っている比較的大きな債務の期限が到来したにもかかわらず弁済が完了していない者

会社が前項の定めに違反して、董事もしくは監事を選出もしくは任命派遣し、又は高級管理職を招聘した場合、かかる選出、任命派遣又は招聘は無効とする。

董事、監事、高級管理職の在任期間中に本条第1項に掲げる事由が生じた場合、会社はその職務を解除しなければならない。

第148条（忠実義務等）

董事、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。

董事、監事、高級管理職は、権限を利用して賄賂又はその他の不法な収入を得てはならず、会社の財産を横領してはならない。

第149条（禁止事項）

董事、高級管理職には、次の各号に掲げる行為があつてはならない。

- (1) 会社の資金を流用すること
- (2) 会社の資金を自分の個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること
- (3) 会社定款の規定に反し、株主会、株主総会又は董事会の同意を得ずに、会社の資産を他人に貸し付け、又は会社の財産を他人のために担保として提供すること
- (4) 会社定款の規定に反し、又は株主会、株主総会又は董事会の同意を得ずに、自社と契約を締結し、又は取引を行うこと
- (5) 株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営すること
- (6) 他人と会社との取引のコミッショニングを受け取り自己のものとすること
- (7) 会社の機密を無断で開示すること
- (8) 会社に対する忠実義務に反するその他の行為

董事、高級管理職が前項の規定に違反して取得した収入は会社の所有に帰属させなければならない。

第150条（賠償責任）

董事、監事、高級管理職は、会社の職務を執行する時に法律、行政法規又は会社定款の定めに違反し、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第 151 条（会議への列席義務等）

株主会又は株主総会が董事、監事、高級管理職に会議への列席を求めた場合、董事、監事、高級管理職は列席し、かつ株主の質問を受けなければならない。

董事、高級管理職は、監事會又は監事會を設けない有限責任会社の監事に関連状況及び資料を事実に即して提供しなければならず、監事會又は監事の権限行使を妨害してはならない。

第 152 条（株主代表訴訟）

董事、高級管理職に本法第 150 条に定める事由がある場合、有限責任会社の株主、連續 180 日以上単独で又は合計で会社の 1 パーセント以上の株式を保有する株式会社の株主は、書面により監事會又は監事會を設けない有限責任会社の監事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監事に本法第 151 条に定める事由がある場合、上記株主は、書面により董事會又は董事會を設けない有限責任会社の執行董事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。

監事會、監事會を設けない有限責任会社の監事、もしくは董事會、執行董事が前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴訟の提起を拒否する場合、又は請求を受領した日から 30 日以内に訴訟を提起しない場合、又は情況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に回復しがたい損害をもたらしうる場合、前項に定める株主は会社の利益のため、自己の名義により人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。

他人が会社の適法な権益を侵害し、会社に損失をもたらした場合、本条第 1 項に定める株主は、前 2 項の規定に基づき、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 153 条（株主に損害を与えた場合の訴訟）

董事、高級管理職が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合、株主は人民法院に対して訴訟を提起することができる。

第7章 社債

第154条（社債の定義）

本法において社債とは、会社が法定の手続に従って発行するもので、一定の期限に元利を償還することを約定する有価証券を指す。

会社の社債発行は、「中華人民共和国証券法」に定める発行条件に合致しなければならない。

第155条（社債募集方法の公告の記載事項）

社債発行の申請が国務院の授權した部門の審査確認を受けた後、社債募集方法を公告しなければならない。

社債募集方法には、次に掲げる主要な事項を明記しなければならない。

- (1)会社の名称
- (2)社債により募集する資金の用途
- (3)社債総額及び社債の券面額
- (4)社債の利率の確定方法
- (5)元利償還期限及び方法
- (6)社債の担保状況
- (7)社債の発行価額並びに発行の開始期日及び終了期日
- (8)会社の純資産額
- (9)発行済みで償還期限が到来していない社債の総額
- (10)社債の元引受機構

第156条（社債の記載事項）

会社は、券面方式により社債を発行する場合、社債に会社の名称、社債の券面額、利率、元利償還期限等の事項を明記しなければならず、かつ法定代表者が署名し、会社の印章を押印しなければならない。

第157条（社債の種類）

社債は記名債券とすることもでき、無記名債券とすることもできる。

第158条（社債原簿）

会社は、社債を発行する場合、社債原簿を備え付けなければならない。

記名社債を発行するときは、社債原簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)社債保有者の氏名又は名称及び住所
- (2)社債保有者が社債を取得した期日及び社債の番号
- (3)社債総額、社債の券面額、利率、元利償還期限及び方式
- (4)社債の発行日

無記名社債を発行するときは、社債原簿に社債総額、利率、元利償還期限及び方式、発行日及び社債の番号を明記しなければならない。

第159条（関連制度の制定）

記名社債の登記結算機構は、社債登記、保管管理、利息支払、現金化等の関連制度を確立しなければならない。

第160条（社債の譲渡）

社債は譲渡することができ、譲渡価額は、譲渡人と譲受人とが約定する。
社債を証券取引所において上場取引する場合は、証券取引所の取引規則に従って譲渡する。

第161条（記名社債、無記名社債の譲渡）

記名債券は、社債保有者が裏書方式又は法律、行政法規に定めるその他の方式で譲渡する。譲渡後、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載する。
無記名債券の譲渡は、社債保有者が当該社債を譲受人に交付した時より譲渡の効力が生じる。

第162条（転換社債）

上場会社は、株主総会の決議を経て転換社債を発行することができ、かつ社債募集方法に具体的な転換方法を定める。上場会社は、転換社債を発行する場合、国務院証券監督管理機構に審査確認を求めなければならない。

転換社債を発行する場合、社債に転換社債である旨の文字を表記しなければならず、かつ社債原簿に転換社債の総額を明記しなければならない。

第163条（転換社債の発行）

転換社債を発行する場合、会社は、その転換方法に従って社債保有者に株式を転換発行しなければならない。但し、社債保有者は、株式に転換するか否かの選択権を有する。

第8章 会社の財務、会計

第164条（財務、会計制度の確立）

会社は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定により、自社の財務、会計制度を確立しなければならない。

第165条（財務会計報告書の作成）

会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない。

財務会計報告書は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定に従って作成しなければならない。

第166条（財務会計報告書の送付等）

有限責任会社は、会社定款に定める期限までに財務会計報告書を各株主に送付しなけれ

ばならない。

株式会社の財務会計報告書は、株主総会の定時総会開催の 20 日前までに、自社に備え付け、株主の閲覧に供しなければならない。株券を公開発行した株式会社は、財務会計報告書を公告しなければならない。

第167条（法定準備金）

会社は、当年の税引き後利益を分配する時、利益の 10 パーセントを会社の法定準備金として積立てなければならない。会社の法定準備金の累計額が会社の登録資本金の 50 パーセント以上である場合、新たな積立を必要としない。

会社の法定準備金が過去の年度の会社の欠損を補填するのに不足する場合、前項の規定により法定準備金を積み立てる前に、当年の利益をもって欠損を補填しなければならない。

会社は、税引き後利益から法定準備金を積み立てた後、株主会又は株主総会の決議を経て、任意準備金を積み立てることができる。

会社が欠損を補填し、準備金を積み立てた後の余剰利益は、有限責任会社の場合は本法第 35 条の規定に従って分配し、株式会社の場合は株主の保有する株式の比率により分配する。但し、株式会社定款が株式保有の比率によらずに分配することを定めている場合はこの限りではない。

株主会、株主総会又は董事会が前項の規定に違反して、会社が欠損を補填し、法定準備金を積み立てる前に株主に利益を分配した場合、株主は、規定に違反して分配された利益を、会社に返還しなければならない。

会社が保有する自己株式は利益を分配してはならない。

第168条（資本準備金）

株式会社が、株券の券面額を超える発行価額で株式を発行することにより得た額面超過額及び國務院財政部門が資本準備金に組み入れることを定めるその他の収入は、会社の資本準備金に計上しなければならない。

第169条（準備金の用途）

会社の準備金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大、又は会社の資本への組み入れに用いるものとする。但し、資本準備金は会社の欠損の補填に用いてはならない。

法定準備金を資本に組み入れる場合、当該準備金の残高は法定準備金組入れ前の会社の登録資本金の 25 パーセントを下回ってはならない。

第 170 条（会計士事務所の招聘及び解任）

会社が会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を招聘、解任する場合、会社定款の規定に従い、株主会、株主総会又は董事会により決定する。

会社の株主会又は株主総会は、会計士事務所の解任について議決を行う場合、会計士事務所に意見を述べることを認めなければならない。

第171条（資料提供義務）

会社は、招聘した会計士事務所に対して、真実かつ完全な会計証憑、会計帳簿、財務会計報告書及びその他の会計資料を提供しなければならず、拒否、隠匿、虚偽報告をしてはならない。

第172条（法定外の会計帳簿作成の禁止等）

会社は、法定の会計帳簿以外に、別に会計帳簿を設けてはならない。

会社の資産について、いかなる個人名義によっても口座を開設して預金してはならない。

第9章 会社の合併、分割、増資、減資

第173条（合併の形式）

会社の合併は、吸収合併と新設合併の2つの形式をとることができる。

1つの会社がその他の会社を吸収するものを吸収合併といい、吸収される会社は解散する。

2つ以上の会社が合併して1つの新会社を設立するものを新設合併といい、合併の各当事会社は解散する。

第174条（会社の合併）

会社を合併する場合、合併の各当事会社は、合併協議書を締結し、かつ貸借対照表及び財産明細書を作成しなければならない。会社は、合併の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内は、会社に債務の弁済又は然るべき担保の提供を請求することができる。

第175条（債権債務の承継）

会社が合併する時、合併の各当事会社の債権及び債務は、合併後の存続会社又は新設会社が承継しなければならない。

第176条（会社の分割）

会社を分割する場合、その財産についても相応に分割するものとする。

会社を分割する場合、貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。会社は、分割の決議を行った日から10日以内に債権者に通知し、かつ30日以内に新聞上で公告を行わなければならない。

第177条（分割前の債務の扱い）

会社が分割する前の債務については、分割後の会社が連帶責任を負う。但し、会社が分割前に債権者と債務の弁済について合意した書面に別途約定がある場合はこの限りではない。

第178条（登録資本金の減少）

会社は、登録資本金を減少する必要がある場合、貸借対照表及び財産明細表を作成しなければならない。

会社は、登録資本金減少の決議を行った日から10日以内に債権者に通知しなければならず、かつ30日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内は、会社に債務の弁済又は然るべき担保の提供を請求する権利を有する。

会社の減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

第179条（有限会社における登録資本金の増加）

有限責任会社が登録資本金を増加する場合、株主による新たに増加する資本の出資払込の引受については、本法の有限責任会社設立の出資払込に関する規定に従って行う。

株式会社が登録資本金を増加するために新株を発行する場合、株主による新株引受については、本法の株式会社設立の株式払込金の払込に関する規定に従う。

第180条（登記事項の変更）

会社が合併又は分割し、登記事項に変更が生じた場合、法により会社登記機関で変更登記を行わなければならない。会社が解散する場合、法により会社抹消登記を行わなければならない。新会社を設立する場合、法により会社設立登記を行わなければならない。

会社が登録資本金を増加又は減少する場合、法により会社登記機関で変更登記を行わなければならない。

第10章 会社の解散及び清算

第181条（解散事由）

会社は、次の事由により、解散する。

- (1)会社定款に定める営業期間が満了したとき又は会社定款に定めるその他の解散事由が発生したとき
- (2)株主会又は株主総会が解散の決議を行ったとき
- (3)会社の合併又は分割により解散が必要なとき
- (4)法により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (5)人民法院が本法第183条の規定に基づき解散させたとき

第182条（会社定款の修正による存続）

会社に本法第181条第(1)号の事由がある場合、会社定款の修正により存続させることができる。

前項の規定に従い会社定款を修正する場合、有限責任会社のときは3分の2以上の議決権を有する株主により、株式会社のときは株主総会に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上により採択しなければならない。

第183条（株主による解散請求）

会社の経営管理に著しい困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によつても解決できない場合、会社の全株主の議決権の10パーセント以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。

第184条（清算委員会）

会社は、本法第181条第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(5)号の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。有限責任会社の清算委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は董事又は株主総会で確定した人員により構成される。期限内に清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、人民法院に対し、関連人員を指定して清算委員会を設置し、清算を行わせるよう申請することができる。人民法院は、かかる申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を組織し、清算を行わせなければならない。

第185条（清算委員会の権限）

清算委員会は、清算期間において次に掲げる権限行使する。

- (1)会社財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成すること
- (2)債権者に通知し、又は公告を行うこと
- (3)清算に関連する会社の残留業務を処理すること
- (4)未納の税金及び清算の過程において生じた税金を納付すること
- (5)債権及び債務を整理すること
- (6)会社が債務を弁済した後の残余財産を処分すること
- (7)会社を代表して民事訴訟活動に参加すること

第186条（債権者への催告）

清算委員会は、成立の日から10日以内に債権者に通知しなければならず、かつ60日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内に、清算委員会に債権を届け出なければ

ればならない。

債権者は、債権を届け出る時、債権に関する事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、債権を登録しなければならない。

債権の届出期間中、清算委員会は債権者に対して弁済を行ってはならない。

第187条（清算案の制定等）

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成した後、清算案を定め、かつ株主会、株主総会又は人民法院に確認を求めなければならない。

会社の財産で、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については、株主の出資比率により分配し、株式会社については、株主の保有する株式比率により分配する。

清算期間において、会社は存続しているが、清算と無関係の経営活動を行ってはならない。会社の財産は、前項の規定により弁済する前において、株主に分配してはならない。

第188条（破産宣告の申請）

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明細書を作成した後、会社の財産が債務の完済に不足することが判明した時は、法により人民法院に破産宣告を申請しなければならない。

会社が人民法院の裁定により破産宣告を受けた後、清算委員会は、清算事務を人民法院に移譲しなければならない。

第189条（清算の終了）

会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会又は人民法院に確認を求め、かつ会社登記機関に提出し、会社登記抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない。

第190条（清算委員会の義務）

清算委員会の構成員は、職務に忠実でなければならず、法により清算義務を履行しなければならない。

清算委員会の構成員は、権限を利用して賄賂又はその他の不法収入を收受してはならず、会社の財産を横領してはならない。

清算委員会の構成員は、故意又は重大な過失により会社又は債権者に損害を与えた場合、賠償の責任を負わなければならない。

第191条（破産清算手続）

会社が法により破産を宣告された場合、企業破産に関する法律に従い、破産清算手続を実施する。

第11章 外国会社の支店等

第192条（外国会社の支店等）

本法において外国会社とは、外国の法律により中国国外で設立された会社を指す。

第193条（支店等設立の申請、登記）

外国会社は、中国国内に支店等を設立する場合、中国の主管機関に申請を提出し、かつその会社の定款、所属国の会社登記証書等の関連文書を提出しなければならず、認可を経た後、会社登記機関で法により登記を行い、営業許可証を受領しなければならない。

外国会社の支店等の審査認可規則は、国務院が別途定める。

第194条（支店等の代表者及び資金）

外国会社は、中国国内に支店等を設立する場合、中国国内において当該支店等について責任を負う代表者又は代理人を指定し、かつ当該支店等にその経営活動に相応しい資金を支給しなければならない。

外国会社の支店等の経営資金について最低限度額を規定する必要がある場合、国務院が別途定める。

第195条（支店等の名称及び定款）

外国会社の支店等は、その名称の中に当該外国会社の国籍と責任形態を明示しなければならない。

外国会社の支店等は、当該支店等に当該外国会社の定款を備え付けなければならない。

第196条（支店等の法人格）

外国会社が中国国内に設立する支店等は中国法人の資格を有さない。

外国会社は、その支店等が中国国内で行う経営活動について民事責任を負う。

第197条（支店等の法律遵守義務）

認可を受けて設立された外国会社の支店等は、中国国内で事業活動を行うとき、中国の法律を遵守しなければならず、中国の社会公共の利益に損害を与えてはならず、その適法な権益は中国の法律による保護を受ける。

第198条（支店等を廃止する場合）

外国会社が中国国内の支店等を廃止する場合、法により債務を完済し、本法の会社清算手続に関する規定に従って清算を行わなければならない。債務を完済する前にその支店等の財産を中国国外に移転してはならない。

第12章 法律責任

第199条（不実登記）

本法の規定に違反し、登録資本金を偽って報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽して会社登記を行った場合、会社登記機関が是正を命じ、登録資本金を偽って報告した会社については、偽って報告した登録資本金額の 5 パーセント以上 15 パーセント以下以下の過料に処し、虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽した会社については、5 万元以上 50 万元以下の過料に処する。情状が重いときは会社登記を取り消し、又は営業許可証を取り消す。

第200条（虚偽の出資）

会社の発起人もしくは株主が出資を偽り、出資とする金銭もしくは金銭以外の財産を払い込まず、又は期限どおりに払い込まない場合、会社登記機関が是正を命じ、虚偽の出資金額の 5 パーセント以上 15 パーセント以下の過料に処する。

第201条（出資金の払い戻し）

会社の発起人もしくは株主が会社成立後にその出資を払い戻した場合、会社登記機関が是正を命じ、払い戻した資金額の5パーセント以上15パーセント以下の過料に処する。

第202条（違法会計帳簿等）

会社が本法の規定に違反し、法定の会計帳簿以外に別の会計帳簿を設けた場合、県級以上の人民政府財政部門が是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料に処する。

第203条（虚偽の財務報告）

会社が法に従い関連主管部門に提供した財務会計報告等の資料に虚偽記載又は重要事項の隠蔽があった場合、関連主管部門が直接責任のある主管人員及びその他の直接責任のある人員を 3 万元以上 30 万元以下の過料に処する。

第204条（法定準備金を積み立てない行為）

会社が本法に定める法定準備金を積み立てない場合、県級以上の人民政府財政部門が積み立てるべき金額を補足するよう命じ、かつ会社を 20 万元以下の過料に処することができる。

第205条（債権者への未告知等）

会社が合併、分割、登録資本金の減額又は清算を行う時に、本法の規定に従って債権者に通知又は公告をしない場合、会社登記機関が是正を命じ、会社を1万元以上10万元以下の過料に処する。

会社が清算を行う時、財産を隠匿し、貸借対照表もしくは財産明細書に虚偽の記載をなし、又は債務を完済する前に会社の財産を分配した場合、会社登記機関が是正を命じ、会社に、隠匿した財産又は債務完済前に分配した会社の財産の金額の5パーセント以上10パーセント以下の過料に処する。直接責任のある主管人員及びその他の直接責任のある人員を1万元以上10万元以下の過料に処する。

第206条（清算と無関係な経営活動の実施）

会社の清算期間中に清算と無関係な経営活動を行った場合、会社登記機関が警告し、違法所得を没収する。

第207条（不実な清算報告書等）

清算委員会が本法の規定に従って会社登記機関に清算報告書を送付せず、又は送付した清算報告書に重要な事実の隠蔽もしくは重大な遺漏があった場合、会社登記機関が是正を命じる。

清算委員会の構成員が権限を利用して私利のために不正行為をなし、違法所得の獲得を謀り、又は会社の財産を横領した場合、会社登記機関が会社財産の返還を命じ、違法所得を没収し、かつ違法所得の等額以上5倍以下の過料に処することができる。

第208条（資産評価機構等の違法行為）

資産評価、出資検査又は検証を受けた機関が偽りの資料を提供した場合、会社登記機関が違法所得を没収し、違法所得の等額以上5倍以下の過料に処し、併せて関連主管部門は法により当該機関の営業停止を命じ、直接責任のある人員の資格証書を取り消し、営業許可証を取り消すことができる。

資産評価、出資検査又は検証を受けた機関が過失により重大な遺漏のある報告を提供了した場合、会社登記機関が是正を命じ、情状が比較的重いときは、取得した収入の等額以上5倍以下の過料に処し、併せて関連主管部門は法により当該機関の営業停止を命じ、直接責任ある人員の資格証書を取り消し、営業許可証を取り消すことができる。

資産評価、出資検査又は検証を受けた機関がその発行した評価結果、出資検査又は検証の証明が不実であったことにより、会社の債権者に損失をもたらした場合、自らに過失がなかったことを証明できる場合を除き、その評価又は証明が不実であった金額の範囲内で賠償責任を負う。

第209条（登記申請の違法認可）

会社登記機関が本法に定める条件に合致しない登記申請を登記した場合、又は本法に定める条件に合致する登記申請を登記しない場合、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任のある人員に対し、法により行政処分を行う。

第210条（登記機関の上級部門の命令による違法登記）

会社登記機関の上級部門が会社登記機関に強制的に命令し、本法に定める条件に合致しない登記申請について登記させた場合、又は本法に定める条件に合致する登記申請を登記しない場合、又は違法登記を庇護した場合、直接責任のある主管人員及びその他の直接責任ある人員に対し、法により行政処分を行う。

第211条（有限会社又は株式会社の名称冒用）

有限責任会社もしくは株式会社として法により登記していないにもかかわらず、有限責任会社もしくは株式会社の名称を冒用した場合、又は有限責任会社もしくは株式会社の支店として法により登記していないにもかかわらず、有限責任会社もしくは株式会社の支店の名称を冒用した場合、会社登記機関が是正を命じ、又は取り締まり、併せて 10 万元以下の過料に処することができる。

第212条（未開業、営業停止、未変更登記）

会社成立後、正当な理由なくして 6 か月を超えて開業せず、又は開業後に連續 6 か月以上自ら営業を停止している場合、会社登記機関は、営業許可証を取り消すことができる。会社の登記事項に変更が発生した時に、本法の規定どおりに関連の変更登記を行わない場合、会社登記機関が期限を定めて登記するよう命じ、期限を過ぎても登記しないときは 1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

第213条（外国会社支店等の無断設立）

外国会社が本法の規定に違反し、無断で中国国内に支店等を設立した場合、会社登記機関が是正又は閉鎖を命じ、併せて 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第214条（国家の安全等を脅かす違法行為）

会社の名義を利用して国家の安全、社会公共の利益を脅かす重大な違法行為に従事した場合、営業許可証を取り消す。

第215条（民事賠償責任の優先）

会社が本法の規定に違反し、民事賠償責任を負い、かつ過料、罰金を納入すべき場合において、その財産が支払いに不足するときは、民事賠償責任を優先して負うものとする。

第216条（犯罪を構成する場合）

本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第13章 附則

第217条（用語の定義）

本法における次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)高級管理職とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者を指す。
- (2)支配株主とは、その出資額が有限責任会社の資本総額の50パーセント以上を占める株主、又はその保有する株式が株式会社の株式資本総額の50パーセント以上を占める株主、並びに出資額又は保有株式の比率が50パーセント未満であるが、その出資額又は保有株式により有する議決権が株主会又は株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主を指す。
- (3)実質的支配者とは、会社の株主ではないが、投資関係、合意又はその他の手段によって会社の行為を実質的に支配できる者を指す。
- (4)関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す。但し、国が持分を支配する企業間では、国に支配を受けているということのみにより関連関係があるとはみなさない。

第218条（外商投資企業への準用）

外商投資による有限責任会社及び株式会社には本法を適用する。外商投資に関する法律に別途規定がある場合はその規定を適用する。

第219条（施行日）

本法は2006年1月1日より施行する。

個人所得税法

[中华人民共和国个人所得税法]

(全国人民代表大会1980年9月10日制定、同日公布、同日施行。全国人民代表大会常務委員会1993年10月31日第一次改正、同日公布、1994年1月1日施行。全国人民代表大会常務委員会1999年8月30日第二次改正、同日公布、同日施行。全国人民代表大会常務委員会2005年10月27日第三次改正、同日公布、2006年1月1日施行⁷)

第1条（納税義務者）

中国国内に住所を有する個人、又は住所を有さないが国内居住期間が満 1 年に達する個人が、中国国内及び国外から取得する所得については、本法の規定に従い個人所得税を納付する。

中国国内に住所を有さず居住しない個人、又は住所を有さず国内居住期間が 1 年未満の個人が、国内から取得する所得については、本法の規定に従い個人所得税を納付する。

第2条（課税対象）

下記に規定する個人所得については、個人所得税を納付しなければならない。

- (1)賃金、給与所得
- (2)個人商工業者の生産、経営所得
- (3)企業、事業単位に対する請負経営、リース経営所得
- (4)労務報酬所得
- (5)原稿報酬所得
- (6)ライセンス使用料所得
- (7)利子、株式配当、利益配分所得
- (8)財産賃貸所得
- (9)財産譲渡所得
- (10)一時所得
- (11)國務院財政部門が課税を定めるその他の所得

第3条（税率）

個人所得税の税率は、以下のとおりとする。

- (1)賃金、給与所得には、超過累進税率を適用し、税率は5パーセントから45パーセントまでとする（税率表1添付）。

⁷ 改正の通知によると施行日は 2006 年 1 月 1 日である。今改正では本法第 15 条がこれに合わせて適切に変更されなかったため、施行日について通知との間で齟齬が生じる形となってしまったようである。

- (2)個人商工業者の生産、経営所得及び企業、事業単位に対する請負経営、リース請負経営所得には、5パーセントから35パーセントまでの超過累進税率を適用する（税率表2添付）。
- (3)原稿報酬所得には、比例税率を適用し、税率は20パーセントとし、かつ納付すべき税額から30パーセントを減額して徴収する。
- (4)労務報酬所得には、比例税率を適用し、税率は20パーセントとする。労務報酬所得の1回の収入額が極端に大きい場合は、割増徴収を実施することができる。具体的方法は、国務院が規定する。
- (5)ライセンス使用料所得、利子、株式配当、利益配分所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他の所得には、比例税率を適用し、税率は20パーセントとする。

第4条（免税項目）

下記に規定する個人所得については、個人所得税を免除する。

- (1)省級人民政府、國務院の部、委員会及び中国人民解放軍の軍以上の単位、並びに外国の組織、国際組織から授与された科学、教育、技術、文化、衛生、体育、環境保護等に関する賞金
- (2)国債及び国の発行する金融債券の利子
- (3)国の統一規定に従い支給される補助金及び手当
- (4)福利費、弔慰金、救済金
- (5)保険金
- (6)軍人の転業費、復員費
- (7)国の統一規定に従い幹部、従業員に支給される住宅手当、退職金、定年退職年金、離職給与、離職生活補助金
- (8)中国の関連法律の規定に従い免除すべき各国の駐中国大使館、領事館の外交官、領事官員及びその他の人員の所得
- (9)中国政府の加盟する国際条約、締結する議定書において免税が規定される所得
- (10)國務院財政部門が免税を認可する所得

第5条（減税対象）

下記に規定する状況のいずれかに該当する場合、認可を受けて個人所得税を減額することができる。

- (1)身体障害者、子供のいない老人及び烈士遺族の所得
- (2)深刻な自然災害により重大な損害を被った場合
- (3)その他國務院財政部門が減税を認可した場合

第6条（課税所得額の計算）

課税所得額の計算は、以下の規定に従う。

- (1)賃金、給与所得については、毎月の収入額から経費1,600人民元を控除した後の残額を課税所得額とする。
- (2)個人商工業者の生産、経営所得については、各納税年度の収入総額から原価、経費及び損失を控除した後の残額を課税所得額とする。
- (3)企業、事業単位に対する請負経営、リース経営所得については、各納税年度の収入総額から必要経費を控除した後の残額を課税所得額とする。
- (4)労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用料所得、財産賃貸所得については、毎回の収入が4,000人民元を超えない場合には経費800人民元を控除し、4,000人民元を超える場合には20パーセントの経費を控除し、その残額を課税所得額とする。
- (5)財産譲渡所得については、財産譲渡の収入額から財産の取得原価及び合理的費用を控除した後の残額を課税所得額とする。
- (6)利子、株式配当、利益配分所得、一時所得及びその他の所得については、毎回の収入額を課税所得額とする。

個人がその所得を教育事業及びその他の公益事業に寄付した部分については、国務院の関連規定に従い課税所得から控除する。

国内に住所を有さず中国国内で賃金、給与所得を取得する納税義務者、及び中国国内に住所を有し中国国外で賃金、給与所得を取得する納税義務者については、その平均の収入水準、生活水準及び為替レートの変動状況に基づき付加控除額を確定することができる。付加控除額を適用する範囲及び基準は、国務院が規定する。

第7条（国外で納付した所得税額の控除）

納税義務者が中国国外から取得する所得については、その要納付額からすでに国外で納付した個人所得税の税額を控除することを認める。但し、控除額は、当該納税義務者の国外所得につき本法の規定に従い計算した要納税額を超えてはならない。

第8条（源泉徴収義務者と申告納税）

個人所得税は、所得者を納税義務者とし、所得を支払う単位又は個人を源泉徴収義務者とする。個人所得が国務院の規定額を超える場合、2か所以上から賃金、給与所得を得る場合又は源泉徴収義務者のいない場合、及び国務院の規定するその他の状況に該当する場合には、納税義務者は、国の規定に基づき納税申告手続をしなければならない。源泉徴収義務者は、国の規定に基づき、全員全額源泉徴収申告手続をしなければならない。

第9条（源泉徴収及び申告納税の期限）

源泉徴収義務者が毎月源泉徴収する税額及び自己申告納税者が毎月納付すべき税額は、い

すれも翌月の 7 日までに国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出しなければならない。

賃金、給与所得の要納税額は、月単位で課税計算を行い、源泉徴収義務者又は納税義務者が翌月 7 日までに国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出する。特定業種の賃金、給与所得の要納税額は、年度単位で計算し、毎月予納する方式により課税計算を実施することができるものとし、具体的方法は、国務院が規定する。

個人商工業者の生産、経営所得の要納税額は、年度単位で計算し、毎月予納し、納税義務者が翌月の 7 日までに予納し、年度終了後 3 か月以内に精算し、過納額は還付を受け不足額は追加納付する。

企業、事業単位に対する請負経営、リース経営所得の要納税額は、年度単位で計算し、納税義務者が年度終了後 30 日以内に国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出する。

納税義務者が 1 年間に数回に渡り請負経営、リース経営所得を取得する場合、毎回所得を取得した後 7 日以内に予納し、年度終了後 3 か月以内に合算して確定納付を行い、過納額は還付を受け不足額は追加納付する。

中国国外から所得を取得する納税義務者は、年度終了後 30 日以内に要納税額を国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出しなければならない。

第10条（外貨所得の換算）

各所得の計算は、人民元を単位とする。所得が外国通貨である場合は、国家外貨管理機関の規定する外国為替レートに従い人民元に換算して税額を納付する。

第11条（源泉徴収義務者の源泉徴収手続料）

源泉徴収義務者に対しては、その源泉徴収する税額に基づき、2 パーセントの手数料を支払う。

第12条（貯蓄預金利子所得への課税）

貯蓄預金利子所得について個人所得税の徵収を開始する時期及び徵収方法は、国務院が規定する。

第13条（徵収管理）

個人所得税の徵収管理については、「中華人民共和国稅收徵収管理法」の規定に従い実施する。

第14条（実施条例の制定者）

国務院は、本法に基づき実施条例を制定する。

第15条（施行日）

本法は、公布の日より施行する。

個人所得税税率表1

(賃金、給与所得に適用)

級数	月間課税所得金額	税率 (%)
1	500 人民元以下	5
2	500 人民元超、2,000 人民元以下の部分	10
3	2,000 人民元超、5,000 人民元以下の部分	15
4	5,000 人民元超、2 万人民元以下の部分	20
5	2 万人民元超、4 万人民元以下の部分	25
6	4 万人民元超、6 万人民元以下の部分	30
7	6 万人民元超、8 万人民元以下の部分	35
8	8 万人民元超、10 万人民元以下の部分	40
9	10 万人民元を超える部分	45

(注：この表において「月間課税所得金額」とは、本法第 6 条の規定に従い毎月の収入額から経費 1,600 人民元を控除した後の残額又は付加控除額を控除した後の残額を指す。)

個人所得税税率表2

(個人商工業者の生産、経営所得及び企業、事業単位に対する請負経営、リース経営所得に適用)

級数	年間課税所得金額	税率 (%)
1	5,000 人民元以下	5
2	5,000 人民元超、1 万人民元以下の部分	10
3	1 万人民元超、3 万人民元以下の部分	20
4	3 万人民元超、5 万人民元以下の部分	30
5	5 万人民元を超える部分	35

(注：この表において「年間課税所得金額」とは、本法第 6 条の規定に従い納税年度の収入総額から原価、経費及び損失を控除した後の残額をいう。)

建築法（改正意見募集稿）

[中华人民共和国建築法]

（改正意見募集稿）

目 次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 建築許可

　第1節 人員の従事許可（第6条～第12条）

　第2節 企業の従事許可（第13条～第17条）

　第3節 建設工事施工許可（第18条～第23条）

第3章 建設工事の発注及び受注

　第1節 一般規定（第24条～第32条）

　第2節 発注（第33条～第41条）

　第3節 受注（第42条～第48条）

第4章 建設工事の監理及び仲介サービス（第49条～第58条）

第5章 建設工事の安全生産管理（第59条～第72条）

第6章 建設工事の品質管理（第73条～第81条）

第7章 監督検査（第82条～第87条）

第8章 法律責任（第88条～第114条）

第9章 附則（第115条～第119条）

第1章 総則

第1条 [立法目的]

建築活動に対する監督管理を強化し、建築市場の秩序及び社会公共の利益を維持し、建設工事の品質及び安全を保障し、投資効果と利益を向上させ、建築業及び関連業種の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 [調整範囲]

中華人民共和国国内において建設工事の建築活動に従事し、建築活動の監督管理を実施する場合、本法を遵守しなければならない。

本法において建設工事とは、建築物工事、土木工事及びその付属施設の工事をいう。

本法において建築活動とは、建設工事の測量、設計、施工、据付、内装、補修修理、解体、建築部材の生産及び供給、建設工事のプロジェクト管理、工事監理、入札募集代理、工事費コンサルティング、工事技術コンサルティング、検査測定等のサービス活動をいう。

第3条 [国の基本政策]

国は、建築業及び関連業種の発展を援助し、公平な競争及び公平な取引を保護する。建築科学技術研究を支援し、先進技術、先進設備、先進プロセス、新型建築材料及び科学的管理方式の採用を提唱し、省エネルギー及び厳格な環境保護を奨励する。

第4条 [基本規則]

建築活動に従事する場合、法律、法規及び工事建設の強制基準を遵守しなければならず、社会公共の利益及び他人の合法的権益を侵害してはならない。いかなる単位及び個人も法による建築活動を妨害及び阻害してはならない。

第5条 [管理における職責分担]

國務院の建設行政主管部門は、全国の建設工事の建築活動に対して統一的監督、管理を実行し、國務院の各関連部門は、國務院の定める職責分担に従い、全国の専門建設工事に関する建築活動に対して監督管理を実行する。

県级以上の地方人民政府建設行政主管部門及び関連部門は、当該地区の建設工事の建築活動に対し、職責分担に従い監督、管理を実施する。郷級人民政府の建築活動に対する監督、管理及び職責分担は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

第2章 建築許可

第1節 人員の従業許可

第6条 [登録執務者の従業許可]

建築活動に従事する専門技術者は、法に従い建築士、測量設計工程士、工事費工程士、監理工程士、建造士、景観設計士等の資格証書を取得し、かつ登録を経た後に、はじめて登録執務証書の許可する範囲内で専門技術業務に従事することができる。

第7条 [登録申請許可]

専門技術者は、すでに執務資格証書を取得し、かつ関連企業に就職してはじめて建設行政主管部門に登録を申請することができる。

國務院建設行政主管部門及び省、自治区、直轄市建設行政主管部門は、登録申請文書について審査を行い、かつ登録申請文書を受理した日より40日以内に許可の決定を行う。

具体的な登録管理規則は、國務院建設行政主管部門が制定する。

第8条 [登録執務者の権利、義務、責任]

登録執務者は、建築活動に従事する過程において、国の法律法規及び工事建設の強制基準を遵守し、かつ然るべき法的責任を負わなければならない。

登録執務者は、法律法規の規定に従いその業務実績に署名しなければならず、登録執務者の署名がない業務実績は無効である。

いかなる単位及び個人も、登録執務者に対して国の法律法規又は工事建設強制基準の規定に違反する指示を与えてはならない。いかなる単位及び個人の法律法規に違反する命令についても、これを拒否しなければならない。

第 9 条 [登録執務者の禁止行為]

登録執務者は、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 虚偽の文書又はその他詐欺的な手段により執務資格証書を取得すること
- (2) 登録執務資格証書を無償貸与、有償貸与、販売、譲渡又は他人に使用を許可すること
- (3) 同時に 2 つ又は 2 つ以上の法人单位に登録すること
- (4) 資格の分類、等級に制限された執務許可範囲を超えて業務に従事すること
- (5) 法律法規が禁止するその他の行為

第 10 条 [登録執務者責任保険制度]

国は、登録執務者責任保険制度を推進する。登録執務者及びその所属単位が共同で個人執務責任保険に加入することを奨励する。

第 11 条 [証書取得技術者職務就任制度]

特定の職種に従事する技術者は、国務院の関連規定に従い、試験に合格し、かつ技術職務就任証書を取得してはじめて配属することができる。

第 12 条 [労務作業者訓練職務就任制度]

建築活動にかかわる労務作業者は、規定された職務就任前の技術、安全訓練を受け、国務院建設行政主管部門又は関連部門の定める要求を満たしてはじめてその職務に就くことができる。

第 2 節 企業の従業許可

第 13 条 [企業の従事許可]

建築活動に従事する測量、設計、施工、監理、工事費コンサルティング、入札募集代理、検査測定等の企業は、相応の資格証書を取得しなければならず、その後はじめてその資格分類及び等級の許可する範囲内で建築活動に従事することができる。

前項にいう企業の資格は、国務院建設行政主管部門及び省、自治区、直轄市建設行政主管部門が審査認可する。具体的な管理規則については、国務院建設行政主管部門が関連部門とともに制定する。

第 14 条 [資格許可の条件及び基準]

建築行政主管部門は、企業の有する登録資本金、専門技術者、技術設備及びこれまでに完成させた工事実績等の条件に基づき、それぞれの資格分類及び資格等級に区分する。資格分類、等級及び等級基準は、国務院建設行政主管が関連部門とともに制定する。

第 15 条 [資格の申請及び受理]

企業の資格申請は、国務院建設行政主管部門の定める期限及び申請書フォーム文書の要求に従い、建設行政主管部門及び関連部門に申請を提出しなければならない。

第 16 条 [資格の審査、決定及び期間]

国務院建設行政主管部門が審査認可する資格分類又は等級について、企業の申請文書は、省、自治区、直轄市建設行政主管部門又は関連部門の仮審査を受けるものとし、仮審査意見は、申請を受領した日より 20 日以内に出し、かつ国務院建設行政主管部門に届け出なければならず、国務院建設行政主管部門は、仮審査意見を受領した日より 40 日以内に行政許可の決定を行わなければならない。

省、自治区、直轄市建設行政主管部門が審査認可する資格分類又は等級について、企業の申請文書は、県級以上の建設行政主管部門及び関連部門の仮審査を受けるものとし、仮審査部門及び審査認可期限は、省、自治区、直轄市建設行政主管部門が規定する。

第 17 条 [各種企業の禁止行為]

建築活動に従事する各種企業及び単位は、虚偽の文書により企業資格証書を詐取してはならず、企業資格証書を改竄、偽造、無償貸与、又は譲渡してはならない。

第 3 節 建設工事施工許可

第 18 条 [施工許可申請者及び実施機関]

建設単位は、建設工事の着工前に、工事所在地の県級以上の人民政府建設行政主管部門又は関連部門において施工許可証の受領を申請しなければならない。但し、国務院関連行政主管部門が職権に従い確定した限度額以下の小型工事を除く。

行政区域を跨ぐ建設工事については、建設単位は、行政区域を跨ぐ工事現場の共通の 1 級上の人民政府建設行政主管部門又は関連部門において施工許可証の受領を申請しなければならない。

法に従い施工許可証を取得していない建設工事については、建設単位は建設に着工してはならず、施工単位は施工を進めてはならない。

第 19 条 [施工許可の種類]

建設単位は、施工条件の準備状況に応じて、建設工事プロジェクト全体について施工許可を申請することもでき、又は建設工事プロジェクトのうち1つについて又は複数の単独プロジェクト工事に分けて施工許可を申請することもできる。建設工事プロジェクトが期間を分割して建設する場合、建設単位は、分割した期間に従い施工許可を申請することができる。

第20条 [施工許可条件]

施工許可証の受領を申請するには、同時に次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 建設工事の用地認可手続を終えていること
- (2) 建設工事計画許可証を取得していること
- (3) 立退きが必要な場合は、立ち退かせる者と立ち退く者との間ですでに立退移転補償協議をすでに締結されていること。紛争がある場合は、立退きの裁決がすでに発効しており、かつ立退きの進捗が施工の要求を満たしていないなければならない。
- (4) 法に従いすでに建設工事発注請負契約を締結していること。法に従い監理を実施しなければならない場合は、すでに建設工事監理契約を締結していなければならない。
- (5) 施工の需要を満たす施工図面及び技術資料を有すること。国の規定に従い、施工図設計文書を施工図審査機構に送付して審査を受けなければならない場合は、施工図審査機構の発行した建設工事施工図設計審査合格文書を有していなければならない。
- (6) 工事の品質、安全監督手続を済ませており、国の関連部門の規定に合致する、工事の品質及び安全を保証する具体的措置を有していること
- (7) 財政関連の投資建設工事の場合は、財政部門の発行する投資及び資金割当計画証明を有していること。不動産開発建設工事の場合は、担保機関又はその他の企業が発行した工事代金支払担保を有していること。その他の投資建設工事の場合は、投資者の出資証明又は銀行が発行した、国務院関連部門の規定に合致する資金限度額到達証明を有していなければならない。
- (8) 建設単位がすでに竣工した建設工事に、工事代金の未払いがないこと
- (9) 法律、法規に定めるその他の条件

建設行政主管部門又は関連部門は、申請を受理した日より15日以内に、条件に合致する申請者に対して施工許可証を発給しなければならない。

第21条 [着工の有効期限及び延期]

建設単位は、施工許可証を受領した日より3か月以内に着工しなければならない。何らかの原因により期日どおりに着工することができない場合は、許可証発行機関に延期を申請しなければならない。延期は2回を限度とし、1回の延期は3か月を超えないものとする。建設単位が期日どおりに着工せず、延期も申請しない場合は、期限満了の日より施工許可

証は自動的に廃止される。

第 22 条 [施工中止及び再開の報告]

建設中の建設工事が何らかの原因により施工を中止する場合、建設単位は施工中止の日より 1 か月以内に、許可証発行機関に報告しなければならず、かつ規定に従い建設工事の維持管理業務を適切に行わなければならない。

建設工事の施工を再開するときは、許可証発行機関に報告しなければならない。施工を満 1 年以上中止した工事は、施工を再開する前に、建設単位が許可証発行機関に施工許可証の確認を求めなければならない。引き継ぎ施工許可条件に合致している場合は、許可証発行機関は、もとの施工許可証に継続施工を許可する確認印を捺印しなければならない。施工許可証の条件に合致していない場合は、建設単位は、改めて施工許可証の受領を申請しなければならない。

第 23 条 [施工許可の法定条件の変化]

施工許可証を取得した建設工事の施工過程で、法定許可条件に重大な変更があった場合は、建設単位は施工許可を発給した行政主管部門に変更申請を提出しなければならず、法定条件に合致しているときは、関連行政主管部門が法に従い変更手続を処理しなければならない。

第 3 章 建設工事の発注及び請負

第 1 節 一般規定

第 24 条

建設工事の発注と請負に関する入札活動は、公開、公正、平等競争の原則を遵守し、最良の請負単位を選ばなければならない。

建設工事の入札募集・入札につき、本法に規定のない場合は、入札募集・入札に関する法律規定を適用する。

第 25 条

建設工事の発注単位と請負単位は法に従い契約を締結し、双方の権利及び義務を明確にしなければならない。

建設工事の契約の締結及び契約条項の変更については、書面形式を採用しなければならない。全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する建設工事は、国が公布する建設工事モデル契約書を用いなければならない。

契約を締結する双方は、契約に約定された義務を全面的に履行しなければならない。

第 26 条 [契約締結の原則]

建設工事契約の締結は、発注単位が発行した入札募集書及び落札通知書に定める請負範囲、工期、品質及び価格等の実質的な内容に基づかなければならない。入札によらない工事は、当事者双方が協議により合意に達した意見を根拠に契約を締結しなければならない。

第 27 条 [契約代金確定の原則]

建設工事の契約代金は、国の関連規定に基づき、発注単位と請負単位が契約において約定する。

全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する建設工事は、国の公布する価格計算規則及び基準に従い入札募集書を作成し、入札評価及び落札を行い、工事請負契約代金を確定しなければならない。

第 28 条 [工事費の支払]

建設工事測量、設計契約においては、手付金、測量設計費の支払手続及び方法を約定しなければならない。

建設工事監理契約及び仲介（原文は「中介」）サービス契約においては、サービス報酬及び費用の支払手続及び方法を約定しなければならない。

建設工事施工契約においては、前払工事費、工事出来高払い費及び工事総額の支払手続及び方法を約定しなければならない。

発注単位は、契約の約定に従い、速やかに工事費を支払わなければならない。

第 29 条 [竣工決済]

発注単位は、建設工事の竣工検収後、契約の約定に従い竣工決済を行い、かつ工事費を支払わなければならない。工事請負契約に竣工決済条項についての約定がない又は約定が明らかでない場合に、発注及び請負双方が協議を経ても合意に至らないときは、受注側は工事費コンサルティング機構に委託してコンサルティングを行うことができ、発注側は、コンサルティングの結果に基づき竣工検収後 180 日以内に工事費を支払わなければならない。

第 30 条 [工事費の支払期限徒過]

発注単位が工事費の支払期限を徒過した場合は、契約に従い請負単位に違約金を支払うほか、さらにその期間の銀行ローンの利率に基づき、期限を徒過した工事費の 2 倍の利息を支払い、かつその他の損失を賠償しなければならない。

発注単位が契約の約定に従い工事費を支払わず、請負単位が催告を経てもなお発注単位が支払わない場合は、測量、設計、監理企業及び仲介サービス機構は、契約が中止されるまで実績書類を保留し、サービスの提供を一時中止することができ、かつ発注単位に完成

部分の報酬、費用、遅延利息、違約金の支払、及びその他の損失を賠償するよう請求する権利を有する。

第 31 条 [契約の届出]

発注単位は、契約締結から 30 日以内に、建設工事契約書を工事現場の建設行政主管部門に届け出なければならない。契約に重大な変更があった場合は、発注単位は契約変更後 15 業務日以内に変更協議書をもとの届出機関に届け出なければならない。

契約に紛争が生じた場合は、届け出ている契約に準ずるものとする。

第 32 条 [贈収賄行為の禁止]

発注単位及びその職員は、建設工事の発注において賄賂、リベートを收受し、又はその他の利益を請求してはならない。

請負単位及びその職員は、発注単位及びその職員に対し贈賄、リベートの提供又はその他の利益を与える等の不正な手段により工事を請け負ってはならない。

第 2 節 発注

第 33 条 [発注条件]

建設工事の発注は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 発注単位は、独立して民事責任を負う法人の実体又はその他の経済組織であること
- (2) 国の関連規定に従い、工事プロジェクト審査認可手続が完了していること
- (3) 工事建設の資金源がすでに決まっていること
- (4) 法律、法規に定めるその他の条件

第 34 条 [入札募集方式]

建設工事の発注には、入札募集発注と直接発注が含まれる。

全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する建設工事は、法に従い入札募集方式により発注しなければならない。特殊な特許技術、ノウハウ、又は芸術的な形状の建築に特殊な基準がある建設工事の測量、設計、施工を採用する場合は、省、自治区、直轄市建設行政主管部門又は関連部門の認可を経て、直接発注することができる。

他の投資による建設工事の発注方式は、発注単位が自ら決定する。

第 35 条 [公開入札の要求]

公開入札を採用する場合、発注単位は、法定手続及び方式に従い、入札募集公告、落札結果等の関連情報を省級もしくはそれ以上の建設行政主管部門又はその他関連部門の指定するメディアに掲載しなければならない。発注単位は、社会の各界からの入札募集過程の適法性に関する質疑を受けなければならない。

発注単位は、所有制形式、企業登記地、従属部門等を条件として、条件の要求に合致する入札者の入札参加を制限してはならない。

第 36 条〔入札募集・入札組織〕

建設工事の入札、開札、入札評価及び落札は、発注単位が法に従い実施するか、又は資格のある入札募集代理機構に入札募集を委託することもできるものとし、かつ関連行政主管部門の監督を受ける。

入札評価専門家の資格、入札評価方法は、建設行政主管部門又はその他の関連部門が規定する。

第 37 条〔測量設計の入札〕

建設工事の測量設計入札は、プラン・コンペティション方式を採用する。

建設工事の測量設計プラン入札評価は、入札者の業績、信望及び測量設計者の能力並びに測量設計プランの優劣に基づき、総合的に評価しなければならない。

第 38 条〔入札募集・入札組織〕

建設工事の開札は、入札募集書に定める時間、地点で公開により行わなければならない。建築物の建築及び市政インフラ設備工事の入札活動は、建設行政主管部門の指定する公開取引場所において行わなければならない。関連の専門建設工事の入札活動についても公開で行わなければならない。

第 39 条〔工事元請負の推進〕

国は、建設工事元請負を推進する。発注単位は、工事の性質に応じて測量、設計、施工、資材調達、試運転等のいくつかの項目又は全部を 1 つの元請単位に発注することができる。

工事元請単位が法に従い下請に発注する場合は、工事元請単位が自ら発注を確定する方式を採用する。

第 40 条〔行政権力を利用した指定発注の禁止〕

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用して、発注単位が発注の入札募集を行う建設工事を、指定の請負単位に発注するよう限定してはならない。

第 41 条

契約の約定に従い建築材料、建築部材及び設備を工事請負単位が購入する場合、発注単位は、請負単位が購入して工事に用いる建築材料、建築部材及び設備を指定してはならず、又は生産者及び供給者を指定してはならない。

第3節 請負

第42条 [工事の元請負]

建設工事の測量資格、設計資格又は施工元請負資格を有する企業は、その資格分類及び等級に相応する建設工事の元請負業務を請け負うことができる。建設工事の測量、設計、施工企業は、ジョイントベンチャーを組むことにより工事プロジェクトの工事元請負となることもできる。

第43条 [ジョイントベンチャー制度]

2つ以上の請負単位は、ジョイントベンチャーにより建設工事を請け負うことができる。ジョイントベンチャーの各当事者は、請負契約の履行に対して連帯責任を負う。発注単位は、ジョイントベンチャーのうち1社を選択してジョイントベンチャーの責任単位とすることができる。

資格分類は同じだが等級の異なる2つ以上の請負単位がジョイントベンチャーを組む場合は、資格等級の低い単位の業務許可範囲に応じて工事を請け負わなければならない。資格分類の異なる2つ以上の請負単位がジョイントベンチャーを組む場合は、ジョイントベンチャーの内部分担に基づき、各社の資格分類及び等級の許可範囲に応じて工事を請け負わなければならない。

第44条 [元請・下請制度]

工事元請負及び施工元請負を実施する場合、元請単位は、契約の約定に従い又は建設単位の認可を受けて、請け負った工事の一部を相応の資格を備えた下請単位に発注することができる。

工事元請負を実施する場合、元請単位は、その相応の資格を備えていない測量、設計、施工業務について、相応の資格を備えている下請単位に発注しなければならない。

施工元請負を実施する場合、建設工事の主体構造に関する施工は請負単位が自ら完成しなければならない。

第45条 [元請・下請の責任]

工事元請単位は、工事元請負契約の約定に従い建設単位に対して責任を負わなければならぬ。下請単位は、下請契約の約定に従い元請単位に対して責任を負わなければならない。元請単位は、元請負の建設工事に対して直接責任を負うものとし、下請単位は、契約の約定に従い下請工事について建設単位に対して連帯責任を負わなければならない。

元請単位は、下請工事に対して管理を行わなければならず、これを怠った場合は、工事の一括下請負及び当該企業の名義で他人が工事を請け負うことを許可したものとみなす。

第 46 条 [一括下請負の禁止]

請負単位がその請け負った建設工事を他人に一括下請負に出す、又はその請け負った全ての建設工事を分割した後に下請の名義でそれぞれ他人に一括下請負させることを禁止する。

第 47 条 [工事の担保制度]

全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する建設工事及び不動産開発工事の発注単位は、請負単位に工事費支払担保を提供しなければならない。請負単位は、同時に契約履行の担保も提供しなければならない。元請単位は、下請単位に対して工事費支払担保を提供しなければならない。

第 48 条 [労務下請負制度]

請負単位が労働者を使用する場合は、資格を備えた労務企業と書面により労務下請契約を締結しなければならない。労務企業は、労働者と書面により労務契約を締結しなければならない。

請負単位は、適時に労働者に対して賃金を支払わなければならない。

第 4 章 建設工事監理及び仲介サービス

第 49 条 [基本規則]

工事監理単位、仲介サービス機構及びその従業員が建築活動に従事する場合は、国の法律法規、工事建設強制基準を遵守し、独立、公正、科学、信義誠実の原則を堅持しなければならない。

本法において仲介サービスとは、建設工事のプロジェクト管理、入札募集代理、工事費コンサルティング、工事技術コンサルティング、検査測定等の専門サービス活動をいう。

第 50 条 [工事プロジェクト管理]

建設工事の測量、設計、施工、監理の資格を取得した単位は、その資格分類及び等級に相応する工事プロジェクト管理業務を請け負うことができる。

第 51 条 [監理及び仲介サービス機構の責任]

工事監理単位及び仲介サービス機構は、法律、法規及び関連の技術基準、設計書類及び建設工事請負契約、委託契約に基づき業務を展開しなければならず、当該単位の業務実績の合法性、正確性、真実性に対して然るべき責任を負わなければならない。

第 52 条 [監理及び仲介契約]

監理及び仲介サービスの委託者は、法により相応の資格を備えた、又は要求に合致する

監理単位又は仲介サービス機構に監理、仲介サービス業務を委託し、かつ書面により委託契約を締結しなければならない。

第 53 条 [強制監理の範囲]

全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する工事は、工事監理単位に工事の施工について監理を委託しなければならないものとし、その他の監理内容については委託の双方が協議により確定する。国は、建設単位が施工監理活動において工事費、進捗度、品質等を全面的に監理単位に委託して管理及び調整を行うことを推奨する。

第 54 条 [工事監理単位、監理員の義務及び権利]

工事監理単位は、相応の資格を備えた総監理工程士及び監理工程士を派遣して施工現場に駐在させなければならない。

工事監理員は、工事の設計が建設工事の品質基準又は契約に約定する品質の要求に合致していないことを発見した場合は、建設単位に報告し、設計単位に是正するよう要求しなければならず、かつ施工の一時中止を要求する権利を有する。

工事監理員は、工事の施工が工事の設計要求、技術基準及び契約の約定に合致しておらず、隠れた品質安全事故の原因の存在を発見した場合に、施工単位に是正するよう要求する権利を有する。施工単位は、監理工程士の署名をもらわずに建築材料、建築部材及び設備を工事で使用し又は取り付けてはならず、次工程の施工に進んではならない。建設単位は、総監理工程士の署名のない場合は、工事費を支払わず、竣工検査を行わないものとする。

第 55 条 [ジョイントベンチャー監理]

2つ以上の監理単位は、建設単位の書面による同意を経た後に、ジョイントベンチャーによりジョイントベンチャー監理を行うことができる。資格分類は同じだが等級の異なる 2 つ以上の監理単位がジョイントベンチャー監理を行う場合は、資格等級の低い監理単位の業務許可範囲に応じて工事を請け負わなければならない。資格分類の異なる 2 つ以上の監理単位がジョイントベンチャー監理を行う場合は、ジョイントベンチャーの内部分担に基づきそれぞれの資格等級の許可範囲に応じて工事を担当する。

第 56 条 [隸属関係及びその他の禁止]

工事監理単位は、被監理工事の請負単位及び建築材料、建築部材及び設備供給者と隸属関係又はその他の利害関係があつてはならない。

第 57 条

工事監理単位及び仲介サービス機構が委託契約の約定に従い義務を履行せず、委託者に

損失を与えた場合は、然るべき賠償責負わなければならない。

工事監理単位及び仲介サービス機構が、業務の相手方と共に謀して、相手方に違法な利益を得させようとして委託者に損失を与えた場合は、相手方と連帯賠償責任を負わなければならない。

第 58 条 [禁止行為]

工事監理、仲介サービス機構及びその従業員が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 虚偽の検査測定、鑑定検収報告、証明文書及びその他の文書を提出すること
- (2) 執務の便宜を利用して、不正な利益を得ようと図ること
- (3) 詐欺、強迫、賄賂、共謀等の違法手段により、委託者又は他人の利益に損害を与えること
- (4) リベート等の不正競争手段により業務を請け負うこと
- (5) 請け負った業務を譲渡すること
- (6) 行政機関と隸属関係又は利益関係があること
- (7) 法律、法規及び業種の規範に禁止されるその他の行為

第 5 章 建設工事の安全生産管理

第 59 条 [安全生産方針]

建設工事の安全生産管理は、安全第一、予防を主とする方針を堅持し、安全生産の責任制及び大衆による予防・管理制度を確立、整備しなければならない。

第 60 条 [安全生産規則システム]

國務院建設行政主管部門は、関連部門とともに工事安全生産の基本規程及び技術規範を制定する。省、自治区、直轄市建設行政主管部門及び関連部門は、当該地区及び専門工事の特徴と結びつけて、国の定める基準を下回らない、当該地区に適用する安全規程及び技術規範を制定することができる。

建築活動に従事する建設単位、測量、設計、施工、監理企業は、国の建設工事安全規程及び技術規範を厳格に執行しなければならず、かつ規程及び規範に従い当該企業の安全規程及び技術規則を制定しなければならない。

企業は、その生産過程において、請け負った工事プロジェクトについて、特別安全施工組織設計を作成し、安全生産を保証しなければならない。

第 61 条 [安全防護制度]

建設単位は、施工企業に対して施工現場と関係のある地下パイプラインの資料を提供しなければならない。施工企業は、これを保護する措置を講じなければならない。

施工企業は、都市の市内の施工現場に対して封鎖管理を実施しなければならない。施工現場が、隣接する建築物、構築物、パイプライン及び特殊な作業環境に対して損害をもたらすおそれがある場合は、施工企業は安全防護措置を講じなければならない。

施工企業は、作業員及びその他施工現場に進入する者に対して完全かつ適格な安全防護用具を提供しなければならない。

第 62 条 [現場の環境保護制度]

建築施工企業は、環境保護及び安全生産に関する法律、法規を遵守しなければならないものとし、施工現場における各種の粉塵、排気、廃水、固体廃棄物及び騒音、振動の環境に対する汚染及び人体の健康への危害を抑制し、及び処理するための措置を講じなければならない。

第 63 条 [建設単位が認可申請手続を行うべき事由]

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、建設単位は国の関連規定に基づき認可申請手続を行わなければならない。

- (1) 認可された計画用地範囲外の土地を一時的に使用する必要のある場合
- (2) 道路、配管、電力、郵便通信等の公共設備を損壊する恐れのある場合
- (3) 一時的な断水、停電、道路交通の遮断を必要とする場合
- (4) 爆破作業を行う必要がある場合
- (5) 法律、法規が定める認可申請手続を行うべきその他の事情がある場合

第 64 条 [安全生産監督制度]

国は、建設工事安全生産監督管理制度を実施する。

國務院建設行政主管部門は、各種建築物の建築及び市政インフラ設備の安全生産管理に責任を負う。國務院関連部門は、職責分担に応じて当該専門工事の安全生産の監督管理に責任を負う。建設行政主管部門及び関連部門は、法に従い安全生産監督管理部門による安全生産業務の指導及び監督を受け入れる。

第 65 条 [安全責任制度]

建設単位、測量、設計、施工、監理企業は、法に従い建設工事の安全生産の責任を負う。

元請負企業は、請負工事に対して主な安全責任を負うものとし、下請企業は、相応の責任を負う。ジョイントベンチャー請負企業間の安全責任の分担は、企業が契約において約定する。

企業の法定代表者は、当該企業の安全生産に対して責任を負う。プロジェクト責任者、安全生産専門管理者は、安全生産に対して相応の責任を負う。

第 66 条 [安全訓練教育制度]

施工企業は、安全生産教育訓練制度を確立し、健全なものとし、従業員の安全生産に対する教育訓練を強化しなければならない。安全生産教育訓練を受けていない者は、施工業務に従事してはならない。

第 67 条 [任意傷害保険制度]

施工企業は、工事プロジェクトを単位とし、施工現場で危険作業に従事する従業員のために建設工事任意傷害保険に加入しなければならない。任意傷害保険費用は、工事建設の原価に計上する。

建設工事任意傷害保険の具体的な規則については、国務院建設行政主管部門が関連部門とともに制定する。

第 68 条 [建設工事の構造の変更及び解体]

構造の変更にかかる建設工事について、建設単位は、施工の前に相応の資格を備えた設計単位に委託して設計案を提出させなければならない。設計案がない場合は、施工してはならない。

建築物の解体は、相応の資格を備えた建築施工企業が請け負わなければならない。

第 69 条 [工事技術、設備の淘汰制度]

国は、施工の安全に著しい危険を及ぼす工事技術、設備、材料に対して淘汰制度を実施する。

具体的な目録は、国務院建設行政主管部門が国務院のその他の関連部門とともに制定し、かつ適時公布する。

第 70 条 [緊急対応マニュアル制度]

施工企業は、当該企業の安全生産事故の緊急救援マニュアルを制定しなければならず、緊急救援組織を設立し、又は緊急救援人員を配置し、緊急救援器材、設備を配備し、かつ定期的に演習を実施しなければならない。

第 71 条 [事故報告制度]

安全生産事故が発生した場合は、施工企業は緊急措置を講じて死傷者及び事故の損失を軽減させ、かつ直ちに現地の建設行政主管部門又はその他の関連部門に報告しなければならない。

第 72 条 [事故調査処理制度]

建設工事生産安全事故の調査及び処理については、建設行政主管部門とその他の関連部門が安全生産監督管理部門とともに責任を負う。

第 6 章 建設工事の品質管理

第 73 条 [強制基準の制定]

建設工事の測量、設計、施工は、国家建設工事品質強制基準の要求に合致し、建設工事の合理的な使用期間内の品質を保証しなければならない。

国家建設工事品質強制標準は、國務院建設行政主管部門が関連部門とともに制定する。省、自治区、直轄市建設行政主管部門は、関連部門とともに国家建設工事品質強制基準に基づき、当該地区の状況に適応した地方基準を制定する。

建設工事の品質に関する国家基準が建築の品質保証の要求を満たすことができない場合は、速やかに修正しなければならない。

第 74 条 [品質マネジメントシステム認証制度]

国は、建築活動の単位に対して品質マネジメントシステムの認証取得を推進する。

第 75 条 [品質責任]

建設単位、測量、設計、施工、監理、建築部材の生産及び供給企業は、法に従い建設工事の品質に対して然るべき責任を負わなければならない。

建設工事について元請負を実施する場合は、工事の元請単位が工事の品質に責任を負うものとする。元請単位が建設工事をその他の単位に下請に出す場合は、下請工事の品質について下請単位と連帯責任を負わなければならない。下請単位は、元請単位の品質管理を受けなければならない。

第 76 条 [施工図の審査制度]

建設単位は、建築物の建設工事及び市政インフラ設備の測量文書及び施工図設計書類を相応の資格を備えた審査機構に審査を委託し、審査に合格した後にはじめて使用することができる。

第 77 条 [竣工検収制度]

建設工事の竣工検収は、建設単位が完成させなければならない。建設工事は、竣工検収に合格した後でなければ、使用に供してはならない。竣工検収に引き渡す建設工事は、國務院の定める竣工検収条件を備えていなければならず、かつ規格、消防、環境保護部門の検査による認可を受けていなければならない。建設単位は、竣工検収日より 15 日以内に竣工検収報告書を建設行政主管部門及び関連部門に届け出なければならない。

建設行政主管部門又は関連部門は、建設単位が竣工検収の過程で国の品質管理に関する

規定に違反した行為を発見した場合は、使用の停止を命じ、改めて竣工検収を行わなければならない。

第 78 条 [品質修繕保証制度]

建設工事は、品質修繕保証制度を実施する。

建設工事の修繕保証期間は、竣工検収に合格した日から起算する。具体的な修理保証規則は、国務院が制定する。

施工単位がその請け負った建設工事のために品質修繕保証保険に加入することを奨励する。

第 79 条 [建設文書保管制度]

建設単位は、工事の竣工検収後 3 か月以内に国の文書保管管理に関する規定に従い、所在地の県級以上の建設行政主管部門又は関連部門の指定する機構に、規定の内容を記載した建設工事文書を提出しなければならない。

第 80 条 [工事の使用の品質管理]

建築物建築の所有者又は使用者は、無断で非生産用建築物の設計用途を生産用途に変更してはならないものとし、どうしても変更しなければならない場合は、その設計文書について建設設計画部門の認可及び施工図審査機構の同意を得なければならない。

重大な災害に遭った場合は、建設工事の所有者は資格を有する測定鑑定機構に委託して工事に対して安全性の鑑定を行わなければならない。建築物建築の合理的な使用期間が満了となった場合は、所有者は資格を備えた測定鑑定機構に委託して建築物の建築に対して安全性の鑑定を行わなければならない。その他の工事については、定期的に工事の安全性を鑑定しなければならない。安全性の鑑定に不合格であった場合は、直ちに使用を停止しなければならない。

第 81 条 [監督管理]

国は、工事品質監督管理制度を実施する。

国務院建設行政主管部門又はその他の関連部門は、法により建設工事に対して品質監督を実施する。建築活動に従事する当事者は、法により実施される工事品質検査を受けなければならない。

建設工事の品質監督管理に関する具体的な規則は、国務院が制定する。

第 7 章 監督検査

第 82 条 [監督機関及び職員の行為規則]

行政機関及び職員は、監督検査を実施する場合、法による行政、人民のための行政執行

の原則を堅持し、法定手続を遵守し、説明、告知等の法定義務を履行しなければならず、部門又は個人の私利を図ってはならず、検査対象者の正常な生産、生活秩序を妨害し、その合法的権益を侵害してはならない。

第 83 条 [法律執行機関における等級監督]

上級機関は、下級機関に対して指導及び監督を実施し、下級機関の行政違法行為及び不正行為を速やかに是正させる。下級機関に違法行為又は不正な行政行為があった場合は、下級機関に対して「行政法律執行監督通知書」を発行し、期限を定めて是正を命じることができる。期限に従い是正しない場合は、同級の人民政府に是正を命じるよう求めることができる。同級の政府が是正を命じなかった場合は、上級機関はその同じ等級の人民政府に報告し、その同じ等級の人民政府が是正を命じる、又は法に従いその行政行為を直接取消すものとする。

第 84 条 [信用制度]

行政機関が法に従い建築活動に従事する相手方に対して監督検査を実施する場合、監督検査の状況及び処理結果を記録し、監督検査員及び検査対象者が署名した後、これを保存しなければならない。公衆は、行政機関の監督検査記録を閲覧する権利を有し、行政機関が監督検査結果を社会に対して公開することもできる。但し、国家機密、営業秘密及び個人のプライバシーにかかるものを除く。

第 85 条 [監督検査措置]

行政機関が監督検査を行う場合、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 建築活動の作業現場に立入り、実地検査を行う。
- (2) 関連の文書及び資料を精査することができる。
- (3) 安全事故の隠蔽が発覚し、工事の品質問題に影響する場合に、直ちに排除又は是正を命じる。
- (4) 本法の規定に違反する各種行為を是正するために必要な措置

第 86 条 [被許可者に対する定期検査]

企業及び個人の業務従事許可の実施に責任を負う行政主管部門は、被許可者が許可条件を備えているか否かを隨時監督検査できるほか、定期検査の方式を採用することもでき、全ての被許可者が許可条件に合致しているか否かについて全面的に監督検査を実施する。但し、定期検査の期間は、基本的に 2 年を下回ってはならない。

第 87 条 [法律執行の委託]

法律、行政法規において委託を明確に禁止する事項を除き、関連行政主管部門は、専門

の法律執行監督機構への委託の必要性に基づき、建設工事の入札、品質、安全、工事費、契約等の市場行為について具体的な監督検査業務を実施することができる。

第 8 章 法律責任

第 88 条

政府及びその所属部門の職員に次の各号に掲げるいずれかの行為があった場合は、その上級行政機関又は監察部門が是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に従い行政処分を与える。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

- (1) 条件に合致しない申請に対して行政許可を与える、又は法定の職権を超えて行政許可を与える決定を行った場合
- (2) 法定条件に合致する申請に対して行政許可を与えない、又は法定期間内に行政許可の決定を行わなかった場合
- (3) 発注単位が入札募集により発注する工事を指定の請負単位に発注するよう限定した場合
- (4) 調査により判明した重大な品質、安全事故及びその違法行為について法に従い記録せず、公告しなかった場合
- (5) 監督検査において法定手続に違反し、違法に強制措置を講じ、相手方の合法的権益を損ねた場合
- (6) 法定条件を備えていない単位に違法に委託して行政管理の権限を行使し、又は受託単位に対して法に従い監督を実施しなかった場合
- (7) 法に従い公民、法人及びその他の組織の苦情申立、通報を受理せず、又は速やかに調査、処理しなかった場合
- (8) 検査監督の職責を履行せず、下級機関及び行政の被許可人に対して監督検査を行わず、又は検査中に発見した問題を法に従い是正しなかった場合
- (9) 行政の相手方の違法行為に対して法に従い記録せず、又は公衆に精査させなかつた場合

第 89 条

本法の規定に違反し、建設単位が施工許可証を取得せずに無断で施工した場合は、是正を命じなければならず、期限を定めて施工許可手続を改めて行わせる。着工条件に合致しないものについては施工の停止を命じ、5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。期限を超過しても是正しない又は施工を継続する場合は、関連部門が同級人民政府の認可を経て、関連単位に水道、電気、光熱等の供給を停止させるよう命じる等の措置を採り、或いは工事停止を命じても継続した違法建築を強制的に取り壊す。行政機関が上記の強制措置を取る場合は、行政強制措置の決定の 7 日前までに、予定する措置を書面により建設単位に告知し、かつ施工単位に写しを送付しなければならない。建設単位が施工を是

正、停止する場合は、それ以上、行政強制措置を講じてはならない。

施工許可証を詐欺により取得した場合は、前項の規定を執行する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 90 条

本法の規定に違反し、建設単位が法に従い施工中止の報告をせずもしくは施工再開の報告をしない、又は法定許可条件に重大な変化が発生しながら、建設単位が変更申請しなかった場合は、是正を命じる。許可条件に合致しない場合は、施工の停止を命じる。是正を拒否し、又は施工を継続した場合は、第 89 条の規定に従い処理する。

第 91 条

本法の規定に違反し、建設単位が所有制形式、企業登記地、隸属部門を条件として、条件に合致する入札者の入札参加を制限した場合は、その入札行為は無効とし、入札募集単位に対して 5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 92 条

建設単位が本法の規定に違反し、設計単位又は施工企業等の単位に建設工事の品質及び安全基準に違反するよう要求し、工事の品質を下げ、任意に工期を短縮した場合は、是正を命じ、20 万元以上 50 万元以下の過料に処する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 93 条

本法の規定に違反し、建設単位に次の各号に掲げるいずれかの行為があった場合は、期限を定めて是正を命じる。期限を超過しても是正しない場合は、5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

- (1) 規定に従い竣工検査報告書及び関連文書を関連部門に届け出なかった場合
- (2) 規定に従い建設工事文書を提出しなかった場合
- (3) 建設工事が竣工検査に合格していないのに使用に供した場合
- (4) 規定に従い申請認可手続きを行わなかった場合

第 94 条

本法の規定に違反し、建設工事の発注が法定条件を備えていない場合、又は発注単位の発注した建設工事が法定手続及び方式に基づいていない場合は、その発注行為を無効とし、5 万元以上 20 万元以下の過料に処し、決定者に処分を与える。

第 95 条

発注単位は、相応の資格条件を備えていない単位又は個人に工事を発注した場合、その契約を無効とし、契約履行の終了を命じ、発注単位に対して 3 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

第 96 条

本法の規定に違反し、全部もしくは一部に国有資金による投資又は国の融資を利用する建設工事について、国の公布する価格計算規則及び基準に従わずに工事発注契約代金を確定した場合は、是正を命じ、かつ発注単位及び入札募集代理機構に対して 10 万元以上 30 万元以下の過料に処する。

第 97 条

本法の規定に違反し、工事代金支払担保を提供しなかった場合は、支払担保を提供すべき単位には是正を命じる。是正を拒否した場合は、担保金額の 100 分の 2 以上 100 分の 5 以下の過料に処する。

第 98 条

本法の規定に違反し、請負単位が請け負った工事を一括下請負に出し、又は違法に下請に出した場合は、是正を命じ、違法所得を没収する。測量、設計単位に対しては、契約に約定する測量費又は設計費の 100 分の 25 以上 100 分の 50 以下の過料に処する。施工単位に対しては、工事契約代金の 100 分の 0.5 以上 100 分の 1 以下の過料に処する。また、営業停止及び整理を命じ、資格等級の引下げ乃至資格証書の取上げを行うことができる。

発注単位が当該単位の等級を超えて工事を請け負った場合は、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。測量、設計又は工事監理等の単位に対しては、契約に約定する測量費、設計費又は監理報酬と同額以上 2 倍以下の過料に処する。施工単位に対しては、契約代金の 100 分の 2 以上 100 分の 4 以下の過料に処し、営業停止、整理を命じ、資格等級を引き下げることができる。情状が重い場合は、資格証書を取上げる。

詐欺により取得した資格証書、又は資格証書を取得せずに工事を請け負った場合は、施工を停止するよう命じ、これを取締り、違法所得を没収し、第 2 項の規定に従い処罰する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 99 条

本法の規定に違反し、請負単位が法に従い労務企業と書面により労務契約を締結しなかった場合、又は契約に約定されたとおりに労働者に賃金を支払わなかった場合は、是正を命じる。是正を拒否した場合は、10 万元以上 30 万元以下の過料に処する。

第 100 条

施工企業に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合は、是正を命じる。期限を徒過しても是正しない場合は、営業停止、整理を命じ、5万元以上10万元以下の過料を併科することができる。損失をもたらした場合は、賠償責任を負う。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

- (1) 建設工事傷害保険に加入しない場合
- (2) 作業員及びその他の施工現場進入者に十分かつ適格な安全防護用具を提供せず、かつ安全教育を行わなかった場合
- (3) 安全技術措置、専門施工プランを制定せず、又は認可を経ずに実施した場合
- (4) 現場の安全防護措置を講じない、又は講じた措置が安全、衛生基準に合致しない場合
- (5) 国が明文をもって使用を廃止した施工安全に危険をもたらす工事技術、設備及び材料を使用した場合
- (6) 工事設計図面又は施工技術基準に従い施工しなかった場合
- (7) 法に従い安全生産教育訓練制度を確立しなかった場合
- (8) 法に従い安全生産事故緊急対応マニュアルを確立しなかった場合
- (9) 安全生産事故の発生後、報告せずに隠蔽した場合

第 101 条

施工企業が法に従い環境保護を行わなかった場合は、その情状の輕重により 10 万元以上 50 万元以下の過料に処する。

第 102 条

測量単位が工事の品質、安全基準に従い測量を行わず、設計単位が工事の品質、安全基準及び測量結果文書に従い設計を行わなかった場合は、是正を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 30 万元以下の過料に処する。工事品質事故を招いた場合は、営業停止、整理を命じ、資格等級の引下げ乃至資格証書の取上げを行う。損失をもたらした場合は、賠償責任を負わせる。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 103 条

工事監理及びその他仲介サービス機構が本法第 58 条の規定に違反した場合は、是正を命じる。情状が重い場合は、法に従い単位の資格を引下げ、又は取消すものとし、委託者又は他人に損失をもたらしたときは、賠償責任を負わせる。単位は、過失のあった登録従事者に対して求償することができる。情状が重い場合は、1~5 年間の執務停止とする。重大な品質、安全事故を招き、重大な経済的損失をもたらした場合は、その執務資格証書を取り上げ、永久に登録を許可しない。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 104 条

本法の規定に違反し、工事監理単位が工事を管理される請負単位及び建築材料、建築部材及び設備供給単位と隸属関係又はその他の利害関係にある場合は、委託監理契約は無効とする。

第 105 条

資格許可を取得する単位が、資格証書を改竄、偽造、無償貸与、譲渡し、又はその他的方式により他人に当該企業の名義により工事を請け負うことを許可した場合は、是正を命じ、違法所得を没収し、かつ施工単位に対しては、工事代金の 100 分の 2 以上 100 分の 4 以下の過料に処し、測量、設計及び工事監理等の単位に対しては、契約に約定した測量費、設計費、監理報酬と同額以上 2 倍以下の過料に処し、業務停止、整理を命じ、資格等級を引き下げることができる。情状が重い場合は、資格証書を取上げる。当該請負工事が規定の品質基準の規定に合致していないことによりもたらされた損失は、無償貸与、譲渡単位が譲受人とともに連帯賠償責任を負う。

第 106 条

本法の規定に違反し、虚偽の文書により企業資格証書を騙取した場合は、違法所得を没収し、10 万元以上 30 万元以下の過料に処し、資格証書を取上げる。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 107 条

本法の規定に違反し、企業が証書のない技術者及び訓練を受けていない労働者を採用した場合は、業務の停止を命じ、期限を定めて是正させる。期限を超過しても是正しない場合は、企業の主要責任者に対して過料を科す。情状が重い場合は、引下げ⁸乃至企業資格証書の取上げを行う。

第 108 条

法に従い登録を行っていない者が本法の規定に違反し、建築活動に従事した場合は、業務停止を命じ、違法所得を没収する。執務資格証書を取得していない者は、5 年間は執務資格を申請してはならない。すでに執務資格を取得している場合は、3 年間は登録してはならず、情状が重い場合は、その執務資格証書を取上げる。

単位の直接責任者に対して 1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。損失をもたらした場合は、行為者及び単位が連帯賠償責任を負う。

⁸ 訳注：原文は「降低直至吊销企业资质证书」ですが、「降低」のうしろに「资质等级」が抜けていると思われます。

第 109 条

登録執務人員が本法の規定に従いその業務実績に署名しなかった場合は、違法所得を没収し、1 万元以上 5 万元以下の過料に処し、1 年間の業務停止を命じる。建設工事の品質、安全事故を招いた場合は、2 年間の業務停止を命じる。重大な品質安全事故を引き起こした場合は、執務資格証書を取上げる。損失をもたらした場合は、登録執務者及び従事単位が契約に約定された測量費、設計費、監理報酬等のサービス費用の 3 倍以上 10 倍以下の連帯賠償責任を負わせる。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 110 条

登録執務者が本法第 9 条の規定に違反した場合は、業務停止を命じ、違法所得を没収し、2 年間の執務停止を命じる。情状が重い場合は、執務資格証書を取上げる。

第 111 条

工事発注及び受注において、贈収賄があった場合は、賄賂金及び物品等を没収し、かつ 5,000 元以上 5 万元以下の過料を併科し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、処分を与える。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

工事請負において贈賄を行った請負企業は、前項の規定に従い処罰を与えるほか、その情状の軽重により、業務停止、整理を命じ、資格等級の引下げ乃至資格証書の取上げを行うことができる。

第 112 条

本法の規定に違反し、構造変更の建設工事にかかり、建設単位が設計変更を行わない場合は、是正を命じ、5 万元以上 10 万元以下の過料に処する。損失をもたらした場合は、賠償責任を負わせる。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 113 条

本法の規定に違反し、建築物の建築所有者もしくは使用者が無断で非生産性建築物の設計用途を生産用途に変更した場合、又は安全鑑定を行うべきであっても行わなかった場合、又は安全鑑定に不合格であったにもかかわらず依然として使用した場合は、是正を命じ、かつ 5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。

第 114 条

本法に定める業務停止、整理、資格等級の引下げ及び資格証書の取上げの行政処罰は、資格証書を交付する機関が決定する。その他の行政処罰は、建設行政主管部門又は関連部門が、法律及び国務院が規定する職権範囲に従い決定する。国務院建設行政主管部門又は関連部門は、国務院の決定に基づき、違法行為の取締りの管轄について具体的な規定を提

案することができる。

第9章 附則

第115条 [公民、法人又はその他の組織が建築活動に対する監督]

公民、法人又はその他の組織は、建築活動の公共情報を知る権利を有する。公民、法人又はその他の組織は、関連規定に従い建設行政主管部門及び関連部門が各種建築活動の違法行為を通報、苦情申立することができる。

第116条 [建築労働者訓練基金]

国は、建築労働者訓練基金を設立し、建築労働者の訓練に用いる。訓練基金の財源及び訓練方法は、建設行政主管部門が関連部門とともに規定する。

第117条 [法律適用]

省、自治区、直轄市人民政府が確定する小型建築物の建築工事については、本法を参照して執行する。

法による審査を経て文化財として保護される記念建築物及び古建築物等の修繕は、文化財保護に関する法律の規定に従い執行する。

危険・災害救助及びその他の臨時の建築物工事、並びに農民が自己建設する低層住宅の建築活動については、本法を適用しない。

第118条 [軍用建築物の建築工事の管理]

軍用建築物の建築工事の建築活動に関する具体的な管理方法は、國務院、中央軍事委員会が本法に基づき制定する。

第119条 [施行日]

本法は、200 年 月 日より施行する。

税収徵收管理規則（試行）

[税收减免管理办法(试行)]

（国家稅務總局 2005年8月3日公布 2005年10月1日施行）

第1章 総則

第1条

減免税管理業務を規範化及び強化するため、「中華人民共和国稅収徵收管理法」（以下「稅収徵收管理法」という）及びその実施細則並びに稅収に関する法律法規、規則の減免税に対する規定に基づき、本規則を制定する。

第2条

本規則における減免税とは、稅収の法律法規及び國の稅収関連規定（以下「稅法規定」という）に基づき、納稅者に対して減税、免税することをいう。減税とは、納稅すべき稅額から一部稅額を減額徵收することをいう。免税とは、ある稅種、ある項目の稅額の徵收を免除することをいう。

第3条

各級稅務機關は、法に従い、公開、公正、効率、便利の原則を遵守し、減免税管理を規範化しなければならない。

第4条

減免税は、認可類減免税（原文は「報批類減免税」）と届出類減免税（原文は「備案類減免税」）とに区分される。認可類減免税とは、稅務機關が審査認可すべき減免税項目をいう。届出類減免税とは、審査認可手続きを取り消した減免税項目及び稅務機關の審査認可を必要としない減免税項目をいう。

第5条

納稅者が認可類減免税を享受する場合、相応の資料を提出して申請を行い、本規則の規定に基づき審査認可権限を有する稅務機關（以下「権限を有する稅務機關」という）によって審査認可を経て確認した後に執行しなければならない。規定に従い申請しない、又は申請したが権限を有する稅務機關による審査認可の確認を受けていない場合は、納稅者は減免税を享受することはできない。

納稅者が届出類減免税を享受する場合、届出を行い、稅務機關により届出の登記がなされた後に、その登記届出日から執行するものとする。納稅者が規定に基づいて届出を行っていない場合、一律に減免税を行ってはならない。

第 6 条

納税者が同時に減免項目と非減免項目に従事している場合は、それぞれ区別して計算し、減免項目の税の算出根拠及び減免税限度額を個別に計算しなければならない。個別に計算できない場合は、減免税を享受することはできない。計算が不明確な場合は、税務機関が合理的な方法に基づき査定する。

第 7 条

納税者は、法に従い減免税待遇を享受することができるにもかかわらず、享受しておらず余分に納税した場合、明確な規定がなく税務機関の審査認可を受ける必要があり、又は申請期間の規定がない場合は、納税者は、税収徴収管理法第 51 条に定める期間内に減免税の申請を行い、余分に納付した税額の還付を要求することができるが、銀行の同一期間の預金利息は加算しない。

第 8 条

減免税の審査認可機関は、税収に関する法律、法規、規則により設定する。国家税務総局による審査認可を受けなければならないと規定された場合、各省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関を経由して国家税務総局に報告する。省級税務機関及び省級以下の税務機関による審査認可を受けなければならないと規定された場合、各省級税務機関が審査認可し、又は審査認可権限を確定するものとし、原則として納税者が所在する県（区）の税務機関が審査認可する。減免税額が比較的大きい又は減免税条件が複雑な項目については、各省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関が効率と利便性、監督と責任の原則に基づき、適切に審査認可権限を区分することができる。

各級税務機関は、規定の権限及び手続きに従い減免税の審査認可を行わなければならず、越権又は規定違反による減免税の審査認可を禁止する。

第 2 章 減免税の申請、申告及び審査認可の実施

第 9 条

納税者は、認可類減免税を申請する場合、政策に規定される減免税期間内に、主管税務機関に書面による申請を提出し、かつ次の各号に掲げる資料を送付しなければならない。

- (1) 減免税申請報告。減免税の理由、根拠、範囲、期間、数量、金額等を列記する。
- (2) 財務諸表、納税申告表
- (3) 関連部門が交付した証明資料
- (4) 税務機関が提出を求めるその他の資料

納税者が送付する資料は、真実、正確、全て揃ったものでなければならない。税務機関は納税者に対しその申請する減免税項目と関係のない技術資料及びその他の資料の提出を

要求してはならない。

第 10 条

納税者は、主管税務機関に減免税を申請することができ、また権限を有する税務機関に直接申請することもできる。

納税者の所在地の主管税務機関が受理し、上級税務機関が審査認可すべき減免税の申請は、主管税務機関は申請を受理した日から 10 執務日以内に権限を有する上級税務機関に直接報告しなければならない。

第 11 条

税務機関は、納税者が提出した減免税申請に対し、次の各号に掲げる状況に基づきそれぞれ処理しなければならない。

- (1) 申請した減免税項目が法に従い税務機関の審査を経た後に執行される必要のない場合、速やかに納税者に対し受理する必要のないことを通知しなければならない。
- (2) 申請した減免税の資料が詳細でない又は誤りが存在する場合、納税者に対して通知し、かつ更正を許可しなければならない。
- (3) 申請した減免税の資料が揃っていない又は法定の形式に合致していない場合、5 執務日以内に納税者が補正すべき全ての内容を 1 回で通知しなければならない。
- (4) 申請した減免税の資料が揃っており、法定の形式に合致している場合、又は納税者が税務機関の要求に従い全て補正した減免税資料を提出した場合は、納税者の申請を受理しなければならない。

第 12 条

税務機関が減免税申請を受理した又は受理しなかった場合、当該機構の専用印を押捺し、期日を明記した書面による証明書を交付しなければならない。

第 13 条

減免税の審査認可は、納税者が提供した資料と減免税の法定条件との関連性を審査するものであり、納税者の真実の申告責任を変更するものではない。

税務機関が申請資料の内容に対して実地調査を行う必要がある場合、2 名以上の職員を派遣し、規定の手続に従い実地調査を行い、かつ調査状況を記録しなければならない。上級税務機関は、減免税に対する実地調査の業務量が多く、時間がかかる場合、企業所在地の区・県級の税務機関に具体的な実施を委託することができる。

第 14 条

減免税期間が 1 納税年度を超える場合は、1 回限りの審査認可を行う。

納税者の減免税を享受する条件に変化が生じた場合は、変化が生じた日から 15 執務日以内に税務機関に報告しなければならず、税務機関の審査認可を経た後に、その減免税を停止する。

第 15 条

権限を有する税務機関は、納税者の減免税申請に対して、次に規定する期間に従い速やかに審査認可業務を完了し、審査認可の決定を行わなければならない。

県、区級税務機関が審査認可の責任を負う減免税は、20 執務日以内に審査認可の決定を行わなければならない。地・市級税務機関が審査認可の責任を負う減免税は、30 執務日以内に審査認可の決定を行わなければならない。省級税務機関が審査認可の責任を負う場合は、60 執務日以内に審査認可の決定を行わなければならない。規定の期間内に決定できない場合、本級税務機関の責任者の認可を得て、10 執務日延長することができるものとするが、期間延長の理由を納税者に通知しなければならない。

第 16 条

減免税申請が法定条件、基準に合致している場合、権限を有する税務機関は規定の期間内に減免税を許可する書面決定を出さなければならない。法に従い減免税を許可しない場合は、その理由を説明し、かつ納税者に法に従った行政不服審査の申立又は行政訴訟の提起をする権利があることを通知しなければならない。

第 17 条

税務機関が行った減免税の審査認可決定は、決定の日から 10 執務日以内に納税者に対し減免税の審査認可の書面決定を送達しなければならない。

第 18 条

減免税の審査認可が下りるまでは、納税者は規定に従い納税申告を行わなければならぬ。

第 19 条

納税者は、届出類減免税が執行される前に、次の各号に掲げる資料を主管税務機関に提出しなければならない。

- (1) 減免税政策の執行状況
- (2) 主管税務機関が提出を求める関連資料

主管税務機関は、納税者の減免税届出を受理してから 7 執務日以内に届出登録業務を完了し、かつ納税者に執行するよう通知しなければならない。

第3章 減免税の監督管理

第20条

納税者がすでに減免税を享受している場合、正常な申告として扱い、減免税の申告を行わなければならない。

納税者の減免税が期間満了となった場合、納税申告を行わなければならない。

税務機関及び税収管理職員は、納税者がすでに享受している減免税の状況に対して管理監督を強化しなければならない。

第21条

税務機関は、納税検査、法執行検査又はその他専門項目検査と関連づけて、毎年定期的に納税者の減免税事項について精査、整理を行い、監督検査を強化する。主な内容には、次の各号に掲げるものがある。

- (1) 紳税者が減免税の資格条件に合致しているか、関連状況を隠蔽する又は虚偽の資料を提供する等の手段により減免税を騙取していないか。
- (2) 纳税者の減免税を享有する条件に変化が生じた場合、変化した状況に基づき税務機関の再審査を受けた後に減免税を行っているか。
- (3) 減免税の税額に規定の用途がある場合、納税者が規定の用途に従い減免税額を使用しているか。減免税の期間に規定がある場合、免税期間満了後に納税を行っているか。
- (4) 纳税者が納税機関の認可を得ずに無断で減免税を享有している状況が存在しないか。
- (5) すでに減免税を享有していることを申告しているか。

第22条

減免税の審査認可は、審査認可担当者責任制を採用し、各級税務機関は、減免税の審査認可を職場責任制考查システムの中に組み入れ、税収行政法執行責任追及制度を確立しなければならない。

- (1) 健全な審査認可のフォロー及びフィードバック制度を確立する。各級税務機関は、定期的に審査認可業務状況に対してフォロー及びフィードバックを行い、適時、審査認可業務メカニズムを整備しなければならない。
- (2) 審査認可した記録文書の評価審査制度を確立する。各級審査認可機関は、各種審査認可資料の記録文書を作成し、各種記録文書資料を適切に保管し、上級税務機関は定期的に記録文書資料に対して評価審査を行わなければならない。
- (3) 階層監督制度を確立する。上級税務機関は、経常的に監督を行う制度を確立し、下級税務機関の減免税審査認可業務に対する監督を強化する。これには、本規則に定める権限、条件、期限等に従い減免税の審査認可業務を実施しているか否かも含まれる。

第 23 条

税務機関は、本規則に定める期間及び手続に従い、公正透明、廉潔、効率及び納税者の利便性の原則に基づき、納税者が申請した減免税事項を速やかに受理及び審査認可しなければならない。客観的原因により速やかに受理又は審査認可しなかった場合、又は規定の手続に従い審査認可及び事実審査を行わなかったことにより審査認可の誤りをもたらした場合は、税収徵収管理法及び税収法執行制度責任制の関連規定に基づき責任を追及しなければならない。

第 24 条

納税者の実際の経営状況が減免税の規定条件に合致しない又は欺瞞的手段を講じて減免税を騙取した場合、減免税の享有条件に変化が生じたが速やかに税務機関に報告しなかつた場合、及び本規則に規定する手続に従い認可の申請を行わず無断で減免税を行った場合、税務機関は税収徵収管理法関連規定に従い処理する。

税務機関の責任により審査認可又は事実審査に誤りが生じ、企業の未納又は過少納付をもたらした場合、税収徵収管理法第 52 条の規定に従い執行する。

税務機関が権限を越えて減免税を行った場合は、税収徵収管理法第 84 条の規定に従い処理する。

第 25 条

税務機関は、形式よりも実質を重んじる原則に従い、企業の実際の経営状況に対して事後監督検査を行わなければならない。検査において、関連の専門技術又は経済鑑定部門の認定に誤りを発見した場合は、速やかに関連認定部門と協力して、是正を具申し、速やかに関連納税者の優遇資格を取り消し、関連責任者の法律责任の追及を督促しなければならない。関連部門が違法に証明を提供し、未納、過少納付を招いた場合は、「中華人民共和国税収徵収管理法実施細則」第 93 条の規定に従い処理する。

第 4 章 減免税の届出

第 26 条

主管税務機関は、納税者の減免税管理台帳を設け、減免税の認可期日、項目、年限、金額を詳細に登記し、減免税の動態管理監督体制を確立しなければならない。

第 27 条

「風害、火災、水害、地震」等の深刻な自然災害及び国が確定した「かつての革命拠点、少数民族地区、辺境地区、貧困地区」に該当する場合、及び西部地区の新設企業の年度減

免が中央収入の税収が 100 万元に到達又はこれを超えた場合、国家税務総局は審査認可を行わないものとし、審査認可権限は各省級税務機関が具体的に確定する。審査認可の税務機関は、納税単位ごと（原文は「分戸」）に減免税の状況（減免税項目、減免依拠、減免金額等を含む）を省級税務機関に届出なければならない。

第 28 条

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関は、毎年 6 月末までに書面にて国家税務総局に前年度減免税状況及び総括報告を報告、送付しなければならない。国家税務総局が審査認可した減免税事項の実施状況は、省級税務機関が書面により報告しなければならない。

減免税総括報告の内容には、減免税の基本状況及び分析、減免税政策の実施状況及び存在する問題、減免税管理経験並びに提案を含む。

第 29 条

減免税の計算、統計方法は、別途規定し、通達する。

第 5 章 附則

第 30 条

本規則は、2005 年 10 月 1 日より施行する。以前の規定が本規則に抵触する場合は、本規則に基づき執行する。

第 31 条

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局、地方税務局は、本規則に基づき具体的な実施案を制定することができる。

付属文書

企業所得税減免税審査認可条件

1 ソフトウェア開発企業、集積回路設計企業の所得税優遇

- (1) ソフトウェア開発企業は、以下の条件を同時に備えていなければならない。
- ① 省級情報産業主管部門が交付したソフトウェア企業認定証書を取得していること
 - ② コンピュータソフトウェアの開發生産、システムインテグレート、アプリケーションサービス及びその他相応の技術サービスを主要業務としていること、単純なソフトウェア取引に従事する企業は享受することはできない。
 - ③ 自社開発もしくは自社が知的財産権を所有するソフトウェア製品を 1 種類以上有してい

ること、又は資質等級認証を取得したコンピュータ情報システムイングレーション等のサービスを提供していること

- ④ ソフトウェア開発及び相応の技術サービス等の業務に必要な技術設備及び経営場所を有していること
- ⑤ ソフトウェア製品開発及び技術サービスに従事する技術者数の企業従業員総数に占める比率が 50%を下回らないこと
- ⑥ ソフトウェア技術及び製品の研究開発経費の企業のソフトウェア収入に占める比率が 8%以上であること
- ⑦ ソフトウェアの年間販売収入の企業年間総収入に占める比率が 35%以上に達し、このうち自社生産ソフトウェアの収入がソフトウェア販売収入の 50%以上を占めていること

(2) 集積回路設計企業は、以下の条件を同時に備えていなければならない。

- ① 情報産業部が委託した認定機構の認定による証書、証明文書を取得していること
 - ② 集積回路設計を主要業務としていること
 - ③ 集積回路の設計開発にふさわしい生産経営場所、ソフトウェア・ハードウェア施設及び人員等の基本的条件を備えており、その生産過程及び集積回路設計の管理規範が設計製品の品質を保証する手段及び能力を備えていること
 - ④ 自社で設計した集積回路製品の収入及び委託を受けて設計した製品の収入の企業の年間総収入に占める比率が 30%以上に達していること
- (3) 国家計画配置内の重点ソフトウェア企業は、国家発展改革委員会、商務部、情報産業部、国家税務総局が共同で確定した重点ソフトウェア企業リストに挙げられ、かつ中国ソフトウェア協会の認定を経て国家計画布局内の重点ソフトウェア企業証書を取得しなければならない。

(4) 新設のソフトウェア企業、集積回路企業とは、2000 年 7 月 1 日以降に新たに設立された企業をいう。いわゆる利益獲得年度とは、企業が生産、経営を開始した後、初めて利益を得た納税年度をいう。企業の開業初期に欠損が生じた場合は、税法の規定に従い翌年以降に補填を繰越すことができ、補填を行った後に（又は規定の補填年限を超えた後に）利益の発生した納税年度を利益獲得年度とする。所得税の減免期間は、利益獲得年度から連続して計算しなければならず、途中で欠損が生じたことを理由として繰延べてはならない。

2 レイオフ・失業者を雇用した企業の所得税優遇

(1) レイオフ・失業者の範囲

具体的な範囲：①国有企業のレイオフ者（原文は「下崗人員」）②国有企業の失業者③国有

企業が閉鎖、破産したために再就職しなければならない者④最低生活保障を受けておりかつ1年以上失業している都市のその他の失業者

企業が雇用したレイオフ者は、労働保障部門が交付した再就業優遇証書を所持していなければならない。

(2) 商業貿易企業の具体的条件

- ① 「商業貿易企業」(原文は「商貿企業」)とは、小売業(タバコ製品の小売は含まない)、宿泊及び飲食業(観光ホテルは含まない)をいう。商業小売企業とは、商品の営業場所及びカウンターを設け、かつ自らは商品を生産せず、最終消費者に直接販売する商業小売企業をいい、総合商品販売に直接従事するデパート、スーパー・マーケット、小売店等を含む。
- ② 新設の商業貿易企業は、労働保障部門が審査発行した「新設商業貿易企業のレイオフ・失業者受入れ認定証明」を取得しなければならず、現有の商業貿易企業は、労働保障部門が審査発行した「現有商業貿易企業のレイオフ・失業者受入れ認定証明」を取得しなければならない。
- ③ 当年度に雇用したレイオフ者が規定の比率に合致していること
- ④ 採用したレイオフ者と安定した労働関係を確立し、1年以上の労働契約又は協議書を締結し、雇用従業員のために養老保険の手続を行っていること

(3) サービス型企業の具体的条件

- ① サービス型企業とは、現行営業税の「サービス業」税目に規定する経営活動に従事する企業をいい、これには広告業、サウナ、マッサージ、インターネットカフェ(原文は「網吧」)、酸素バーに従事するサービス型企業は含まない。
- ② 新設のサービス型企業は、労働保障部門が審査発行した「新設サービス型企業のレイオフ・失業者受入れ認定証明」を取得しなければならず、現有のサービス型企業は、労働保障部門が審査発行した「現有サービス型企業のレイオフ・失業者受入れ認定証明」を取得しなければならない。
- ③ その他の条件は、商業貿易企業の基準に照らして執行する。

(4) 国有大中型企业の、本業と副業の分離及び副業制度改革によって人員整理された当該企業の余剰人員が創設した経済実体

- ① 経済実体は次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。
 - i もとの企業の非本業資産、遊休資産又は政策により破産閉鎖した企業の有効資産(以下「三類資産」という)を活用していること
 - ii 独立採算を行い、財産権が明確で、かつ財産権の主体の多元化を徐々に実現していること

と

iii もとの企業の余剰人員の受入れ数が従業員総数の 30%以上 (30%を含む) に達していること

iv 雇用した従業員と労働契約を変更又は新規に締結していること

このうち、地方企業の「三類資産」の認定については、財政部門又は経済政部門の同意した国有資産管理部門が証明書を交付する。本業と副業の分離、副業制度改革の認定及びその財産権多元化の認定については、経済貿易部門が証明書を交付する。余剰人員の認定、労働契約の締結及び雇用の比率については、労働保障部門が証明書を交付する。中央企業は、国家経済貿易委員会、財政部、労働及び社会保障部が共同で公布する回答意見及びグループ会社（本社）の認定証明が必要である。

② 国有大中型企業（以下「企業」という）の本業と副業の分離、副業制度改革の範囲は、国有及び国有持株支配の大中型企業であり、このうち国有持株支配とは、国有絶対持株支配をいう。国有絶対持株支配とは、企業の全資本のうち、国の資本（株式）比率が 50% を上回る企業をいう。

③ 国有大中型企業の区分基準は、旧国家経済貿易委員会、旧国家計画委員会、財政部、国家統計局が共同で通達した「中小企業基準暫定規定の印刷発行に関する通知」（国経貿中小企〔2003〕143号）に定める企業区分基準に基づき執行する。

④ 企業の副業資産の定義の範囲について。副業資産とは、主に主体企業の主要業務との関連が密接ではなく、一定の発展潜在力を有する業務単位及び相応の資産をいい、主に本業にサービスを提供する部品加工、修理・交換、運輸、設計、コンサルティング、科学研究院等の単位が含まれる。

(5) 加工型労働就業サービス企業、地域コミュニティの（原文は「街道社区」）加工型小企業は、労働保障部門が審査発行した「加工型労働就業サービス企業のレイオフ・失業者受入れ認定証明」又は「地域コミュニティの加工型小企業レイオフ・失業者受入れ認定証明」を有するものとし、その他の条件は上記基準に従い執行する。

(6) 新設のレイオフ再就業者を雇用した企業とは、2002年9月30日以降に新たに設立した企業を指す。

3 自主再就職（原文は「自謀職業」）の都市退役兵士を雇用した場合の所得税優遇

(1) 自主再就職の都市退役兵士とは、都市の職業安定条件に合致し、雇用地の民政部門と「退役兵士自主再就職協議書」を締結し、「都市退役兵士自主再就職証明書」を受領した士官及び義務兵をいう。

(2) 納税者が自主再就職の都市退役兵士を雇用するために新設したサービス型企業（広告業、サウナ、マッサージ、インターネットカフェ、酸素バーを除く）及び商業貿易企

業（卸売り、卸売りと小売の兼営及びその他非小売業務に従事する商業貿易企業を除く）であること。このうちサービス型企業とは、現行営業税の「サービス業」税目に規定する経営活動に従事する企業をいう。

- (3) 民政部門の審査発行した、新設サービス型企業又は新設商業小売企業が自主再就職の都市退役兵士を雇用した認定証明を取得していること。
- (4) 当該年度に新規に雇用した自主再就職の都市退役兵士の数が規定の比率に達していること。
- (5) 当該者と期間 1 年以上の労働契約を締結し、及び雇用した自主再就職の都市退役兵士のために社会保険を納付していること。

4 科学研究単位及び高等教育機関が各分野に技術成果移転等を行ったことによる収入の所得税優遇

- (1) 省、自治区、直轄市及び計画単列市以上の科学技術委員会の認定を受け、同級税務機関の審査を受け、全人民所有制で独立採算を行っている科学研究機構。企業事業単位の所属研究所及び各種技術開発、コンサルティング、サービス仲介組織は含まない。
- (2) 省級以上の人民政府又は国家教育行政主管部門が認可し、国が短大以上の学歴を認めた高等教育機関、及び高等教育機関が運営する科学研究の生産、教育一体化の設計研究院、科学研究所。
- (3) 運営者（政府、教育部門等）が当該学校を運営する有効な証明書又は文書、認定登記を経た技術契約を取得しており、実際に発生した技術サービス収入の明細表を提供できること。

5 企業・事業単位が技術成果譲渡を行った場合等の収入の所得税優遇

- (1) 全人民所有制事業単位に所属する科学技術開発に従事する機構、民営科学技術機構、国有大中型企業が運営する科学技術開発を行う事業単位でなければならない。
- (2) 権限を有する認定機構により認定登記された技術契約を取得し、実際に発生した技術サービス収入の明細表を提供することができること。

6 高等教育機関の後方支援業務（原文は「後勤経済実体」）の所得税優遇

- (1) 高等教育機関の後方支援業務が所属する高等教育機関が、省級以上の人民政府又は国家教育行政主管部門の認可を受け、国が短大以上の学歴を認める高等教育機関であること。
- (2) 高等教育機関の後方支援業務体制改革の過程において、もとの高等教育機関の後方支援業務管理部門から分離して設立し、独立採算を行い、かつ法人格を有し、同時に学

校を主要サービス対象とし、その所得する収入も学校の経済実体によるものであること。

高等教育機関の後方支援業務体制改革以外で設立したその他の経済実体は、「高等教育機関の後方支援業務」の免税政策を享受することはできない。

- (3) その収入が、学生、教師、学校教学のために後方支援業務サービスを提供したことにより取得した貸出料及びサービス収入である場合は減免税優遇を享有できるが、その他の収入は享受できない。
- (4) 高等教育機関の後方支援業務改革に関する証明書を有していること。

7 制度転換した科学研究機構の所得税優遇

- (1) 国務院の認可を受けた旧国家経済貿易委員会が管理する 10 の国家局に所属する 242 の科学研究機構及び建設部等の 11 の部門（単位）に所属する 134 の科学研究機構のうち、企業に転換した科学研究機構及び企業に合併された科学研究機構であること。

科学技術部、財政部、中央機構編制委員会弁公室の審査認可を受けた国務院部門（単位）に所属する社会公益類科学研究機構のうち企業に転換した又は企業に合併された科学研究機構は、上記の優遇政策を享受できる。

- (2) 優遇を享受できる開始期日は、制度転換の登録日とする。
- (3) もとの科学研究機構の保有する持株比率が規定の基準に達していること。
- (4) 関連部門が交付した制度改革の回答及び認可を受けた制度改革案を有していること。
- (5) 科学研究機構の全体制度改革の後、新たな企業に占める株式が 50%以上に達すること。

8 中央、国務院各部門機関のサービスセンターの所得税優遇

- (1) 中央機構編制委員会弁公室の認可を受けた、後方支援業務体制 改革後の中央各部門、国務院各部門・委員会、各直属機構の機関サービスセンターであること。機関サービスセンターには、機関の食堂、車輛班、医務室、幼稚園、理髪店、クリーニング店、浴場、副食品基地（緑化基地）等の機関事務及び職員生活に後方支援業務サービスを提供する非独立採算の機関サービス単位が含まれる。
- (2) 独立経済採算を実行しつつ事業法人又は企業法人格を有し、規定に従い税務登記を行っていなければならない。
- (3) 機関内部の後方支援業務保障サービスにより取得した収入であること、すなわち国家財政が行政事務経費を全額支給する中央各部門機関業務の必要により各種労務及び技術的サービスを提供して取得した収入であること。

- (4) 改革後の機関サービスセンターは、機関内部のために提供した後方支援業務保障サービスにより取得した収入と機関以外にサービスを提供して取得した収入とを区別して計算しなければならず、区別して計算できない場合は、税収優遇政策を享受することができない。
- (5) 機関サービスセンターが人員整理による再就職者（原文は「安置分流人員」）を主として経営、サービス活動に従事する新設企業である場合、その所得税優遇の具体的な審査認可条件は次に掲げるとおりとする。
- ① 当該年度に雇用した人員整理による再就職者が企業従業員総数の60%を超えた場合は、企業所得税を3年間免除する。免税期間が満了し、その年に新たに雇用した人員整理による再就職者が企業のもとの従業員総数の30%以上を占める場合は、企業所得税の徴収を2年間半減する。
- ② 企業の従業員総数には、当該企業で働く各種人員、招聘した臨時社員、契約社員及び定年退職者を含む。
- ③ 雇用した人員整理による再就職者と安定した労働関係を確立し、1年以上の労働契約又は協議書を締結すること。
- ④ 雇用した人員整理による再就職者のもとの単位との労働契約を解除し、雇用した人員整理による再就職者のために養老保険を手続していること。
- (6) 地方省級党委員会、政府が行う機関の後方支援業務改革後の機関サービスセンターは、上記の条件に基づき執行する。

9 「現時点における国が発展を奨励する環境保護産業設備（製品）目録」を専門に生産する企業の所得税優遇

- (1) 生産する設備（製品）が現行の「現時点における国が発展を奨励する環境保護産業設備（製品）目録（第1期）」に挙げられている設備（製品）に該当すること。
- (2) 損益を独立採算、独立損益計算できること。
- (3) 地・市級以上（市級を含む）のもとの経済貿易委員会（現発展改革委員会）が発行する環境保護設備（製品）生産及び企業の認定証明を取得していること。

10 林業企業の所得税優遇

- (1) 優遇を享受する主体には、林木、林木種子及び苗木、作物の植付け並びに木材製品の一次加工に従事する全ての企業・事業単位を含む。
- (2) 林木、林木種子及び苗木、作物の植付け並びに木材製品の一次加工に従事することにより取得した所得でなければならない。林木、林木種子及び苗木、作物の植付け並びに木材製品の一次加工従事の範囲については、「財政部、国家税務総局による国有農業企業・事業単位の企業所得税徴収問題に関する通知」（財税字〔1997〕49号）の規

定に従い執行する。

- (3) 免税となる林木、林木種子及び苗木、作物の植付け並びに木材製品の一次加工従事については、その他の業務と区別して計算し、林木、林木種子及び苗木、作物の植付け並びに木材製品の一次加工従事による収入の計算状況を正確に提供しなければならない。

11 漁業企業の所得税優遇

- (1) 遠洋漁業企業が減免税を享受するには、次に掲げる条件を備えていなければならない。
- ① 農業部が交付した「遠洋漁業企業資格証書」を取得しておりかつ有効期間内であること
 - ② 遠洋漁労業務に従事して取得した所得であること
- (2) 漁業企業が減免税を享受するには、次に掲げる条件を備えていなければならない。
- ① 各級漁業主管部門が審査発行した「漁業漁労許可証」を取得しておりかつ有効期間内であること
 - ② 領海外の遠洋漁業に従事して取得した所得であること。近海及び領海内の漁業により取得した所得は優遇を享受してはならない。
- (3) 国有農業遠洋漁業企業及びその他の国有農業漁業企業が漁業類一次加工に従事して取得した所得は、「財政部、国家稅務總局による国有農業企業・事業単位の企業所得稅徵收問題に関する通知」(財稅字〔1997〕49号)の規定に従い企業所得稅の徵收を免除する。
- (4) 漁業企業は、免税業務及び徵稅業務を区別して計算できる。

12 西部大開発の所得税優遇

- (1) 西部大開発の所得税優遇を享受するには、西部地区に位置する国家奨励類産業の内資企業でなければならない。西部地区には、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、陝西省、甘肃省、青海省、チベット自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵团、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区を含む。湖南省湘西土家族ミャオ族自治州、湖北省恩施土家族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州は、西部地区の優遇政策に倣って執行する。
- (2) 投資主体が自ら建設、運営する企業でなければ優遇を享受することはできないものとし、単純にプロジェクト建設を請負った施工企業は優遇を享受することはできない。
- (3) プロジェクト業務収入と企業総収入の明細表を提供しなければならない。
- (4) 15%の減税率で納税する企業は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- ① 「現時点で国が重点的に発展を奨励する産業、製品及び技術目録（2000年改正）」に規定する産業プロジェクトを主要業務としていること
 - ② 主要業務の収入が企業総収入の70%を占めること
 - ③ 省級以上（省級を含む）の関連業種主管部門が交付した国家重点奨励の産業、製品及び技術に関する証明文書を取得していること
- (5) 新設の交通、電力、水利、郵政、ラジオ・テレビが「二免三減半」⁹優遇を享受するには、次に掲げる条件を備えていなければならない。
- ① 主要業務の収入が企業総収入の70%を占めていること
 - ② 交通企業とは、新たに投資、設立された道路、鉄道、航空、港湾、埠頭の運営及びパイプライン輸送に従事する企業を指す。新設した電力企業とは、新たに投資、設立された電力運営に従事する企業を指す。新設の水利企業とは、新たに投資、設立された河川湖沼の総合治水、洪水・冠水の防止、灌漑、水の供給、水資源保護、水力発電、水土保持、河川浚渫、河川・海の堤防建設等水利開発、水害防止に従事する企業を指す。新規の郵政企業とは、新たに投資、設立された郵政運営に従事する企業を指す。新規のラジオ・テレビ企業とは、新たに投資、設立されたラジオ・テレビ運営に従事する企業を指す。
- (6) 民族自治地方の定期的な減免税には、省級人民政府の認可文書を提供しなければならない。
- (7) 投資プロジェクトが奨励類プロジェクトに該当するか否かの判断が難しい場合は、税務機関は企業に省級以上（省級を含む）の関連業種主管部門の交付した証明文書を提出するよう要求し、かつその他の関連資料と併せて審査認定しなければならない。

13 青少年活動施設（原文は「場所」）の所得税優遇

- (1) 青少年・学生のために科学技術、文化、德育、愛国主義教育、スポーツの場を専門に提供する少年宮、青少年活動センター等の校外活動用の公益性の場所
- (2) 県級以上の共産党青年団組織が交付する青少年・学生のために公益性の活動を専門に提供している証明資料を取得していること
- (3) 文化又はスポーツ等の主管部門が審査発行した経営許可証を取得していること

14 身体障害者の専門用品の生産及び組立を行っている企業の所得税優遇

- (1) 「中国身体障害者専門用品目録（第1期）」の範囲内の身体障害者専門用品を生産及び組立を行っている企業でなければならない。
- (2) 当該企業が生産又は組立をした身体障害者専門用品の販売によって取得した年間売上高が企業の総収入の50%以上を占めていること（輸出により取得した収入は含まれない）

⁹ 新設した企業に対する所得税優遇政策。利益を計上した年から2年間は免税、その後3年間は半減される。

- (3) 帳簿・証憑が健全で、正確かつ完全な形で主管税務機関に納税資料を提供し、かつ当該企業が身体障害者専門用品を生産又は組立を行って取得した収入を単独、正確に計算することができなければならない。
- (4) 一定の生産及び組立条件及び身体障害者のリハビリテーションのためのその他の補助的条件を備えていること。このうち、
 - ① 企業の有する登録登記した義肢、矯正器製作技術者執務資格証書を取得した専門技術者の数が 2 名を下回ってはならない。その企業の生産従業員数が 20 名を超える場合、登録登記した義肢、矯正器製作技術者執務資格証書を取得した専門技術者数は全生産従業員数の 6 分の 1 を下回ってはならない。
 - ② 採寸採型、石膏加工、型抜き真空成型、研磨仕上げ、組立装着、位置調整、熱成型、義肢機能訓練等の専用設備及び工具を有していること。
 - ③ 身体障害者用の応接室は 15 平方メートルを下回ってはならず、義肢、矯正器製作室は 20 平方メートルを下回ってはならず、義肢機能訓練室は 80 平方メートルを下回ってはならない。
- (5) 身体障害者専門用品の製作技術者名簿及びその関連の「執務証書」(コピー)を提供しなければならない。

15 減免税の開始期日の計算は、次の規定に従い執行する。

- (1) 法律、法規及び国の関連税収政策に規定がある場合は、関連規定に従い執行する。
- (2) 新設企業の減免税執行を開始する生産経営日とは、納税者が初めて収入を得た日を指すものと規定する。
- (3) 新設企業が政府部門又は業種協会が交付した資質証書又はその他の資格証書を有し、かつこれをもって企業所得税減免条件とすると規定されている場合は、関連部門が資質、資格を確認した期日から、本条第 (2) 項の規定に従い残りの減免税期限内に企業所得税減免税政策を享受することができる。

保税区及び保税物流園区の貿易管理に関する問題についての通知

[商务部办公厅、海关总署办公厅关于保税区及保税物流园区贸易管理有关问题的通知]

(商務部・税関總署制定、2005年7月13日公布、同日施行)

各省、自治区、直轄市、計画单列市及び新疆生産建設兵团商務主管部門並びに各直属税関宛

WTO加盟の約束を的確に履行し、保税区及び保税物流園区内の企業に対する貿易管理を整備するため、関連の問題について以下のとおり通知する。

1 (貿易権及び国内販売権)

保税区内、保税物流園区内の企業及び個人は、「中華人民共和国對外貿易法」、「對外貿易經營者届出登記規則」、「外商投資商業分野管理規則」及びその他の関連規定に基づき、法により貿易権を取得し、国内販売権を申請することができる。上記の権限を取得した企業及び個人は、法に従い国内の区外企業及び個人（貿易権を取得していない企業及び個人を含む）と貿易活動を行うことができる。販売権を取得した外商投資企業は、法に基づき、国内において販売活動に従事することができる。

2 (国内販売及び国内仕入等)

保税区内、保税物流園区内の對外貿易經營者が区外に向けて製品を国内販売する場合、及び区外から製品を国内仕入する場合は、国の輸出入、外貨管理及び税収管理等に関する規定を遵守しなければならない。

- (1)保税区内、保税物流園区と国内の区外との間の輸出入貨物については、税關の関連規定に基づき輸出手続を行う。区内企業が對外貿易經營者の身分で国内の区外に対し貨物を販売する場合、区内企業の名義をもって通關手續及び外貨照合消込等の手續を行う。区外の企業及び個人が区内の企業及び個人から貨物を購入する場合には、現行の規定に従うものとする。
- (2)保税区内、保税物流園区内の對外貿易經營者と国外との間の輸出入貨物については、中華人民共和国が参加又は締結した国際条約並びに法律、行政法規及び関連の規則に別段の明確な規定がある場合を除き、輸出入許可証管理を実施しないものとする。
- (3)国内の区外から保税区内、保税物流園区内に搬入される「纖維品輸出臨時管理商品目録」に記載される纖維品については、税關は許可証の照合・検査を行わない。上記の貨物が実際に国外に輸出される際に、税關は、関連の規定に基づき、纖維品臨時輸出管理を実施す

る必要がある国及び地域に輸出される貨物に対して許可証に基づき通関手続を行うものとする。

3 (区内企業の設立)

保税区、保税物流園区の区内企業の設立は国の産業政策に合致しなければならず、区内のいかなる企業も国が投資を禁じる分野において生産及び経営活動に従事してはならない。

4 (税収、税関監督管理及び外貨管理)

保税区、保税物流園区内の各種企業の税収、税関監督管理及び外貨管理事項については、国家稅務總局、税關總署及び國家外貨管理局の関連規定に従うものとする。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東北地区旧工業基地の対外開放のさらなる拡大促進に関する実施意見

[国务院办公厅关于促进东北老工业基地进一步扩大对外开放的实施意见]

(国務院弁公庁制定、2005年6月30日公布、同日施行)

各省、自治区、直轄市の人民政府、国務院の各部門・委員会及び各直属機構 宛

対外開放のさらなる拡大は、東北地区等の旧工業基地の振興戦略の重要な内容であり、また、旧工業基地の振興を実現する重要な過程である。「中共中央国務院による東北地区等の旧工業基地の振興戦略の実施に関する若干意見」(中發〔2003〕11号)の精神に則り、東北地区の実状を踏まえ、国務院の承認を経て、ここに、東北地区の対外開放のさらなる拡大につき以下の実施意見を提出する。

1 外資の国有企業改編改造への参入を奨励し、体制と構造の刷新を加速する。

- (1) 国有経済に対する戦略的調整の要求に基づき、外資利用の新方式を探求、開拓し、外資の国有企業改編改造への参入を奨励し、体制と構造の刷新を促進し、旧工業基地の国有企業の市場経済適応能力を高める。
- (2) 外国投資者が買収、株式参入等の様々な方式により国有企業の再編改造に参入することを奨励する。外国投資者が国有企業を買収し、及び国有企業に株式参入した場合、旧国有企業がこれまでに形成した、返還が確かに困難である過去の未払税金は、規定の条件に従い国務院が認可した後に免除する。条件に合致する外商投資株式会社が国内外の資本市場に上場することを支援する。
- (3) 国有資産を活用する有効な形式を積極的に探求する。外商投資企業が法に従い金融資産管理会社の不良債権及び持分を購入し、かつその保有する資産に対し再編と処分を行うことを認める。
- (4) 外商投資企業の発展を促進する社会保障の環境をさらに改善する。外国投資者が国有企業の買収後に設立した外商投資企業は、労働関係の処理、経済的理由による人員削減及び社会保障等の面において、国民待遇に基づいて国の現行法律の規定及び制度を執行する。
- (5) 外国投資者の国内企業買収再編活動をさらに規律し、かつ促進する。東北地区の財産権取引メカニズムを確立、整備し、外国投資者が買収、株式参入等の方式により投資できるよう便利かつ規範的な環境を提供する。外国投資者が国有企業を買収する場合は、我が国の関連の法律及び政策に従い資産評価を行い、資産取引価格は関連部門への届出又はその審査確認（原文は「核準」）を経た資産評価結果に基づき確定される。

2 政策指導を強化し、重点業種及び企業の技術発展を推進する。

- (6) 既存の基礎に立脚し、比較優位を發揮し、もって産業全体の資質と核心的競争力の強化に重点をおき、積極的に外資を吸収して重点業種と重点企業の技術改良を加速し、導入技術の消化、吸収を強化し、自主創造能力を大幅に高め、産業のレベルの向上を推進する。
- (7) 外国投資家の重点業種及び企業への投資を支援する。外国投資家が国家重点発展対象である現代農業、設備製造業、化学工業、ハイテク技術産業及び農產品加工業等の業種に投資するよう積極的に指導し、関連産業の発展を加速し、競争力の比較的強い現代産業基地を構築する。国は、上記業種の重要なプロジェクトの配置計画において、東北地区に重点をおき、鍵となる重要な技術及び設備の導入に対し政策性貸付の支援を行い、重大プロジェクトについては認可を経て資本金比率を適切に引き下げることができる。外国投資家の投資につきすでに国の認可を得ている国債重点プロジェクトについては、認可済のプロジェクトの貸付の利息補充、補助及び資本金補助の金額を変更せず、規定に従い認可を受けた後に、中国側の国有企業の持分に転換することができる。
- (8) 外商投資優勢産業目録の対象範囲を拡大する。「中西部地区外商投資優勢産業目録」の対象となる省に遼寧省（吉林省及び黒竜江省はすでに記載されている）を追加する。当該目録に合致する東北地区の外商投資プロジェクトは、奨励類外商投資プロジェクトの輸入税収優遇政策を受けることができる。
- (9) 外国投資家のハイテク技術産業及び研究開発センターへの投資を奨励する。多国籍企業が東北地区において外資独資又は現地の企業、科学研究機構、高等研究院・学校との合弁の形式により研究開発センターを設立することを奨励する。外商投資研究開発センターは、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」（国發〔1997〕37号）及び「外經貿部等の部門による当面の外商投資のさらなる奨励に関する意見の国務院からの配布通知」（国發〔1999〕73号）の規定に従い関連の優遇政策を受けるほか、審査確認された外商投資企業技術センターが輸入する国内において生産することのできない自社用の消耗材、試薬、プロトタイプ、サンプル等について、現行の規定に従い関税と輸入段階の増增值税の免除を受けることができる。
- (10) 外国投資家が旧産業を引き継いだ再生産業（原文は「接続産業」）及び旧産業に代わる新興産業（原文は「替代産業」）に投資することを奨励する。国は、重要プロジェクトの生産力の分配において優先分配等の措置を講じ、外資が東北地区の資源枯渇型都市の精密加工及び再生産業等のプロジェクトに投入されるよう奨励、指導し、既存の資源、人材、生産能力の優位性を十分に發揮し、かつ総合的に利用し、資源枯渇型都市の構造転換を積極的に推進する。

3 開放分野をさらに拡大し、サービス業の発展水準の向上に力を入れる。

- (11) 対外開放の新情勢及び旧工業基地の優勢産業発展並びに都市機能の転換と就業のさらなる促進の需要を満たし、積極的に外資を導入して伝統的サービス業を改編し、その質を高めるとともに、現代サービス業の発展にも重点をおき、サービス貿易分野の対外開放を推進する。
- (12) 外国投資家の都市公共施設建設への投資を奨励する。都市政府が有効な監督管理メカニズムを確立し、かつ公共の利益と安全を確保することを条件に、外商投資による都市ガス、熱エネルギー及び給排水管ネットの建設、経営プロジェクトの持分比率制限を緩和し、認可を受けた場合には、外国投資者の持分支配を認める。
- (13) 金融サービス業の対外開放を拡大する。我が国のWTO加盟にあたっての金融開放に関する承諾に基づき、銀行業の対外開放をさらに拡大し、証券、先物、保険等の金融サービスの発展を加速する。外資銀行による東北地区における機構の設立及び業務の取扱開始に対し優先的に許可を与える。外資金融機関が地方都市の商業銀行に株式参入し、農村信用社の改編再編に参与することを奨励する。企業年金、農業保険等の分野において優位的地位にある外資保険会社が東北地区に進出することを奨励する。外国投資家が東北地区において合弁証券会社、証券投資基金管理会社、保険ブローカー会社及び外資保険会社の経営機構を設立する場合、優先的に許可を与える。
- (14) 外国投資家の交通運輸業への投資を奨励する。鉄道旅客運輸及び貨物運輸、越境及び国内の陸上運輸、定期又は不定期の国際海上運輸業務並びに国際コンテナ複合一貫運輸業務等については、認可を受けた場合には、外資持分比率制限を緩和する。外国投資家の航空運輸業及び一般航空業への投資を奨励する。
- (15) 外商投資物流企業のモデルケースの範囲を拡大する。外商投資物流企業のモデルケースの範囲を遼寧省、吉林省及び黒竜江省の三省に拡大することを認める。

4 地区的優位性を發揮し、区域経済協力の健全な発展を促進する。

- (16) 地域の優位性をもって、「海外進出」(原文は「走出去」)戦略の実施を通じて、周辺国家との資源、原材料、鉱産資源の開発協力をさらに深める。能動的に区域経済協力に参与し、積極的に国際市場を開拓し、商品、技術及び労務の輸出を連動させる。東北地区が周辺国家との国際貿易、投資、科学技術、旅行等の協力プラットホームを構築することを引き続き支援する。
- (17) 東北地区の国境貿易の発展に力を入れる。国境貿易の発展促進政策を検討し、税金還付、輸出入商品の経営管理、人材の往来等の分野における管理を強化するとともに、手続を簡略化する。国境貿易人民元決済規則を整備し、普及させ、貿易及び投資の利便化を促進する。東北地区における少額の国境貿易輸出貨物を人民元で決済する場合の輸出税金還付テストケースを検討する。
- (18) 東北アジア地区の国際経済技術協力を強化し、国境地区的開発と対外開放を推進する。図們江区域の国際協力開発を引き続き拡大する。国境地区的開発と対外開放の新モ

ルを積極的に探求する。国境経済合作区、互市貿易区¹⁰及び輸出加工区の建設を加速し、かつ黒河、綏芬河（東寧）、珲春、丹東等の国境地区に物流貿易集散、輸出入加工及び国際商貿観光等の機能を備えさせる。

- (19) 合弁、合作、買収等の様々な方式による国境外開発を奨励する。より積極的に関連政策を検討し、政策支援体系を整備し、東北地区企業の国境外重点開発プロジェクトに対する前期費用の補助、国内貸付の利息補充の支援の程度を拡大し、その製品を優先的に輸入させる。
- (20) 資格を有する企業が積極的に海外支援プロジェクトの競争入札に参加し、かつ対外合作プロジェクトを引き受けることを奨励する。国外工事の請負並びに国外投資によって設備及び労務の輸出を促進できる生産加工型プロジェクト及び技術合作プロジェクトについては、国は現行の国内貸付利息補充、優遇貸付及び国外展覧、広告等市場開拓費用の補助等の面においてさらに支援を拡大する。
- (21) 大連東北アジア国際水上運輸センターの発展を加速する。港施設の建設を強化し、大連港の開放度をさらに拡大し、外資の吸収と水上輸送要素の収集の能力を強化する。大連の「区港連動」¹¹モデルケースの範囲の拡大を検討する。外国投資家が投資する大型港・埠頭、奨励類の臨港工業及び物流プロジェクトについては、政策上の支援を行い、かつ優先的に審査認可を与える。

5 良好的な発展環境を構築し、対外開放の加速を保障する。

- (22) 国外優遇貸付による東北地区のインフラ建設の支援、並びに環境保護、教育、公共医療衛生等の社会事業の発展の効力を高める。政府機能をさらに転換して、サービス意識とサービスレベルを向上させ、外商投資企業の経営活動に便利な条件と良好な環境を提供する。
- (23) 既存の開発区の発展水準をさらに高める。開放の環境の下での自主創造を特徴とする東北地域の創造体系の建設を大きく推進させ、既存の開発区の自主創造能力を高める。東北地区に設置される国家級の開発区、並びに発展が比較的良好であり、産業特性が明らかであり、連動力が比較的に強い省級の開発区は、認可済の計画面積を十分に利用していることを条件に、土地利用総体計画及び都市総体計画に基づき、土地市場統

¹⁰ 「互市貿易」とは、辺境線 20km 以内で中国政府の承認の下で開放された地域又は市場において一定の数量や金額を超えない商品交換を行うことであり、「互市貿易区」とは互市貿易のために開放された地域のことである。

¹¹ 「区港連動」とは、即ち保税区の政策的優位性と港湾の地理的優位性の連動のことであり、保税区の特別政策を近隣の港地区に適用し、保税区と港の間の区域連動、機能連動、情報連動、管理連動を実現し、その地域を主に物流業を発展させるための特殊区域として運営する政策をいう。

治整備の要求に従い、規定の手続を履行し、用地の規模を合理的に確定することができる。東北地区がその他の地区的成功経験を参考して、EU 及びその加盟国又はその他の先進国を合作パートナーとして、既存の開発区の中から基礎条件が比較的によいものを選択し、新型工業園区として建設し、現代製造業拠点を建設することを支援する。

- (24) インフラ建設を強化する。東北地区の港及び国境の港、道路、鉄道、橋梁及び国境都市、国境農場のインフラ建設に対する国の資金投入力を強化し、東北東部鉄道貫通工事を速やかに建設し、ロシア行きの路線、港、港湾、及び朝鮮行きの路線、港、区域の一体化建設を促進し、国外合作プロジェクトの実施を推進する。国は、対外援助の実施において、東北地区の国境港に通じる交通、港湾、空港等のインフラ建設プロジェクトを優先的に計画する。
- (25) 外国投資者が投資合作により職業教育訓練機構を設立することを奨励する。外国投資者が「中華人民共和国中外合作学校経営条例」の規定に従い、中国の高等教育機関、職業教育機構と合作して各種の職業技能人材、国際ビジネス人材を育成する高級職業技能教育訓練機構を設立する場合は、国の法律法規に別段の規定がある場合を除き、国内のその他の職業教育機構と同等の待遇を受けることができ、また、関連部門は、当該機構が輸入する科学研究及び教育用品の輸入税免除の税収優遇政策の問題について積極的に検討しなければならない。中央財政の支援条件に合致する実験訓練拠点はいずれも統一の支援政策を受けることができる。
- (26) 東北地区が積極的に海外の人材とノウハウを引き入れ、留学プロジェクトを利用して東北地区のために差し迫って不足している人材を育成することを奨励する。東北地区による外国専門家の招聘及び国外（国境外）派遣に対する資金援助額を拡大し、条件を備える部門及び単位が国際人材交流と協力を幅広く展開することを支援する。世界銀行の貸付及びその他の国際協力プロジェクトを積極的に獲得し、かつ利用し、良質の教育資源を引き入れ、東北地区の中外合作学校経営を促進及び推進し、東北地区的教育の発展を支援する。
- (27) 中小企業の国外投資導入サービスシステムを確立、整備する。外国投資者が中外合弁の方式により資本投入し、担保機構を設立し、適切に中小企業のために融資担保、情報コンサルティング及び法律支援等のサービスを提供することを奨励する。
- (28) 対外開放の拡大を真剣かつ的確に実行する。東北地区の対外開放の拡大は、一種のシステム工事であるとともに、長期的な任務でもあるため、指導を強化し、的確に実施しなければならない。国務院の各関連部門及び東北三省の人民政府は、本実施意見に基づき、具体的な実施細則を定めなければならない。振興東北弁公室は、国務院の関連部門及び東北三省とともに有効な協力メカニズムを確立し、協力を強化し、適切に各種の政策措置を遂行しなければならない。

- (29) 香港・マカオ・台湾の企業、その他の経済組織及び個人が東北地区の旧工業基地の振興に参与する場合は、上記の政策を参照して実施することができる。

以上



国务院による節約型社会建設を適切に行うための直近の重点活動に関する通知

国發〔2005〕21号

各省、自地区、直轄市人民政府、国务院各部委、各直属機構 宛

改革開放以来、特に中央が 2 つの根本的な転換の加速を提言してから、我が国が推進する経済成長方式の転換は大きく進展し、資源節約及び資源総合利用において一定の効果を挙げている。しかし、総体的に見ると、粗放型経済成長方式の根本的には転換されておらず、国際的な先進水準と比べると、依然、資源消耗が著しい、浪費が激しい、及び環境汚染が深刻である等の問題が存在している。経済の急速な成長と継続的な人口増加に伴い、我が国の淡水、土地、エネルギー、鉱物等の資源不足の矛盾はさらに顕著となり、環境負荷は日増しに増加している。「第 11 期 5 か年計画」は、我が国が全面的ないくらかゆとりのある社会を建設し、社会主義現代化の推進を加速する重要な時期であり、経済社会の発展と人口、資源及び環境との関係を統一的に調整し、さらに経済成長方式の転換を推進し、節約型社会の建設を加速し、生産、建設、流通及び消費の各分野において資源を節約し、資源の利用効率を向上させ、損失浪費を減少させ、最小限の資源の消耗により最大限の経済社会効果を創造しなければならない。

節約型社会建設の指導思想は、鄧小平理論及び「3 つの代表」の重要な思想を指導に据え、党的第 16 回党大会及び第 16 期三中全会、四中全会の精神を真摯に実行し、人を基本とした、全面的、協調的、持続可能な科学的発展観を樹立、確実化し、開発と節約を共に重視しつつ、節約優先の方針を堅持し、経済成長方式の根本的な転換の実現を柱として、資源利用の効率向上を中心に省エネルギー、節水、材料節約、土地節約、資源節約並びに資源の総合利用及び循環経済の発展に重点を置き、構造調整を急ぎ、技術進歩を推進し、法制度の確立を強化し、政策措置を改善し、節約意識を高め、節約型社会建設を促進する体制及びメカニズムを迅速に確立し健全化させ、節約型の成長方式及び消費モデルを徐々に形成して、資源の高効率及び循環利用により、経済社会の持続可能な発展を促進する。よって、今年と来年の 2 年間で節約型社会建設を行ううえでの重点業務について、以下のとおり通知する。

一 節約型社会建設を加速することに関する重点業務

(1) エネルギーの節約を積極的に推進する

1 「省エネルギー中・長期専門計画」で打ち出した十大重点省エネルギープロジェクトを実現する。「十大重点省エネルギープロジェクト実施プラン」を検討及び提出し、主要目標、重点内容、保障措置、実施主体、及び年度実施計画、国が支持する重点を明確にする。2005 年より、石油の節約と代替推進、熱電併給プラント、余熱利用、建築の省エネルギー、政府機関の省エネルギー、グリーン・ライティング、省エネルギーの観測及び

技術サービスシステムの建設等 7 つのプロジェクトを始動する。

- 2 エネルギー多消費業種及び企業の省エネルギーを実施させる。鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、石油・石油化学、化学工業、建材等エネルギー多消費業種及び年間消費量が 1 万石炭換算 t 相当量以上の企業に対して特に省エネルギーを徹底させ、国が重点的に 1000 社のエネルギー多消費企業を把握して、省エネルギーと消費軽減の目標及び措置を提示し、継続調査及び指導を強化する。
- 3 交通運輸及び農業機械の省エネルギーを推進する。老朽化した自動車、船舶及び時代遅れの農業機械の淘汰を急ぐ。鉄道の電気化を進め、電気による石油の代替を実現する。公共交通システムを優先的に発展させる具体的な措置を検討、提案する。クリーン燃料自動車、省エネ化農業機械を開発し、普及させる。「乗用車燃料消耗量制限値」の国家標準の実施を推進し、ガソリン消費の多い自動車の増加を根本的に制限する。国務院が実施を認可したテストケース業務プランに基づき、自動車用アルコール燃料の普及業務を着実に推進する。
- 4 新築住宅及び公共建築の省エネルギー化を推進する。「新築居住建築において省エネルギー設計基準を厳格に執行することについての通知」の制定を急ぐ。「省エネ・土地節約型住宅及び公共建築の発展に関する指導意見」及び「公共建築省エネルギー設計基準」を徹底的に実施し、新築建築においてエネルギー節約率 50 パーセントの設計基準を厳格に実施するものとし、北京、天津等の少数の大都市においては率先してエネルギー節約率 65 パーセントの基準を推進する。北方地区の熱供給体制改革を深化させ、既存の建物の省エネルギー化改善を推進する。省エネルギー建築の中核技術及び再生可能エネルギーの建築工事での応用技術の研究開発、インテグレート、及び都市型工事モデルを開拓し、低エネルギー、超低エネルギー及びグリーンビルディングモデルプロジェクトを始動する。
- 5 ビジネス及び生活における省エネルギーを指導する。エアコン、冷蔵庫等の商品に関する強制製品エネルギー効率マーク管理を推進し、省エネルギー商品の認証を拡大し、高効率省エネルギー製品の研究開発及び普及を促進し、旧式製品の淘汰を急ぐ。公共施設、ホテル・デパート、居住住宅において高効率エネルギー照明製品の採用を推進する。夏場の公共建物内の室内設定温度の最低基準を厳格に執行し、社会全体に対し夏季電気使用ピーク期間の室内設定温度設定を 1~2 度高くするよう提唱する。農村においては家庭用メタンガスの使用及び大・中型の家畜・家禽養殖場のメタンガス工事の推進に力を入れ、柴・石炭節約型のかまどを広める。

- 6 再生可能エネルギーを開発利用する。大型水力発電、風力発電基地の建設を推進し、西部の電力網が整備されていない地区においては小規模の水力発電及び太陽エネルギー発電を発展させ、東部の沿海地区及び居住者のいる島嶼部では海洋再生可能エネルギーの開発利用を促進する。農村地区においては風力エネルギー及び太陽エネルギーの利用を普及させる。バイオエナジーの資源調査及びバイオエナジー技術のモデル形成と普及を実施する。再生可能エネルギーの割当額、価格管理等の付帯的な規則及び実施措置を検討、制定する。森林エネルギー基地の建設及び開発利用の推進に力を入れる。
- 7 需要側の電力管理を強化する。需要側の電力管理及び夏場の電力消費ピーク対応の手配を確実に行い、節電及び電気使用効率向上を中心とした需要側管理を強化し、関連法規を整備し、有効な奨励政策を制定し、モデルケースを普及させ、各地の推進力拡大を指導する。
- 8 省エネルギーサービスシステムの建設を急ぐ。契約エネルギー管理及び省エネルギー投資担保制度を推進し、企業の省エネルギー化実施のために、診断、設計、融資、改造、運行及び管理の一本化サービスを提供する。

(2) 節水の推進

- 1 節水型社会の建設を推進する。節水型社会建設の展開に関する指導文書の検討、公布に真摯に取り組み、全国節水型社会建設業務会議を適時に開催する。全国節水型社会建設モデルケース業務を継続的に展開し、南水北調プロジェクトの東線及び中央線の受水区及び寧夏節水型社会建設モデル地区の建設を重点的に行う。水資源のマクロ的な分配指標及びミクロ的な取水料金設定指標を検討及び提示し、国家水資源権利管理制度の建設を推進する。
- 2 都市部の節水事業を推進する。節水製品の研究開発を積極的に行い、節水設備及び器具の普及に重点を置き、各地の供水パイプラインの整備を指導し、パイプの漏水率を軽減する。公共建築、生活区、住宅の節水及び再生水利用施設の建設を奨励する。汚水処理及び水の再生利用を推進し、都市の供水及び汚水処理市場の改革を加速する。
- 3 農業用水の節水を推進する。農業の節水灌漑を継続的に推進し、農業の節水灌漑設備の応用を普及させ、大・中型灌漑区の節水化を推進し、農業用水路の改善モデルを積極的に展開する。丘陵、山岳区、旱魃地区においては雨水の貯蓄利用を積極的に展開し、農村の貯水建設を支持し、乾燥地農業技術を推進し、乾燥地節水農業を発展させ、節水作物の品種及び植付面積を拡大する。農村、町における環境衛生に対応した乾燥式トイレモデルを展開する。

- 4 節水技術改造及び海水利用を推進する。水多消費業種の節水技術改良、炭坑用水の資源化利用を推進する。沿海部の水不足都市においては海水の淡水化利用及び海水の直接利用を推進する。
- 5 地下水資源の管理を強化する。地下水の超過採掘、乱採掘を厳しく制限する。水質汚染を防止し、水質悪化による水不足を緩和する。

(3) 原材料の節約を積極的に推進する。

- 1 重点的な業種の原材料消耗管理を強化する。設計規範、生産規程、施工工程等の技術標準及び材料消耗原価計算制度を厳格にし、環境にやさしい製品の設計、再生材料の使用を推進し、損失・浪費を減少し、原材料の利用率を高める。
- 2 材料の使用寿命を延ばして木材を節約する。高強度及び耐蝕金属材料の生産を奨励し、材料の強度及び使用寿命を高める。木材の節約・代用を強化し、「木材節約及び代用業務の推進を高めることに関する意見」を早急に検討し、公布する。
- 3 包装材料節約の政策措置を検討、実施する。過剰包装を禁止する政策措置を重点的に検討し、2005年には、社会に対して月餅等の過剰包装及び抱き合せ販売問題に対して厳しく取締り、市場価格を切り口として規範的意見を公布する。バラ積みセメントを発展させる政策措置を徹底するため、使用段階から着手し、バラ積みセメントの普及をさらに拡大する。

(4) 土地利用の節約及び集約の強化

- 1 厳格な土地保護制度を実行する。用地の金額設定指標を修正及び完備し、土地使用の市場参入制度を完備する。土地農地再生を推進する。
- 2 農村の集団建設用地の整理を展開する。村と町に土地の集約的利用の原則に従い計画及び建設を適切に行うようにさせ、農村用地建設の節約集約利用を促進する。「沃土工事」を開始し、高品質の耕地建設を強化し、耕地の集約的利用水準を高める。
- 3 用地の節約集約の政策措置を検討し、提出する。都市の土地節約利用及び集約利用の政策措置、並びに交通インフラ建設の土地集約利用の意見を重点的に検討し、提出する。
- 4 田園破壊による煉瓦造りをさらに制限する。「国務院弁公庁による壁面材料の革新及び省エネ建築推奨をさらに推進することに関する通知」(国弁發〔2005〕33号)を真摯に

実施し、第2期都市におけるソリッドな粘土煉瓦の使用禁止を推奨する。関連部門は、適時に共同で「全国壁面材料革新及び省エネ建築推奨業務に関するテレビ電話会議」を開催する。

(5) 資源総合利用の強化

- 1 廃棄物の総合利用を推進する。炭坑のガス利用を重点とし、共生・随伴鉱産資源の総合開発利用を推進する。粉末石炭、石炭がら、脈石及び冶金、化学工業の残滓物及び有機廃水の総合利用を重点とし、工業廃棄物の総合利用を推進する。
- 2 再生資源の回収利用業務を適切に行う。再生金属、中古タイヤ、中古家電及び電子製品のリサイクルに重点を置き、再生資源リサイクルを推進する。生活ごみ及び汚泥を資源として利用することを推進する。
- 3 穀物の茎の総合利用を展開して、農業資源の節約を推進する。機械化により穀物の茎を田畠の肥料にする技術、及び茎のガス化、固化成型、発電、家畜飼育技術を普及する。茎を総合利用した農家に対する補償政策を検討、提出し、茎や排泄物を田畠の肥料とする耕地育成モデルプロジェクトを展開する。肥料の節約、農薬節約技術を普及することにより化学肥料及び農薬の利用率を向上させる。農業用ビニール膜の回収利用を奨励し、普及させる。

二 資源節約の体制メカニズム及び法制建設の加速

- (1) 計画指導を強化し、産業構造の調整を推進する。節約型社会の建設の加速を国民経済並びに社会発展「第11期5か年」計画及び各種特別計画、区域計画及び都市発展計画の立案の重要な指導原則とする。「節水型社会建設『第11期5か年』計画」、「海水利用特別計画」、「全国節水灌漑計画」、「全国乾燥地節水農業発展計画」、「資源総合利用計画」、「再生可能エネルギー中・長期発展計画」、「農村メタンガス工事建設計画」、「保護性耕作モデル工事建設計画」を立案する。「産業構造調整暫定規定」及び「産業構造調整指導目録」の公布を急ぎ、奨励類、制限類及び淘汰類産業プロジェクトを明確にし、資源節約に資する産業プロジェクトの発展を促進し、低技術水準、多消耗、かつ汚染の深刻な産業を淘汰する。
- (2) 資源節約に関する法律法規を完備する。資源有効利用に関する法律法規の制定、改正を急ぐ。全国人民代表大会財政経済委員会が検討、提出した「中華人民共和国エネルギー節約法」の改正案に対応して、厳格な省エネルギー管理制度、明確な奨励政策、規範的な法律執行主体、懲戒の程度の強化等を重点的に検討、確立する。全国人民代表大会環境資源委員会が検討、提出した「中華人民共和国循環経済促進法」に対応し

て「取水許可制度実施規則」を修正し、「節約用水管理条例」を起草する。中古家電回収処理管理条例の公布を急ぎ、回収システムを整備し、生産者責任制を確立する。石油節約、省エネ建築、新素材壁面の開発、包装物及び中古タイヤ回収等の資源節約及び総合利用の法律法規の確立を強化し、関連の立法業務を行う。

- (3) 資源節約基準を整備する。「2005～2007年資源節約及び総合利用基準発展計画」を立案する。排風機、給水ポンプ、変圧器、電動機等の工業エネルギー使用製品及び家電製品、オフィス設備の強制エネルギー効率基準を制定し、主要なエネルギー消耗産業のエネルギー節約設計規範を完備する。「軽型商用車燃料消費量制限値基準」を検討、制定する。「グリーンビルディング技術指導」、「グリーンビルディング評価基準」、「省エネルギー建築工事施工検査規範」を制定する。節水型都市検査基準及び雨水利用基準を修正し、重点水利用業種の取水定額基準を整備する。農業節水灌漑設備国家基準の制定、改正及び実施を強化する。新しい土地使用基準を制定及び実施し、土地の集約的利用評価及び検査基準を確立し、村・町の計画基準を整備する。重要鉱産資源開発及び総合利用の業種基準を検討、提出し、「鉱山企業の脈石利用技術規範」を制定する。
- (4) 資源製品の価格を適性化する。資源製品価格の市場化改革プロセスを加速し、資源の希少度を表せる価格形成メカニズムを徐々に確立する。全国水料金改革及び節水事業テレビ電話会議の精神を実現させ、階段式水料金制度及び計画、定額を超えた水道使用料金の追加徴収方式を推進する。農業水料金改革モデルを徐々に推進し、法に従い全面的に農業用水路の水料金秩序を整備し、水料金計算徴収の便乗費用徴収を取消し、滞留、流用を制止する。ピーク時間帯ごとの価格設定、繁忙期・閑散期及び季節性の電力価格を実施する程度を強化し、執行範囲を拡大する。エネルギー多消費業種のうち国の淘汰類及び制限類項目に該当する企業については、電気料金の差別化を継続する。石炭・熱価格連動メカニズムの指導意見を検討、制定する。天然ガス価格形成メカニズムを改革し、天然ガス及びその他製品との価格比較関係を適性化する。価格メカニズムの運用により土地を調整、コントロールし、土地使用効率を高める。
- (5) 資源節約に資する財税政策を整備する。省エネルギー、節水製品の生産、使用を奨励する税収政策、並びに省エネルギー・土地節約型建築の発展を奨励する経済政策を検討、制定する。低燃費、少排気車両の財税政策を検討、制定する。エネルギー多消費製品の輸出入政策を調整する。積極的に財税体制改革を検討し、適時に燃料税の徴収を開始し、消費税税制を改善する。公共財政による政府資源節約管理及び政府機構の省エネルギー改善に対する支持を拡大する。省エネルギー、節水製品の政府調達範囲

を徐々に拡大する。資源総合利用及び廃棄物回収利用の税収優遇政策を整備する。現有の費用徴収及び資金出所ルートの適性化を基礎として、資源開発及び生態環境補償メカニズムの確立及び整備を検討する。

- (6) 資源節約に関する科学技術の発展を推進する。国家科学技術計画は、資源節約及び循環経済の核心技術の取り組みを継続的に強化し、重大な普及意義を有する共生・随伴鉱物資源の総合利用技術、節約及び代替技術、エネルギーの段階的利用技術、廃棄物総合利用技術、循環経済発展における産業チェーンの延長及び関連産業チェーンの連携技術、雨水・洪水の収集及び塩水総合利用技術、高効率節水灌漑技術及び乾燥地節水農業技術、リサイクル可能材料及び回収解体技術、プロセス工業エネルギー総合利用技術、大型機電製品の省エネルギー・少消費技術、グリーン再生技術及び再生可能エネルギー開発利用技術等の開発及びモデルを構成し、中核技術の重大な突破口の打破に務める。中央予算内の投資（国債項目の資金を含む）において資源節約及び循環経済の重大プロジェクトを継続的に支持するものとし、これには重大な技術モデルプロジェクト、重大な資源節約技術開発及び産業化プロジェクト等が含まれる。「中国節水技術政策大綱」を徹底的に実施し、「中国エネルギー節約政策大綱」を改正し、重点業種の循環経済発展のための先進的な適用技術目録を立案する。新技術、新製品、新材料の普及及び応用力の拡大を図る。
- (7) 資源節約監督管理制度を確立する。エネルギーや水を大量消費する旧式の工法、技術及び設備の強制淘汰制度を確立する。重点エネルギー消費製品及び新築建築物の市場参入制度を整備し、エネルギー効率最低基準に達しない製品については生産、輸入及び販売を禁止する。公共建築及び個人住宅建築において省エネルギー建築の設計規範要求を満たしていないものについては、施工、検査届出、販売及び使用許可を与えない。鉱山の脈石の中に資源の品質基準を著しく超えているものについては、強制回収措置を探る。2004年に関連部門が共同で資源節約特別検査を行ったことを踏まえて、各地の省エネルギー監察（観測）センターに年間石炭消費量が1万石炭換算t以上の重点企業に対して省エネルギー監督検査を実施させる。北方の暖房使用地区、夏熱く冬寒い及び夏熱く冬も暖かな地区的省エネルギー建築基準実施状況に対して、それぞれ大規模な特別検査を実施する。2005年3月1日より施行した強制エネルギー効率標識管理、及び7月1日より施行した「乗用車燃料消費量制限」国家基準に対して、全国的な国家監督サンプリング調査活動を実施する。ソリッドな粘土煉瓦使用禁止の特別検査を継続的に展開する。検査において発見された各種資源浪費のやりかた及び行為に対しては、厳格に調査する。循環経済評価指標システム及び関連の統計制度を検討、確立する。エネルギー、水資源及び省エネルギー、節水統計業務を強化及び整

備する。

三 資源節約事業の指導及び協力の強化

- (1) 組織指導を徹底的に強化する。発展改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、国土资源部、建設部、鉄道部、交通部、水利部、農業部、商務部、国有資産監督管理委員会、税務总局、品質検査総局、環境保護総局、統計局、林業局、法制弁公室、国家管理局、電気監督管理委員会、海洋局等の関連部門は、確定した節約型社会建設の短期重点業務に基づき、かつ職責分業に従い、すみやかに具体的な政策措置を制定し、資源節約業務を積極的に行う。各関連部門間の協力を強化するため、発展改革委員が組織の調整に責任を負い、関連部門が参加する部門協調制度を率先して制定し、指導、協調及び監督検査を強化する。資源節約の主要業務は地方で行うものとし、地方各級人民政府、特に省級人民政府は当該地区の資源節約業務に対して責任を負う。かかる業務の組織指導強化を徹底し、かつ然るべき協力制度を確立し、関連部門の責任及び分業を明確化し、資源節約業務を推進する。各地区及び各部門は、節約型社会建設の推進業務において、人民団体及び業種協会の役割を發揮させることに重点を置かなければならぬ。
- (2) 政府機構は、率先して節約を行わなければならない。各級政府部門は、自ら率先して節約を励行し、節約型社会建設において模範的役割を果たさなければならない。「政府機構の省エネルギー推進実施意見」を制定し、政府機構のエネルギー消費統計システムを確立し、エネルギー消費、水の消耗量を明確にし、政府の建物及び暖房、エアコン、照明システムの省エネルギー化、並びに公用車の省エネルギー化を重点的に行う。「省エネルギー製品政府調達実施意見」を実施し、政府機構のグリーン購入を奨励し、優先的に省エネルギー（節水）製品を購入し、事務用品を節約し、支出費用を減らす。各級政府は、機関内部の節約業務を真摯に行うとともに、社会全体の節約業務をさらに徹底しなければならない。そのため、科学的な政府実績評価システムを急ぎ確立し、さらに幹部考查制度を整え、資源節約責任及び実際の効果を各級政府の目標責任制及び幹部考查システムに組み入れる。
- (3) 節約型社会活動創造の展開を組織する。「節約型社会創造実施プラン」を検討、制定し、「第11期5か年」期間に節約型都市、節約型政府機構、節約型企業、節約型居住区を創設して模範的役割を發揮させ、かつ我が国の国情に適った資源節約の方法を見出す。早急に節約型社会建設における経験及びモデルを総括し、普及させる。冶金、非鉄金属、石炭、電力、化学工業、建材、製紙、醸造等の重要な業種において、鉱産資源の総合利用、バイオエナジーの総合利用、中古家電、中古タイヤ、古紙回収利用、

グリーン再製造等の重点分野及び産業園区及び都市において、循環経済モデルの試験を組織する。テストケースから有効な循環経済の発展モデルを見出し、循環経済の発展の重大な技術分野及び重大なプロジェクト分野を確定し、再生資源のリサイクルシステムを整備し、循環経済の発展理念による産業園区の計画、建設、改良及び節約型都市の建設の構想を提出する。

- (4) 節約型社会を建設する良好な雰囲気づくりに務める。節約型社会建設は、各業種及び各家庭にかかわるものであり、社会全体の力を結集して積極的に参与しなければならない。2005年は、「循環経済の大幅な発展、節約型社会の迅速な建設」というテーマを掲げ、「資源節約型」活動を継続的に展開する。ニュースメディアの取材を企画し、資源節約の先進モデルを集中的に宣伝し、資源浪費、深刻な環境汚染の行為や現象を明るみにし、さらけだす。工場・鉱山企業の従業員の間で「節約のために貢献しよう」活動を展開し、小中学校においては「資源を大切に、自分から始めよう」活動を展開し、ホテルでは「環境にやさしいホテルづくり競争」活動を展開し、居住区では「環境にやさしいまちづくり」活動を展開し、中央国家機関は、「節約の模範になろう」運動を展開し、全国品質月間では「廃棄物低減・損失軽減・品質向上」活動を展開する。全国省エネ宣伝週間、全国都市節水宣伝週間及び世界水の日、土地の日、世界環境デー等の宣伝活動を真摯に展開し、節水型社会建設の公益広告及び論文募集活動を展開する。同時に、節約型社会建設の検討及び交流を強化し、2005年末に北京にて節約型社会建設展覧会を開催し、省エネルギー、節水及び資源総合利用先進典型推進現場会及び技術交流会を適時に企画する。

各地区、各部門は、戦略的及び全局的な見地に立ち、節約型社会建設の重要な意義を十分に認識し、国務院による統一的な節約型社会の建設及び配置の各種業務手配に従い、現地、当該部門の実状に適した具体的な実施案を制定し、周到に組織し、真摯に実施し、確実な効果をあげなければならない。

国务院
2005年6月27日

国務院による「産業構造調整促進暫定規定」の公布・実施に関する決定

国發〔2005〕40号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直属機構 宛

「産業構造調整促進暫定規定」（以下「暫定規定」という）を2005年11月9日に国務院第112回常務委員会会議の審議において可決し、ここに公布する。

「暫定規定」の制定及び実施は、党の第16期中央委員会第5回全体会議の精神を徹底して実行し、第11次5か年計画の目標を実現する重要な措置のひとつであり、科学的発展観を全面的に定着させ、マクロコントロールを強化及び改善し、経済成長方式をさらに転換し、産業構造の調整及び最適化・グレードアップを推進し、国民経済の安定と比較的速やかな発展を保持することに対して重要な意義を有する。各省、自治区、直轄市人民政府は、産業構造の調整を当面及び今後一定期間の重要な任務として推進し、責任制を打ち立て、断固として実行し、「暫定規定」の要求に従い、当該地区の産業発展の現実と結び付け、具体的措置を制定し、投資情勢を合理的に指導し、先進的生産能力の発展を奨励及び支持し、旧式の生産力を制限及び淘汰し、盲目的投資及び低水準で重複した建設を防止し、産業構造の最適化・グレードアップを適切に推進する。各関連部門は、財税、貸付、土地、輸出入等の関連政策の制定及び改正を加速し、産業政策と調和のとれた連携を適切に強化し、産業構造の調整を促進する政策システムをさらに整えなければならない。各省、自治区、直轄市人民政府及び国家発展改革、財政、税務、国土資源、環境保護、工商、品質検査、銀行監督管理、電力監督管理、安全監督管理及び業種主管等の関連部門は、産業構造調整業務を健全化する組織的調和及び監督検査メカニズムを確立し、各部門の職務をそれぞれに執行し、密接に連携し、力を合わせて、産業政策の実行効果を適切に増強させなければならない。「暫定規定」を徹底的に実施するにあたり、政府の指導及び市場調節の間の関係を適切に処理し、市場における資源配置の基礎的作用を充分に發揮し、発展と安定、局部的利益と全体的利益、当面の利益と長期的利益の関係を正確に処理し、経済の安定と比較的迅速な発展を保持しなければならない。

国務院

2005年12月2日

産業構造調整促進暫定規定

第1章 総則

第1条

科学的発展観を全面的に定着させ、マクロコントロールを強化及び改善し、社会投資を指導し、産業構造の最適化・グレードアップを促進するために、国の関連法律、行政法規に基づき本規定を制定する。

第2条

産業構造調整の目標は、産業構造の最適化・グレードアップを促進し、第一次、第二次、第三次産業の健全で調和のとれた発展を促進し、農業を基礎とし、ハイテク産業を先達とし、基礎産業及び製造業を柱とし、サービス業全体が発展する産業構造を逐次形成し、節約型の発展、クリーンな発展、安全な発展を堅持し、継続可能な発展を実現することである。

第3条

産業構造調整の原則は、次に掲げるとおりとする。

市場調節及び政府の指導の相互結合を堅持する。市場における資源配置の基礎的作用を十分に發揮させ、国の産業政策の合理的指導を強化し、資源の最適配置を実現する。

独自に創造することで産業技術水準を引き上げる。産業構造調整の中心部分として独自に創造する能力を増強し、企業を主体とし、市場を案内役とし、産学連携研究の相互結合技術の創造システムを建設し、原始的創造能力、集成創造能力及び導入消化吸収再創造能力を強力に引き上げ、産業全体の技術水準を高める。

新型工業化への道を堅持して進む。情報化が工業化を動かし、工業化が情報化を促進し、科学技術含有量が高く、経済効益が高く、資源消耗が低く、環境汚染が少なく、安全が保障され、かつ人的資源の優位性を十分に發揮できる発展路線を歩み、経済成長方式の根本的転換推進に努める。

産業の調和のとれた健全な発展を促進する。先進的製造業を発展させ、サービス業の割合及び水準を向上させ、インフラ建設を強化し、都市・農村区域の産業構造及び配置を最適化し、対外貿易及び外資利用構造を最適化し、大衆の合法的権益を保護し、雇用の拡大に努め、経済的社会の調和のとれた発展を推し進める。

第2章 産業構造調整の方向及び重点

第4条

農業の基礎的地位を打ち固め、伝統的農業から現代的農業への転換を加速させる。農業科学技術の進歩を速め、農業施設の建設を強化し、農業生産構造を調整し、農業成長方式

を転換し、農業総合生産力を向上させる。食糧生産を安定的に発展させ、良質な食糧産業エンジニアリングの実施を加速し、大型の商品穀物生産基地を建設し、食糧の安全を確保する。農業生産の配置を最適化し、農業産業化経営を推進し、農業標準化を加速し、農產品の加工による高価値化を促進し、高生産、良質、高効率、エコロジーかつ安全な農業を発展させる。牧畜業を強力に発展させ、大規模化、集約化、標準化水準を向上させ、天然の牧草地帯を保護し、飼料用牧草基地を建設する。水産業を積極的に発展させ、漁業資源を保護し及び合理的に利用し、グリーン漁業養殖方式を普及させ、高効率でエコロジーな養殖業を発展させる。土地柄に合わせて原料林、材木林基地を発展させ、木材の総合利用率を引き上げる。耕地水利建設を強化し、中低生産水準の耕地を改良し、土地整理を適切に行う。農業機械化水準を引き上げ、農業技術の普及、農產品市場、農產品品質の安全及び動植物病害虫予防コントロールシステムを整える。節水灌漑を積極的に推し進め、肥料、農薬を科学的に使用し、農業の持続可能な発展を促進する。

第5条

エネルギー資源、交通、水利及び情報等のインフラ建設を強化し、経済的・社会的・環境的発展に対する保障能力を増強する。

節約優先、国内拠点、石炭基本、多元的発展を堅持し、エネルギー資源構造を最適化し、安定的で、経済的で、クリーンなエネルギー供給システムを構築する。大型高効率ユニットを重点として石炭発電を最適に発展させ、生態系保護を基本として秩序ある水力発電開発をし、原子力発電を積極的に発展させ、電力網の建設を強化し、電力網構造を最適化し、西部から東部への送電規模を拡大させる。大型の石炭基地を建設し、中小炭鉱を調整・改良し、安全生産条件を具備しない、及び資源を浪費・破壊する小炭鉱を断固として淘汰し、石炭脈石、炭層ガス、立て坑水等資源の総合利用実施を加速し、石炭と発電の一体事業を奨励する。石油とガスを併用し、石油、天然ガスの資源探索及び開発利用幅を拡大し、外国との合作開発を拡大し、石油ガス領域のインフラ建設を加速させる。新エネルギー資源及び再生可能エネルギー資源産業を積極的に支持し及び発展させ、石油代替資源及びクリーンエネルギー資源の開発利用を奨励し、クリーン石炭技術の産業化を積極的に推し進め、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオエネルギー等の発展を加速させる。

ネットワークの拡大に重点を置き、便利、スムーズ、高効率かつ安全な総合交通輸送システムを形成する。統一的計画、合理的分布を堅持し、鉄道、道路、水運、民間空路、パイプライン等による輸送方式の優位性の相互補完、相互リンクを実現し、組合せ効率及び全体的優位性を発揮させる。鉄道、都市軌道交通の発展を加速させ、客運専用線、石炭輸送道路、区域通路及び西部地区鉄道を重点的に建設する。国道主幹線、西部地区幹線道路を完備し、国の高速道路網を建設し、農村道路建設を強力に推進する。都市公共交通を優先的に発展させる。コンテナ、エネルギー資源物資、鉱石用深水埠頭建設を強化し、内陸河川運輸を発展させる。大型空港を拡充し、中型空港を完備し、小型空港を増設して、分

布が合理的で、規模が適切で、機能が完備し、調和のとれた発展をする空港システムを構築する。パイプライン輸送の建設を強化する。

水利建設を強化し、水資源配置を最適化する。上下流、地表・地下水資源の配分、地下水採掘コントロールを統一的に計画し、海水淡水化を積極的に展開する。洪水・干害防止工事の建設を強化し、堤防強化及びコントロール型水利中枢等の洪水防止システムを重点とし、洪水防止・災害減少に対して脆弱な部分の建設を強化し、大型河川の主流の堤防、洪水防止貯水区、危険な欠陥ダムからの危険性除去補強、及び都市洪水防止の主要工事建設を引き続き強化し、南水北調¹²工事を建設する。人畜飲用水工事及び灌漑区組合せ工事の建設改造力を高める。

ブロードバンド通信網、デジタルテレビ網、及び次世代インターネット等の情報インフラ建設を強化し、「三網¹³融合」を推し進め、情報安全保障システムを整える。

第 6 条

設備製造業の振興を重点として先進的製造業を発展させ、その経済発展に対する重要な支柱としての役割を發揮させる。

設備製造業は重点建設工事のもと、独自の創造、技術導入、共同開発、共同製造等の方法を通じて、重要な技術設備の国産化水準を引き上げ、特に高効率クリーン発電及び送変電、大型石油化学工業、先進的な輸送設備、高精度デジタル旋盤、オートコントロール、集積電路設備、先進的動力設備、省エネ低消耗設備等の領域を突破し、研究開発設計、核心主要部品の組合せ、加工製造及びシステム集成の全体的水準を引き上げなければならない。

情報化による工業化促進を堅持し、ハイテク及び先進的技術を運用して製造業を改造・グレードアップすることを奨励し、独自の知的財産権、独自のブランド及びハイエンド製品の割合を引き上げる。エネルギー資源、資源条件及び環境容量に基づき、原材料工業の製品構造、企業組織構造及び産業分布の調整に力をいれ、製品の品質及び技術含有量を向上させる。冷間圧延薄板、冷間圧延珪素鋼板、高濃度リン酸肥料、高効果低毒低残留農薬、エチレン、精密化学工業、高性能特殊繊維の発展を支持する。製油、エチレン、鋼鉄、セメント、製紙の基地化及び大型化発展を促進する。鉄、銅、アルミニウム等の重要資源の地質調査を強化し、地質資源の貯蓄量を増やし、合理的採掘及び総合利用を実行する。

第 7 条

ハイテク産業の発展を加速し、ハイテク産業の経済成長に対する促進作用をさらに増強する。

独自の創造力を増強し、核心的技術及び重要な技術の取得に努め、経済的・社会的発展に

¹² 中国南部の長江の水を北部へ引き、北部の水不足解決を図るプロジェクトのこと。

¹³ ブロードバンド通信網、デジタルテレビ網及び次世代インターネットのこと。

大きな促進作用を持つハイテク技術を強力に開発し、重要産業技術の開発を支持し、重要な技術基準を定め、独自の創造技術の基礎を構築し、ハイテク産業の組立加工主体から独自の研究開発製造への成長を加速させる。産業の集中、大規模化及び国際協力の拡大の要求に従い、情報、バイオ、新素材、新エネルギー資源、航空宇宙等の産業を強力に発展させ、より多くの新しい経済成長分野を育てる。情報産業を優先的に発展させ、集積電路、ソフトウェア等の核心産業を強力に発展させ、デジタル化映像・音声、次世代移動通信、高性能コンピュータ及びネットワーク設備等の通信産業群を重点的に育て、情報資源の開発と共有を強化し、情報技術の普及及び応用を推進する。わが国特有の資源的優位性及び技術的優位性を充分に發揮し、バイオ農業、バイオ医薬、バイオエネルギー資源及びバイオ化学工業等のバイオ産業を重点的に発展させる。民用航空、宇宙産業の発展を加速させ、民用航空機、航空エンジン及び機体搭載システムの開発及び産業化を推進し、民用航空技術及び衛星技術をさらに発展させる。新素材産業を積極的に発展させ、技術的特色を持ち、並びにわが国の比較的優位な光電子材料、高性能構造及び新型特殊機能材料等の製品開発を支持する。

第 8 条

サービス業の割合を引き上げ、サービス業構造を最適化し、サービス業の全面的で迅速な発展を促進する。市場化、産業化、社会化の方向性を堅持し、分類指導及び有効な監督管理を強化し、サービス業発展の体制及びメカニズムをさらに創造し、完備させ、公開、平等、規範的な業種参入認可制度を打ち立てる。競争力の比較的強い大型サービス企業集団を発展させ、大都市はサービス業の発展を優先的地位に置かなければならず、条件を満たす場合にはサービス経済を中心とした産業構造を逐次形成しなければならない。サービスの種類を増やし、サービス水準を向上させ、就業能力を増強し、産業的素質を引き上げる。金融、保険、物流、情報及び法律サービス、会計、知的財産権、技術、設計、コンサルティングサービス等の現代的サービス業を強力に発展させ、文化、旅行、地域サービス等の需要潜在力の大きい産業を積極的に発展させ、教育訓練、養老サービス、医療保健等の領域の改革及び発展を加速させる。商業貿易、飲食、宿泊等の伝統的サービス業を規範化し及び引き上げ、チェーン経営、フランチャイズ、代理制、複合輸送、電子商取引等の組織形式及びサービス方式を推進する。

第 9 条

循環経済を強力に発展させ、資源節約型及び環境共生型社会を建設し、経済成長及び人口資源環境の相互調和を実現する。開発及び節約を共に重んじ、並びに節約を優先する方針を堅持し、減量化、再利用、資源化の原則に従い、省エネ・節水・土地節約・材料節約を強力に推進し、資源の総合利用を強化し、クリーン生産を全面的に普及させ、再生資源回収利用システムを完備させ、低投入、低消耗、低廃棄及び高効率な節約型成長方式を形

成する。資源節約、技術及び製品の代替及び循環利用を積極的に開拓し、鋼鉄、非鉄金属、電力、石油化学、建築、石炭、建材、製紙等の業種につき省エネ・低消耗技術への改良を重点的に推進し、省エネ・土地節約型建築を発展させ、消耗が多く、汚染が深刻で、安全生産に危険を及ぼし、旧式の生産技術及び製品に対して、強制的淘汰制度を実行し、法に従い環境を破壊し、及び安全生産環境を具備しない企業を廃業させる。エネルギー消費が多く、汚染程度の高い産業の規模を調整し、エネルギー消費が多く、汚染が深刻な産業の割合を引き下げる。節約性能の良い各種消耗品の生産及び使用を奨励し、資源節約型消費モデルを形成する。環境保護産業を強力に発展させ、不合理な資源開発のコントロールに重点を置き、水資源、土地、森林、草原、海洋等の生態保護を強化する。

第 10 条

産業組織構造を最適化し、区域産業分布を調整する。企業規模の経済水準及び産業集中度を向上させ、大型企業の発展を加速させ、独自の知的財産権、主事業の強調、中心的競争力の強い一群の大会社及び企業集団を形成する。中小企業の作用を充分に發揮させ、中小企業及び大企業による分業協力関係の形成を推進し、生産の専業化水準を向上させ、中小企業の技術的進歩及び産業のグレードアップを促進する。比較的な優位性を充分に發揮し、生産要素の合理的流動及び配置を積極的に推進し、産業の集中化発展を指導する。西部地区は、インフラ建設及び生態環境の保護を強化し、公共サービスを整え、当地の資源的優位性と結びつき、特色的産業を発展させ、自己発展能力を増強しなければならない。東北地区は、産業構造の調整及び国有企業の改革・組織変更・改造を加速し、現代的農業を発展させ、組立製造業の振興に力を入れ、資源枯渇型都市からの方向転換を促進しなければならない。中部地区は、食糧主要生産地区の建設に力を入れ、比較的優位なエネルギー資源及び製造業を発展させ、インフラ建設を強化し、現代的市場システムの建設を強化しなければならない。東部地区は、独自の創造能力の向上に努め、構造の最適化・グレードアップ及び成長方式の転換の実現を加速し、外向型経済水準を引き上げ、国際競争力及び持続可能な発展能力を増強しなければならない。区域的発展の総合的戦略分布から出発し、資源環境の荷重能力及び発展潜在力に基づき、最適化開発、重点開発、開発制限及び開発禁止等の区別ある産業分布を実行する。

第 11 条

相互に利益を得る開放戦略を実行し、対外開放水準を引き上げ、国内産業構造のグレードアップを促進する。対外貿易成長方式の転換を加速し、独自の知的財産権、独自のブランドを有する商品の輸出を拡大させ、高エネルギー消費・高汚染製品の輸出をコントロールし、先進技術設備及び国内不足資源の輸入を奨励する。条件を満たす企業が「進出する」ことを支持し、国際市場競争において強大に発展し、国内産業の発展を促進する。加工貿易の産業水準を引き上げ、関連する国内の能力を増強させる。サービス貿易を強力に発展

させ、サービス市場を引き続き開放し、国際的な現代サービス業への転換を秩序を持って受け入れる。外資利用の質及び水準を引き上げ、先進技術、管理経験及び素質の高い人材を重点的に導入し、導入した技術の消化吸収能力及び創造能力の向上に特に力を入れる。外資吸収能力の比較的強い地区及び開発区は、生産製造レベルを引き上げることに特に力を入れ、かつ研究開発、现代物流等の領域を積極的に開拓しなければならない。

第三章 産業構造調整指導目録

第 12 条

「産業構造調整指導目録」は、投資の方向性を指導し、政府が投資プロジェクトを管理し、財税、貸付、土地、輸出入等の政策を制定及び実施する重要な根拠である。

「産業構造調整指導目録」は、発展改革委員会及び国务院関連部門により国の関連法律法規に基づき制定され、国务院の認可を経て公布される。実際の状況に基づいて、「産業構造調整指導目録」に対して部分的に調整を行う場合には、発展改革委員会及び国务院関連部門により適時に改正されかつ公布される。

「産業構造調整指導目録」は、原則としてわが国国内の各種企業に適用される。その中で、外商投資は、「外商投資産業指導目録」に従い実行される。「産業構造調整指導目録」は、「外商投資産業指導目録」を修正する主要な根拠の 1 つである。「産業構造調整指導目録」の淘汰類は、外商投資企業に適用される。「産業構造調整指導目録」と「外商投資産業指導目録」の執行における政策上のつながりの問題は、発展改革委員会が商務部と協議を行い検討する。

第 13 条

「産業構造調整指導目録」は、奨励、制限及び淘汰の三類の目録により構成される。奨励類、制限類及び淘汰類に属さず、かつ国の関連法律、法規及び政策規定に合致する場合には、許可類とする。許可類は「産業構造調整指導目録」に組み入れられない。

第 14 条

奨励類は、主に経済的・社会的発展に対する重要な促進作用を持ち、資源の節約、環境保護、産業構造の最適化・グレードアップに有効であり、中核となる技術、設備及び製品に奨励並びに支持を与える政策的措置を採らなければならない。以下の原則に基づき、奨励類の産業指導目録を確定する。

- (1) 国内の研究開発、産業化の技術的基礎を備え、技術創造に有効であり、新しい経済成長部分を形成する。
- (2) 当面及び今後一定期間において比較的大きな市場需要があり、発展見込みは大きく、不足商品の供給能力向上に有効であり、国内外の市場開拓に有効である。
- (3) 比較的高い技術含有量を有し、産業技術進歩の促進に有効であり、産業競争力を向上さ

せる。

- (4) 持続可能な発展戦略の要求に合致し、安全生産において有効であり、資源節約及び総合利用において有効であり、新エネルギー資源及び再生可能なエネルギー資源の開発利用、エネルギー資源効率の引き上げに有効であり、生態環境の保護及び改善に有効である。
- (5) わが国の比較的な優位性、特に中西部地区及び東北地区等の従来の工業基地のエネルギー資源、鉱産資源及び労働力資源等の優位性の發揮において有効である。
- (6) 雇用の拡大、雇用ポストの増設に有効である。
- (7) 法律、行政法規が規定するその他の状況に該当する。

第 15 条

制限類は、主に工業技術が立ち遅れ、業種参入認可条件及び関連規定に合致せず、産業構造の最適化・グレードアップに不利で、変革を促し及び新設を禁止しなければならない生産能力、生産技術、設備及び製品である。以下の原則に従い、制限類産業指導目録を確定する。

- (1) 業種参入認可条件に合致せず、生産技術が立ち遅れ、産業構造に対する改善にならない。
- (2) 安全生産に不利である。
- (3) 資源及びエネルギー資源の節約に不利である。
- (4) 環境保護及び生態系の回復に不利である。
- (5) 低水準の重複建設が比較的深刻であり、生産能力が明らかに過剰である。
- (6) 法律、行政法規の規定するその他の状況に該当する。

第 16 条

淘汰類は、主に関連法律法規規定に合致せず、資源浪費、環境汚染、安全生産条件の不備が深刻であり、淘汰されなければならない旧式の生産技術、設備及び製品である。以下の原則に基づき、淘汰類産業指導目録を確定する。

- (1) 生産及び人身の安全に危険を及ぼし、安全生産条件を具備しない。
- (2) 環境を深刻に汚染し、又は生態環境を深刻に破壊する。
- (3) 製品の品質が国の規定する又は業種の規定する最低基準を下回る。
- (4) 資源、エネルギー資源を深刻に浪費する。
- (5) 法律、行政法規の規定するその他の状況に該当する。

第 17 条

奨励類投資項目に対して、国の関連投資管理規定に従い審査認可、審査確認又は届出を

行う。各金融機関は、貸付の原則に従って貸付支援を提供しなければならない。投資総額内において輸入される自社用設備は、財政部の公布した「国内投資項目非免税輸入商品目録（2000年改正）」に列挙される商品のほか、関税及び輸入環節増価税の徴収が引き続き免除され、国が非免税の投資項目目録等の新規定を公布した後、新たな規定に基づき実行される。奨励類産業項目に対するその他の優遇政策は、国の関連規定に従い実行される。

第 18 条

制限類に属する新設項目に対して、投資を禁止する。投資管理部門は、審査認可、審査確認又は届出を受付けず、各金融機関は、貸付をしてはならず、土地管理、都市計画及び建設、環境保護、品質検査、消防、税関、工商等の部門において関連手続を行ってはならない。規定に違反して投融資を行い建設した場合には、関連単位及び担当者の責任を追及しなければならない。

制限類に属する既存の生産能力については、企業が一定期間内において措置を採り改造・グレードアップし、金融機関が貸付原則に従い引き続き支援することを許可する。国の関連部門は、産業構造の最適化・グレードアップの要求に基づき、優勝劣敗の原則に従い分類指導を実行する。

第 19 条

淘汰類項目につき、投資を禁止する。各金融機関は、各種形式の与信支援を停止し、かつ既に行つた貸付の回収措置を採る。各地区、各部門及び関連企業は、有力な措置を採り、規定期間に従い淘汰しなければならない。淘汰期間において、国家價格主管部門は、電力供給価格を引き上げることができる。国が明文で淘汰を命じる生産技術、設備及び製品については、一律に輸入、移転、生産、販売、使用及び採用してはならない。

期限どおりに生産技術、設備及び製品を淘汰しない企業に対して、地方各級人民政府及び関連部門は、国の関連法律法規に基づきその生産停止又は閉鎖を責任を持って行い、かつ企業職員の適切な配置、金融機関の貸付資産の安全を確保する等の適切な措置を採らなければならない。その製品が生産許可証管理の実行に属する場合、関連部門は法に従い生産許可証を取り上げなければならない。工商行政管理部門は、その法に従った登記変更又は登記抹消手続を督促しなければならない。環境保護管理部門は、その汚染物質排出許可証を取り上げなければならない。電力供給企業は、法に従い電力供給を停止しなければならない。規定違反者に対しては、法に従い直接責任者及び関連指導者の責任を追及しなければならない。

第四章 附則

第 20 条

本規定は、公布の日より施行する。旧国家計画委員会、国家経済貿易委員会が公布した

「 국가가 당면重点的に発展を奨励する産業、製品及び技術目録（2000年改正）」、旧国家経済貿易委員会が公布した「旧式生産能力、生産技術及び製品の淘汰目録（第1期、第2期、第3期）」及び「工商投資領域の重複建設制止目録（第1期）」は、同時に廃止する。

第 21 条

「國家が当面重点的に発展を奨励する産業、製品及び技術目録（2000年改正）」に基づいて実行した関連優遇政策については、「産業構造調整指導目録」に基づく奨励目録と調整して実行する。外商投資企業の設立及び税収政策等については、国の外商投資関連法律、行政法規の規定を執行する。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

産業構造調整指導目録（2005年版）

[产业结构调整指导目录(2005年本)]

第一類 奨励類

- 一 農林業
 - 1 食糧の生産性が中低度の田畠の総合管理、及び安定生産、高生産の基本農地の建設
 - 2 國家級農産物基地の建設
 - 3 野菜、花卉の無土壌栽培
 - 4 優良、高生産、高効率栽培の標準化並びに養殖技術の開発及び応用
 - 5 重大な病虫害及び動物疾病の予防治療
 - 6 農作物、家畜、家禽及び水生動植物、野生動植物の遺伝子工学及び遺伝子バンクの設立
 - 7 動植物の優良品種の選定育成、繁殖育成、品種保存及び開発
 - 8 種子（苗）の解毒技術開発及び応用
 - 9 畑作節水農業、保護耕作、エコロジー農業の建設、耕地の品質向上、及び新開墾地におけるスピード肥培技術開発の推進
 - 10 生態種（育成）の技術開発及び応用
 - 11 農業用フィルムの無公害溶解技術並びに耕地土壤重金属溶解技術の開発及び応用
 - 12 グリーン無公害飼料及び添加剤の研究開発
 - 13 内陸流域性大型湖の資源増殖保護工事
 - 14 遠洋漁業
 - 15 酪農
 - 16 牛、羊の胚胎（体内）及び精液の工場化生産
 - 17 農業クローン技術の研究開発
 - 18 耕地の保護管理及び土、肥料、水のスピード測定技術開発
 - 19 農林作物品種品質資源保護地、保護区の建設、並びに品種品質資源の収集、保存、鑑定、開発及び応用
 - 20 稂類の耕地還元等の総合利用（エンシレージ、肉用牛のアンモニア処理麦稈飼料、耕地還元、氣化、食用菌の培養等を含む）
 - 21 農村再生可能資源総合利用開発プロジェクト（メタンガスプロジェクト、エコロジー家庭菜園等）
 - 22 輪中堤を撤去して洪水を円滑に流し、干拓田を湖沼に戻す復元プロジェクト
 - 23 食（薬）用菌菌種の培養
 - 24 草原、森林災害の総合統治プロジェクト
 - 25 非耕地利用による耕（牧）地回復・林（草）地の再生及び自然草原の植生復元プロジ

エクト

- 26 動物疫病の新型診断試薬、ワクチン及び低毒低残留新薬の開発
- 27 高生産牧草の人工栽培
- 28 天然ゴムの栽培、生産
- 29 無公害農産物及びその产地の環境に対する有害元素監視測定技術の開発及び応用
- 30 有機廃棄物無害化処理及び有機肥料産業化技術の開発及び応用
- 31 農産物、畜産物、水産物の無公害、グリーン生産技術開発及び応用
- 32 農林産物、畜産物、水産物の貯蔵、輸送、鮮度保持、加工及び総合利用
- 33 天然林等の自然資源保護プロジェクト
- 34 植樹、植草プロジェクト及び林木種苗プロジェクト
- 35 水土保持総合技術開発及び応用
- 36 生態系の回復と再構築プロジェクト
- 37 森林、野生動植物、湿地、荒野、草原等の自然保護区の建設及び生態モデルプロジェクト
- 38 防護林プロジェクト
- 39 砂漠化阻止及び砂漠防止改造プロジェクト
- 40 固砂、保水、土壤改善用新素材の生産
- 41 耐塩、耐乾性植物の栽培
- 42 促成増産林プロジェクト、工業原料林プロジェクト及び名特優品種の新経済林の建設
- 43 竹藤基地の建設及び竹藤新製品の生産技術開発
- 44 若年林の保育プロジェクト
- 45 野生経済林の樹種保護、改良及び開発利用
- 46 絶滅危機にある稀少野生動植物の保護プロジェクト
- 47 林業遺伝子資源保護プロジェクト
- 48 低級小雑木、砂漠植物及び残材の二次加工並びに系列製品の開発
- 49 野生動植物の遺伝資源の繁殖、育成基地及び病原疫病の監視測定事前警報システムの構築
- 50 純粹漢方薬の材料及び優良、高生産、絶滅の危機にある又は供給不足の動植物漢方薬材料の栽培（養殖）
- 51 香料、野生花卉等林床資源の人工栽培及び開発
- 52 木質複合材料の技術開発
- 53 竹質エンジニアリング材料、植物纖維エンジニアリング材料の生産及び総合利用
- 54 林産化学品の二次加工
- 55 人工雨、雹害防止等の人工天候技術の開発及び応用

二 水利

- 1 大河川、大型湖の治水及び主流、支流コントロール工事
- 2 流域間の水利調整工事
- 3 水資源枯渇地区における水源工事 4 農村の人畜飲用水及び水質改善工事
- 5 遊水地区の安全な建設
- 6 海岸堤防の維持修理及び建設
- 7 河川湖沼ダムの堆積物の浚渫工事
- 8 危険な欠陥ダム及び堤防の危険除去・補強工事
- 9 堤の潜在危険監視測定技術及び修復技術の開発応用
- 10 都市冠水事前警報及び洪水防止工事
- 11 河口の整備工事
- 12 水利総合利用の要所工事
- 13 放牧地区の水利工事
- 14 沈泥防止堰工事
- 15 水利工事用土工合成素材及び新素材の開発製造
- 16 大・中型灌漑区の整備及び関連設備の建設
- 17 洪水防止・旱魃対策の緊急対応施設の建設
- 18 高効率の給水、節水、灌漑技術及び設備の製造
- 19 水情報、水質自動監視測定及び洪水防止自動調整システムの開発
- 20 水文データ採集計器及び設備の製造

三 石炭

- 1 炭田地質及び地球物理調査
- 2 120万トン/年及びそれ以上の高生産高効率の石炭鉱山（立て坑、露天を含む）、高効率石炭選別工場の建設
- 3 立て坑災害（ガス、炭塵、立て坑水、火、壁岩等）の防止
- 4 環境に配慮した工業用及び生活用石炭の開発及び生産
- 5 石炭水混合物の技術開発及び応用
- 6 石炭の氣化、液化技術開発及び応用
- 7 石炭層ガス探査、開発及び立て坑ガス利用
- 8 低発熱量燃料（ぼたを含む）及び炭坑の隨伴資源の開発利用及び設備製造
- 9 パイプラインによる石炭輸送
- 10 効率的な石炭の選鉱脱硫技術開発及び応用
- 11 節水型石炭選鉱工程技術開発及び応用
- 12 地盤沈下地区の整備、立て坑水資源保護及び利用
- 13 石炭発電、石炭のコークス化（コークス炉の石炭ガス、コールタール二次加工）の一体化建設

14 資源回収率を高める石炭採掘方法、技術の開発応用及び装置、設備の製造

四 電力

- 1 水力発電
- 2 単機 60 万キロワット及びそれ以上の超臨界、ウルトラ超臨界ユニットの発電所建設
 - 3 30 万キロワット及びそれ以上の集中供熱ユニットのコーチェネレーション併給、並びに熱、電気、冷却のポリジェネレーションの採用
- 4 渴水地区の単機 60 万キロワット及びそれ以上の大型冷却装置の発電所建設
- 5 風力発電及び太陽エネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー、バイオエネルギー等の再生可能エネルギーの開発、利用
- 6 ガスタービンコンバインドサイクル発電
- 7 30 万キロワット及びそれ以上の循環流動床、加圧流動床複合発電、ガス化複合発電等のグリーンガス発電
- 8 単機 20 万キロワット及びそれ以上の流動床ボイラの採用、ぼた又は低質石炭利用による発電
- 9 500 キロボルト及びそれ以上の交流、直流送電所・変電所
- 10 稼動中発電ユニットの脱硫改良
- 11 都市と農村の電力ネットワークの整備及び建設
- 12 保護リレー技術、電力ネットワーク安全運行監督制御情報技術の開発
- 13 大型発電所及び大型電力ネットワーク変電所の集約化設計及び自動化技術の開発
- 14 地区間の電力ネットワーク工事技術の開発
- 15 送電、変電における新技術推進及び応用
- 16 送電、変電、配電時の電力ロス低減技術の開発及び応用
- 17 分散型電力供給技術の開発及び応用

五 原子力エネルギー

- 1 ウラン鉱床の地質調査及びウラン鉱床の採掘、製錬
- 2 低温熱供給原子炉、高増殖炉、核融合炉、先端原子炉、高温ガス冷却炉
- 3 原子力発電所の建設
- 4 高性能核燃料部品の製造
- 5 使用済燃料の再処理
- 6 核分析、核検出器械、計器の製造
- 7 アイソトープ、加速器及び放射線応用技術の開発
- 8 先進的なウランアイソトープ分離技術の開発
- 9 放射線防護技術の開発及び監視測定設備の製造
- 10 核施設の実体保護器械、計器の開発

- 六 石油、天然ガス
 - 1 石油、天然ガス探査及び採掘
 - 2 天然ガス水和物探査及び開発
 - 3 原油、天然ガス、生成油の貯蔵、輸送並びにパイプライン輸送施設及びネットワークの建設
 - 4 天然ガス随伴資源の総合利用
 - 5 天然ガス回収率、生産安全保障技術、並びに施設、生態環境の回復及び汚染防止工事技術の開発及び応用の向上
 - 6 空中に飛散する天然ガスの回収利用

- 七 鉄鋼
 - 1 鉄類金属鉱山の代替資源探査及び重要な探査技術開発
 - 2 高さ 6m 以上、幅 500mm 以上のコークス乾式消火、石炭装入、コークス除塵装置付き炭化室の次世代大容量機械化コークス炉の建設
 - 3 スタンピングコークス、煉炭配合コークス生産技術の応用
 - 4 コークス乾式消化、熱伝導オイルの熱交換技術の応用
 - 5 120 万トン/年以上の大型鎖床回転窯及び帶状ペレット燃焼機等の酸化ペレットの生産
 - 6 15 万トン/年及びそれ以上の直接還元法による製鉄
 - 7 先進的な溶融還元技術の開発及び応用
 - 8 鉄スクラップ加工処理（分類、剪断及び回収。製鉄を含まない）
 - 9 合金鋼製の大型四角材、大型板材、円形材、異型材及び近終型連続鋳造技術の開発及び応用
 - 10 現代化熱間圧延幅広帯鋼圧延機の重要技術の開発、応用及び重要部品の製造
 - 11 薄板材連続鋳造連続圧延の重要技術の開発、応用及び重要部品の製造
 - 12 高強度鋼の生産
 - 13 高速重量貨物積載鉄道用鋼の生産
 - 14 石油採掘用油井管、発電所用高圧ボイラー管及び石油、ガス等の長距離輸送鋼管の生産
 - 15 H 型鋼、400M Pa 級及びそれ以上のボルト鋼鉄筋の生産
 - 16 連続冷延幅広鋼の重要技術の開発、応用及び重要部品の製造
 - 17 冷延ケイ素鋼片の生産
 - 18 圧延制御、冷却制御生産技術の応用
 - 19 直径 550 ミリメートル以上の超高効率グラファイト電極の生産
 - 20 大型高炉用微小孔、超微小孔煉炭の生産

- 21 フайн合成、不定形耐火材料の生産
- 22 鉄合金の新生産技術、新技術の開発、応用
- 23 ガスを完全燃焼できるコーチェネレーションシステム
- 24 蓄熱式燃焼技術の応用
- 25 冶金総合自動化技術の開発

八 非鉄金属

- 1 非鉄金属鉱山の代替資源探査及び重要な探査技術の開発
- 2 銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、ニッケルの大・中規模鉱山の建設
- 3 資源供給が不足している深部及び難採掘鉱床の採掘
- 4 硫化鉱物の無汚染強化熔鍊工程の開発及び応用
- 5 高効率抽出設備及び工程技術の開発
- 6 高精度銅板、帯、箔及びチューブ材料の生産及び技術開発
- 7 高精度アルミ板、帯、箔及び高速薄板帶鑄物圧延生産技術の開発及び設備製造
- 8 軌道交通用高性能金属材料の製造
- 9 非鉄金属の複合材料技術開発及び応用
- 10 高性能、高精度硬質合金及び二次加工製品及びセラミック材料の生産
- 11 レアメタル、レアアース金属の二次加工及びその応用
- 12 錫化合物、アンチモン化合物（酸化アンチモンを含まない）の生産
- 13 高性能磁気材料の製造
- 14 超微粉体材料、電子パルプ及びその製品の生産
- 15 非結晶合金薄板の製造
- 16 新型ブレーキ材料の製造
- 17 高品質マグネシウム合金の鋳造及び板、管、型材加工技術の開発
- 18 非鉄金属の生産過程における測定及び制御技術の開発
- 19 焙焼、熱圧予備酸化及びバクテリアリーチングによる金抽出工程技術の開発及び応用

九 化学工業

- 1 化学工業原料鉱産資源の探査及び大・中型化学工業原料鉱山の建設
- 2 省エネ及び環境保護型窒素肥料装置の建設並びに原料の現地化、経済化のための改良
- 3 高品質のリン酸複合肥料、カリウム肥料及び各種専用複合肥料の生産
- 4 高効率、低毒、安全な新農薬及び中間体の開発、生産
- 5 クリーン生産技術での無機化学工業生産装置の建設及び改良
- 6 環境保護型塗料の生産
- 7 新型バイオ化学工業製品、ファインケミカル専用製品及び膜材料の生産
- 8 新型高効率、無汚染活性剤の開発及び生産

- 9 有機ケイ素、有機フッ素及び高性能無機フッ素化学工業製品の生産
- 10 無機ナノ材料及び機能性材料の生産
- 11 新染料及びその中間体の開発及び生産
- 12 大型芳香族炭化水素生産装置の建設
- 13 石油製品の品質を向上させるための石油精製及び省エネ、ロス低減装置の改良
- 14 大型エチレン生産設備の建設（東部及び沿海は 80 万トン/年及びそれ以上、西部は 60 万トン/年及びそれ以上）及び既存エチレン生産設備の拡張
- 15 大型合成樹脂及び合成樹脂新工程技術、新製品の開発
- 16 大型カプロラクタム、グリコール、アクリロニトリルの生産技術開発及びプラント設備の製造
- 17 大型合成ゴム、合成ラテックス及び熱塑性弹性体先進工程技術開発、新製品製造
- 18 新環境保護型油剤、補助剤等の纖維専用化学品の生産
- 19 複合材料、機能性高分子材料、エンジニアリングプラスチック及び低成本化、新型プラスチック合金の生産
- 20 先進的な工程技術を導入した大型基本有機化学工業原料の生産
- 21 高級道路用アスファルト、ポリマー改質アスファルト及び特殊アスファルトの生産
- 22 低硫黄酸含有重質原油の総合利用
- 23 合成樹脂加工用新型補助剤、新型吸着剤、高性能添加剤及び複合技術の開発
- 24 20 万トン/年及びそれ以上のオキシ塩素化法によるポリ塩化ビニールの生産
- 25 塩化法による二酸化チタンの生産
- 26 高級ラジアルタイヤ及び付属専用材料、設備の生産
- 27 アルコールエーテル燃料の生産

十 建材

- 1 4000 トン/日及びそれ以上（西部地区は 2000 トン/日及びそれ以上）のシャモット新型ドライセメントの生産並びに設備及び関連資材の開発
- 2 新型省エネ環境保護型壁材、断熱防音材料、防水材料及び建築密封材料、建築塗料の開発生産
- 3 良質環境保護型摩擦及び密封材料の生産
- 4 3 万トン/年及びそれ以上の無アルカリガラス纖維タンク窯からの引抜き技術及び高性能ガラス纖維並びに製品技術の開発及び生産
- 5 良質な省エネ複合ドア・窓及び金属部品の生産
- 6 新型管材（パイプ部品を含む）技術の開発、製造
- 7 良質なフロート法ガラス生産技術、設備及び省エネ、安全板ガラス二次加工技術の開発
- 8 1 回の流量が 6 リットル及び以下の洋式便器、節水型小用便器、和式便器及び流量

コントロール設備の開発、生産

- 9 ハイテクノロジー及び環境保護型産業に必要な高純度、超微細、改質等の精密加工鉱物材料の生産及びその技術設備の開発、製造
- 10 新型ドライセメント及び新型壁面材料等の建材製品の生産において発生する工業廃棄物を分解、吸収し、並びに都市のゴミ及び汚泥を無害化、資源化する重要技術及び設備の開発
- 11 ガラス纖維強化プラスチック製品（GRP）の機械化成型技術開発
- 12 バルクセメント設備の技術開発
- 13 高性能コンクリート用アルフエシルの技術開発及び生産
- 14 50万トン/年及びそれ以上の人工砂生産ライン並びにその技術設備の開発、生産
- 15 100万トン/年及びそれ以上の大型セメント研磨基地の建設
- 16 20万立方メートル/年以上の大型石材の切り出し、30万平方メートル/年以上の超薄型複合石材の生産
- 17 高品質人工結晶材料の生産技術開発

十一 医薬

- 1 自主知的財産権を有する新薬の開発及び生産
- 2 重大伝染病予防治療ワクチン及び薬物の開発及び生産
- 3 新型診断試薬及びバイオチップ技術の開発及び生産
- 4 新型計画生育薬品及び器具の開発及び生産（第三世代プロゲステロンの避妊薬、第三代子宮内避妊器具等）
- 5 天然薬物、海洋薬物の開発及び生産
- 6 製剤新補助剤の開発及び生産
- 7 重要な医薬中間体の開発及び生産
- 8 医薬生物工学の新技术、新製品の開発
- 9 新型薬物製剤の技術開発及び応用
- 10 大規模薬用ポリペプチドと核酸合成、発酵生産、純化技術開発及び応用
- 11 薬物製造における膜技術、超臨界抽出技術、キラルテクノロジー及び自動制御技術等の開発及び応用
- 12 医薬品原料のクリーン生産工程の開発及び応用
- 13 新型薬用包装材及びその技術開発
- 14 漢方の現代化（絶滅に瀕している稀少薬用動植物の人工繁殖技術開発、規範化された漢方原料の栽培、養殖における先進的な農業技術の応用、漢方の有効成分の抽出、純化、品質管理の新技术開発及び応用、漢方薬剤形の現代化工程技術、生産過程の制御技術及び設備の開発及び応用、漢方錠剤の革新技術の開発及び産業化）

- 15 少数民族医薬の開発、生産
- 16 医療画像デジタル化製品及び医療情報技術の開発及び製造
- 17 早期診断医療器械設備の開発、製造
- 18 低侵襲手術並びに介入治療設備及び器械の開発、製造
- 19 医療救急及びリハビリテーションエンジニアリング技術装置の開発、生産
- 20 実験動物の飼育
- 21 微生物の開発利用

十二 機械

- 1 数値制御工作機械の重要部品及び切削工具の製造
- 2 3軸以上連動高速、精密数値制御工作機械、数値制御システム及び交流サーボ装置、直線運動アクチュエーターの製造
- 3 新型センサーの開発及び製造
- 4 乗用車用ベアリング、鉄道用ベアリング、精密ベアリング、低騒音ベアリングの製造
- 5 回転直径 8.5 メートル及びそれ以上の混流・軸流式水力発電設備及びその重要周辺補機の製造
- 6 大型貫流及び揚水エネルギー蓄積発電ユニット並びにその重要周辺補機の製造
- 7 60万キロワット及びそれ以上の超臨界及び超超臨界火力発電ユニットプラント設備の技術開発、設備の製造並びにその重要周辺補機の製造
- 8 30万キロワット及びそれ以上の循環式流動床ボイラの製造
- 9 40万キロワット及びそれ以上のコンバインドサイクル発電設備の製造
- 10 大型、精密、専用鋳鍛品技術開発及び設備の製造
- 11 500キロボルト及びそれ以上の超高圧交流・直流送変電プラント設備の製造
- 12 クリーンエネルギー発電設備の製造（原子力発電、風力発電、太陽エネルギー、潮流エネルギー等）
- 13 30万トン/年及びそれ以上の合成アンモニアプラント設備の製造
- 14 60万トン/年及びそれ以上のエチレンプラント設備の製造技術開発及び応用
- 15 集散型（DCS）制御システム及びインテリジェントな現場計器の開発及び製造
- 16 精密計器の開発及び製造
- 17 新型油圧、空気圧、密封部品及び装置の製造
- 18 自動化溶接設備の技術開発及び設備製造
- 19 大型、精密金型及び自動車金型の設計及び製造
- 20 空気調整及び大型真空熱処理技術開発及び設備製造
- 21 安全生産及び環境保護検査測定計器の設計、製造
- 22 都市ゴミ処理設備の製造
- 23 粉炭灰貯蔵・輸送、利用プラント設備の製造

- 24 廃棄電器、プラスチック、廃棄ゴム回収設備の製造
- 25 海水淡水化及び海水直接利用設備の製造
- 26 工業用ロボット及びそのプラントシステムの開発、製造
- 27 500 万トン/年及びそれ以上の立て坑総合採掘、積載輸送プラント設備及び大型石炭鉱洗鉱・選鉱機械設備の製造
- 28 2000 万トン級/年及びそれ以上の大型露天鉱プラント設備の製造
- 29 大型石油ガスの採集輸送設備の製造
- 30 自動高速多色印刷プラント設備の製造
- 31 種子、肥料、水、農薬の高効率使用及び保護型耕作等の農機具製造
- 32 5 トン/時以上の種子加工プラント設備の開発、製造
- 33 家禽、家畜類の自動飼育プラント設備の製造
- 34 施設農業設備の製造
- 35 農、林、漁、畜産物の二次加工及び資源総合利用設備の製造
- 36 わら類総合利用の重要設備の製造
- 37 農業（綿花、水稻、小麦、トウモロコシ、豆類、イモ類、牧草飼料等）収穫機械の製造
- 38 営林及び人工植生の工業化生産設備製造技術の開発
- 39 大型工事施工機械及び重要部品の技術開発及び製造
- 40 電気制御内燃機関及び重要部品の技術開発及び製造
- 41 蓄冷（蓄熱）技術開発及び設備開発
- 42 大型エネルギー回収装置プラント設備の設計、製造
- 43 7000 メートル及びそれ以上の深度ボーリングプラント設備の設計、製造
- 44 高性能浚渫設備の製造
- 45 医療廃棄物集中処理設備の製造
- 46 自動気象システムの技術開発及び設備製造
- 47 特殊気象観測及び分析設備の製造
- 48 地震観測所、地震観測網及び流動地震観測技術システムの開発及び計器設備の製造
- 49 地質災害監視測定管理の新技術及び設備の研究開発
- 50 有害ガス浄化設備の製造
- 51 食品質安全検査測定関連技術及び設備
- 52 廃棄自動車解体、粉碎処理設備の製造

十三　自動車

- 1　自動車、オートバイの完成車及びエンジン、重要部品システム設計開発
- 2　自動ギアボックス、大型トラックギアボックス等の自動車重要部品及び自主知的財産権（ブランド）を有する先進的、適応型自動車、エンジンの製造

- 3 自動車の軽量化及び環境保護型新素材の製造
- 4 自動車重要部品の精密鍛造、マルチステーションプレス成型及び鋳造
- 5 自動車、オートバイ型式試験及び修理用検査測定システム開発製造
- 6 圧縮天然ガス、水素燃料、合成燃料、LPガス、アルコールエーテル類燃料自動車及びハイブリッド自動車、電動自動車、燃料電池自動車等の新エネルギー自動車の完成品及び重要部品の開発及び製造
- 7 先進的な小排気量エコノミー乗用車、コンテナ輸送車、多軸大型専用車輛
- 8 先進的な乗用車用ディーゼルエンジンの開発、製造
- 9 都市型低床バスの開発、製造

十四 船舶

- 1 ハイテク、高性能、特殊船舶及び10万トン級及びそれ以上の大型船舶の設計及び製造
- 2 1万トン級及びそれ以上の客船、フェリー、ロロ船、旅客コンテナ船、鉄道連絡船の製造
- 3 5000立方メートル及びそれ以上の液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス（LNG）船の製造
- 4 3000標準コンテナ（TEU）及びそれ以上のコンテナ船の製造
- 5 船用動力システム、発電設備、特殊補機の製造
- 6 大型遠洋漁業船及び海上掘削船、掘削用プラットフォーム、海上浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備船（FPSO船）等の海洋工事設備の設計製造
- 7 船舶制御及び自動化、通信ナビゲーション、計器メーター等船舶用設備の製造

十五 航空宇宙

- 1 航空機及び部品の開発、製造
- 2 航空エンジンの開発、製造
- 3 機上搭載設備システムの開発、製造
- 4 ヘリコプター胴体、回転翼システム、伝導システムの開発、製造
- 5 航空宇宙用新素材の開発及び生産
- 6 航空宇宙用ガスタービンの製造
- 7 衛星、輸送ロケット及び部品の製造
- 8 航空、宇宙技術の応用及びシステムのソフトウェア・ハードウェア製品、端末製品の開発、生産
- 9 航空機地上シミュレーション訓練システムの開発、製造
- 10 航空機地上整備、保守、検査設備の開発、製造
- 11 衛星地上システムの構築及び設備製造

十六 軽工業

- 1 経済規模に適った林紙一体化の木材パルプ、紙及び板紙の生産
- 2 ハイテクパルプ・紙製造機械のプラント設備の開発、製造
- 3 非金属製品の金型設計、加工、製造
- 4 生物分解性プラスチック及びその系列製品の開発
- 5 農業用プラスチック節水器材及び農業用多層フィルムの開発、生産
- 6 ハイテクセラミック（工業用セラミックを含む）製品及び設備の技術開発
- 7 セラミククリーン生産技術の開発及び応用
- 8 レーザーマシン、電子一体型縫製機械及び特殊工業用ミシンの開発、製造
- 9 天然香料、合成香料の新技術開発及び製品の製造
- 10 新型、エコロジー型（分解容易・回収容易・数次利用可能な）包装材料の研究開発、生産
- 11 新型プラスチック保温プレート、大口径プラスチック管材（直径 0.5 メートル以上）、超低騒音排水プラスチック管、浸透防止ジオメンブレン、医療用プラスチック等の新型プラスチック製品の開発、製造
- 12 ハイテク、デジタル印刷技術及びハイビジョン製版システムの開発及び応用
- 13 ハイテクグリーン電池製品の製造（水銀不使用のアルカリマンガン電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、メンテナンスフリー大容量密閉型鉛蓄電池、燃料電池、亜鉛空気電池、ソーラーエネルギー電池）
- 14 少数民族特殊用品の製造
- 15 天然の食品添加剤原料及び生産技術開発、応用
- 16 ECF 及び TCF 化学パルプ漂白技術の開発及び応用

十七 紡織

- 1 高級紡織品の生産、染色及び後整理加工
- 2 化学纖維の高度模倣加工技術を採用して生産した高級化学纖維生地
- 3 各種差別化、機能化された化学纖維、ハイテク纖維の生産
- 4 繊維及び非セルロース系用新型ポリエステル（PTT、PEN、PBT 等）の生産
- 5 生態、資源综合利用及び環境保護の基準に合致した特殊天然纖維（羊毛以外のその他動物纖維、麻、竹、シルク糸、色付き綿花等）の製品加工
- 6 ハイテクノロジーを駆使した産業用特殊紡織品の生産
- 7 新型ハイテク紡織機械及び重要部品の製造
- 8 高級絨毯、ドローンワーク、刺繡製品の生産
- 9 コンピュータによる統合生産システムを採用した高級服の生産
- 10 再生資源を利用した新型纖維（ポリ乳酸纖維、溶剤法纖維素纖維、動物性・植物タン

パク質纖維等)の生産

- 11 紡織、紡織機企業の生産に必要な検査測定、試験計器の開発、製造

十八 建築

- 1 省エネ・省スペース型建築及びグリーン建築の開発
- 2 高層建築と空間構造技術開発
- 3 低騒音建築施工機具の開発及び製造
- 4 住宅用高性能外周保護構造材料及び部品の製造
- 5 新型建築構造システム開発
- 6 免震・減震建築構造システム及び製品の研究開発及び普及
- 7 節水、省エネ、省スペース及び節材建築の重要技術の開発
- 8 インテリジェント建築製品及び設備の生産製造並びにインテグレーション技術の研究
- 9 住居及び公共建築集中暖房設備の熱量計算技術の応用
- 10 商品コンクリート、商品モルタル及びその施工技術開発

十九 都市インフラ設備及び不動産

- 1 都市インフラ空間の情報データの生産、及び重要技術の開発
- 2 都市公共交通の構築
- 3 都市道路及びインテリジェンス交通システムの構築
- 4 都市交通管制システム技術開発及び設備の製造
- 5 都市・町¹⁴における地下パイプライン共同溝建設
- 6 都市・町における上下水管網工事、供水水源及び浄水場工事
- 7 都市・町におけるガス工事
- 8 都市・町における集中暖房設備建築及び改良工事
- 9 都市雨水収集利用工事
- 10 省エネ、低汚染暖房設備の製造
- 11 都市緑化及びエコロジーエリアの建設
- 12 都市における立体駐車場の建設
- 13 先進的な適応型建築関連技術、製品及び住宅部品の研究開発及び普及
- 14 ガス自動車のガス供給所工事
- 15 都市建設管理情報化技術開発
- 16 都市エコロジーシステムの重要な技術開発
- 17 都市間快速、都市軌道交通（国の認可を経た）システム開発、建設及び車両の製造
- 18 都市節水技術開発及び応用
- 19 都市照明のインテリジェント化、グリーン照明製品及びシステム技術開発

¹⁴ 原文は「鎮」。

20 国家住宅モデルプロジェクト建設

二十 鉄道

- 1 新たな鉄道路線の敷設
- 2 既存路線の速度向上及び容量拡大
- 3 旅客輸送専用路線、高速鉄道システムの技術開発及び建設
- 4 機関車の同相操舵、列車の電子制御空気（ECP）、25トン及びそれ以上の軸荷重貨物輸送積載技術の開発
- 5 鉄道運行、旅客輸送、貨物輸送安全保障システム技術及び設備の開発
- 6 操作場自動化、積降作業機械化設備の製造
- 7 鉄道輸送情報システムの開発
- 8 鉄道コンテナ輸送システムの開発及び建設
- 9 交流駆動機関車、動力機関車、高原列車、機関車車輌救援設備の製造及び技術開発
- 10 交流駆動コア部品の製造（IGCT、IGBT部品を含む）
- 11 時速200キロメートル及びそれ以上の鉄道カテナリーシステム、転轍機、牽引給電技術の開発及び設備製造
- 12 電気化鉄道牽引の給電力率補償の技術開発
- 13 鉄道線路検査測定、機関車車輌監視測定技術開発及び設備製造
- 14 大型路線補修機械、多用途路線補修機械、軌道検査測定設備、工務専用設備の開発、製造
- 15 運行調整指令自動化技術の開発
- 16 コンクリート構造物の補修及び耐久性向上技術、材料の開発
- 17 高速磁気浮上式交通システム技術及び材料の開発及び応用
- 18 鉄道旅客列車用便器及び汚物地上収集、処理工事

二十一 自動車道路

- 1 国道主幹線、西部開発自動車道路幹線、国家高速自動車道路網プロジェクトの建設
- 2 自動車道路インテリジェント輸送システムの開発及び建設
- 3 自動車道路快速旅客貨物輸送システムの開発及び建設
- 4 自動車道路管理情報システムの開発及び建設
- 5 自動車道路工事用新材料の開発及び生産
- 6 自動車道路工事及び道路補修新型機械設備の設計製造
- 7 自動車道路のコンテナ及び箱型トラック輸送
- 8 特大橋架の橋梁築造及び保守技術の開発
- 9 長大トンネルの築造及び保守技術の開発
- 10 農村旅客貨物輸送ネットワークの開発及び建設

11 農村自動車道路の建設

二十二 海運

- 1 深水バース（沿海部1万トン級、内陸河川部1千トン級）の建設
- 2 航海深水航路及び内陸河川幹線航路の建設、通航建築物の建設
- 3 大型港の積降自動化工事
- 4 海運電子データ交換システムの開発
- 5 水上安全保障システム及び救助引上設備の建設及び開発
- 6 内陸河川船舶輸送及び船型標準化
- 7 港、深水航路及び航海電子センターの建設に必要な特殊工事機械設備の設計、製造
- 8 コンテナ複合輸送及び水上コンテナ輸送
- 9 水上高速旅客船
- 10 原油、製品油、天然ガスの船舶輸送
- 11 船舶石油流出監視測定及び応急除去システムの構築、開発
- 12 水上ロロ船による複合輸送及び水路大量バラ積み貨物輸送
- 13 水運業界情報システムの構築
- 14 國際郵便船輸送

二十三 航空輸送

- 1 空港建設
- 2 公共航空輸送
- 3 一般航空
- 4 空中交通管制及び通信ナビゲーションシステムの構築
- 5 航空機のメンテナンス
- 6 航空コンピュータ管理及びそのネットワークシステムの開発及び構築
- 7 航空燃料設備の建設
- 8 航空特殊車輌、貨物操車場設備、倉庫設備、貨物積載機、高性能空港安全検査設備、高性能空港消防設備の開発及び製造
- 9 海上空中監督巡視及び捜索救助設備の建設

二十四 情報産業

- 1 2.5GB/s 及びそれ以上の SDH システムの構築
- 2 155MB/s 及びそれ以上のデジタルマイクロウェブ SDH 設備の製造及びシステム構築
- 3 衛星通信システム、地球ステーション設備製造及びシステム構築
- 4 ネットワーク管理制御、SS7、時間同期、課金等通信支援ネットワークの構築
- 5 デジタル通信ネットワーク設備の製造及び構築

- 6 インテリジェンスネットワーク等の新業種ネットワーク設備製造及び構築
- 7 ブロードバンドネットワーク設備製造及び構築
- 8 デジタルセル移動通信ネットワークの構築
- 9 IP 業務ネットワークの構築
- 10 郵政貯蓄ネットワークの構築
- 11 郵政総合業務ネットワークの構築
- 12 郵便処理自動化プロジェクト
- 13 衛星デジタルテレビ放送システムの構築
- 14 付加価値電信業務プラットフォームの構築
- 15 32 周波及びそれ以上の WDM 光ファイバーシステム設備製造
- 16 10GB/s 及びそれ以上のデジタル同期シリーズ光ファイバー通信システム設備製造
- 17 通信ネットワーク支援の新技術設備製造
- 18 成層圏通信システム設備製造
- 19 デジタル移動通信（GSM-R を含む）、アクセス・ネットワークシステム、デジタル・トランкиング通信システム及びルーター、ゲートウェイ等のネットワーク設備の製造
- 20 大・中型電子計算機及び高性能マイクロマシン、ワークステーション、サーバー設備の製造
- 21 線幅 1.2 ミクロン以下の大規模集積回路の設計、製造
- 22 大規模集積回路設備製造
- 23 新型電子部品（チップ部品、周波数制御部品、混成集積回路、電力電子デバイス、光電子デバイス、センサー部品及びセンサー、新型機電部品、高密度プリント基板及びフレキシブルプリント基板等）
- 24 電子専用材料の製造
- 25 ソフトウェアの開発、生産
- 26 コンピューター支援設計（CAD）、支援試験（CAM）、支援製造（CAM）、支援エンジニアリング（CAE）システム開発生産
- 27 電子専用設備、計器、工具・金型製造
- 28 大容量光・ディスクドライブ並びにその部品及びデジタル製品用メモリーカードの製造
- 29 新型ディスプレイ部品、中・高解像度 CPT/CDT 及びガラス球製造及び技術開発
- 30 新型（非光学分散）シングルモード光ファイバー及び光ファイバー用プリフォームロッドの製造
- 31 デジタル AV 放送システム設備の製造
- 32 高密度 DVD プレーヤー用ディスクの製造
- 33 CD-ROM 及び CD-RAM の複製製造
- 34 デジタルビデオカメラ、デジタルプレーヤー、デジタルテレビ製品の製造

- 35 普通紙ファクシミリの製造
- 36 情報セキュリティ製品、ネットワーク監視専用設備の開発、製造
- 37 デジタル多機能電話機の製造
- 38 6インチ及びそれ以上の単結晶シリコン、多結晶シリコン及びシリコンチップの製造
- 39 ドップラーレーダー技術及び設備の製造
- 40 自動車電子製品の製造
- 41 医療電子製品の製造
- 42 金融電子設備の製造及びシステム構築
- 43 無線 LAN (Wi-Fi 短距離無線通信技術等) の技術開発、設備製造
- 44 電子商取引及び電子政府システムの開発
- 45 衛星ナビゲーションシステムの技術開発及び設備製造

二十五 その他のサービス業

- 1 電子商取引、现代物流サービスシステムの構築及びチェーン経営形式で発展する中小スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等新型小売業態
- 2 谷物、綿花、砂糖、食用油、化学肥料、石油等重要商品用の現代化貯蔵等の物流設備の建設
- 3 現代化農産物市場流通設備及び農産物の貿易・加工・農業の一体化施設の建設
- 4 遊休設備、中古製品、中古自動車の調整取引市場の建設
- 5 中小企業のソーシャルサービスシステムの構築
- 6 農業、林業のソーシャルサービスシステムの構築
- 7 賃貸借サービス
- 8 後方支援のソーシャルサービスシステムの構築
- 9 都市コミュニティにおけるサービスネットワーク拠点の建設
- 10 不動産仲介サービス、建物管理業務管理サービス
- 11 公共老人福祉サービス
- 12 障害者サービス施設の建設
- 13 基本医療、計画生育、予防保健サービス施設の建設
- 14 献血ステーションの建設
- 15 遠隔地医療サービス
- 16 文化芸術、新聞出版、ラジオ・映画・テレビ、大衆文化、科学普及、スポーツ施設の建設及び産業化運営
- 17 重要文化財保護及び施設の建設
- 18 幼児教育、義務教育、高校教育、高等教育、職業技術教育及び特殊教育
- 19 遠隔地教育システムの構築
- 20 未成年者の活動場所及び幼児社会福祉施設の建設

- 21 旅行インフラ設備の建設及び旅行情報サービスシステムの開発
- 22 工業ツアー、農業ツアー、森林ツアー、エコロジツアー及びその他旅行リソース総合開発プロジェクトの建設
- 23 クレジットカード及びそのネットワークサービス
- 24 旅行商品、記念品の開発
- 25 就職、創業コンサルティング、指導、仲介及び研修
- 26 國家級工事（技術）研究センター、国が認定した企業技術センター、重点実験室、ハイテク企業創業サービスセンター、新製品開発設計センター、科学研究中間実験基地、実験基地の建設
- 27 科学普及、技術推進、科学技術交流、技術コンサルティング、知的財産権及び気象、環境保護、測量、地震、海洋、技術監督等の科学技術サービス
- 28 経済、計画、工事、管理、会計、監査、法律、環境保護等のコンサルティングサービス
- 29 科学計器、実験動物、化学試剤、文献情報等科学研究支援条件の共同建設・共同利用サービス
- 30 商品の品質認証及び品質監視測定
- 31 偽造防止技術開発及び運用
- 32 信用調査及び評価サービス体系の確立
- 33 漫画製作

二十六 環境保護と資源節約の総合利用

- 1 鉱山の生態環境回復プロジェクト
- 2 海洋開発及び海洋環境保護
- 3 生物の多様性の保護プロジェクト
- 4 汽水、劣質水、海水の開発利用及び海水淡水化プロジェクト
- 5 オゾン層消耗物質の代替品の開発と利用
- 6 医療廃棄物処理センターの建設
- 7 危険廃棄物処理センターの建設
- 8 地域性の廃車処理センターの建設
- 9 流出物輻射環境監視測定技術プロジェクト
- 10 環境監視測定体系プロジェクト及び新型環境保護技術の開発応用
- 11 放射性廃棄物及びその他危険廃棄物の安全処理技術及び設備の開発、製造
- 12 流動汚染源（列車、船舶、自動車等）の防止改善技術の開発及び応用
- 13 都市交通における騒音及び振動の制御及び材料の生産
- 14 電力網、情報システムの電磁波輻射制御技術の開発
- 15 ダイオキシン排出の削減及び制御技術の開発と応用

- 16 持久性有機汚染物質類製品の代替品の開発と応用
- 17 持久性有機汚染物質類製品の廃棄処理技術の開発と応用
- 18 「三廃」¹⁵の総合利用及び管理プロジェクト
- 19 「三廃」処理用生物菌及び添加剤の開発及び生産
- 20 水銀含有廃棄物の水銀回収処理技術の開発応用及びプラント設備製造
- 21 水再利用技術の開発及び設備の製造と使用
- 22 高効率、低エネルギー消費の汚水処理と再生技術の開発及び設備製造
- 23 都市・農村のごみ及びその他固体廃棄物の減量化、資源化、無害化処理及び総合利用プロジェクト
- 24 廃棄物埋立における漏出防止シートの生産
- 25 新型水処理薬剤の開発及び生産
- 26 ガス、煙の除塵、脱硫、脱硝技術及び装置の開発、プラント設備の製造
- 27 壁面の騒音吸収技術と材料の開発
- 28 交流周波数変換・速度調節によるエネルギー節約技術の開発及び応用
- 29 自動車、ディーゼル車の燃油節約技術の開発及び応用
- 30 新型省エネルギー環境保護家電製品及び主要部品の生産及び技術開発
- 31 節水、省エネルギー製品の生産
- 32 用水監視測定機器の開発、生産
- 33 新型省エネルギー照明製品、生産技術の開発及び付帯する材料、設備の技術開発
- 34 省エネルギー、節水、環境保護及び資源総合利用等の技術開発、応用及び設備製造
- 35 生産量 2000 トン／日及びそれ以上のセメントクリンカー及び新型ドライセメント生産時の余熱発電
- 36 高炉、転炉、コークス炉のガス回収及び総合利用
- 37 高エネルギー消耗、汚染の深刻な石油、石化、化学工業業種のエネルギー節約、環境保護改造
- 38 高効率、省エネルギーの採掘、選鉱技術（薬剤）及び設備の開発、プラント設備の製造
- 39 多元素共生鉱物資源の総合利用
- 40 低品位鉱、複雑な鉱物、難処理鉱物の開発及び総合利用
- 41 尾鉱、固体廃棄物等資源の総合利用
- 42 再生資源回収利用の産業化

第二類 制限類

¹⁵ 廃ガス、廃水、固体廃棄物を指す。

一 農林業

- 1 天然牧草地の超過放牧
- 2 1 ライン 5 万立方メートル／年以下の高中密度繊維板（ファイバーボード）プロジェクト
- 3 1 ライン 3 万立方メートル／年以下の木質フレークボードプロジェクト
- 4 1000 トン／年以下の松脂（ロジン）生産プロジェクト

二 石炭

- 1 単井井型で次の規模を下回る炭鉱プロジェクト：山西、陝西、内蒙古は 30 万トン／年、新疆、甘肅、寧夏、青海、北京、河北、東北及び華東地区は 15 万トン／年、西南及び中南地区は 9 万トン／年、薄炭層の採掘は 3 万トン／年
- 2 非機械化採掘技術を採用する炭鉱プロジェクト
- 3 計画した石炭資源回収率が国の定める要求に達しない炭鉱プロジェクト
- 4 国又は省（区、市）の石炭業種管理部門の認可を取得していない鉱区総合計画の炭鉱プロジェクト

三 電力

- 1 チベット、新疆、海南等の小規模電力ネットワークを除き、単機容量が 30 万キロワット及びそれ以下の通常石炭火力発電ユニット
- 2 チベット、新疆、海南等の小規模電力ネットワークを除き、発電用石炭消費量が 300 グラム標準石炭／キロワット時を上回る発電ユニット、空気冷却ユニットの発電用石炭消費量が 305 グラム標準石炭／キロワット時を上回る発電ユニット

四 石油、天然ガス及び化学工業

- 1 10 万トン／年以下及び DMT 法ポリエステル装置
- 2 7 万トン／年以下のポリプロピレン装置（連続法及び間歇法）
- 3 10 万トン／年以下のアクリルニトリル装置
- 4 10 万トン／年以下の ABS 樹脂装置（本体連続法を除く）
- 5 60 万トン／年以下のエチレン装置
- 6 800 万トン／年以下の常圧・減圧蒸留製油装置
- 7 50 万トン／年以下の触媒・分解装置、40 万トン／年以下の連続改質装置、80 万トン／年以下の水素添加分解装置、80 万トン／年以下のディレイド・コーティング・ユニット
- 8 20 万トン／年以下のポリエチレン装置
- 9 20 万トン／年以下のオキシクロリネーション法ポリ塩化ビニル装置、12 万トン／年以下のカーバイト法ポリ塩化ビニル装置

- 10 20万トン／年以下のスチレン装置（ドライエア製エチルベンゼン工程を除く）
- 11 10万トン／年以下のポリスチレン装置
- 12 22.5万トン／年以下のテレフタル酸装置
- 13 20万トン／年以下のエチレンオキシド／エチレングリコール装置
- 14 10万トン／年以下のカプロラクタム装置
- 15 20万トン／年以下のエチレン法酢酸装置、10万トン／年以下のカルボニル合成法酢酸装置
- 16 100万トン／年以下のアンモニアソーダ装置
- 17 30万トン／年以下の侯氏ソーダ製造法装置
- 18 20万トン／年以下の硫黄製酸装置、10万トン／年以下の黄鉄鉱製酸装置
- 19 常圧法及び綜合法硝酸装置
- 20 石油（高硫黄石油コークスを除く）を原料とする化学肥料の生産プロジェクト
- 21 硫酸法チタン顔料生産ライン（製品品質が国際基準に達し、廃酸、第一鉄は综合利用ができ、かつ排出基準を実現できるものを除く）
- 22 1000トン／年以下のリード・クロム・イエロー生産ライン
- 23 5000トン／年及びそれ以下の酸化鉄紅顔料装置
- 24 2.5万キロボルトアンペア以下（能力4.5万トン未満）及び2.5万キロボルトアンペア以上の環境保護、エネルギー消費等につき参入要求に達していないカーバイト熱炉プロジェクト
- 25 5000トン／年以下の電解二酸化マンガン生産ライン
- 26 15万トン／年以下の苛性ソーダ装置
- 27 2万トン／年以下の水酸化カリウム装置
- 28 1ライン2万トン／年以下又はカルシウム焙焼クロム化合物の生産装置
- 29 塩化水銀触媒プロジェクト
- 30 単独ユニット1万トン／年以下の無水フッ化水素（HF）生産装置（付帯する自社用及び電子高純度フッ化水素を除く）
- 31 単独ユニット反応釜6000トン／年以下、後処理3万トン／年以下のF22生産装置（原料として二次加工を行うものを除く）
- 32 2万トン／年以下の（メチル基）有機ケイ素单体生産装置
- 33 8万トン／年以下のクロロメタン生産プロジェクト（有機ケイ素に付帯するメタンクロライドのための生産プロジェクトは含まない）
- 34 8万トン／年及びそれ以上で、副産の全ての四塩化炭素について付帯処置施設のないクロロメタン生産プロジェクト
- 35 バイヤスタイヤプロジェクト
- 36 軽車輌等¹⁶のタイヤプロジェクト（手押し車タイヤ）

¹⁶ 原文は「力車」

- 37 高毒農薬原料薬（メチルアミン燐、パラチオン、メチルパラチオン、モノクロトホス monocrotophos、オメゾエート omethoate、isocarbophos、イソフェンホスメチル isofenphos-methyl、ホレート phorate、posfolan-methyl、posfolan-ethyl、テルブホス terbufos、メチダチオン methidathion、臭化メチル methyl bromide、メトミル methomyl、アルジカルブ aldicarb、カルボフラン carbofuran、燐化亜鉛、ソディウムダイファシノン sodium diphacinone、ケトンダイファシノン ketone diphacinone、ワルファリン warfarin、クマテトラリル coumatetralyl、ブロマジオロン bromadiolone、ブロジファコン brodifacoum）生産プロジェクト
- 38 DDT を原料とするジコホル（dicofol）生産プロジェクト
- 39 ヘキサクロロベンゼン（hexachloro benzene）を原料とするソディウムペンタクロロフェノール（sodium pentachlorophenol）生産プロジェクト
- 40 リンデン生産プロジェクト
- 41 300 トン／年以下のサポニン（加水分解物を含む）生産装置（総合利用を除く）

五 情報産業

- 1 レーザーディスクプレーヤーの生産ライン（VCD シリーズ完成機製品）
- 2 アナログ CRT 白黒・カラーテレビプロジェクト

六 鉄鋼

- 1 鉄鋼企業及び水不足地区の、乾式消火、給炭、コークス除塵装置を同時に付帯して建設していないコークス炉プロジェクト
- 2 180 平方メートル以下の焼結機プロジェクト
- 3 有効容積 1000 立方メートル以下、又は 1000 立方メートル及びそれ以上でコールパウダーインジェクション装置、除塵装置、過剰圧力発電装置を同時に付帯しておらず、エネルギー消費量、新しい水の消費量等が基準に達していない高炉プロジェクト
- 4 公称容量 120 トン以下、又は公称容量 120 トン及びそれ以上で石炭ガス回収、除塵装置を同時に付帯しておらず、エネルギー消費量、新しい水の消費量等が基準に達していない転炉プロジェクト
- 5 公称容量 70 万トン以下、又は公称容量 70 万トン以上で煙塵回収装置を同時に付帯しておらず、エネルギー消費量、新しい水の消費量が基準に達していない電気炉プロジェクト
- 6 800 ミリメートル以下の熱間圧延ストリップ（特殊鋼を含まない）プロジェクト
- 7 25 万トン／年及びそれ以下の溶融亜鉛めっき鋼板プロジェクト
- 8 10 万トン／年及びそれ以下のカラーコート鋼板プロジェクト
- 9 2.5 万キロボルトアンペア以下、又は 2.5 万キロボルトアンペア及びそれ以上の環境保護、エネルギー消費等で参入要求に達していない合金鉄熱電気炉プロジェクト（中西

部で独立して運行している小規模水力発電、及び鉱物資源が豊富な国の確定した重点貧困地域については単機の鉱物熱電気炉の容量が 1.25 万キロボルトアンペア及びそれ以上)

- 10 クロム質耐火物を含む生産ライン
- 11 普通効率及び高効率の黒鉛電極の生産ライン
- 12 直径 550 ミリメートル以下及び 2 万トン／年以下の超高効率黒鉛電極の生産ライン
- 13 5 万トン／年以下の炭、4 万トン／年以下のカーボン電極生産ライン
- 14 一段式固定ガス発生炉プロジェクト（粉炭ガス化炉を含まない）

七 非鉄金属

- 1 タングステン、モリブデン、錫、アンチモン及びレアアース類鉱床の採掘、製錬プロジェクト、並びに酸化アンチモン、鉛・錫の溶接材料の生産プロジェクト（改造プロジェクトを除く）
- 2 単系列 10 万トン／年規模以下の粗銅製錬プロジェクト
- 3 電解アルミニウムプロジェクト（自焼成槽生産能力置換プロジェクト及び環境保護改造成プロジェクトを除く）
- 4 単系列 5 万トン／年規模及びそれ以下の鉛製錬プロジェクト
- 5 単系列 10 万トン／年規模以下の亜鉛製錬プロジェクト
- 6 マグネシウム製錬プロジェクト（総合利用プロジェクトを除く）
- 7 4 トン以下の再生アルミニウム反射炉プロジェクト
- 8 再生非鉄金属の生産において直接ガス燃焼を採用する反射炉のプロジェクト
- 9 アルミ用湿式フッ化ナトリウムプロジェクト
- 10 10 万トン／年以下の独立アルミ用炭素プロジェクト
- 11 イオン型レアアース類鉱石の浸出プロセスプロジェクト
- 12 1 万トン／年以下の再生鉛プロジェクト

八 金

- 1 金精鉱処理 50 トン／日以下の独立青化処理プロジェクト
- 2 鉱石処理 100 トン／日以下で、付帯する採掘システムがない独立金選鉱工場プロジェクト
- 3 金精鉱処理 50 トン／日以下の乾式製錬プロジェクト
- 4 鉱石処理 5 万トン／年以下の独立の堆積場プロジェクト（青海・チベット高原を除く）
- 5 岩金鉱石処理 50 トン／日以下の採掘選鉱プロジェクト
- 6 砂金鉱砂処理 20 万立方メートル／年以下の砂金採掘プロジェクト
- 7 森林地域、農地、河川における金採掘プロジェクト

九 建材

- 1 非フロート法及び溶融量 500 トン／日以下の普通フロート法板ガラス生産ライン
- 2 100 万平方メートル／年及びそれ以下の建築用セラミックれんが生産ライン
- 3 50 万件／年以下のトンネル釜衛生陶器生産ライン
- 4 セメント機立釜、乾式中空釜、レポール釜 (lepol kiln)、湿式釜。新規の 1500 トン／日及びそれ以下のシャモット (chamotte) 新型乾式セメント生産ライン
- 5 2000 万平方メートル／年以下の石膏ボード生産ライン
- 6 アスファルトフェルト生産ライン、500 万平方メートル／年以下の改良アスファルト防水材料生産ライン、アスファルト複合ソフト防水材料生産ライン、ポリエチレン薄膜で厚さ 0.5 ミリメートル以下のポリエチレン・ポリプロピレン複合防水材料生産ライン
- 7 中性・アルカリ性グラスマーブル生産ライン、プラチナるつぼボール法糸引きグラスファイバー生産ライン
- 8 芯入り粘土煉瓦 (solid clay brick) 生産プロジェクト
- 9 15 万平方メートル／年以下の石膏（空洞）れんが生産ライン、単独グループの生産能力が 2.5 万立方メートル未満のコンクリート小型空洞レンガ及び単独グループの生産能力が 15 万平方メートル未満のコンクリート舗装レンガの固定式生産ライン、5 万立方メートル／年以下の人工軽量骨材（セラムサイト）の生産ライン
- 10 10 万立方メートル／年以下の気泡コンクリート生産ライン
- 11 3000 万標準レンガ／年以下の脈石、頁岩 (shale) 焼結芯入りれんが生産ライン
- 12 5000 トン／年以下のロックウール（ミネラルウール）生産ライン

十 医薬

- 1 ビタミン C 原料プロジェクト
- 2 ペニシリン原料薬プロジェクト
- 3 使い捨て注射器、輸血器、輸液器プロジェクト
- 4 薬用ブチルゴム栓プロジェクト
- 5 新薬及び新技術の応用でない各種剤型の加工能力拡大プロジェクト（液体を充填するハードカプセルを除く）
- 6 原料が希少な不足している植物薬材で、かつ大規模な植栽又は養殖を行っていない製品の生産能力拡大プロジェクト
- 7 フロン (CFCs) をエアゾール噴射剤として使用する医薬品生産プロジェクト
- 8 水銀補充式ガラス体温計プロジェクト
- 9 水銀補充式血圧計プロジェクト
- 10 銀・水銀歯科材料プロジェクト

十一 機械

- 1 2 アーム及びそれ以下の削岩台車 (wagon drill/ jumbo) 製造プロジェクト
- 2 積込機 (立爪積込機を除く) 製造プロジェクト
- 3 3 立方メートル及びそれ以下の小型鉱車製造プロジェクト
- 4 直径 2.5 メートル及びそれ以下のワインチ製造プロジェクト
- 5 直径 3.5 メートル及びそれ以下の縦坑リフト製造プロジェクト
- 6 40 平方メートル及びそれ以下のふるい分け機製造プロジェクト
- 7 直径 700 ミリメートル及びそれ以下のサイクロン製造プロジェクト
- 8 800 キロワット及びそれ以下の石炭採掘機製造プロジェクト
- 9 バケット容量 3.5 立方メートル及びそれ以下の鉱物用掘削機製造プロジェクト
- 10 鉱物用攪拌、濃縮、濾過設備 (加圧式を除く) 製造プロジェクト
- 11 農業用輸送車輛プロジェクト (三輪自動車、低速貨物車)
- 12 シングルシリンドーディーゼル製造プロジェクト (先進的な第 2 世代シングルシリンドーエンジンをのぞく)
- 13 50 馬力及びそれ以下のトラクター製造プロジェクト
- 14 30 万キロワット及びそれ以下の通常石炭火力発電設備製造プロジェクト (総合利用ユニットを除く)
- 15 電線、ケーブル製造プロジェクト (特種ケーブル並びに 500 キロボルト及びそれ以上の超高压ケーブルを除く)
- 16 普通金属工作機械製造プロジェクト (数値制御工作機械を除く)
- 17 普通放電加工工作機械及びワイヤーカッター工作機械製造プロジェクト (数値制御工作機械を除く)
- 18 6300 キロニュートン及びそれ以下の普通機械プレス製造プロジェクト (数値制御プレス機を除く)
- 19 普通直刃せん断機、曲げ機、管曲げ機製造プロジェクト
- 20 普通高速度鋼バイト、フライス盤、のこ刃、タップ、ダイスプロジェクト
- 21 褐色酸化アルミナ (brown fused alumina)、緑色炭化ケイ素、黒色炭化ケイ素等の焼結体及び研磨剤製造プロジェクト
- 22 直径 400 ミリメートル及びそれ以下の各種結合剤グラインダー製造プロジェクト
- 23 直径 400 ミリメートル及びそれ以下の人造ダイヤモンドカッター製造プロジェクト
- 24 普通微小型ボールベアリング製造プロジェクト
- 25 10~35 キロボルト樹脂絶縁乾式変圧器製造プロジェクト
- 26 220 キロボルト及びそれ以下の高、中、低圧スイッチキャビネット製造プロジェクト
- 27 普通電気溶接棒製造プロジェクト
- 28 民用普通積算電力計製造プロジェクト

- 29 8.8 級以下の普通低標準ファスナー製造プロジェクト
- 30 100 立方メートル及びそれ以下のピストン式動力圧縮機製造プロジェクト
- 31 普通輸送ドライコンテナプロジェクト
- 32 20 立方メートル以下のスクリュー圧縮機製造プロジェクト
- 33 56 インチ及びそれ以下の単段遠心ポンプ
- 34 通用類 10 メガパスカル及びそれ以下の中低圧炭素鋼バルブ製造プロジェクト

十二 船舶

- 1 国の船舶工業中長期計画に組み入れられていない民用大型造船施設プロジェクト（ドック、船台の幅が 42 メートル以上又は 42 メートル、1 艘 10 万トン級及びそれ以上の船舶を建造できるドック、船台及び付帯造船施設を指す）
- 2 国の船舶工業中長期計画に組み入れられていない船舶用ディーゼルエンジン製造プロジェクト

十三 軽工業

- 1 国の「家庭用電気冷蔵庫電力消費量制限値及びエネルギー効率等級」の基準に達しない冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫（電気冷蔵庫、冷蔵ケース）プロジェクト
- 2 国の「電動洗濯機電力消費量制限値及びエネルギー効率等級」の基準に達しない洗濯機プロジェクト
- 3 国の「ルームエアコンディショナーエネルギー効率制限値及びエネルギー効率等級」の基準に達しないエアコンディショナープロジェクト
- 4 低質紙及び厚紙生産プロジェクト
- 5 ポリ塩化ビニル普通人工皮革生産ライン
- 6 超薄型（厚さ 0.015 ミリメートル未満）ポリ袋生産ライン
- 7 年間加工皮革枚数 10 万枚（牛革標準枚数に換算）以下の皮革製造プロジェクト
- 8 生産速度 1500 個／時未満のシングルフィラメント白熱灯生産ライン
- 9 普通中速度工業フラットミシンシリーズ生産ライン
- 10 普通中速度工業ロックミシンシリーズ生産ライン
- 11 デジタル料金はかりプロジェクト（精度が最大計量の 1/3000 未満、計量 15 キログラム以下）
- 12 デジタルトラックスケールプロジェクト（精度が最大計量の 1/3000 未満、計量 300 トン以下）
- 13 デジタル静態鉄道スケールプロジェクト（精度が最大計量の 1/3000 未満、計量 150 トン以下）
- 14 デジタル動態鉄道スケールプロジェクト（精度が最大計量の 1/3000 未満、計量 300 トン以下）

- 15 デジタルベルトスケールプロジェクト（精度が最大計量の 5/1000）
- 16 デジタルクレーンスケールプロジェクト（精度が最大計量の 1/1000 未満、計量 50 トン以下）
- 17 ばねばかりプロジェクト（精度が最大計量の 1/400 未満、計量 8 キログラム以下）
- 18 2 ピースアルミ製プルトップ缶プロジェクト
- 19 普通真空魔法瓶ガラス中瓶生産ライン
- 20 2 万トン／年以下のガラス瓶・缶生産ライン
- 21 合成脂肪族アルコールプロジェクト（オキソアルコール、チーグラー（Ziegler）アルコールを含み、水素添加油脂アルコールを含まない）
- 22 3 万トン／年以下のトリポリ磷酸ナトリウム生産ライン
- 23 のり式亜鉛マンガン電池プロジェクト
- 24 カドミウムニッケル電池プロジェクト
- 25 開口式普通鉛酸蓄電池プロジェクト
- 26 2000 トン／年以下の歯磨き粉プロジェクト
- 27 原料糖生産プロジェクト
- 28 北方海塩 100 万トン／年以下のプロジェクト、南方海塩塩田新設プロジェクト、岩塩 60 万トン／年以下のプロジェクト、湖塩 20 万トン／年以下のプロジェクト
- 29 白酒（蒸留酒）生産ライン
- 30 アルコール生産ライン（燃料エチルアルコールを除く）
- 31 伝統的製造工程、技術を使用する化学調味料生産ライン
- 32 サッカリン等化学合成甘味料生産ライン

十四 紡績

- 1 74 型染色及び仕上げ（dying and finishing）生産ライン

十五 たばこ

- 1 紙巻タバコ加工プロジェクト（改造プロジェクトを除く）

十六 消防

- 1 火災自動警報設備プロジェクト
- 2 消火器プロジェクト
- 3 炭酸水素ナトリウム粉末（BC）消火剤プロジェクト
- 4 防火ドアプロジェクト
- 5 消防水ホースプロジェクト
- 6 消火栓（室内、室外）プロジェクト

7 普通消防車（タンク付車両類、特定目的車両類）プロジェクト

十七 その他

- 1 用地境界線幅（緑化部分を含む）が次の基準を超える都市主要幹線道路プロジェクト。
小規模都市及び重点鎮は 40 メートル、中規模都市は 55 メートル、大都市は 70 メートル（人口 200 万人以上の大都市の主要幹線道路で 70 メートルを超える必要性が確かな場合は、都市総合計画において特に説明すること）
- 2 用地面積が次の基準を超える都市のレクリエーション集会広場プロジェクト。小規模都市及び重点鎮は 1 ヘクタール、中規模都市は 2 ヘクタール、大都市は 3 ヘクタール、人口 200 万以上の大都市は 5 ヘクタール。
- 3 別荘類の不動産開発プロジェクト
- 4 ゴルフ場プロジェクト
- 5 競馬場プロジェクト

第三類 廃止類

注：項目後ろの括弧内の年度は廃止期限である。廃止期限が 2006 年である場合、2006 年末までに廃止しなければならないことを指し、その他の年号にも準用する。廃止計画のある項目は、計画に従い廃止する。廃止期限又は廃止計画が示されていない項目は国の産業政策によりすでに廃止されたもの又は即時に廃止されるものである。

一 旧式の生産技術装備

（一）農林業

- 1 ウエット法纖維板生産技術（2006 年）
- 2 ドリップ法松ヤニ生産技術（2006 年）

（二）石炭

- 1 認可された鉱区計画に従って確定されていない井田範囲及び井田の年間生産能力（原文は「井型」）に建設された炭鉱
- 2 採鉱許可証、安全生産許可証、営業許可証、炭鉱長資格証、石炭生産許可証を取得していない炭鉱
- 3 国有炭鉱区の範囲（国有炭鉱採鉱登記により確認された範囲）内の各種の小規模炭鉱
- 4 単独堅坑の年間生産能力が 3 万トン/年を下回る規模の炭鉱井田（極端に薄い炭鉱地層を除く）（2007 年）
- 5 硫黄低減措置を行っておらず、かつ排出基準に達したユーザーのない高濃度硫黄石炭（硫黄含有率が 3% を超えるもの）を生産する炭鉱井田

- 6 現場で使用することができない高灰分石炭 (high-ash coal) (灰粉塵率が 40%を超えるもの) を生産する炭鉱井田
- 7 6AM、 ϕ M-2.5、PA-3 型石炭用浮遊選鉱機
- 8 PB2、PB3、PB4 型炭鉱用断爆高圧スイッチ
- 9 PG-27 型真空濾過機
- 10 X-1 型ボックス式圧力濾過機
- 11 ZYZ、ZY3 型液体圧力支柱
- 12 木製支柱

(三) 電力

- 1 大型電気ネットワークのカバー範囲内で稼働期間が満了した単機容量が 10 万キロワット以下の一般の石炭燃焼・気体凝縮型火力発電機一式
- 2 単機容量 5 万キロワット以下の一般の小型火力発電機一式
- 3 発電を主とする石油燃焼ボイラー及び発電機一式 (5 万キロワット以下)

(四) 石油、天然ガス及び化学工業

- 1 採鉱許可証を取得していない石油ガス田、国の石油ガス資源総合開発計画に合致しない石油ガス田
- 2 安全環境保護が国の基準に達しない製品油生産装置
- 3 100 万トン/年以下のガス用炭・ディーゼルオイルを生産する小型精油生産装置 (2005 年)
- 4 4 万トン/年以下の硫化鉄鉱制酸装置 (2005 年)
- 5 50 万本/年以下の斜交タイヤ、又は天然コットン・カーカスを骨格とするタイヤの生産ライン
- 6 1 万トン/年以下の乾燥造粒法カーボンブラック生産装置
- 7 1,000 トン/年以下の黄燐生産ライン
- 8 単独ライン 1 万トン/年以下のカルシウムを含むクロム燃焼化合物生産ライン
- 9 旧式の精油生産法
- 10 水銀法の苛性ソーダ生産
- 11 5,000 キロボルトアンペア (1 万トン/年以下) のカーバイトボイラー及び開放式カーバイトボイラー
- 12 排出が基準に達しないカーバイトボイラー
- 13 鉄粉還元法技術
- 14 シアン化ナトリウムを生産するアンモニアナトリウム法及びブラックシアニド技術
- 15 高中温ナトリウム法パラコート生産技術
- 16 農薬製品手作業包装 (瓶詰め) 設備

- 17 石墨陽極隔膜法苛性ソーダ
- 18 KDON-6000/6600 型冷蔵器工程エア分解設備
- 19 直火加熱塗料用樹脂生産技術
- 20 クロロフルオロカーボン類 (CFCs) 生産装置 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 21 主に四塩化炭素 (CTC) を生産する生産技術 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 22 四塩化炭素 (CTC) を加工補助剤とするすべての製品の生産技術 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 23 CFC-113 を加工補助剤とするフッ素を含む重合体の生産技術 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 24 クリーニングに用いる 1,1,1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) の生産装置 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 25 メチル臭素の生産装置 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 26 100 トン/年以下のサポニン (水解物を含む) の生産装置 (2007 年)
- 27 塩酸酸素分解法サポニン生産技術及び汚染物排出が基準に達しないサポニンの生産装置 (2006 年)
- 28 DDT を含むベンキの生産技術 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)
- 29 DDT を原料とするジコホルの非密封式生産技術 (国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する)

(五) 鉄鋼

- 1 旧式のコークス (改良コークス炉を含む)
- 2 炭化室の高度が 4.3m より小さいコークス炉 (3.2m 以上のスタンプコークス炉を除く)
(2007 年、西部地区は 2009 年)
- 3 旧式焼結鉱
- 4 熱焼結鉱
- 5 30 m²以下の焼結機 (2005 年)
- 6 100 m³以下の高炉
- 7 100~200 m³ (200 m³を含む) の高炉 (鉄合金高炉を含まず) (2005 年)
- 8 200~300 m³ (300 m³を含む) の高炉 (専門の鋳鉄管工場の高炉を含まず) (2007 年)
- 9 鋼棒、鋼塊又は連続鋳型素材を生産する工業周波数及び中周波数の感応炉
- 10 15 トン以下の転炉 (鉄合金転炉を含まず)
- 11 10 トン以下の電炉 (機械鋳造電炉を含まず)
- 12 溶鉱製鋼

- 13 15~20 トンの転炉（鉄合金転炉を含まず）（2005 年）
- 14 20 トンの転炉（鉄合金転炉を含まず）（2006 年）
- 15 10~20 トンの電炉（高合金及び機械鋳造の電炉を含まず）（2005 年）
- 16 20 トンの電炉（高合金及び機械鋳造の電炉を含まず）（2006 年）
- 17 二重ワイヤ材圧延機
- 18 横列式ワイヤ材圧延機
- 19 横列式小型圧延機
- 20 積層圧延薄板圧延機
- 21 一般鉄鋼初期圧延機及び分塊用中型圧延機
- 22 熱間圧延細鋼圧延機
- 23 3 ローラー式中板圧延機
- 24 直径 76mm 以下の熱間圧延・無縫合パイプ機一式
- 25 3 ローラー式ワイヤ材圧延機（特殊鋼の生産を含まず）（2005 年）
- 26 環境保護が基準に達していない冶金炉窯（2005 年）
- 27 手動操作の天然アスファルト・コールタール浸せき装置、鉱石原料と固体原料の混合燃焼、自然通風、手動操作の土縦窯、石炭を燃料とし、煙粉浄化が基準に達していない反射窯（2005 年）
- 28 3,200 キロボルトアンペア以下の鉱物熱電炉、3,000 キロボルトアンペア以下の半密封直流還元電炉、3,000 キロボルトアンペアの以下の精錬電炉（硅素カルシウム合金、電炉金属マンガン、硅素アルミニウム合金、硅素・カルシウム・バリウム・アルミニウム、タンゲステン鉄、フェロバナジン等の特殊品種の電炉を除く）
- 29 5,000 キロボルトアンペア以下の鉄合金鉱熱電炉（2005 年）
- 30 蒸気加熱こね混ぜ、反射式燃焼炉、交流石墨化炉、3,340 キロボルトアンペア以下の石墨化炉及びそのパラレルユニット(parallel unit)、最大出力電流 5 万アンペア以下の石墨化炉（2005 年）

（六）有色金属

- 1 國務院主管部門の認可を得ておらず、採鉱許可証を取得していないタンゲステン、錫、アンチモン、イオン型希土類元素等の国が採掘保護を実施する特定の鉱石種類の採鉱プロジェクト
- 2 國務院主管部門の建設認可を得ていないタンゲステン、錫、アンチモン、イオン型希土類精錬プロジェクト及びタンゲステン加工（硬質合金を含む）プロジェクト
- 3 マッフル炉、oke型炉、横型タンク、小型縦型タンク等による燃焼、簡易冷却設備による集塵等の旧式の方法を用いた亜鉛の製錬又は酸化亜鉛製品の生産
- 4 鉄窯及び土窯、蒸留タンク、るつぼ炉、及び簡易冷却集塵施設等の旧式の方式による水銀の製錬

- 5 土炉又はるつぼ炉による燃焼、簡易冷却設備による集塵等の旧式の方式を用いた酸化砒素又は金属砒素製品の製鍊
- 6 アルミニウム自然焙燒電解容器
- 7 炉床面積 1.5 m²以下の密封溶鉛炉を用いた銅製鍊技術及び設備
- 8 炉床面積 1.5~10 m²の密封焼却炉 (blast furnace) を用いた銅製鍊技術及び設備 (2006 年)
- 9 10 m²以上の密封溶鉛炉を用いた銅製鍊技術及び設備 (2007 年)
- 10 電炉、反射炉を用いた銅製鍊技術及び設備 (2006 年)
- 11 烟気制酸乾燥法浄化及び熱濃酸洗浄技術
- 12 「2人交替」式有色金属圧延機
- 13 地下炉、るつぼ炉、赫氏炉等の旧式の方式を用いたアンチモン製鍊技術及び設備
- 14 焼結鍋、製鍊盤、簡易の高炉等の旧式の方式を用いた鉛製鍊技術及び設備
- 15 るつぼ炉を利用したアルミ合金、鉛の溶解リサイクル技術 (2005 年)

(七) 黄金

- 1 水銀混合冶金技術
- 2 小型浸せき、小型堆積浸せき、小型製鍊技術
- 3 国務院主管部門の認可を得ず、黄金鉱山採掘許可証、採鉱許可証を取得していない採鉱プロジェクト

(八) 建材

- 1 6 機以下の垂直引上フラットガラスの生産ライン
- 2 フラットガラス普通水平引き技術生産ライン及び溶解量 100 トン/日以下の「格法」水平引き生産ライン
- 3 窯直径 2.2m 以下のセメント機械化立窯生産ライン
- 4 非重複膜プラスチックセメント包装（袋）生産ライン
- 5 70 万 m²/年以下の中低レベルの建築セラミックタイル、20 万件/年以下の低レベルの衛生セラミックの生産ライン
- 6 400 万 m²/年以下の紙石膏ボードの生産ライン
- 7 200 万 m²/年以下の変性コールタール防水ロール材の生産ライン (2006 年)
- 8 窯直径 2.5m 以下のセメント乾燥法中空窯（特殊セメントの生産を除く）
- 9 直径 1.83m 以下のセメントパウダー研磨設備
- 10 セメント窯（卵形窯）、一般の立窯
- 11 衛生セラミック土窯、反射窯、多穴窯、石炭燃焼炎トンネル窯、断熱トンネル窯、ボックス付衛生セラミックトンネル窯の建設
- 12 建築セラミックタイル成型用の摩擦ブリックプレス

- 13 石灰土の立窯
- 14 セラミック製るつぼを用いたガラスファイバー生産技術及び設備
- 15 18門以下のレンガ・瓦製輪窯及び立窯、屋根なし輪窯、蹄型窯等の土窯
- 16 400型以下の一般のレンガ押出機
- 17 450型の一般的なレンガ積み込み機（2006年）
- 18 SJ1580-3000 双軸、単軸ミキサー
- 19 SQP400500-700500 ダブルローラークラッシャー
- 20 1000型の一般カッター
- 21 100トン以下のフライス式ブリックプレス
- 22 手動式壁ボード生産ライン
- 23 簡易移動式コンクリートブロック成型機、付着式振動成型機（2005年）
- 24 単ユニット1万m³/年以下のコンクリートブロック固定式成型機、単ユニット10万m²/年以下のコンクリート舗装ブロック固定式成型機
- 25 人工流し込み、非機械成型の石膏（中空）ブロック生産技術
- 26 100万ロール/年以下のアスファルト紙ベースフェルトの生産ライン
- 27 真空加圧法及びガス一段階精錬法（one-step method）の石英ガラスの生産技術設備
- 28 6×600トンの六面ループ小型プレス機による人造ダイヤモンドの生産
- 29 手動切断で、蒸気圧力保護を施さない多孔質コンクリートの生産ライン
- 30 採鉱許可証を取得していない又は環境保護、安全生産要求に合致しない、非機械化による非金属鉱山の採掘

(九) 医薬

- 1 手動のカプセル注入技術
- 2 コルク栓ろう密封薬品包装技術
- 3 GMPの要求に合致しないアンプル注入密封機
- 4 タワー式重複蒸留水機
- 5 淨化設備のない熱風乾燥ボックス
- 6 労働保護、三廃予防が国の基準に達していない原料薬の生産装置（2006年）

(十) 機械

- 1 熱処理鉛バス炉（lead bath furnace）
- 2 熱処理塩化バリウム塩基溶解炉（高温の塩化バリウム塩基溶解炉については暫定的に廃止を見合わせる）
- 3 TQ60、TQ80 タワー式クレーン
- 4 QT16、QT20、QT25 やぐら用簡易タワー式クレーン
- 5 KJ1600/1220 単筒巻き上げ機

- 6 3000 キロボルトアンペア以下の一般の褐色アルミナ製鍊炉
- 7 3000 キロボルトアンペア以下の炭化ケイ素製鍊炉
- 8 強制駆動式簡易エレベーター
- 9 クロロフルオロカーボン類 (CFCs) を膨張剤とする煙線膨張設備の生産ライン（国の国際条約履行総合計画に従い廃止する）

(十一) 軽工業

- 1 5 万トン/年以下の塩、湖塩及び北方海塩の真空製造装置
- 2 岩塩にがり、天然ガス田を利用し、かつ平板、日干しを利用した塩製造装置
- 3 1 万トン/年以下の南方海塩製造装置
- 4 年間加工皮革 3 万枚（牛皮を枚数基準とする）以下の皮革製造装置
- 5 300 トン/年以下の印刷用インク生産装置（ハイテク技術を利用し、汚染のないものを除く）
- 6 毎分の生産能力が 100 瓶（瓶容量は 250 ミリリットル以下とする）より少ない炭酸飲料の生産ライン
- 7 1.7 万トン/年以下の化学のりの生産ライン
- 8 3.4 万トン/年以下のストローパルプの生産装置（2007 年）
- 9 クロロフルオロカーボン類 (CFCs) を発泡剤とするポリウレタン泡沫プラスチック製品、ポリエチレン、ポリスチロール抽出泡沫プラスチックの生産技術（国の国際条約履行総合計画要求に従い廃止する）
- 10 クロロフルオロカーボン類 (CFCs) を発泡剤又は冷凍剤とする冷蔵ボックス、冷蔵庫、自動車エアコン、工業商業用冷蔵、冷凍設備の生産ライン（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 11 四塩化炭素 (CTC) を洗浄剤とする生産技術（（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 12 CFC-113 を洗浄剤とする生産技術（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 13 メチルクロロホルム (TCA) を洗浄剤とする生産技術（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 14 自動車塩溶解溶接炉
- 15 メタルプリント缶製造業のはんだ付技術
- 16 マッチ棒の配列、取り出し生産技術
- 17 マッチ棒の整理機、配列機、取り出し機
- 18 流し込み式釘製造機
- 19 打ち込み式金網織機

(十二) 紡績

- 1 建国前に生産された精紡機
- 2 頭文字「1」のすべての精紡機
- 3 1979年以前に生産された A512、A513 シリーズ精紡機
- 4 B581、B582 型梳毛精紡機
- 5 BC581、BC582 型粗紡精紡機
- 6 B591 刺繡糸精紡機
- 7 使用期限が 20 年を超える各種の国産の毛糸精紡機
- 8 B601、B601A 型毛糸より機
- 9 ローラー長さ 1000mm 以下の皮ローラー式棉繰り機（長棉種子加工を除く）
- 10 鋸片 80 以下の鋸歯式棉繰り機
- 11 圧力 200 トン以下の原棉包装機（160 トンの短棉包装機を含まず）
- 12 1332SD 高速糸巻き機
- 13 BC272、BC272B 型スリット梳毛機
- 14 B701A 型刺繡糸巻き取り機
- 15 B311C、B311C (CZ)、B311C (DJ) 型精密梳毛機
- 16 1511M-105 織機
- 17 K251、K251A 型絹織機
- 18 Z144 型小型ジャカード綾織機械
- 19 GE186 型ジャカードパイルループ機械
- 20 Z261 型人工毛皮機
- 21 LMH551 型フラットスクリーン捺染機
- 22 LMH571 型ロータリースクリーン捺染機
- 23 LMH303、303B、304、304B-160 型熱熔解染色機
- 24 LMH731-160 型熱風吹き付けテンター
- 25 LMH722M-180、LMH722D-180 型タンブラー乾燥定型機
- 26 ZD647、ZD721 型自動糸繰り機
- 27 D101A 自動糸繰り機
- 28 ZD681 型垂直糸繰り機
- 29 DJ561 型絹紡毛機

(十三) 印刷

- 1 すべての鉛活版製造技術
- 2 すべての鉛活版印刷技術
- 3 ZD201、ZD301 型シリーズモノタイプ
- 4 TH1 型自動ラインキャスティングマシン

- 5 ZT102 型シリーズラインキャスティングマシン
- 6 ZDK101 型母型彫刻機
- 7 KMD101 型母型彫刻刀研磨機
- 8 AZP502 型半自動型ハンドソート漢字タイプセッティングマシン
- 9 ZSY101 型半自動漢字タイプセッティングマシン
- 10 TZP101 型アルファベット・ライン文字タイプセッティングマシン
- 11 ZZP101 型漢字自動タイプセッティングマシン
- 12 QY401、2QY404 型シリーズ電動式活版印刷鉄植機
- 13 QYSH401、2QY401、DY401 型手動式活版印刷鉄植機
- 14 YX01、YX02、YX03 型シリーズ紙型定型機 (paper stereotyping)
- 15 HX01、HX02、HX03、HX04 型シリーズ紙型乾燥機
- 16 PZB401 型フラットステロタイプ鉄造印刷機
- 17 JB01 型ステロタイプ鉄造機
- 18 YZB02、YZB03、YZB04、YZB05、YZB06、YZB07 型シリーズステロタイプ鉄造印刷機
- 19 RQ02、RQ03、RQ04 型シリーズポンプ式鉛溶解炉
- 20 BB01 型活版機
- 21 YGB02、YGB03、YGB04、YGB05 型円形ステロタイプ活版機
- 22 YTB01 型円形ステロタイプボーリング製版機
- 23 YJB02 型円形ステロタイプ鋸製版機
- 24 YXB04、YXB05、YXB02 型シリーズ円形ステロタイプ修正機
- 25 P401、P402 型シリーズ四裁フラットプレスプリンター
- 26 P801、P802、P803、P804 型シリーズ八裁フラットプレスプリンター
- 27 PE802 型見開きページプリンター
- 28 TE102、TE105、TE108 型シリーズ全判自動二回転フラットプリンター
- 29 TY201 型半裁単色一回転フラットプリンター
- 30 TY401 四裁単色一回転フラットプリンター
- 31 TY4201 型四裁一回転二色プリンター
- 32 TT201、TZ201、DT201 型半裁手動給紙トップシリンダ・プリンター
- 33 TT202 型半裁自動停止・回転トップシリンダ・プリンター
- 34 TZ202 型半裁半自動トップシリンダ・プリンター
- 35 TZ401、Tzs401、DT401 四裁半自動トップシリンダ・プリンター
- 36 TT402、TT403、TT405、DT402 型四裁自動トップシリンダ・プリンター
- 37 TR801 型シリーズ縦型フラットプリンター
- 38 LP1101、LP1103 型シリーズフラット紙全判単面ローラープリンター
- 39 LP1201 型フラット紙全判両面ローラープリンター

- 40 LP4201 型フラット紙四裁二色ローラープリント
- 41 LSB201 (880×1230mm) 及び LS201、LS204 (787×1092mm) 型巻取紙書籍用輪転印刷機
- 42 LB203、LB205、LB403 型巻取紙新聞用輪転印刷機
- 43 LB2405、LB4405 型巻取紙二層二組新聞用輪転印刷機
- 44 LBS201 型巻取紙書籍・新聞両用輪転印刷機
- 45 K.M.T 型自動活字铸造植字機
- 46 PH-5 型漢字植字機
- 47 ボール振動校正刷り製版機 (DIA PRESS 印刷機)
- 48 1985 年より前に生産された国産の版型写真機
- 49 1985 年より前に生産された手動写植機
- 50 遠心コーティングマシーン
- 51 J1101 シリーズ全判単色オフセット印刷機 (印刷速度は 4000 枚/時以下)
- 52 J2101、PZ1920 シリーズ半裁単色オフセット印刷機 (印刷速度は 4000 枚/時以下)
- 53 PZ1615 シリーズ四裁単色オフセット機 (印刷速度は 4000 枚/時以下)
- 54 YPS1920 シリーズ両面単色オフセット機 (印刷速度は 4000 枚/時以下)
- 55 W1101 型全判自動凹版印刷機
- 56 AJ401 型ロール紙片面四色凹版印刷機
- 57 DJ01 型並製本綴じ運動機
- 58 PRD-01、PRD-02 型並製本綴じ運動機
- 59 DBT-01 型並製本有線綴じ、包装、アイロン綴じ運動機
- 60 溶剤型瞬間塗装カバー機
- 61 QZ101、QZ201、QZ301、QZ401 型ペーパーカッター
- 62 MD103A 型研磨機

(十四) 消防

- 1 火災探知機手動差込・溶接エレメントの生産技術

(十五) その他

- 1 シアンを含む電気メッキ技術 (金メッキ、銀、銅基合金及び銅メッキ底打ち技術は暫定的に廃止を見合わせる)
- 2 シアンを含む亜鉛沈殿技術

二 旧式製品

(一) 石油、天然ガス及び化学工業

- 1 ポリ塩化ビフェニル (農薬)

- 2 ニトロフェン（農薬）
- 3 クロルジメホルム（農薬）
- 4 クロルデン（農薬）
- 5 ヘプタクロル（農薬）
- 6 テトラマイン（農薬）
- 7 フルオロアセトアミド（農薬）
- 8 フルオロ酢酸ナトリウム（農薬）
- 9 DBCP（農薬）
- 10 スルホテップ（蘇化 203）（農薬）
- 11 ホスファミドン（農薬）
- 12 Gliftor、シラトラン（農薬）
- 13 107 塗料
- 14 変性でんぶん塗料
- 15 変性繊維塗料
- 16 挥発性有機物含有量が 200g/l を超える、又は遊離ホルムアルデヒド含有量が 0.1g/kg を超える室内装飾用の水性塗料(建築物、木製家具を含む)
- 17 溶解性金属鉛含有量が 90mg/kg を超える、又はカドミウム含有量が 75mg/kg を超える、又はクロム含有量が 60mg/kg を超える、又は水銀含有量が 60mg/kg を超える室内装飾用塗料(建築物、木製家具を含む)
- 18 挥発性有機物含有量が 700g/l を超える、又は遊離イソシアヌ酸エステル含有量が 0.7% を超える室内装飾用の溶剤型木製家具塗料
- 19 ポリビニルアルコール・ウォーターガラス内壁塗料(106 内壁塗料)
- 20 カラー内壁塗料(樹脂はニトロセルロースを主とし、溶剤はキシロールを主とする O/W 型塗料)
- 21 塩化ビニル-ポリ塩化ビニリデンの外壁塗料
- 22 タール型ポリウレタン防水塗料
- 23 水性ポリ塩化ビニル・タール型防水塗料
- 24 ポリビニルアルコール及びその濃縮アルデヒド類の内外壁塗料
- 25 ポリ酢酸ビニル乳液類(EVA 乳液を含む)の外壁塗料

- 26 ポリ塩化ビニル建築防水接合材料（タール型）
- 27 ベンジダンイン及びベンジダンイン型アゾ基染料
- 28 ソフト構造自転車タイヤ
- 29 DDT（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 30 ヘキサクロロシクロヘキサン（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）
- 31 マイレックス（国の国際条約履行総合計画の要求に従い廃止する）

(二) 鉄道

- 1 C50 型無蓋貨車
- 2 P50 型有蓋貨車
- 3 N60 型長物車
- 4 G50 型軽油タンク車
- 5 東風 1、2、3 型ディーゼル機関車

(三) 鉄鋼

- 1 工業周波炉及び中周波炉等で生産される棒状鉄鋼、工業周波炉及び中周波炉で生産される鋼塊又は連続製鍊用粗材、並びにこれを原料として生産される鋼材製品
- 2 熱間圧延ケイ素鋼鉄片
- 3 25A 空洞窓用鉄枠
- 4 I 級ネジ山鉄筋製品（2005 年）

(四) 有色金属

- 1 銅線レバー（ブラックレバー）

(五) 建材

- 1 アルカリ性に弱いガラス繊維又は低アルカリ性でないセメントを用いて生産されたガラス繊維補強セメント（GRC）の中空パネル
- 2 セラミック製るつぼ伸線により生産されたガラス繊維補強プラスチック（強化プラスチック）製品
- 3 25A 空洞窓用鉄枠
- 4 S-2 型コンクリート鉄道用枕木
- 5 1 回の洗浄用水量が 9 リットル以上の便器
- 6 角閃石アスベスト（即ち、青アスベスト）
- 7 一般の二層ガラスプラスチックドア窓及び単腔構造型のプラスチックドア窓

- 8 二次加熱複合成型技術生産を用いたポリエチレン・ポリプロピレン類の複合防水ロール材、ガラス繊維ネット（高アルカリ性）複合タイヤ、ポリ塩化ビニル防水ロール材（S型）

（六）医薬

- 1 鉛錫軟膏パイプ
- 2 粉末注射剤包装用アンプル
- 3 薬用天然ゴム栓（このうち、注射剤、注射用ペニシリン（ナトリウム塩、カリウム塩）、基礎点滴については直ちに廃止し、その他の大容量の注射剤の廃止期限は2005年度末とする）
- 4 ストレートネックアンプル

（七）機械

- 1 T100、T100A ブルトーザー
- 2 ZP-II、ZP-III 乾燥式スプレーマシン
- 3 WP-3 掘削機
- 4 0.35 m³以下のエア駆動掘り取り機
- 5 鉱山用ワイヤー打ち込み式ボーリング
- 6 BY-40 石油ボーリング
- 7 直径1.98mの水性ガス発生炉
- 8 CER ベローズ・シリーズ
- 9 熱電対（分度番号 LL-2、LB-3、EU-2、EA-2、CK）
- 10 熱電抵抗（分度番号 BA、BA2、G）
- 11 DDZ-I型電動ユニットコンビネーションメーター
- 12 GGP-01A型ベルト式秤
- 13 BLR-31型計量センサー
- 14 WFT-081 放射感温機
- 15 WDH-1E、WDH-2E 光電温度計
- 16 BC シリーズ単波形管差圧計
- 17 LCH-511、YCH-211、LCH-311、YCH-311、LCH-211、YCH-511型環状式差圧計
- 18 EWC-01A型長図電子電位差計
- 19 PY5型デジタル温度計
- 20 XQWA型線形自動バランス表示計
- 21 ZL3型X-Y記録計
- 22 DBU-521、DBU-521C型液位トランスマッター
- 23 JO2、JO3シリーズ小型シンクロナス電動機

- 24 JDO2、JDO3 シリーズ変極、多速三相シンクロナス電動機
- 25 YB シリーズ断爆型三相シンクロナス電動機（エンジンベースサイズ 63-355mm、電圧 666 ボルト以下）
- 26 DZ10 シリーズプラスチックケース断路器
- 27 DW10 シリーズキャビネット断路器
- 28 CJ8 シリーズ交流接続器
- 29 QC10、QC12、QC8 シリーズ起動器
- 30 JR0、JR9、JR14、JR15、JR16-A、B、C、D シリーズ熱継電器
- 31 電動機駆動旋回直流アーク溶接機全シリーズ
- 32 GGW シリーズ中間周波数無芯センサー溶解精錬炉
- 33 B 型、BA 型 1 段式 1 吸気口アーム式遠心ポンプシリーズ
- 34 F 型 1 段式 1 吸気口耐腐食ポンプシリーズ
- 35 GC 型低圧ボイラーグ給水ポンプ
- 36 JD 型長軸深井ポンプ
- 37 KDON-3200/3200 型冷蔵器全低圧工程エア分離設備
- 38 KDON-1500/1500 型冷蔵器（パイプ式）全低圧工程エア分離設備
- 39 KDON-1500/1500 型パイプパネル式全低圧工程エア分離設備
- 40 3W-0.9/7（環状バルブ）エアコンプレッサー
- 41 C620、CA630 一般旋盤
- 42 X920 キ一溝フライス盤
- 43 B665、B665A、B665-1 型削り盤
- 44 D6165 電気スパーク成型旋盤
- 45 D6185 電気スパーク成型旋盤
- 46 D5540 電気パルス旋盤
- 47 J53-400 ダブルディスク摩擦プレス
- 48 J53-630 ダブルディスク摩擦プレス
- 49 J53-1000 ダブルディスク摩擦プレス
- 50 Q11-1.6×1600 パネルカッター
- 51 Q51 自動車クレーン
- 52 TD62 型固定式ベルトコンベア
- 53 3 トン直流架線式井田地下鉱山用電気機関車
- 54 A571 単梁クレーン
- 55 4146 ディーゼルエンジン
- 56 高速断路器：DS3-10、DS3-30、DS3-50（1000、3000、5000A）、DS10-10、DS10-20、DS10-30（1000、2000、3000A）
- 57 BX1-135、BX2-500 交流アーク溶接機

- 58 AX1-500、AP-1000 直流アーク電動発電機
- 59 SX シリーズボックス式電気抵抗炉
- 60 単相電気メーター：DD1、DD5、DD5-2、DD5-6、DD9、DD10、DD12、DD14、DD15、DD17、DD20、DD28
- 61 SL7-30/10～SL7-1600/10、S7-30/10～S7-1600/10 配電変圧器
- 62 ナイフスイッチ：HD6、HD3-100、HD3-200、HD3-400、HD3-600、HD3-1000、HD3-1500
- 63 ボイラーグ水ポンプ：DG270-140、DG500-140、DG375-185
- 64 熱動力式排水バルブ：S15H-16、S19-16、S19-16C、S49H-16、S49-16C、S19H-40、S49H-40、S19H-64、S49H-64
- 65 0.4-0.7 トン/時縦式水道管固定火格子形ボイラ（二層固定火格子形ボイラを除く）

- 66 動力用往復式エアコンプレッサー：1-10/8、1-10/7型
- 67 高圧遠心通風機：8-18 シリーズ、9-27 シリーズ
- 68 X52、X62W320×150 昇降台フライス盤
- 69 J31-250 機械プレス
- 70 TD60、TD72 型固定式ベルトコンベア
- 71 燃料油量制限器（略称：油量制限器）を備え付けていない単シリンダー・ディーゼル機を動力装置とする農業用輸送車（生産と販売を指す）
- 72 E135 二行程中速ディーゼル機（2、4、6 シリンダーの三種類のモデルを含む）
- 73 TY1100 型単シリンダー縦式水冷却直噴射式ディーゼル機
- 74 165 単シリンダー横型蒸発水冷却、余熱室ディーゼル機
- 75 違法改造車及び廃棄期限の到来した車両

（八）軽工業

- 1 水銀電池（酸化水銀旧電池及び亜鉛水銀電池）
- 2 使い捨て発泡スチロール食器
- 3 直接排出式燃料ガス湯沸器
- 4 重クロム酸カリウムを含むマッチ
- 5 螺旋昇降式（鋳鉄）注水口
- 6 回版印刷を用いたアニリンインク
- 7 注水口が排出口の水面より低い、引き上げ直下式便器の水タンク部品
- 8 鋳鉄打ち止めバルブ

（九）紡績

- 1 H112、H112A 型ウール分離整理機

- 2 B751 型毛糸玉製造機
- 3 1332 シリーズ糸巻き機

(十) 消防

- 1 ブロモクロロジフルオロメタン消火剤（略称：1211 消火剤）（2005 年）
- 2 ブロモトリフルオロメタン消火剤（略称：1301 消火剤）（2010 年）
- 3 簡易式 1211 消火器
- 4 携帯式 1211 消火器（2005 年）
- 5 押し車式 1211 消火器（2005 年）
- 6 携帯式化学泡沢消火器
- 7 携帯式酸アルカリ消火器

(十一) その他

- 1 59、69、72、TF-3 型防毒マスク